中野区地域防災計画

別冊資料

令和６年修正
（第 43 次修正）

中野区防災会議

目次

資料第　1　中野区防災会議委員 1
資料第　2　中野区の被害想定 3
資料第　3　被害想定手法 11
資料第　4　身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相 14
資料第　5　地震に関する地域危険度調査結果（第９回） 19
資料第　6　防災体験デーの実施状況 22
資料第　7　中野区総合防災訓練・災害医療救護訓練実施年度一覧 24
資料第　8　防災広場一覧 26
資料第　9　防災活動拠点一覧（地域防災会別） 27
資料第　10　地域自主訓練等実施状況 31
資料第　11　青年を対象とした防災訓練・講習会等の実施状況 32
資料第　12　区内の木密地域等 35
資料第　13　中野区地域防災計画と各行動計画等の関係 36
資料第　14　区内の道路 37
資料第　15　区内の橋梁 37
資料第　16　木造住宅密集地域の整備事業等実施状況 37
資料第　17　地区計画制度実施状況 38
資料第　18　都市防災不燃化促進事業実施状況 38
資料第　19　防災生活圏促進事業実施状況 39
資料第　20　市街地再開発事業実施状況 39
資料第　21　共同建築物への誘導実施状況 39
資料第　22　平和の森公園防災施設 40
資料第　23　江古田の森公園防災施設 41
資料第　24　中野四季の森公園防災施設 42
資料第　25　白鷺せせらぎ公園防災施設 43

資料第　26　南台いちょう公園防災施設 44
資料第　27　本五ふれあい公園防災施設 45
資料第　28　本二東郷やすらぎ公園防災施設 46
資料第　29　川島公園防災施設 47
資料第　30　広町みらい公園防災施設 48
資料第　31　高層建築物の現況 49
資料第　32　地域防災会結成状況 54
資料第　33　中野区災害対策本部組織図（震災） 55
資料第　34　中野区防災センター配置図 57
資料第　35　中野区情報処理室配置図（庁舎移転後） 58
資料第　36　各機関の概況等 59
資料第　37　災害救助法による救助の程度・方法及び期間 68
資料第　38　無線情報連絡系統図 73
資料第　39　中野区防災行政無線固定系屋外拡声子局所在地一覧 74
資料第　40　被害程度の認定 75
資料第　41　救急医療機関一覧 77
資料第　42　区内プール容量現況 78
資料第　43　消防署管内別水利現況 79
資料第　44　消火器等配置状況（地域別） 79
資料第　45　危険物保管施設等現況 80
資料第　46　中野区内の常備消防力（車両内訳） 80
資料第　47　消防団標準資材一覧 80
資料第　48　消防団分団本部施設・分団格納庫一覧 81
資料第　49　区の広域避難場所の地区割当 82
資料第　50　中野区の広域避難場所配置図 83
資料第　51　避難所一覧及び収容想定人数 84
資料第　52　備蓄倉庫・避難所備蓄倉庫設置場所一覧 87

資料第　53　避難所資機材倉庫標準配備一覧 88
資料第　54　防災用資機材配備状況一覧（避難所配備分除く） 88
資料第　55　中野区の災害対策用備蓄物資等一覧 89
資料第　56　二次避難所一覧 90
資料第　57　道路障害物除去路線図 92
資料第　58　交通規制関係書類様式 93
資料第　59　区庁有車緊急通行車両等事前届出済み車両一覧 96
資料第　60　災害時供給車両（東京都トラック協会中野支部） 96
資料第　61　区施設等受水槽容積一覧 97
資料第　62　防災用井戸（生活用水）設置一覧 99
資料第　63　井戸水提供の家一覧（町別確保数） 100
資料第　64　災害時医療救護マップ 101
資料第　65　区内透析医療機関一覧 102
資料第　66　区内産科医療機関及び助産所一覧 103
資料第　67　医療資器材７点セット備蓄場所一覧 104
資料第　68　医療資器材７点セット一覧 105
資料第　69　医療救急セット一覧 111
資料第　70　医療救急カバン内容一覧 113
資料第　71　病院前トリアージ用資機材 114
資料第　72　災害用備蓄医薬品一覧 115
資料第　73　火葬場一覧 116
資料第　74　災害復旧関係融資等の制度の内容 117
資料第　75　被災者生活再建支援金の支給 119
資料第　76　激甚災害指定 120
資料第　77　局地激甚災害指定 122
資料第　78　激甚法に定める事業及び関係局 123

資料第　79　浸水想定区域内要配慮者施設及び地下街等（地下駅含む）一覧と土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧 125
資料第　80　土砂災害時避難指示等発令基準 129
資料第　81　中野区水防土のう備蓄表 131
資料第　82　第三建設事務所水防用備蓄資器材 132
資料第　83　中野区水防用品保管一覧表 133
資料第　84　中野区災害対策本部組織図（風水害） 135
資料第　85　都の水防組織図 136
資料第　86　第三建設事務所水防組織図 137
資料第　87　中野区風水害タイムライン 138
資料第　88　雨量局等設置場所一覧 140
資料第　89　河川情報システム現況配置図 142
資料第　90　警報・注意報発表基準一覧表（中野区） 143
資料第　91　気象情報伝達系統図 144
資料第　92　神田川･妙正寺川洪水予報の種類、内容及び発表基準 145
資料第　93　洪水予報伝達系統図 145
資料第　94　善福寺川水位周知の種類と発表基準 146
資料第　95　水位周知伝達系統図 146
資料第　96　土砂災害警戒情報伝達系統図 147
資料第　97　洪水時避難指示等発令基準 148
資料第　98　水害時避難所一覧 151
資料第　99　土砂災害時避難所一覧 152
資料第　100　舟艇 152
資料第　101　水防活動報告表等 153
資料第　102　水防工法 155
資料第　103　協定締結一覧 156
資料第　104　東京都及び区市町村相互間の災害時協力協定書（東京都及び区市町村） ... 160

資料第　105　特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定（特別区）..... 162
資料第　106　防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書（特別区）..... 165
資料第　107　中野区防災用高所カメラシステム設置に関する覚書（㈱NTT ドコモ）..... 167
資料第　108　防災用高所カメラ映像の配信に関する協定書（東京消防庁野方消防署）... 171
資料第　109　防災用高所カメラ映像の配信に関する協定書（東京消防庁中野消防署）... 173
資料第　110　防災用高所カメラ映像の配信に関する協定書（警視庁野方警察署）..... 175
資料第　111　防災用高所カメラ映像の配信に関する協定書（警視庁中野警察署）..... 177
資料第　112　東京都中野区と長野県中野市との非常災害時等における相互応援に関する協定（長野県中野市）..... 179
資料第　113　災害時における相互応援に関する協定書（福島県田村市）..... 181
資料第　114　災害時における相互応援に関する協定書（山梨県甲州市）..... 182
資料第　115　災害時における相互応援に関する協定書（青森県青森市）..... 184
資料第　116　災害時における相互応援に関する協定書（茨城県常陸太田市）..... 186
資料第　117　災害時における相互応援に関する協定書（群馬県みなかみ町）..... 188
資料第　118　災害時における相互応援に関する協定書（青森県黒石市）..... 190
資料第　119　災害時における相互応援に関する協定書（千葉県館山市）..... 192
資料第　120　災害時における相互応援に関する協定書（福島県喜多方市）..... 194
資料第　121　災害時における相互応援に関する協定書（山形県山形市）..... 196
資料第　122　災害時における相互支援に関する協定（（社福）中野区社会福祉協議会）. 198
資料第　123　災害時における相互支援に関する協定書（中野区国際交流協会）..... 200
資料第　124　災害時の医療救護活動についての協定書（（一社）中野区医師会）..... 202
資料第　125　災害時の歯科医療救護活動についての協定書（（社）東京都中野区歯科医師会）..... 204
資料第　126　災害時における応急措置用薬品等の優先供給に関する協協定書（（社）中野区薬剤師会）..... 207
資料第　127　災害時の医療救護活動についての協定書（（社）中野区薬剤師会）..... 209

資料第　128　災害時における医療（応急）救護活動に関する協定書（東京都柔道整復師会中野支部）..... 211
資料第　129　災害時における救護活動等についての協定書（（公社）東京都助産師会新宿・中野・杉並地区分会）..... 213
資料第　130　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（医薬品等卸売り業者）215
資料第　131　災害時における区と獣医師会との協力に関する協定書（(社)獣医師会中野支部）..... 217
資料第　132　災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書（東京都米穀小売商業組合中野支部）..... 220
資料第　133　災害時における応急物資の調達に関する協定書（中野区商店街連合会）... 222
資料第　134　災害時における食料品等の供給に関する協定書（㈱コモディイイダ）..... 224
資料第　135　災害時における給食の供給に関する協定書（学校法人織田学園）..... 225
資料第　136　災害時における食料品供給に関する協定書（㈱サカガミ）..... 226
資料第　137　災害時の物資供給及び街頭消火器の設置協力に関する覚書（㈱セブン・イレブン・ジャパン）..... 227
資料第　138　給水施設の維持管理及び運用に関する協定書（東京都）..... 229
資料第　139　災害時における給水協力に関する協定書（東京建物㈱）..... 230
資料第　140　災害時における飲料水の優先供給に関する協定（東京キリンビバレッジサービス㈱）..... 232
資料第　141　備蓄飲料の無償提供に関する覚書（キリンビバレッジ㈱）..... 234
資料第　142　災害時における自販機内在庫商品提供に関する覚書（キリンビバレッジ㈱、東京キリンビバレッジサービス㈱）..... 235
資料第　143　災害時における被災者入浴支援等に関する協定書（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合）..... 236
資料第　144　中野区立平和の森公園への電力供給に関する協定書（都下水道局）..... 238
資料第　145　震災時のし尿受入れ人孔の使用及びマンホール用トイレ設置に関する覚書（都下水道局）..... 239
資料第　146　災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受け入れに関する覚書（都下水道局）..... 240

資料第　147　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（㈱ゼンリン）..... 241
資料第　148　災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定（（一社）日本福祉用具供給協会）..... 243
資料第　149　災害時における段ボールベッド等の優先供給に関する協定（興亜紙業㈱）245
資料第　150　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（全東京葬祭業連合会）..... 247
資料第　151　災害時における消毒車両供給に関する協定（（社）東京都ペストコントロール協会）..... 249
資料第　152　災害時における消毒業務に関する協定書（災害時消毒業務協定業者）..... 251
資料第　153　災害時における物流業務の協力に関する協定書（（一社）東京都トラック協会中野支部..... 252
資料第　154　災害時における軽自動車による緊急輸送業務の協力に関する協定書（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部）..... 255
資料第　155　災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書（中野区リサイクル協同組合）..... 257
資料第　156　災害時における応急対策活動の協力に関する協定書（宮園自動車㈱）..... 259
資料第　157　災害時における緊急輸送業務に関する協定書（個人タクシー協会・協同組合の各事業者）..... 261
資料第　158　災害時における緊急物資輸送等に関する協定（佐川急便㈱関東支店）..... 263
資料第　159　災害時におけるバス利用等に関する協定（関東バス㈱）..... 266
資料第　160　災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定書（㈱ジェイコム東京杉並・中野局）..... 268
資料第　161　災害時における燃料等の優先供給等に関する協定書（東京都石油商業組合杉並中野支部）..... 270
資料第　162　災害時における応急対策業務に関する協定書（中野土木防災協力会）..... 272
資料第　163　災害時における応急対策業務に関する協定（中野区内小規模建設事業者団体連絡会）..... 274
資料第　164　災害時における応急対策業務に関する協定書（中野電設防災協力会）..... 276
資料第　165　災害時における応急対策業務に関する協定書（中野建設まちづくり協議会）278

資料第　166　災害時における応急対策業務に関する協定（中野区造園緑化業協会）..... 280
資料第　167　災害時における応急措置業務に関する協定書（東京都畳工業協同組合中野支部）..... 282
資料第　168　災害時における車両除去等応急対策業務の協力に関する協定書（東京都自動車整備振興会城西支部）..... 284
資料第　169　災害時における応急対策業務に関する協定（全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合中野支部）..... 286
資料第　170　災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定書（中野防災協力管栄会）..... 288
資料第　171　災害時における資機材等の提供に関する覚書（中野警察署、中野土木防災協力会）..... 290
資料第　172　災害時における資機材等の提供に関する覚書（野方警察署、中野土木防災協力会）..... 291
資料第　173　災害時における停電復旧及び啓発作業の相互協力に関する協定（東京電力パワーグリッド㈱荻窪支社）..... 292
資料第　174　災害時等における防災情報の放送業務等に関する協定書（㈱ジェイコム東京杉並・中野局）..... 294
資料第　175　災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー(株)）..... 296
資料第　176　災害情報及び行政告知放送の再送信に関する協定書（㈱ジェイコム東京杉並・中野局）..... 298
資料第　177　災害時における広報紙の配布協力等に関する協定書（中野区新聞販売同業組合）..... 300
資料第　178　災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局長）..... 302
資料第　179　災害時の法律相談事業についての協定書（中野区法曹会）..... 303
資料第　180　災害時における区民の行政手続の支援活動に関する協定（東京都行政書士会中野支部）..... 304
資料第　181　災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合中野支部）..... 306
資料第　182　罹災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定（東京都）..... 308

資料第　183　災害時における中野区と郵便局との相互協力に関する覚書（中野郵便局、中野北郵便局、中野区内特定郵便局）..... 310
資料第　184　中野区防災備蓄倉庫の施設利用に関する協定書（東京建物㈱）..... 311
資料第　185　中野区防災備蓄倉庫の施設利用に関する協定書（三菱ＵＦＪ信託銀行㈱）. 312
資料第　186　避難所施設利用に関する協定書（東京都立鷺宮高等学校）..... 313
資料第　187　避難所施設利用に関する協定書（学校法人大妻学院）..... 315
資料第　188　避難所施設利用に関する協定書（学校法人新渡戸文化学園）..... 317
資料第　189　災害時における避難所施設利用に関する協定書（東京大学教育学部）..... 319
資料第　190　避難所施設利用に関する協定書（学校法人宝仙学園）..... 321
資料第　191　避難所施設利用に関する協定書（学校法人東京工芸大学）..... 323
資料第　192　避難所施設利用に関する協定書（学校法人国際学園）..... 325
資料第　193　避難所施設利用に関する協定書（東京都立中野工科高等学校）..... 327
資料第　194　避難所施設利用に関する協定書（学校法人中野学園）..... 329
資料第　195　避難所施設利用に関する協定書（ＴＡＣグループ）..... 331
資料第　196　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）奉優会）..... 333
資料第　197　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）フロンティア）..... 335
資料第　198　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）中野区福祉サービス事業団）..... 337
資料第　199　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（特別養護老人ホームベタニアホーム）..... 339
資料第　200　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（特別養護老人ホーム浄風園）..... 341
資料第　201　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）ケアネット）..... 343
資料第　202　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）南東北福祉事業団）..... 345

資料第　203　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）武蔵野療園）..... 347
資料第　204　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（㈱ニチイケアパレス）..... 349
資料第　205　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）東京武尊会）..... 351
資料第　206　災害時における協力体制にかかる協定（（社福）　ケアネット）..... 353
資料第　207　災害時における協力体制にかかる協定（（社福）　慈生会）..... 355
資料第　208　災害時における協力体制にかかる協定（（社福）中野区福祉サービス事業団）..... 357
資料第　209　災害時における協力体制にかかる協定（（社福）　フロンティア）..... 359
資料第　210　災害時における協力体制にかかる協定（（社福）　奉優会）..... 361
資料第　211　災害時における協力体制にかかる協定（（社福）　武蔵野療園）..... 363
資料第　212　災害時における協力体制にかかる協定（ケアゲート㈱）..... 365
資料第　213　災害時における協力体制にかかる協定（㈱ケアリッツ・アンド・パートナーズ）..... 367
資料第　214　災害時における協力体制にかかる協定（㈱カレア）..... 369
資料第　215　災害時における協力体制にかかる協定（ミアヘルサ㈱）..... 371
資料第　216　災害時における協力体制にかかる協定（（一社）　N-arcx）..... 373
資料第　217　災害時における協力体制にかかる協定（ウェルサービス㈱）..... 375
資料第　218　災害時における協力体制にかかる協定（日中ブリッジズ㈱）..... 377
資料第　219　災害時における協力体制にかかる協定（（社福）　武蔵野療園）..... 379
資料第　220　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（東京都立中野特別支援学校）..... 381
資料第　221　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）東京都知的障害者育成会）..... 383
資料第　222　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）正夢の会）..... 385

資料第　223　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）全国重症心身障害児（者）を守る会）..... 387
資料第　224　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）全国重症心身障害児（者）を守る会）..... 389
資料第　225　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（特定非営利活動法人わかみやクラブ）..... 391
資料第　226　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）東京コロニー）..... 393
資料第　227　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）正夢の会）..... 395
資料第　228　災害時における協力体制にかかる協定（（社福）　中野あいいく）..... 397
資料第　229　災害時における協力体制にかかる協定（（社福）　正夢の会）..... 399
資料第　230　災害時における協力体制にかかる協定（特定非営利活動法人リトルポケット）..... 401
資料第　231　災害時における協力体制にかかる協定（特定非営利活動法人わかみやクラブ）..... 403
資料第　232　災害時における協力体制にかかる協定（Catch and Smile㈱）..... 405
資料第　233　災害時における協力体制にかかる協定（㈱アイダックデザイン）..... 407
資料第　234　災害時における協力体制にかかる協定（（一社）練馬区保育会）..... 409
資料第　235　災害時における協力体制にかかる協定（㈱ポシェット）..... 411
資料第　236　災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（中野みなみ保育園）..... 413
資料第　237　災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（野方さくら保育園）..... 415
資料第　238　災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（七海保育園）..... 417
資料第　239　災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（あけぼの保育園）..... 419

資料第　240　災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（桃が丘さゆり保育園）..... 421
資料第　241　災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（コンビウィズ㈱）..... 423
資料第　242　災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）清心福祉会）..... 425
資料第　243　災害時における協力体制にかかる基本協定（学校法人明治大学）..... 427
資料第　244　災害時における協力体制にかかる基本協定（学校法人帝京平成大学）..... 429
資料第　245　災害時の相互支援に関する協定（学校法人早稲田大学）..... 431
資料第　246　災害時における施設利用の協力に関する協定書（JN 指定管理者共同事業体）433
資料第　247　災害時における施設利用にかかる協定書（トヨタモビリティ東京㈱）..... 435
資料第　248　災害時における施設利用にかかる協定書（東京電力パワーグリッド㈱荻窪支社）..... 438
資料第　249　輸送拠点施設利用に関する協定書（東京都立稔ヶ丘高等学校）..... 441
資料第　250　輸送拠点施設利用に関する協定書（東京都立富士高等学校）..... 443
資料第　251　広域避難場所指定にあたっての協定書（京王バス㈱）..... 445
資料第　252　災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京㈱）. 446
資料第　253　災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティサービス㈱）..... 448
資料第　254　災害廃棄物に関する共同処理等に関する協定（東京二十三区、東京二十三区清掃一部組合）..... 450
資料第　255　災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定（（一社）東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合）..... 452
資料第　256　災害時におけるし尿の収集、処分等に関する協定（㈱京葉興産、㈱太陽油化）..... 454
資料第　257　災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京廃棄物事業協同組合）..... 456
資料第　258　災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（（一社）東京都産業資源循環協会、（一社）東京都中小建設業協会）..... 458

資料第　259　中野区防災会議条例 460
資料第　260　中野区防災対策連絡協議会設置要綱 462
資料第　261　中野区災害対策本部条例 465
資料第　262　中野区災害対策本部条例施行規則 466
資料第　263　東京都震災対策条例 470
資料第　264　東京都帰宅困難者対策条例 477
資料第　265　中野区帰宅困難者対策協議会設置要綱 480
資料第　266　中野区地域防災住民組織結成に伴う経費助成金交付要綱 482
資料第　267　中野区地域防災住民組織活動助成要綱 484
資料第　268　中野区災害医療連携会議設置要綱 486
資料第　269　中野区防災資材倉庫の設置及び管理に関する要綱 488
資料第　270　中野区地域防災住民組織に対する資機材等の交付要綱 490
資料第　271　中野区軽可搬消火ポンプの配置及び管理に関する要綱 492
資料第　272　中野区災害対策本部の運営及び災害応急対策に関する要綱 494
資料第　273　中野区街頭消火器設置要綱 498
資料第　274　中野区大型消火器の設置及び管理に関する要綱 500
資料第　275　中野区災害弔慰金の支給等に関する条例 502
資料第　276　中野区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 507
資料第　277　中野区災害見舞金等支給要綱 513
参考　1　震災対策における都・区間の役割分担（昭和 52 年合意） 515
参考　2　震災対策における都・区間の役割分担（平成８年合意） 516
参考　3　近年の中野区の主な風水害被害一覧 522
参考　4　ＪＲ東中野駅電車事故概要 524
参考　5　平成５年（1993 年）台風 11 号の被害と区の対応について 525
参考　6　「地下鉄サリン事件経過」 527
参考　7　不発弾処理の対応について 528
参考　8　平成 16 年新潟県中越地震に係る中野区の救援対策について 529

参考　9　平成 17 年（2005 年）９月４日の大雨の被害と区の対応 530
参考　10　東日本大震災による区の対応、被災地支援について 532
参考　11　令和元年度台風１５号に係る中野区の救援対策について 536

資料第　1　中野区防災会議委員

第３条関係（中野区防災会議の会長及び委員）

第３条第１項	会長は、区長をもつて充てる。
中野区	中野区　区長
第３条第５項第２号	東京都の知事の部内の職員のうちから区長が任命する者
東京都	東京都第三建設事務所　所長
	東京都水道局西部支所　所長
	東京都下水道局西部第一下水道事務所　所長
	東京都交通局小滝橋自動車営業所　所長
	東京都交通局電車部都庁前駅務管区　管区長
第３条第５項第３号	警視庁の警察官のうちから区長が任命する者
警視庁	警視庁第四方面本部　本部長
	警視庁中野警察署　署長
	警視庁野方警察署　署長
第３条第５項第４号	東京消防庁の消防吏員のうちから区長が任命する者
東京消防庁	東京消防庁第四消防方面本部　本部長
	東京消防庁中野消防署　署長
	東京消防庁野方消防署　署長
第３条第５項第５号	陸上自衛隊の隊員のうちから区長が任命する者
陸上自衛隊	陸上自衛隊第１師団第１普通科連隊第４中隊　中隊長
第３条第５項第６号	消防団長で区長が任命する者
消防団	中野消防団　団長
	野方消防団　団長
第３条第５項第７号	指定公共機関又は指定地方公共機関若しくは公共的団体の役員又は職員のうちから区長が任命する者
指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	日本郵便㈱中野郵便局　局長
	日本郵便㈱中野北郵便局　局長
	東日本電信電話㈱　東京北支店　支店長
	東京電力パワーグリッド㈱　荻窪支社　支社長
	東京ガス㈱東京中支店　支店長
	東日本旅客鉄道㈱中野駅　駅長
	（一社）中野区医師会　会長
	（一社）東京都中野区歯科医師会　会長
	（一社）中野区薬剤師会　会長
	京王バス㈱中野営業所　所長
	関東バス㈱丸山営業所　所長
	東京地下鉄㈱新宿駅務管区中野坂上駅　地域区長
	西武鉄道㈱　上石神井駅　管区長
	（公社）東京都柔道整復師会中野支部　支部長
	（公社）東京都獣医師会中野支部
	中野区町会連合会　会長
	㈱ジェイコム東京杉並・中野局　局長
第３条第５項第８号	自主防災組織（災害対策基本法第５条第２項の自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が任命する者
自主防災組織	本三宮前防災会　会長
学識経験者	環境・防災コンサルタント（一財）防災教育推進協会　常務理事

第３条第５項第９号	区長がその部内の職員のうちから指名する者	
	中野区	中野区　副区長　※
		中野区　企画部長
		中野区　総務部長
		中野区　防災危機管理担当部長
		中野区　区民部長
		中野区　子ども教育部長
		中野区　地域支えあい推進部長
		中野区　健康福祉部長
		中野区　環境部長
		中野区　都市基盤部長
		中野区　まちづくり推進部長
第３条第５項第１０号	区の教育委員会の教育長	
	教育長	中野区教育委員会　教育長

※第３条第４項（会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。）

資料第　2　中野区の被害想定

○想定地震

想定地震	規模	発生確率	選定理由等
都心南部直下地震	M7.3	今後 30 年以内 70%	被害が大きく首都中枢機能への影響、新幹線や空港等の交通網の被害、木造住宅密集地帯の火災延焼の観点から選定
多摩東部直下地震			多摩地域に大きな影響を及ぼす恐れのある地震として選定
立川断層帯地震	M7.4	今後 30 年以内 0.5～2%	多摩地域に大きな影響を及ぼす恐れのある断層帯地震として選定
大正関東地震	M8 クラス	今後 30 年以内 0～6%	当面発生する可能性は低いが、今後百年先頃には地震発生の可能性が高くなっていると考えられる地震として選定
南海トラフ巨大地震	M9 クラス	今後 30 年以内 70～80%	島しょ地域への津波の影響が大きいと考えるとともに、内陸部では長周期地震動による被害が発生する恐れがある地震として選定

○地震別の中野区の被害想定

項目			単位	都心南部直下地震					
				冬・早朝		冬・昼		冬・夕	
				風速 4m	風速 8m	風速 4m	風速 8m	風速 4m	風速 8m
夜間人口			人	344,880					
昼間人口			人	313,270					
面積			㎢	15.6					
震度別面積率		5 強以下	%	0.0					
		6 弱	%	95.5					
		6 強	%	4.5					
		7	%	0.0					
建物棟数		計	棟	67,301					
		木造	棟	45,579					
		非木造	棟	21,722					
原因別建物全壊棟数		計	棟	665					
		ゆれ	棟	658					
		液状化	棟	7					
		急傾斜地崩壊	棟	0					
原因別建物半壊棟数		計	棟	3,953					
		ゆれ	棟	3,914					
		液状化	棟	39					
		急傾斜地崩壊	棟	0					
	うち、原因別建物大規模半壊棟数	計	棟	825					
		ゆれ	棟	811					
		液状化	棟	14					
		急傾斜地崩壊	棟	0					
火災	出火件数		件	3	3	5	5	8	8
	焼失棟数	倒壊建物を含む	棟	352	381	484	525	900	983
		倒壊建物を含まない	棟	349	378	479	520	890	972
人的被害	死者	計	人	51	51	33	34	67	69
		ゆれ建物被害	人	37	37	14	14	20	20
		屋内収容物	人	5	5	4	4	4	4
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0
		火災	人	9	9	10	11	18	20
		ブロック塀等	人	1	1	6	6	26	26
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0

項目				単位	都心南部直下地震					
					冬・早朝		冬・昼		冬・夕	
					風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m
人的被害	負傷者		計	人	1,115	1,115	882	883	1,670	1,677
			ゆれ建物被害	人	968	968	584	584	650	650
			屋内収容物	人	114	114	90	90	87	87
			急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0
			火災	人	12	13	15	16	43	50
			ブロック塀等	人	21	21	192	192	889	889
			屋外落下物	人	0	0	0	0	1	1
		うち重傷者	計	人	85	85	128	128	410	412
			ゆれ建物被害	人	48	48	29	29	33	33
			屋内収容物	人	25	25	20	20	19	19
			急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0
			火災	人	3	4	4	5	12	14
			ブロック塀等	人	8	8	75	75	347	347
			屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0
要配慮者			死者数	人	33	34	22	22	44	45
避難者			発生数	人	35,047	35,187	35,685	35,883	37,698	38,098
			避難所避難者数	人	23,365	23,458	23,790	23,922	25,132	25,399
			避難所外避難者数	人	11,682	11,729	11,895	11,961	12,566	12,699
帰宅困難者			発生数	人	－	－	56,532	56,532	56,532	56,532
都内滞留者	発生数		計	人	－	－	288,721	288,721	288,721	288,721
			屋内滞留者	人	－	－	146,184	146,184	146,184	146,184
			屋外滞留者	人	－	－	15,521	15,521	15,521	15,521
			待機人口	人	－	－	121,794	121,794	121,794	121,794
			滞留場所不明人口	人	－	－	5,222	5,222	5,222	5,222
閉じ込めにつながり得るエレベーター			停止台数	台	365	365	367	368	374	375
自力脱出困難者			発生数	人	279	279	183	183	195	195
災害廃棄物			重量	万t	28	28	28	28	29	29
ライフライン	電力		停電率	%	3.5	3.5	3.7	3.8	4.5	4.6
	通信		不通率	%	0.7	0.7	0.9	0.9	1.5	1.7
	上水道		断水率	%	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2
	下水道		管きょ被害率	%	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	ガス		供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※　小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。

項目			単位	多摩東部直下地震					
				冬・早朝		冬・昼		冬・夕	
				風速 4m	風速 8m	風速 4m	風速 8m	風速 4m	風速 8m
夜間人口			人	344,880					
昼間人口			人	313.270					
面積			㎢	15.6					
震度別面積率		5 強以下	%	0.0					
		6 弱	%	84.2					
		6 強	%	15.8					
		7	%	0.0					
建物棟数		計	棟	67,301					
		木造	棟	45,579					
		非木造	棟	21,722					
原因別建物全壊棟数		計	棟	1,036					
		ゆれ	棟	1,027					
		液状化	棟	8					
		急傾斜地崩壊	棟	0					
原因別建物半壊棟数		計	棟	4,884					
		ゆれ	棟	4,833					
		液状化	棟	51					
		急傾斜地崩壊	棟	0					
	うち、原因別建物大規模半壊棟数	計	棟	1,074					
		ゆれ	棟	1.056					
		液状化	棟	18					
		急傾斜地崩壊	棟	0					
火災	出火件数		件	4	4	6	6	11	11
	焼失棟数	倒壊建物を含む	棟	534	566	690	734	1,252	1,328
		倒壊建物を含まない	棟	524	555	677	720	1,228	1,303
人的被害	死者	計	人	79	79	49	50	97	98
		ゆれ建物被害	人	60	60	24	24	33	33
		屋内収容物	人	5	5	4	4	4	4
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0
		火災	人	13	14	14	15	25	27
		ブロック塀等	人	1	1	8	8	35	35
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0
	負傷者	計	人	1,502	1,503	1,216	1,220	2,295	2,301
		ゆれ建物被害	人	1,342	1,342	840	840	919	919
		屋内収容物	人	113	113	90	90	86	86
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0
		火災	人	18	19	23	27	76	83
		ブロック塀等	人	28	28	262	262	1,212	1,212
		屋外落下物	人	0	0	0	0	2	2
	うち重傷者	計	人	130	131	184	185	574	576
		ゆれ建物被害	人	89	89	55	55	61	61
		屋内収容物	人	25	25	20	20	19	19
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0
		火災	人	5	5	7	8	21	23
		ブロック塀等	人	11	11	102	102	473	473
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0
要配慮者		死者数	人	52	52	33	33	64	65
避難者		発生数	人	44,617	44,768	45,360	45,581	48,039	48,402
		避難所避難者数	人	29,745	29,846	30,240	30,387	32,026	32,268
		避難所外避難者数	人	14,872	14,923	15,120	15,194	16,013	16,134
帰宅困難者		発生数	人	－	－	56,532	56,532	56,532	56,532

項目			単位	多摩東部直下地震					
				冬・早朝		冬・昼		冬・夕	
				風速 4m	風速 8m	風速 4m	風速 8m	風速 4m	風速 8m
都内滞留者	発生数	計	人	－	－	288,721	288,721	288,721	288,721
		屋内滞留者	人	－	－	146,184	146,184	146,184	146,184
		屋外滞留者	人	－	－	15,521	15,521	15,521	15,521
		待機人口	人	－	－	121,794	121,794	121,794	121,794
		滞留場所不明人口	人	－	－	5,222	5,222	5,222	5,222
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数	台	384	385	387	397	395	397
自力脱出困難者		発生数	人	433	433	283	283	303	303
災害廃棄物		重量	万 t	38	38	38	39	40	40
ライフライン	電力	停電率	%	4.6	4.7	4.9	4.9	6.0	6.1
	通信	不通率	%	1.0	1.1	1.3	1.3	2.2	2.3
	上水道	断水率	%	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4
	下水道	管きょ被害率	%	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
	ガス	供給停止率	%	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0

※　小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。

項目			単位	大正関東地震					
				冬・早朝		冬・昼		冬・夕	
				風速 4m	風速 8m	風速 4m	風速 8m	風速 4m	風速 8m
夜間人口			人	344,880					
昼間人口			人	313,270					
面積			㎢	15.6					
震度別面積率		5 強以下	%	10.5					
		6 弱	%	89.5					
		6 強	%	0.0					
		7	%	0.0					
建物棟数		計	棟	67,301					
		木造	棟	45,579					
		非木造	棟	21,722					
原因別建物全壊棟数		計	棟	160					
		ゆれ	棟	153					
		液状化	棟	8					
		急傾斜地崩壊	棟	0					
原因別建物半壊棟数		計	棟	1,785					
		ゆれ	棟	1,739					
		液状化	棟	46					
		急傾斜地崩壊	棟	0					
	うち、原因別建物大規模半壊棟数	計	棟	320					
		ゆれ	棟	304					
		液状化	棟	16					
		急傾斜地崩壊	棟	0					
火災	出火件数		件	1	1	2	2	4	4
	焼失棟数	倒壊建物を含む	棟	139	147	238	255	478	510
		倒壊建物を含まない	棟	138	147	237	254	476	508
人的被害	死者	計	人	13	13	11	12	26	26
		ゆれ建物被害	人	4	4	1	1	2	2
		屋内収容物	人	5	5	4	4	4	4
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0
		火災	人	3	4	5	5	9	10
		ブロック塀等	人	0	0	2	2	11	11
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0
	負傷者	計	人	444	445	363	363	684	684
		ゆれ建物被害	人	342	342	204	204	229	229
		屋内収容物	人	89	89	71	71	68	68
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0
		火災	人	5	5	7	7	14	14
		ブロック塀等	人	9	9	81	81	372	372
		屋外落下物	人	0	0	0	0	1	1
	うち重傷者	計	人	24	24	48	48	163	164
		ゆれ建物被害	人	19	19	14	14	14	14
		屋内収容物	人	0	0	0	0	0	0
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0
		火災	人	1	1	2	2	4	4
		ブロック塀等	人	3	3	31	31	145	145
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0
要配慮者		死者数	人	9	9	8	8	17	17
避難者		発生数	人	16,195	16,238	16,690	16,775	17,889	18,049
		避難所避難者数	人	10,796	10,826	11,127	11,183	11,926	12,032
		避難所外避難者数	人	5,398	5,413	5,563	5,592	5,963	6,016
帰宅困難者		発生数	人	－	－	56,532	56,532	56,532	56,532

項目			単位	大正関東地震					
				冬・早朝		冬・昼		冬・夕	
				風速 4m	風速 8m	風速 4m	風速 8m	風速 4m	風速 8m
都内滞留者	発生数	計	人	－	－	288,721	288,721	288,721	288,721
		屋内滞留者	人	－	－	146,184	146,184	146,184	146,184
		屋外滞留者	人	－	－	15,521	15,521	15,521	15,521
		待機人口	人	－	－	121,794	121,794	121,794	121,794
		滞留場所不明人口	人	－	－	5,222	5,222	5,222	5,222
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数	台	322	323	324	324	328	329
自力脱出困難者		発生数	人	73	73	54	54	55	55
災害廃棄物		重量	万 t	11	12	12	12	12	12
ライフライン	電力	停電率	%	1.3	1.3	1.5	1.5	1.9	2.0
	通信	不通率	%	0.3	0.3	0.4	0.4	0.8	0.8
	上水道	断水率	%	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7
	下水道	管きょ被害率	%	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
	ガス	供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※　小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。

項目			単位	立川断層帯地震					
				冬・早朝		冬・昼		冬・夕	
				風速 4m	風速 8m	風速 4m	風速 8m	風速 4m	風速 8m
夜間人口			人	344,880					
昼間人口			人	313,270					
面積			㎢	15.6					
震度別面積率		5 強以下	%	99.9					
		6 弱	%	0.1					
		6 強	%	0.0					
		7	%	0.0					
建物棟数		計	棟	67,301					
		木造	棟	45,579					
		非木造	棟	21,722					
原因別建物全壊棟数		計	棟	0					
		ゆれ	棟	0					
		液状化	棟	0					
		急傾斜地崩壊	棟	0					
原因別建物半壊棟数		計	棟	46					
		ゆれ	棟	43					
		液状化	棟	3					
		急傾斜地崩壊	棟	0					
	うち、原因別建物大規模半壊棟数	計	棟	5					
		ゆれ	棟	4					
		液状化	棟	1					
		急傾斜地崩壊	棟	0					
火災	出火件数		件	0	0	1	1	1	1
	焼失棟数	倒壊建物を含む	棟	31	34	51	55	96	103
		倒壊建物を含まない	棟	31	34	51	55	95	103
人的被害	死者	計	人	1	1	1	1	2	2
		ゆれ建物被害	人	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物	人	0	0	0	0	0	0
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0
		火災	人	1	1	1	1	2	2
		ブロック塀等	人	0	0	0	0	0	0
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0
	負傷者	計	人	14	14	13	13	13	13
		ゆれ建物被害	人	13	13	11	11	10	10
		屋内収容物	人	0	0	0	0	0	0
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0
		火災	人	1	1	2	2	3	3
		ブロック塀等	人	0	0	0	0	0	0
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0
	うち重傷者	計	人	0	0	1	1	1	1
		ゆれ建物被害	人	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物	人	0	0	0	0	0	0
		急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0	0	0
		火災	人	0	0	1	1	1	1
		ブロック塀等	人	0	0	0	0	0	0
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0
要配慮者		死者数	人	0	1	1	1	1	1
避難者		発生数	人	1,838	1,850	1,937	1,958	2,167	2,204
		避難所避難者数	人	1,225	1,233	1,291	1,305	1,445	1,469
		避難所外避難者数	人	613	617	646	653	722	735
帰宅困難者		発生数	人	－	－	56,532	56,532	56,532	56,532

項目			単位	立川断層帯地震					
				冬・早朝		冬・昼		冬・夕	
				風速 4m	風速 8m	風速 4m	風速 8m	風速 4m	風速 8m
都内滞留者	発生数	計	人	－	－	288,721	288,721	288,721	288,721
		屋内滞留者	人	－	－	146,184	146,184	146,184	146,184
		屋外滞留者	人	－	－	15,521	15,521	15,521	15,521
		待機人口	人	－	－	121,794	121,794	121,794	121,794
		滞留場所不明人口	人	－	－	5,222	5,222	5,222	5,222
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数	台	102	102	102	102	103	103
自力脱出困難者		発生数	人	0	0	0	0	0	0
災害廃棄物		重量	万 t	0	0	1	1	1	1
ライフライン	電力	停電率	%	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.3
	通信	不通率	%	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
	上水道	断水率	%	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	下水道	管きょ被害率	%	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	ガス	供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※　小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。

資料第　3　被害想定手法

1　想定手法の概要

過去の地震被害のデータに基づき、被害項目ごとに被害の原因と結果の関係を分析し、被害推計式を作成する。また、定量的なリスク評価を実施する項目については、「定量的なリスク評価を行う想定項目の一覧」のとおりである。

定量的なリスク評価を行う想定項目の一覧

被害項目	想定内容
建物被害	揺れによる建物被害（全壊・半壊）
	液状化による建物被害（全壊・半壊）
	急傾斜地崩壊による建物被害（全壊・半壊）
	火災による建物被害（全壊・半壊）
	津波による建物被害（全壊・半壊）
人的被害	建物倒壊等による建物被害による死傷者数（死者・負傷者）
	屋内収容物の転倒・落下等による死傷者数（死者・負傷者）
	ブロック塀等の転倒による死傷者数（死者・負傷者）
	屋外落下物による死傷者数（死者・負傷者）
	急傾斜地崩壊による死傷者数（死者・負傷者）
	自力脱出困難者・津波による要救助者（島しょ地域のみ）
	火災被害による死傷者数（死者・負傷者）
	津波による死傷者数（死者・負傷者）
交通インフラ	道路（施設被害、細街路の閉塞、緊急輸送道路の交通支障）
	鉄道（施設被害）
	港湾（施設被害）
ライフライン	電力（被害率、復旧日数）
	通信（被害率、復旧日数）
	上水道（被害率、復旧日数）
	下水道（被害率、復旧日数）
	ガス（被害率、復旧日数）
生活への影響	避難者（避難所避難者数、避難所外避難者数）
	帰宅困難者
	物資（食料、飲料水、毛布）
	要配慮者（死者数）
	災害廃棄物
	エレベーター閉じ込め
経済被害	被害額（直接被害）

（首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和４年５月）、「被害想定手法」から抜粋）

2　各種被害の発生フロー

大規模な地震が発生した際には、建物被害や人的被害、交通インフラ・ライフライン被害、避難者・帰宅困難者の発生など、様々な被害が発生する。さらに、これらの被害は相互に関連し合って発生するものである。

相互に関連し合って発生する各種被害の因果関係把握することで、間接的に発生する被害まで意識した効果的な防災・減災対策につなげるために、「各種被害の発生フロー」を整理している。

各種被害の発生フロー

東京都　被害想定における被害の関連フロー

図　各種被害の発生フロー

（首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和４年５月）、「新たな東京の被害想定の概要」から抜粋）

資料第　4　身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相②
～首都直下地震が発生すると…（救出救助機関等による応急対策活動の展開）～

※ 被害の様相は一つの想定として作成したものであり、実際の災害時に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要

想定条件 マグニチュード7.3/冬/18時/風速8m/s

	応急対策活動をとりまく様相	道路、輸送拠点等	通信
発災直後～1日後	**大規模地震の発生を受け、全国からの応援とともに、警察・消防・自衛隊等の関係機関による救出救助等の応急活動が、各地で展開される。** ▼耐震性の低い木造建物やビル・マンションの**倒壊等が発生**し、**多数の閉じ込めが発生** ▼住宅や事業所の火気・電気器具等から出火し、**同時多発火災が発生**。鎮火まで24時間以上必要（特に**木造住宅密集地域では被害が顕著**） 出典：東京消防庁 ▼**火災旋風や強風下での地震**が発生した場合、飛び火等により**さらなる広域延焼が発生**する可能性 ▼タンク等から**可燃性物質の漏洩等**による**出火が発生**する可能性 ▼落橋等により、**列車や車の事故、転落等が発生**する可能性 ▼斜面崩壊が発生し、**道路寸断による集落の孤立等発生**の可能性	▼橋梁等の被害、沿道建物や電柱等の倒壊、道路沿線での延焼火災、液状化に伴う段差、トンネルの天井落下等の被害が発生し、**至る所で道路寸断が発生し、被害状況の確認や救出救助、消火活動等が困難化** ▼停電に伴う**信号機等の滅灯**により、交通事故や渋滞が多発し、**緊急通行車両の移動が困難化**する可能性 ▼施錠したまま放置された車両が、**渋滞の助長や緊急通行車両の活動の妨げ**となる可能性 ▼**道路啓開で生じた障害物**を道路上に仮置きするため、車線が限定され、**救出救助活動等の遅延が発生** ▼空港は、滑走路等、航空機の発着に支障がある被害を確認するため**一時閉鎖** ▼多数の避難者、帰宅困難者等が公園やグラウンド等に滞留し、**ヘリコプターの離発着に使用できない**可能性	▼電話通信が大量に発生し、通話の輻輳が生じるが、一般通話を制御することで、**警察、消防や災害対策本部等の重要な通信は優先的に確保** ▼多くの基地局で非常用電源が枯渇し、**不通地域がさらに拡大**
3日後～	▼**強い余震**により、本震で倒壊しなかった建物の倒壊など、**被害拡大**の可能性 ▼復電時の電気機器のショートなど、**通電火災等が発生**する可能性 ▼周辺道路の障害物が除去されていない場合、消火活動が妨げられ**鎮火が遅れる**可能性 ▼**強い余震や集中豪雨等**が発生した場合は、より大規模な斜面崩壊等が発生し、**被害が拡大**する可能性 ▼**高齢者や既往症を持つ人**などが、避難所等の慣れない環境での生活により、病状が悪化し、**死亡する事例が増加（震災関連死）**	▼高速道路や国道、都道等の主要道路は、**一部で通行不能区間が残るが、緊急輸送道路の啓開は概ね完了** ▼**細街路が多い地域**等では、障害物等の撤去が進まず、**救出救助活動や物資や医療搬送等への影響が継続** ▼空港は支障がないと判断され次第、**直ちに緊急輸送ネットワーク拠点として運用**（被害が深刻な場合は**利用開始が遅延**） ▼道路被害や渋滞、港湾の被害の影響により、燃料供給が遅滞した場合、**災害対応車両等への燃料が不足**する可能性	▼**計画停電が実施される場合**、基地局の停波等により、**さらなる通信障害が発生**する可能性 ▼停電継続地域において、交換機等の非常用発電機の燃料が枯渇した場合、**通信確保が困難化**
1週間後～1か月後～	▼**強い余震**が発生した場合、本震では倒壊しなかった建物が倒壊するなど、**さらなる被害拡大**の可能性 ▼地震後に**豪雨等**が発生した場合は、より大規模な斜面崩壊や地すべり、土石流が発生し、**被害が拡大**する可能性 ▼**高齢者や既往症を持つ人**などが、避難所等の慣れない環境での生活により、病状が悪化し、**死亡する事例が増加（震災関連死）**	▼高速道路及び直轄国道等の主要路線で**段階的に交通規制が解除** ▼生活道路等において、道路管理者や周辺住民による**道路啓開が徐々に進展** ▼被害が多いと、重機等がすべての現場に行き渡らず、**道路の啓開作業等が長期化** ▼土砂災害等により道路が寸断された場合、**復旧までは数か月以上を要する**可能性 ▼羽田空港等は、救出救助活動や物資輸送拠点として運用を継続しつつ、**徐々に一般利用客の輸送を再開**	

◆ **道路などの緊急輸送ルートが確保できない場合、応急対策人員・物資の円滑な移動・活動が困難を極め、救出救助や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれ**

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相③
～首都直下地震が発生すると…（避難所での避難生活）～

※ 被害の様相は一つの想定として作成したものであり、実際の災害時に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要

想定条件 マグニチュード7.3/冬/18時/風速8m/s

	避難所をとりまく様相	電力・通信	飲食・物資	トイレ・衛生
発災直後～1日後	自宅が揺れに伴い損傷を受け、ライフラインも不通になったため、避難所へ避難する。 ▼**避難者に加え帰宅困難者も避難所に殺到**し、収容力を越える事態が発生 ▼停電や通信の途絶等により、**避難者数の把握や安否確認、必要な物資の把握が困難化** ▼住民同士のつながりが希薄な地域では、助け合いが進まず、**避難所の運営等が混乱**するおそれ	▼**スマートフォン等のバッテリーが切れ**、家族との連絡等が困難化 ▼多くの携帯基地局で**非常用電源が枯渇**し、**不通地域がさらに拡大** ▼利用可能地域でも**輻輳により、携帯電話の通話がつながりにくくなる** ▼**メール、SNS等の大幅な遅配**等が発生	▼備蓄により飲用水が確保されるが**給水車による給水は限定的** ▼臨時の避難所等を把握できず、**食料や救援物資等が配給されない事態**が発生 ▼避難所外避難者等が飲食料を取りに訪れるため、**避難所物資が早期に枯渇**する可能性	▼管理等が適切に行われず、**避難所や仮設トイレの衛生環境が急速に悪化**する可能性 ▼特に夏季においては感染症の発生につながる可能性 ▼汲み取り式のトイレでは、**バキュームカーの不足等で早期に使用が困難化**
3日後～	▼在宅避難者の家庭内備蓄が枯渇し、**時間経過とともに避難所への避難者が増加** ▼必要なスペースや物資の確保等のケアが行き渡らず**避難者のストレスが増加** ▼ごみ・し尿処理収集の遅れにより、生活ごみやし尿が回収されず**避難所衛生状態が急速に悪化** ▼過密やプライバシー欠如、劣悪な衛生環境等を忌避し、**屋外に避難する避難者が発生**	▼発電機の燃料が枯渇した避難所等では、テレビやスマートフォンによる**情報収集や、照明、空調等の利用が困難化** 	▼道路被害や渋滞等により、**必要なタイミングで必要量の物資を供給することが困難化** ▼段ボールベッド等、要配慮者の**避難所生活環境改善に資する物資が不足** 	▼燃料が枯渇した場合、**非常用電源で機能していた水洗トイレが機能を停止**し、使用困難化
1週間後～	▼高齢者や既往症を持つ人等が、**慣れない環境での生活により病状が悪化**する可能性 ▼プライバシー不足や生活ルール、ペット等に関する**トラブル増加** ▼避難所へ避難していた避難者が、自宅等へ戻り始める ▼道路寸断や交通機関の状況の違い等により、**支援物資やボランティアの供給にばらつき**が発生	▼**計画停電が実施される場合**、基地局の停波等により、**さらなる通信障害が発生**する可能性 ▼停電により**空調が利用できず**、**熱中症や脱水症状**になったり、寒さから**風邪をひく等、体調を崩す**可能性 	▼必要とする情報や物資等が変化・多様化し、**行政が避難者のニーズに対応しきれなくなる** ▼物資不足が長期化した場合、**略奪や窃盗など、治安の悪化**を招く可能性	▼衛生環境が悪化した場合に、インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等の**感染症が蔓延**する可能性 ▼清掃が行き届かず、ほこりが舞うことによって気管支炎を発症し、**特に喘息等の既往症を有する人は症状が悪化**する可能性
1か月後～	▼高齢者や既往症を持つ人などが、**慣れない環境での生活により病状が悪化**する可能性 ▼避難者、特に外国人など、**生活習慣や文化等が異なる人たちの精神的負担が増大** ▼ライフライン復旧や交通機関再開に伴い、避難者が自宅や親戚・知人宅、応急仮設住宅等に移り、**避難者数が減少** ▼自宅や他の避難先等へ**移動した避難者の所在把握が困難化**			

◆ **被害が甚大な地域での避難所生活は、発災直後の混乱のみならず、電力・通信、飲食・物資、トイレ・衛生など、様々な課題が発生し、時間を追うごとに多様化**

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相④
～首都直下地震が発生すると…（住み慣れた自宅等での避難生活）～

※ 被害の様相は一つの想定として作成したものであり、実際の災害時に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要

想定条件 マグニチュード7.3/冬/18時/風速8m/s

	自宅をとりまく様相	電力・通信	飲食・物資	トイレ・衛生
発災直後～1日後	**強い揺れが襲い、ライフラインも不通となったが、幸いにも自宅は大きな被害もなく、周囲も火災などの危険はない。また、備蓄もある程度していたため、在宅避難を開始することに。** ▼大きな揺れや長周期地震動により、中高層階を中心に**歩くことが困難化。未固定の本棚の転倒**や、**キャスター付きの家具やコピー機等の移動で人に衝突** ▼マンションの**中高層階ではエレベーターの停止により地上との往復が困難**となり、十分な備えがない場合、**在宅避難が困難化** ▼液状化が発生した地域では、住宅の傾斜や断水の発生等により**居住が困難化** ▼自宅の片づけ等のために一時帰宅した際に、大きな余震が発生すると、**本震で脆弱化していた建物の倒壊等により、死傷者が増加**する可能性	▼需要を抑制し、供給とのバランスを図るため、**広い地域で計画停電が実施**される可能性 ▼多くの携帯基地局で非常用**電源が枯渇**し、**不通地域がさらに拡大** ▼利用可能地域でも、**輻輳により、携帯電話の通話がつながりにくくなる** ▼**メール、SNS等の大幅な遅配等**が発生 ▼停電が発生した地域では、**電源を利用する電話機（留守番電話、光回線利用型電話等）や、インターネット通信機器（ルーター等）は使用不能**	▼スーパーやコンビニで、飲食料や生活必需品等が売り切れ、**物資を確保することが困難化** ▼避難所外避難者等が、飲食料を受け取りに来るため、**避難所の物資が早期枯渇**する可能性 ▼**応急給水拠点に、多数の住民が殺到**し、長蛇の列となり、夏場などに炎天下で**給水を待つ住民が熱中症**などになる可能性 	▼マンション等の**集合住宅**では、**水道が供給されていても、排水管等の修理が終了していない場合、トイレ利用が不可** ▼家庭内備蓄をしていた**携帯トイレが枯渇したり、トイレが使用できない期間が長期化**した場合、**在宅避難が困難化**
3日後～	▼家庭内備蓄が枯渇し、**時間経過とともに避難所への避難者が増加** ▼大きな余震が続く場合、**在宅避難者が不安等を感じ、屋外に避難**するが、冬季は**体調悪化による被害の拡大**が懸念 ▼生活ごみや片付けごみが、回収されずに取り残されたり、不法に捨てられたりして、**悪臭などの問題が発生** 	▼発電所の停止など、電力供給量が不足し、利用の自粛が不十分な場合や電力需要が抑制されない場合**計画停電が継続**される可能性 ▼**計画停電が実施される場合**、基地局の停波や、自宅のWi-Fi設備の機能停止により、**さらなる通信障害が発生**する可能性 ▼停電が継続する地域では、**電源を利用する電話機（留守番電話、光回線利用型電話等）や、インターネット通信機器（ルーター等）は使用不能** ▼停電により**空調が使用できず、熱中症や脱水症状になったり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す**可能性	▼高架水槽を設置する住宅では、水道が供給されていても、**停電や計画停電が継続した場合、揚水できず、水道が使えない状態が継続**する可能性 	
1週間後～	▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、**体調を崩す人が増加** ▼電力が復旧しても、保守業者による点検が終了するまでは、エレベーターが使用できず、**復旧が長期化する可能性**		▼道路啓開やサプライチェーン復旧の状況により、**地域ごとに店舗での品ぞろえに偏り**が生じる可能性 ▼余震等への不安などから過剰な購買行動が発生し、**慢性的な品不足が継続**する可能性 ▼受水槽や給水管など、**住宅内の給水設備が被害を受けた場合、断水が継続し、復旧が長期化**する可能性	
1か月後～	▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、**体調を崩す人がさらに増加** ▼自宅の再建や修繕を望んでいても、**建設業者や職人等が確保できない**可能性 			

◆ **自宅が安全な場合、日頃から十分に備えておくことで住み慣れた自宅に留まることは有効だが、ライフライン復旧が長期化した場合、生活が徐々に困難化していく**

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相⑤
～首都直下地震が発生すると…（帰宅困難者をとりまく状況）～

※ 被害の様相は一つの想定として作成したものであり、実際の災害時に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要

想定条件 マグニチュード7.3/冬/18時/風速8m/s

	帰宅困難者をとりまく様相	電力・通信	飲食・物資	トイレ・衛生
発災直後～1日後	**繁華街で買い物途中、突然大きな揺れに襲われた。駅に向かうも電車は運転見合わせとなっている。家族とも連絡がとれず、途方に暮れている。** ▼通信の途絶等により家族の安否が確認できず、**多くの人々が徒歩や自転車等で自宅に帰ろうとする** ▼余震による看板の落下や延焼火災等の**二次災害に、帰宅困難者が巻き込まれる等により、徒歩による帰宅が困難化** ▼公共交通機関の運休等により、子供等の**保育園等からの迎えが困難化** ▼スーパー・コンビニ等は、被災により利用できなくなったり、**早期に在庫が枯渇** ▼帰宅困難者が**一時滞在施設等に多数殺到**し、**周辺が混乱**する可能性 ▼一時滞在施設の場所等がわからず、**帰宅困難者が避難所へ多数訪れる** ▼非常用電源等が整備されていない一時滞在施設では、停電により、**空調が停止し、季節によっては滞在継続が困難化** ▼オフィスビル等では窓の開閉ができず、夏季の発災などで空調停止した場合、滞在が困難となり、**さらに多くの従業員や施設利用者等が路上に溢れ出す** ▼自宅等へ移動する人や屋外に滞留する人で**道路上が混雑し、救命救急、消火活動等に著しい支障** ▼**夜間・休日等の発災**は、交通機関の運行停止に伴い**従業員の出勤が困難**	▼帰宅困難者の持つ携帯電話・スマートフォン等のバッテリーが切れ、**家族等との連絡や安否確認が困難化** ▼公衆電話はこの10年間で半減しており、残された**公衆電話に長蛇の列が発生** ▼災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の運用が開始 ▼多くの携帯基地局で非常用**電源が枯渇**し、**不通地域がさらに拡大** ▼携帯電話が利用可能な地域でも、**輻輳により音声通話はつながりにくくなる。メール、ＳＮＳ等の大幅な遅配等**が発生	▼自宅等に帰ろうとする**帰宅困難者が飲食料を取りに一時滞在施設等へ殺到**し、**備蓄物資が早期に枯渇**する可能性 ▼帰宅困難者等が避難所に飲食料を受け取りに来るため、**避難所物資が早期に枯渇**する可能性 	▼停電や断水等により、**公共施設やコンビニ等のトイレが利用できない** ▼非常用電源等が整備されていない一時滞在施設等では、**断水や排水管の支障等により、水洗トイレが利用できない**
数日後～	▼道路寸断や交通規制等により**バス等による代替輸送も**困難化するため、道路・鉄道の復旧が長期化する地域では、**勤務先、通学先や一時滞在施設等での滞在期間が長期化** ▼保護者等が保育園等へ迎えに行けない状態が続くと、**保育士等も帰宅できず、保育園等にとどまり続ける必要** ▼滞在期間長期化に伴い、勤務先や通学先、一時滞在施設における**飲食料やトイレなどの滞在環境の確保が困難化** ▼運行を再開した区間では、**駅やその周辺に多くの人々が殺到** ▼**深夜から早朝の時間帯や休日に発災した場合**は、公共交通機関の運行停止に伴い事業所等に十分な数の**従業員が出勤できない状態が一週間以上継続**し、**業務継続が困難化**	▼**計画停電が実施される場合**、基地局の停波等により、**さらなる通信障害が発生**する可能性 ▼発電機の燃料が枯渇した一時滞在施設等では、テレビやスマートフォンによる**情報収集や、照明、空調等の利用が困難化** ▼停電により**空調が利用できず、熱中症や脱水症状になったり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す**可能性	▼一時滞在施設等に想定以上の帰宅困難者が殺到した場合、**帰宅困難者用物資がより早期に枯渇**する可能性	▼帰宅困難者が滞在する職場・学校・**一時滞在施設の水洗トイレについて、排水管の故障等によりが機能停止が継続**

◆ **多くの外出者が一斉に帰宅しようとして、救出救助活動に支障をきたすほか、沿道の道路閉塞や延焼火災、余震等で帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障**

※ 身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相①～⑤における写真について、特段の記載がないものは、（一財）消防防災科学センターの出典

資料第　5　地震に関する地域危険度調査結果（第９回）

＜ランク別町丁目数＞　（令和４年９月９日東京都公表）

	ランク１	ランク２	ランク３	ランク４	ランク５
建物倒壊危険度	7	60	18	0	0
火災危険度	8	33	28	16	0
総合危険度	12	26	31	14	2

＜町丁目別ランク・係数＞

町名	町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	災害時活動困難係数	総合危険度
		ランク	ランク	係数	ランク
新井	１丁目	3	3	0.19	3
	２丁目	2	2	0.19	2
	３丁目	2	2	0.33	2
	４丁目	2	1	0.10	2
	５丁目	2	2	0.09	1
江古田	１丁目	2	2	0.12	1
	２丁目	2	2	0.16	2
	３丁目	1	1	0.17	1
	４丁目	2	2	0.11	1
江原町	１丁目	2	2	0.10	1
	２丁目	2	2	0.11	1
	３丁目	2	2	0.12	2
上鷺宮	１丁目	2	2	0.29	2
	２丁目	1	2	0.31	2
	３丁目	1	1	0.27	2
	４丁目	2	2	0.19	2
	５丁目	2	3	0.30	3
上高田	１丁目	2	4	0.26	4
	２丁目	3	4	0.30	4
	３丁目	3	3	0.26	3
	４丁目	2	2	0.15	2
	５丁目	2	2	0.19	2
鷺宮	１丁目	2	3	0.31	3
	２丁目	2	1	0.06	1
	３丁目	2	3	0.23	2
	４丁目	2	2	0.30	3
	５丁目	2	3	0.28	3

町名	町丁目	建物倒壊 危険度	火災危険度	災害時活動 困難係数	総合危険度
		ランク	ランク	係数	ランク
鷺宮	６丁目	2	2	0.27	2
白鷺	１丁目	2	2	0.20	2
	２丁目	2	2	0.26	2
	３丁目	2	2	0.27	2
中央	１丁目	2	2	0.27	2
	２丁目	2	3	0.26	3
	３丁目	2	3	0.25	3
	４丁目	3	4	0.23	3
	５丁目	2	3	0.23	3
中野	１丁目	3	4	0.31	4
	２丁目	1	1	0.26	2
	３丁目	2	2	0.25	3
	４丁目	1	1	0.09	1
	５丁目	3	3	0.28	3
	６丁目	2	3	0.27	3
沼袋	１丁目	3	3	0.24	3
	２丁目	2	3	0.21	3
	３丁目	3	3	0.48	4
	４丁目	2	3	0.29	3
野方	１丁目	3	4	0.31	4
	２丁目	3	4	0.41	5
	３丁目	2	3	0.43	4
	４丁目	2	3	0.32	3
	５丁目	2	3	0.29	3
	６丁目	2	3	0.24	3
東中野	１丁目	3	2	0.23	3
	２丁目	2	3	0.31	3
	３丁目	2	2	0.24	2
	４丁目	2	3	0.24	3
	５丁目	2	1	0.23	2
本町	１丁目	2	3	0.25	3
	２丁目	2	4	0.28	3
	３丁目	2	2	0.29	2
	４丁目	2	4	0.25	3

町名	町丁目	建物倒壊 危険度	火災危険度	災害時活動 困難係数	総合危険度
		ランク	ランク	係数	ランク
本町	５丁目	2	2	0.24	3
	６丁目	3	4	0.29	4
松が丘	１丁目	2	3	0.18	2
	２丁目	2	2	0.18	2
丸山	１丁目	2	2	0.11	1
	２丁目	2	3	0.11	1
南台	１丁目	2	2	0.29	2
	２丁目	3	4	0.31	4
	３丁目	2	2	0.24	3
	４丁目	3	3	0.34	4
	５丁目	2	2	0.25	3
大和町	１丁目	3	4	0.28	4
	２丁目	2	4	0.40	4
	３丁目	3	4	0.29	4
	４丁目	3	4	0.44	4
弥生町	１丁目	2	3	0.22	3
	２丁目	2	2	0.17	2
	３丁目	3	3	0.24	3
	４丁目	2	2	0.20	2
	５丁目	1	2	0.19	1
	６丁目	1	1	0.16	1
若宮	１丁目	2	4	0.52	5
	２丁目	2	4	0.49	4
	３丁目	2	3	0.45	3

資料第　6　防災体験デーの実施状況

平成30年度			
回数	実施月	実施内容等	参加人数
1	4月	初期消火訓練、起震車、防災用品の展示、AED	239
2	5月	起震車、防災用品の展示、AED、資機材取り扱い、高齢者体験	442
3	6月	起震車、VR防災体験車	572
4	8月	初期消火訓練、起震車、防災用品の展示、煙体験、消防車展示	225
5	9月	初期消火訓練、起震車、防災用品の展示、AED	166
6	10月	初期消火訓練、起震車、防災用品の展示、消防車展示	787
7	10月	初期消火訓練、起震車、防災用品の展示、消防車展示	1,056
8	1月	起震車、防災用品の展示、まちかど防災訓練車	327
9	2月	初期消火訓練、起震車、防災用品の展示、煙体験	162
10	3月	初期消火訓練、起震車、防災用品の展示	240

総合計（延べ人数）4,216

平成31（令和元）年度			
回数	実施月	実施内容等	参加人数
1	4月	起震車、VR防災体験車	667
2	5月	起震車、まちかど防災訓練車	245
3	6月	初期消火訓練、起震車、煙体験	575
4	8月	初期消火訓練、起震車、煙体験	83
5	9月	初期消火訓練、起震車、AED	214
6	10月	初期消火訓練、起震車、消防車展示	754
7	11月	初期消火訓練、起震車、資機材取り扱い	168
8	1月	初期消火訓練、起震車	118
9	2月	初期消火訓練、起震車	280

総合計（延べ人数）3,104

令和2年度			
回数	実施月	実施内容等	参加人数
		実施なし	

総合計（延べ人数）0

令和３年度			
回数	実施月	実施内容等	参加人数
1	4 月	起震車、VR 防災体験車	257
2	6 月	起震車、まちかど防災訓練車	82
3	9 月	防災用品等展示	30
4	10 月	初期消火訓練、起震車	80
5	11 月	起震車、まちかど防災訓練車	74
6	12 月	初期消火訓練、起震車、煙体験、AED	424

総合計（延べ人数）947

令和４年度			
回数	実施月	実施内容等	参加人数
1	4 月	起震車、VR 防災体験車	245
2	5 月	初期消火訓練、起震車	174
3	6 月	起震車	147
4	8 月	初期消火訓練、煙体験	104
5	9 月	起震車、消防隊 PA 連携実演訓練、AED	50
6	10 月	初期消火訓練、起震車	1,128
7	12 月	初期消火訓練、起震車、煙体験、AED	290
8	1 月	起震車、まちかど防災訓練車、災害時伝言ダイヤル訓練、救出救助訓練	531

総合計（延べ人数）2,429

資料第　7　中野区総合防災訓練・災害医療救護訓練実施年度一覧

		昭和 51 年度	昭和 52 年度	昭和 53 年度	昭和 54 年度	昭和 55 年度	昭和 56 年度	昭和 57 年度
総合防災訓練	中野消防管内		東部 9/1（木） 第十中	桃園、昭和 9/5（火） 区役所西側広場	南中野 9/5（火） 東大附属		鍋横 8/23（日） 本郷小	
	野方消防管内	大和 9/1（木） 西大和公園		上高田、新井 9/5（火） 区役所西側広場		上高田、新井、沼袋 9/5・6 北江古田公園他		野方 9/7（火） 第十一中
	参加人員	3,500 人	5,278 人	雨天中止	2,946 人	9,914 人	雨天中止	5,292 人
夜間医療救護訓練						南中野 6/7 神明小 大和 6/14 大和小	野方 11/19 野方小	鍋横 11/11 本郷小
	参加人員					894 人	409 人	313 人

		昭和 58 年度	昭和 59 年度	昭和 60 年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成元年度
総合防災訓練	中野消防管内	昭和、東中野 9/7（水） 囲町公園		弥生 9/1（日） 桃園・向台小	桃園 8/31（日） 桃三小	桃園 8/30（日） 本郷小	東部 8/28（日） 塔山・谷戸小	南中野 9/3（日） 神明小・第一中
	野方消防管内		鷺宮、上鷺宮 9/9（日） 若宮・鷺宮・武蔵台小		新井 8/31（日） 新井小	上高田 8/30（日） 第五中	沼袋 8/28（日） 第七中	大和 9/3（日） 啓明小
	参加人員	5,907 人	2,565 人	1,258 人	1,662 人	1,670 人	1,815 人	2,175 人
夜間医療救護訓練		鷺宮 10/17 鷺宮小	弥生 11/1 向台小	大和 10/29 啓明小	東部 10/31 谷戸小	江古田 10/29 江古田小	昭和 11/19 桃二小	上鷺宮 10/25 武蔵台小
	参加人員	119 人	239 人	328 人	297 人	435 人	294 人	304 人

		平成２年度	平成３年度	平成４年度	平成５年度	平成６年度	平成７年度	平成８年度
総合防災訓練	中野消防管内	昭和、東中野 8/26（日） 囲町公園	弥生 9/1（日） 向台小	桃園 8/30（日） 桃三小	鍋横 8/22（日） 本郷小	東部 8/28（日） 塔山小・谷戸運動公園	南中野 9/3（日） 多田小	昭和、東中野 9/1（日） 桃二小
	野方消防管内	江古田 8/26（日） 第七中	野方 9/1（日） 丸山小	上鷺宮 8/30（日） 武蔵台小	鷺宮 8/22（日） 若宮小	新井 8/28（日） 新井中	大和 9/3（日） 啓明中	沼袋 9/1（日） 第七中
	参加人員	1,445 人	1,459 人	1,351 人	1,338 人	1,435 人	2,013 人	1,524 人
夜間医療救護訓練		新井 10/26 新井小	桃園 10/29 桃三小	沼袋 10/27 第七中	南中野 10/26 多田小	上高田 10/7 第五中	弥生 9/29 向台小	野方 9/20 第六中
	参加人員	266 人	535 人	248 人	395 人	266 人	369 人	403 人

		平成９年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
総合防災訓練	中野消防管内	弥生 8/31（日） 向台小	桃園 8/30（日） 桃三小	鍋横 8/29（日） 本郷小	東部 9/3（日） 谷戸小	南中野 9/9（日） 神明小	昭和、東中野 9/1（日） 桃二小	弥生 8/26（日） 向台小
	野方消防管内	上高田 8/31（日） 第五中	江古田 8/30（日） 丸山小	野方 8/29（日） 第六中	上鷺宮 9/3（日） 武蔵台小	鷺宮 9/9（日） 若宮小	新井 9/1（日） 新井小	上高田 8/26（日） 第五中
	参加人員	1,226 人	荒天中止	966 人	1,117 人	2,139 人	1,635 人	1,433 人
災害医療救護訓練（夜間医療救護訓練）		鍋横 9/19 本郷小	大和 10/30 大和小	東部 11/5 谷戸小	鷺宮 11/17 鷺宮小	昭和、東中野 11/8 桃二小	江古田 10/30 第七中	桃園 11/16 囲町公園
	参加人員	267 人	444 人	441 人	503 人	472 人	383 人	455 人

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
総合防災訓練	中野消防管内	桃園 9/5（日） 桃三小	鍋横 8/28（日） 本郷小	東部 9/3（日） 谷戸小	南中野 9/2（日） 神明・多田・新山小、第一・富士見中、東大附属	昭和、東中野 8/31（日） 桃二・東中野小、第三中、明中、大妻	弥生 9/13（日） 向台小	桃園 9/5（日） 第九中
	野方消防管内	沼袋 9/5（日） 沼袋小	大和 8/28（日） 啓明小	江古田 9/3（日） 第七中	野方 9/2（日） 野方・丸山小、第六中	上鷺宮 8/31（日） 武蔵台・上鷺宮小	鷺宮 9/13（日） 若宮・西中野・鷺宮小	新井 9/5（日） 新井小
	参加人員	荒天中止	1,339 人	1,799 人	1,805 人	荒天中止	1,891 人	1,265 人
災害医療救護訓練		上鷺宮 11/14 武蔵台小	南中野 11/20 多田小	新井 11/12 新井小	弥生 11/18 向台小	沼袋 11/16 緑野中	鍋横 11/15 第二中	上高田 11/14 第五中
	参加人員	242 人	414 人	330 人	332 人	263 人	275 人	293 人

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総合防災訓練	中野消防管内	鍋横 8/28（日） 中野本郷小	東部 9/2（日） 第十中	南中野 9/1（日） 中野神明小	昭和・東中野 11/9（日） 桃二小	弥生 11/15（日） 桃園小	桃園 11/13（日） 桃花小 （公助連携・職員訓練含有型）	鍋横 11/12（日） 第二中 （公助連携・職員訓練含有型）
	野方消防管内	上高田 8/28（日） 白桜小	沼袋 9/2（日） 緑野中	大和 9/1（日） 大和小	江古田 11/9（日） 江原小	野方 11/15（日） 平和の森小	上鷺宮 9/25（日） 北中野中 （災害医療含有型）	鷺宮 9/24（日） 第八中 （災害医療含有型）
	参加人員	1,460 人	1,339 人	1,923 人	1,336 人	1,099 人	1,371 人	1,395 人
災害医療救護訓練		東部 11/20 第十中	野方 11/18 平和の森小	昭和 11/24 桃二小	大和 9/28 第四中	東中野 9/27（日） 第三中		
	参加人員	355 人	414 人	330 人	391 人	321 人		

		平成30年度	平成31(令和元)年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
総合防災訓練	中野消防管内	東部 11/25（日） 塔山小 （災害医療含有型）	南中野 12/8（日） 南台小 （公助連携･職員訓練含有型）	昭和・東中野 2/28（日） 桃二小 （災害医療含有型） ※新型コロナウイルスの影響により延期	昭和・東中野 2/27（日） 桃二小 （災害医療含有型） ※新型コロナウイルスの影響により延期	昭和・東中野 11/27（日） 南台小 （公助連携･職員訓練含有型）
	野方消防管内	新井 11/18（日） 中野中 （公助連携･職員訓練含有型）	上高田 3/8（日） 第五中 （災害医療含有型） ※新型コロナウイルスの影響により中止	沼袋 11/29（日） 緑野中 （公助連携･職員訓練含有型） ※新型コロナウイルスの影響により延期	沼袋 11/14（日） 緑野中 （公助連携･職員訓練含有型） ※新型コロナウイルスの影響により延期	沼袋 11/13（日） 緑野中 （公助連携･職員訓練含有型）
	参加人員	1,634人	730人			1,759人

※　総合防災訓練実施予定サイクル

・南地域《中野消防署管内》６(７)地域：桃園⇒鍋横⇒東部⇒南中野⇒昭和・東中野⇒弥生

・北地域《野方消防署管内》８地域：新井⇒上高田⇒沼袋⇒大和⇒江古田⇒野方⇒上鷺宮⇒鷺宮

※　平成２８年度からは、総合防災訓練を南北１回ずつ、災害医療救護訓練を兼ねた訓練（災害医療含有型）及び公助連携や職員訓練の要素を取り入れた訓練（公助連携・職員訓練含有型）を実施する。

資料第　8　防災広場一覧

令和６年４月１日現在

	名　称	所　在　地	面積	防火水槽	その他
1	上町防災広場	中　央４－35	257.38㎡	40ｔ	
2	新井東防災広場	新　井１－34	252.04㎡	５ｔ	防災井戸設置
3	若宮防災広場	若　宮３－42	295.12㎡	100ｔ	〃
4	白鷺二丁目防災広場	白　鷺２－６	373.34㎡	40ｔ/５ｔ	〃
5	多田防災広場	南　台３－19	200.26㎡	５ｔ	〃
6	新山通防災広場	南　台２－８	172.19㎡	40ｔ	〃
7	大和町三丁目防災広場	大和町３－16	282.48㎡	40ｔ	〃
8	鍋横防災広場	中　央４－８	309.34㎡	５ｔ	〃
9	宮桃防災広場	中　野３－29	198.32㎡	40ｔ	〃
10	野方三丁目防災広場	野　方３－６	397.06㎡	－	〃

資料第　9　防災活動拠点一覧（地域防災会別）

令和６年４月１日現在

※……地域防災会区域外

南中野地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
神明本三地域防災会	南中野児童館	弥生町 4-36	栄町公園	弥生町 4-20
			弥生福祉作業所	弥生町 4-36
弥生町三丁目町会防災会	ぱんだ公園	弥生町 3-34	ぱんだ公園	弥生町 3-34
弥生町五丁目地域防災会	弥生公園	弥生町 5-4	弥生公園	弥生町 5-4
栄一地域防災会	東京大学附属中等教育学校前	南台 1-15-1	方南通り資材置場	南台 1-6-11
南台前原防災会	前原公園	南台 2-48	前原公園	南台 2-48
多田地域防災会	多田防災広場	南台 3-19	多田防災広場	南台 3-19
新山通町会防災会	新山通防災広場	南台 2-8	新山通防災広場	南台 2-8
南台四丁目東町会防災会	ささの葉公園	南台 4-14	ささの葉公園	南台 4-14
南台四丁目西町会防災会	南台さくら公園	南台 4-37	南台さくら公園	南台 4-37
八島地域防災会	南台公園	南台 5-7	南台公園	南台 5-7
			みなみ児童館	南台 5-15-3
南台五丁目地域防災会	雑色児童遊園	南台 5-28	雑色児童遊園	南台 5-28
弥生六南台地区防災会	丸太公園	弥生町 6-2	丸太公園	弥生町 6-2
栄町二丁目地域防災会	栄町公園	弥生町 4-20	栄町公園	弥生町 4-20
南台ヒルズ防災会	住宅敷地内	南台 2-51	住宅敷地内	南台 2-51
センチュリー中野南台防災会	住宅敷地内	南台 1-6	住宅敷地内	南台 1-6

弥生地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
弥生一東防災会	弥生児童館	弥生町 1-14※	弥生児童館	弥生町 1-14
弥生町二丁目町会防災会	花見公園	弥生町 2-7	花見公園	弥生町 2-7
弥一向台防災会	くすの木広場	弥生町 1-33	くすの木広場	弥生町 1-33
本一相生防災会	本一公園	本町 1-23	本一公園	本町 1-23
東郷防災会	本二東郷やすらぎ公園	本町 2-14	本二東郷やすらぎ公園	本町 2-14
道玄防災会	宮の台児童遊園	本町 4-8※	宮の台児童遊園	本町 4-8
朝日ケ丘防災会	朝日が丘公園	本町 2-32	朝日が丘公園	本町 2-32

東部地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
中本一地域防災会	なかの坂公園	本町 1-15	なかの坂公園	本町 1-15
本町通二丁目防災会	防衛省宿舎内広場	中央 2-3	防衛省宿舎	中央 2-3
本三西防災会	白玉神社	中央 3-23	白玉神社	中央 3-23
塔ノ山防災会	塔の山公園	中央 2-7	塔の山公園	中央 2-7
宮二防災会	宮前公園	中央 2-39	宮前公園	中央 2-39
東一東防災会	川添公園	東中野 1-22	川添公園	東中野 1-22
本三宮前防災会	本町通り公園	中央 2-46	本町通公園	中央 2-46
	ひまわり公園	中央 2-52	ひまわり公園	中央 2-52
宮一防災会	かえで公園	中央 2-35※	かえで公園	中央 2-35
	小淀公園	中央 1-24※	小淀公園	中央 1-24
		中央 2-22	中央二丁目都営アパート	中央 2-22

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
氷川防災会	氷川公園	東中野 1-11	氷川公園	東中野 1-11
上ノ原防災会	上の原公園	東中野 2-6	上の原公園	東中野 2-6
中野一丁目防災会	城山公園	中野 1-44	城山公園	中野 1-44
小淀東防災会	小淀ホーム	中央 1-18-3	小淀ホーム	中央 1-18-3
小淀西防災会	ゆりの木公園	中央 1-20	ゆりの木公園	中央 1-20
	小淀公園	中央 1-24	小淀公園	中央 1-24
高根防災会	高根公園	東中野 2-34	高根公園	東中野 2-34

鍋横地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
千代田町防災会	本五ふれあい公園	本町 5-28	本五ふれあい公園	本町 5-28
			愛成会「ふらっと」	本町 5-40
宮里防災会	本五ふれあい公園	本町 5-28	本五ふれあい公園	本町 5-28
西町防災会	西町花の公園	本町 4-37	西町公園	本町 6-39
			西町花の公園	本町 4-37
鍋横防災会	本四公園	本町 4-6	本四公園	本町 4-6
	鍋横防災広場	中央 4-8	鍋横防災広場	中央 4-8
新中野防災会	杉山公園	本町 6-15	杉山公園	本町 6-15
	追分公園	中央 4-7	追分公園	中央 4-7
本六防災会	中央西公園	中央 5-27	中央西公園	中央 5-27
	本六公園	本町 6-30	本六公園	本町 6-30

桃園地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
上町町会地域防災会	上町防災広場	中央 4-35	上町防災広場	中央 4-35
仲町町会防災会	仲町公園	中央 3-17	仲町公園	中央 3-17
			中部すこやか福祉センター	中央 3-19-1
桃園町会防災会	囲桃園公園	中野 3-20,21	囲桃園公園	中野 3-20,21
	桃が丘さゆり保育園	中野 3-19-13	桃が丘さゆり保育園	中野 3-19-13
宮桃防災会	宮桃防災広場	中野 3-29	宮桃防災広場	中野 3-29
宮三町会防災会	谷戸運動公園	中野 1-31※	谷戸運動公園	中野 1-31
			中野区保健所	中野 2-17-4
南口町会防災会	中野二丁目再開発地区南ゲート前	中野 2-26	中野二丁目再開発地区南ゲート前	中野 2-26
橋場防災会	中央公園	中央 5-42	中央公園	中央 5-42
囲町自治会防災会	囲町ひろば	中野 4-21	囲町ひろば	中野 4-21

昭和地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
文園町会防災会	文園西公園	中野 6-23	文園西公園	中野 6-23
天神自治会防災会	天神公園	中野 5-8	天神小公園	中野 5-19
打越町会防災会	あじさい公園	中野 5-34	あじさい公園	中野 5-34
昭一防災会	みどり公園	東中野 3-11※	みどり公園	東中野 3-11
昭二防災会	さくら公園	中野 6-2	さくら公園	中野 6-2
昭三自治会防災会	昭三公園	中野 5-41	昭三公園	中野 5-41

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
桜山町会防災会	桜山公園	東中野 3-22	桜山公園	東中野 3-22
ブロードウェイ共同防火管理協議会	ブロードウェイ屋上	中野 5-52	ブロードウェイ屋上	中野 5-52

東中野地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
東中野五丁目小滝防災会	おたき公園	東中野 5-23	おたき公園	東中野 5-23
東四防災会	すみよし公園	東中野 4-25	すみよし公園	東中野 4-25

上高田地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
上高田東町会防災会	上高田台公園	上高田 4-17	上高田台公園	上高田 4-17
上高田二丁目防災会	上高田二丁目公園	上高田 2-8	こぶし公園	上高田 2-32
			上高田二丁目公園	上高田 2-8
上高田一丁目防災会	上一こなら公園	上高田 1-43	上一こなら公園	上高田 1-43
上高田北地域防災会	上高田北公園	上高田 5-29	上高田公園	上高田 5-9
上高田三丁目地域防災会	上高田三丁目公園	上高田 3-10	上高田三丁目公園	上高田 3-10
上高田親交会防災会	住宅内広場	上高田 4-26,27	都営 3 号棟敷地内	上高田 4-18
都営上高田アパート第一自治会防災会	住宅内広場	上高田 4-25	アパート 2 号棟敷地内	上高田 4-24
上高田高層団地防災会	住宅内広場	上高田 4-17	上高田四丁目団地内	上高田 4-17

新井地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
新井東防災会	新井東公園	新井 1-19	新井東公園	新井 1-19
新井西防災会	平和の森公園	新井 3-10、37	新井地域センター	新井 3-11-4
新井南防災会	新井南公園	新井 2-31	新井南公園	新井 2-31
新井北防災会	令和小学校	新井 4-19-26	令和小学校	新井 4-19-26
			中野区清掃事務所	松が丘 1-6-3
新井中防災会	新井薬師公園	新井 5-4	新井薬師公園	新井 5-4

江古田地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
松が丘片山町会防災会	松が丘公園	松が丘 1-2	松が丘公園	松が丘 1-2
	江古田公園	松が丘 2-35	江古田公園	松が丘 2-35
江古田一丁目地域防災会	みずのとう公園	江古田 1-3	みずのとう公園	江古田 1-3
江原町防災会	江原公園	江原町 1-15	江原公園	江原町 1-15
	こぐま公園	江原町 3-17	こぐま公園	江原町 3-17
旭公民館防災会	江古田二丁目公園	江古田 2-21	江古田二丁目公園	江古田 2-21
	江古田の森公園	江古田 3-14	東福寺	江古田 3-9
江古田住宅自治会地域防災会	住宅内広場	江原町 1-26	住宅内広場	江原町 1-26
パシフィック中野防災会	住宅内広場	松が丘 1-30	パシフィック中野敷地内	松が丘 1-30

沼袋地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
沼袋町会防災本部	沼袋公園	沼袋 1-19	沼袋公園	沼袋 1-19
	百観音公園	沼袋 2-28	禅定院	沼袋 2-28

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
沼袋親和会防災本部	沼袋西公園	沼袋 3-14	沼袋西公園	沼袋 3-14
			さんかく公園	沼袋 3-24
江古田四丁目町会防災本部	丸山塚公園	沼袋 2-40	丸山塚公園	沼袋 2-40
	なかよしの森保育園	江古田 4-16-13	なかよしの森保育園	江古田 4-16-13

野方地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
野方北町会防災本部	北原児童館	野方 6-35	北原児童館	野方 6-35
	野方第一公園	野方 4-36	野方第一公園	野方 4-36
野方南自治会防災部	くるみ公園	野方 5-28	くるみ公園	野方 5-28
	野方三丁目防災広場	野方 3-6	野方三丁目防災広場	野方 3-6
野方一丁目南町会防災本部	野方一丁目公園	野方 1-32	野方一丁目公園	野方 1-32
野方東町会防災本部	柏公園	新井 3-24	区営野方一丁目団地	野方 1-13
野方二丁目町会防災会	たんぽぽ公園	野方 2-61	たんぽぽ公園	野方 2-61
	こまどり公園	野方 1-57	こまどり公園	野方 1-57
丸山町会防災会	丸山公園	丸山 2-23	丸山公園	丸山 2-23
	緑野中学校校庭	丸山 1-17	緑野中学校校庭	丸山 1-17

大和地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
大和東防災会	もみの木公園	野方 1-38	もみの木公園	野方 1-38
大和町西部自治会特別防災部	西大和公園	大和町 4-50	西大和公園	大和町 4-50
	大和西児童遊園	大和町 4-14	大和西児童遊園	大和町 4-14
	大和町三丁目防災広場	大和町 3-16	大和町三丁目防災広場	大和町 3-16
大和町北協和会防災会	大和北公園	大和町 2-45	大和北公園	大和町 2-45
	大和公園	大和町 2-8	大和公園	大和町 2-8
大和町中町会特別防災部	啓明公園	大和町 1-21	啓明公園	大和町 1-21
大和町一和町会防災会	大和花公園	大和町 1-54	大和花公園	大和町 1-54

鷺宮地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
若宮一丁目町会防災会	みつわ公園	若宮 1-42	みつわ公園	若宮 1-42
鷺南防災会	鷺南公園	若宮 2-48	鷺南公園	若宮 2-48
若宮三丁目町会地域内防災会	かせい公園	若宮 3-5	かせい公園	若宮 3-5
	若宮防災広場	若宮 3-42	若宮防災広場	若宮 3-42
鷺宮都営住宅防災会	住宅内広場	白鷺 1-4	白鷺一丁目第三アパート敷地内	白鷺 1-4
白鷺町会防災会	白鷺二丁目防災広場	白鷺 2-6	白鷺二丁目防災広場	白鷺 2-6
鷺宮三丁目町会防災会	鷺宮児童遊園	鷺宮 3-40	鷺宮児童遊園	鷺宮 3-40
	高齢者福祉住宅野方苑	野方 6-53-8	野方デイサービスセンター	野方 6-53-8
鷺宮四丁目町会防災会	鷺の杜小学校	鷺宮 4-7-3	鷺の杜小学校	鷺宮 4-7-3
白鷺三丁目防災会	西中野児童遊園	白鷺 3-15	西中野児童遊園	白鷺 3-15
都営若宮三丁目アパート自治会防災部	若宮オリーブ公園	若宮 3-57	若宮オリーブ公園	若宮 3-57
白鷺一丁目第二アパート自治会防災会	住宅内広場	白鷺 1-14	住宅敷地内	白鷺 1-14

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
都営白鷺一丁目第四アパート自治会防災会	住宅内広場	白鷺 1-13	住宅敷地内	白鷺 1-13
白鷺ハイム防災会	住宅内広場	白鷺 2-13	白鷺ハイム敷地内	白鷺 2-13
鷺宮六丁目南部防災会	鷺六公園	鷺宮 6-24	鷺六高齢者会館	鷺宮 6-25
鷺宮六丁目町会防災会	西鷺公園	鷺宮 6-31	西鷺公園	鷺宮 6-31
都営大和町四丁目アパート防災会	みはと公園	大和町 4-51	みはと公園	大和町 4-51
鷺宮西住宅自治会防災会	住宅内児童公園	白鷺 2-50	住宅敷地内	白鷺 3-3
			住宅敷地内 8 号棟北	白鷺 2-50

上鷺宮地区

地域防災住民組織名	防災活動拠点名	所在地	防災資材倉庫設置場所	
北鷺町会防災会	上鷺東公園	上鷺宮 2-18	上鷺東公園	上鷺宮 2-18
	かみさぎ児童遊園	上鷺宮 3-9	かみさぎ児童遊園	上鷺宮 3-9
上鷺宮四丁目地域防災会	風の子ひろば	上鷺宮 4-13,14	風の子広場	上鷺宮 4-13,14
上鷺宮五丁目町会防災会	北中野公園	上鷺宮 5-8	北中野公園	上鷺宮 5-8
都営上鷺宮二丁目アパート自治会防災会	住宅内広場	上鷺宮 2-4	都営上鷺宮二丁目アパート	上鷺宮 2-4

資料第　10　地域自主訓練等実施状況

令和 6 年 4 月 1 日現在

年　度	平成 31(令和元)年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
地域名	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人数
南中野	29	1,656	3	160	39	540	31	918	50	1,684
弥　生	7	380	2	80	12	203	6	290	12	779
東　部	11	895	1	25	3	180	17	259	9	858
鍋　横	15	1,516	0	0	12	148	16	1,314	35	2,676
桃　園	14	1,355	1	20	3	40	5	466	15	690
昭　和	6	110	0	0	2	75	11	752	6	280
東中野	4	160	0	0	1	10	3	270	1	50
上高田	7	455	0	0	0	0	4	94	11	340
新　井	19	420	0	0	2	20	14	600	7	784
江古田	11	1,055	1	50	3	287	12	512	10	898
沼　袋	5	133	0	0	1	20	6	127	3	59
野　方	17	739	0	0	0	0	9	823	8	993
大　和	17	450	2	30	6	81	22	620	7	788
鷺　宮	30	1,913	3	130	16	530	19	655	28	904
上鷺宮	9	258	0	0	5	305	11	323	10	320
合計	201	11,495	13	495	105	2,439	186	8,023	212	12,103
事業所	184	34,107	47	7,359	112	11,356	103	16,362	137	23,790
総　数	385	45,602	60	7,854	217	13,795	289	24,385	349	35,893

※過去５年

※映画会・講演会・座談会を含む

資料第　11　青年を対象とした防災訓練・講習会等の実施状況

年度	参加校	実施内容	備考	参加人数
22	第九中学校（当時）	第九中学校が、当年の「中野区総合防災訓練」実施対象の桃園地域であり、「総合防災訓練」に全校生徒から有志が参加した。	－	－
	都立富士高等学校	初期消火訓練・応急救護訓練、避難所資機材操作訓練・起震車体験など	区・消防署指導	320
23	第七中学校	中野区防災青年リーダー養成講習会（防災学習会・避難所資機材操作訓練・軽可搬消火ポンプ操作訓練・防災マップ作り等）	区・消防署指導	8
	都立富士高等学校	応急救護訓練、避難所資機材操作訓練等	区・消防署指導	200
24	第七中学校	中野区防災青年リーダー養成講習会（防災学習会・避難所資機材操作訓練・軽可搬消火ポンプ操作訓練・防災マップ作り等）	区・消防署指導	6
	南中野中学校	町連主催・軽ポ大会出場、ポンプ操法・バケツリレーに参加	消防署指導	8
	第三中学校（当時）	町連主催・軽ポ大会出場、バケツリレーに参加		5
	第二中学校	町連主催・軽ポ大会出場、ポンプ操法・バケツリレーに参加		8
	第十中学校（当時）	町連主催・軽ポ大会出場、ポンプ操法に参加		3
	緑野中学校	中野区総合防災訓練において避難所資機材設置訓練を披露	区指導	15
		町連主催・軽ポ大会出場、ポンプ操法・バケツリレーに参加	消防署指導	
	都立富士高等学校	宿泊訓練（防災学習会・クロスロード）	都・区指導	206
	都立鷺宮高等学校	宿泊訓練（防災学習会・クロスロード・避難所資機材操作訓練）	区指導	293
	都立中野工業高等学校	宿泊訓練（起震車体験・炊出し訓練・応急救護）	区・消防署指導	184
	都立武蔵丘高等学校	宿泊訓練（防災学習会・炊出し訓練）	消防署指導	279
２５	第二中学校	訓練（応急救護・避難所資機材操作・炊き出し）	区・消防署指導	200
	第七中学校	中野区防災青年リーダー養成講習会（防災学習会・避難所資機材操作訓練・軽可搬消火ポンプ操作訓練・防災マップ作り等）	区・消防署指導	7
		訓練（救出・救護、応急救護）		350
	緑野中学校	中野区防災青年リーダー養成講習会（防災学習会・避難所資機材操作訓練・軽可搬消火ポンプ操作訓練・防災マップ作り等）	区・消防署指導	17
	都立富士高等学校	宿泊学習（防災学習会・応急救護訓練・炊き出し）	区・消防署指導	198
		訓練（避難所資機材操作・クロスロード）	区指導	200
	都立鷺宮高等学校	訓練（避難所資機材操作・炊き出し・防災学習会）	区指導	290
	都立中野工業高等学校	宿泊訓練（防災学習会・炊き出し等）	区・消防署指導	200
	都立武蔵丘高等学校	宿泊訓練（防災学習会・炊き出し訓練等）	消防署指導	350
	区立中学校 10 校（第二・第四・第五・第七・第八・第十（当時）・北中野・緑野・南中野・中野）	町連主催・軽ポ大会出場（当日は雨天のため中止） ポンプ操法・バケツリレーに参加 ※事前訓練あり	消防署指導	86
２６	第二中学校	訓練（避難所資機材操作・炊き出し）	区・消防署指導	200
	第七中学校	中野区防災青年リーダー養成講習会（防災学習会・避難所資機材操作訓練・軽可搬消火ポンプ操作訓練・防災マップ作り等）	区・消防署指導	6
	緑野中学校	中野区防災青年リーダー養成講習会（防災学習会・避難所資機材操作訓練・軽可搬消火ポンプ操作訓練・防災マップ作り等）	区・消防署指導	8
	南中野中学校	訓練（避難所資機材操作・炊き出し）	区・消防署指導	76
	都立富士高等学校	宿泊学習（防災学習会・避難所資機材操作・炊き出し・応急救護訓練・クロスロード）	区・消防署指導	196
	都立鷺宮高等学校	宿泊訓練（避難所資機材操作・炊き出し・防災学習会・クロスロード）	区・消防署指導	300
	都立中野工業高等学校	宿泊学習（防災学習会・炊き出し）	消防署指導	190
	都立武蔵丘高等学校	宿泊学習（防災学習会・応急救護訓練・炊き出し等）	消防署指導	350
	区立中学校 11 校（全校）（第二・第三（当時）・第四・第五・第七・第八・第十（当時）・北中野・緑野・南中野・中野）	町連主催・軽ポ大会出場 ポンプ操法・バケツリレーに参加 ※事前訓練あり	消防署指導	125

年度	参加校	実施内容	備考	参加人数
２７	第二中学校	訓練（避難所資機材操作・炊き出し等）	区・消防署指導	320
	第七中学校	中野区防災青年リーダー養成講習会（防災学習会・避難所資機材操作訓練・軽可搬消火ポンプ操作訓練・防災マップ作り等）	区・消防署指導	5
	緑野中学校	中野区防災青年リーダー養成講習会（防災学習会・避難所資機材操作訓練・軽可搬消火ポンプ操作訓練・防災マップ作り等）	区・消防署指導	11
	南中野中学校	訓練（避難所資機材操作・炊き出し等）	区・消防署指導	250
	都立富士高等学校	宿泊訓練（防災学習会・避難所資機材操作・炊き出し・応急救護訓練・初期消火訓練等）	区・消防署指導	210
	都立鷺宮高等学校	宿泊訓練（避難所資機材操作・炊き出し・防災学習会等）	区・消防署指導	300
	都立中野工業高等学校	宿泊学習（応急救護訓練・炊き出し）	消防署指導	211
	区立中学校11校（全校）（第二・第三（当時）・第四・第五・第七・第八・第十（当時）・北中野・緑野・南中野・中野）	町連主催・軽ポ大会出場 ポンプ操法・バケツリレーに参加 ※事前訓練あり	消防署指導	93
２８	第二中学校	訓練（避難所資機材操作・炊き出し・応急救護訓練・初期消火訓練）	区・消防署指導	260
	緑野中学校	中野区防災青年リーダー養成講習会（防災学習会・避難所資機材操作訓練・軽可搬消火ポンプ操作訓練・防災マップ作り等）	区・消防署指導	11
	南中野中学校	訓練（避難所資機材操作・炊き出し・初期消火訓練等）	区・消防署指導	350
	都立富士高等学校	宿泊訓練（防災学習会・避難所資機材操作・炊き出し・応急救護訓練・初期消火訓練等）	区・消防署指導	230
	都立鷺宮高等学校	宿泊訓練（避難所資機材操作・炊き出し・防災学習会・クロスロード）	区・消防署指導	400
	都立中野工業高等学校	訓練（避難所資機材操作・炊き出し等）	区・消防署指導	80
	都立武蔵丘高等学校	宿泊訓練（防災学習会・応急救護訓練・炊き出し等）	消防署指導	320
	区立中学校8校（第二・第三（当時）・第四・第八・第十（当時）・北中野・緑野・南中野）	町連主催・軽ポ大会出場 ポンプ操法・バケツリレーに参加 ※事前訓練あり	消防署指導	73
２９	第二中学校	訓練（避難所資機材操作・初期消火・応急救護）	区・消防署指導	280
	緑野中学校	中野区防災青年リーダー養成講習会（防災学習会・避難所資機材操作・応急救護・軽可搬消火ポンプ操作・防災マップ作り等）	区・消防署指導	7
	南中野中学校	訓練（避難所資機材操作・炊き出し･初期消火等）	区・消防署指導	284
	中野中学校	訓練（防災講話）	区指導	454
	都立中野工業高等学校	訓練（避難所資機材操作・炊き出し等）	区・消防署指導	190
	都立鷺宮高等学校	宿泊訓練（避難所資機材操作・炊き出し･初期消火･救出救助・防災講話等）	区・消防署指導	400
	都立富士高等学校	宿泊訓練（避難所資機材操作・炊き出し･初期消火･応急救護・防災講話）	区・消防署指導	199
	区立中学校8校（第二・第三（当時）・第四・第八・第十（当時）・北中野・緑野・南中野）	町連主催・軽ポ大会出場 ポンプ操法・バケツリレーに参加 ※事前訓練あり	消防署指導	74
３０	第二中学校	訓練（避難所資機材操作・炊き出し・応急救護・初期消火）	区・消防署指導	350
	南中野中学校	訓練（避難所資機材操作・炊き出し･初期消火・応急救護等）	区・消防署指導	400
	都立鷺宮高等学校	宿泊訓練（避難所資機材操作・炊き出し･初期消火･救出救助・防災講話等）	区・消防署指導	300
	都立富士高等学校	宿泊訓練（避難所資機材操作・炊き出し･初期消火･救出救助・防災講話等）	区・消防署指導	201
	都立武蔵丘高等学校	訓練（初期消火・応急救護）	消防署指導	319
	都立中野工業高等学校	訓練（防災講話・起震車）	区・消防署指導	60
	区立中学校7校（第二・第四・第八・北中野・緑野・南中野・中野東）	町連主催・軽ポ大会出場 ポンプ操法・バケツリレー・スタンドパイプに参加 ※事前訓練あり	消防署指導	69

年度	参加校	実施内容	備考	参加人数
３１（令和元）	第二中学校	訓練（避難所資機材操作・初期消火・応急救護等）	区・消防署指導	130
	第八中学校	訓練（避難所資機材操作）	区指導	50
	南中野中学校	訓練（避難所資機材操作･初期消火・応急救護等）	区・消防署指導	400
	都立鷺宮高等学校	宿泊訓練（避難所資機材操作・炊き出し･初期消火･応急救護等）	区・消防署指導	300
	都立富士高等学校	宿泊訓練（避難所資機材操作・炊き出し･初期消火･応急救護・防災講話等）	区・消防署指導	199
	都立中野工業高等学校	訓練（応急救護・初期消火・起震車等）	区・消防署指導	40
	都立武蔵丘高等学校	訓練（応急救護・起震車等）	区・消防署指導	320
	区立中学校８校（第二・第四・第八・北中野・緑野・南中野・中野・中野東）	町連主催・軽ポ大会出場 ポンプ操法・バケツリレー・スタンドパイプに参加 ※事前訓練あり	消防署指導	67
令和２	南中野中学校	訓練(避難所資機材操作・初期消火・応急救護等)	区・消防署指導	340
	都立鷺宮高等学校	訓練（初期消火・応急救護・防災講話等）	消防署指導	277
	都立中野工業高等学校	訓練(防災講話・避難訓練)	消防署指導	30
令和３	南中野中学校	訓練(避難所資機材操作・初期消火等)	区・消防署指導	350
	明和中学校	訓練(避難訓練・防災講話等)	消防署指導	514
	都立富士高等学校	訓練（避難所資機材操作・起震車体験・まちかど防災訓練車体験等）	区・消防署指導	120
	都立中野工業高等学校	訓練（初期消火・応急救護・起震車体験等）	区・消防署指導	196
	都立鷺宮高等学校	訓練（避難所資機材操作・起震車体験・防災講和等）	区・消防署指導	290
	都立稔ヶ丘高等学校	スタンドパイプ操作訓練	消防署指導	15
	区立中学校５校（第二、緑野、南中野、中野東、明和）	町連主催・軽ポ大会出場 バケツリレー・スタンドパイプに参加 ※事前訓練あり	消防署指導	41
令和４	南中野中学校	訓練（避難所資機材操作・起震車体験・初期消火等）	区・消防署指導	360
	中野中学校	訓練（避難訓練・防災講和等）	消防署指導	350
	中野東中学校	訓練（避難所資機材操作・初期消火等）	区・消防署指導	10
	区立中学校５校（北中野、中野、南中野、中野東、明和）	町連主催・軽ポ大会出場 バケツリレー・スタンドパイプに参加 ※事前訓練あり	消防署指導	50
	都立中野工業高等学校	訓練（避難訓練・初期消火・起震車体験等）	区・消防署指導	147
	都立鷺宮高等学校	訓練（避難所資機材操作・炊き出し・初期消火・起震車体験等）	区・消防署指導	290
	都立稔ヶ丘高等学校	訓練（避難所資機材操作・起震車体験等）	区・消防署指導	226
令和５	都立富士高等学校	訓練（避難所資機材操作・起震車体験等）	区・消防署指導	125
	都立中野工業高等学校	訓練（避難所資機材操作・初期消火等）	区・消防署指導	53
	都立武蔵丘高等学校	訓練（避難訓練・起震車体験等）	区・消防署指導	1,314

総合計　18,199

資料第　12　区内の木密地域等

中野区における木造住宅密集地域と整備地域・重点整備地域
「東京都防災都市づくり推進計画」による抽出

整 備 地 域：地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域

重点整備地域：整備地域の中で、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため、早期に防災性の向上を図るべき地区

○中野区における整備地域・重点整備地域

整備地域		重点整備地域	
地域名称	面積	地域名称	面積又は延長
南台・本町(渋)・西新宿地域 (新宿区、渋谷区、杉並区を含む)	約 287ha	弥生町三丁目周辺地区	約 21.3ha
大和町・野方地域 (杉並区を含む)	約 270ha	大和町地区	約 67.5ha

資料第　13　中野区地域防災計画と各行動計画等の関係

地域防災計画は、中野区の区域に係る防災に関し、区及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務を集大成する総合的かつ基本的な計画である。

区は、地域防災計画だけでなく、中野区基本構想が示す 10 年後に目指すまちの姿「つながる　はじめる　なかの」の４つのまちの姿（基本目標）「①人と人とがつながり、新たな活動が生み出されるまち、②未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち、③誰もが生涯を通じて安心して自分らしく生きられるまち、④安全・安心で住み続けたくなる持続可能なまち」において、防災に関してより具体的な行動マニュアルや事業に関する計画を作成している。

また、目指すまちの姿を実現するため、①区民に信頼される対話と参加の区政を進める、②職員力でまちの価値と地域の力を高める、③続可能な財政運営を進める、④社会の変化を見据えた質の高い行政サービスを提供する、⑤危機の発生に備えた体制を強化する、の原則を基本に区政運営を進めていく。

中野区基本構想が示す４つのまちの姿（基本目標）	防災に関する総合的かつ基本的計画	当該基本目標の防災に関する主な具体的なマニュアルや行動計画
人と人とがつながり、新たな活力が生み出されるまち	中野区地域防災計画	・中野区男女共同参画基本計画 ・中野区ユニバーサルデザイン推進計画 ・中野区耐震改修促進計画 ・中野区区有施設耐震改修計画 ・中野区橋梁長寿命化修繕計画 ・個別避難支援計画 ・中野区都市計画マスタープラン ・中野区無電柱化推進計画 ・職員のための中野区震災復興マニュアル ・中野区災害廃棄物処理計画
未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち		
誰もが生涯を通じて安心して自分らしく生きられるまち		
安全・安心で住み続けたくなる持続可能なまち		

目指すまちの姿を実現するための基本原則	防災に関する総合的かつ基本的計画	当該基本方針の防災に関する主な具体的なマニュアルや行動計画
区民に信頼される対話と参加の区政を進める	中野区地域防災計画	・中野区政のＢＣＰ ・受援計画 ・避難所運営管理マニュアル
職員力でまちの価値と地域の力を高める		
持続可能な財政運営を進める		
社会の変化を見据えた質の高い行政サービスを提供する		
危機の発生に備えた体制を強化する		

資料第　14　区内の道路

令和5年4月1日現在

	合計	都道	区管理道
延　長	403,257m	26,350m	376,907m
面　積	2,213,510 ㎡	494,102 ㎡	1,719,408 ㎡

※区管理道には、区道、区有通路及び認定外道路を含む。
　都道は、令和4年4月1日現在。

資料第　15　区内の橋梁

令和5年4月1日現在

	種別	橋梁数	備考
中野区管理橋梁	道路橋	93橋	神田川、桃園川、妙正寺川、江古田川、善福寺川
	跨線橋	3橋	ＪＲ中央線
	跨道橋	2橋	中野通り
	占用橋	13橋	道路管理６橋、公園管理４橋、教育管理３橋
	小計	111橋	
東京都管理橋梁		33橋	道路橋14橋、歩道橋19橋
鉄道会社管理橋梁		8橋	ＪＲ５橋、西武鉄道３橋
その他占用橋		12橋	
合計		164橋	

資料第　16　木造住宅密集地域の整備事業等実施状況

令和6年4月1日現在

事業中	
平和の森公園周辺地区	事業期間：平成５年度から（約52ha）
南台一・二丁目地区	事業期間：平成10年度から（約25.8ha）
弥生町三丁目周辺地区	事業期間：平成25年度から（約21.3ha）
大和町地区	事業期間：平成26年度から（約67.5ha）

資料第　17　地区計画制度実施状況

令和6年4月1日現在

実施地区	
中野区環７沿道地区（沿道地区計画）（約7.6ha）	昭和60年６月決定
中野坂上地区（約4.7ha）	平成３年８月決定
南台四丁目地区（約18.8ha）	平成４年６月決定
平和の森公園周辺地区（約73.1ha）	平成５年11月決定
南台一・二丁目地区（防災街区整備地区計画）（約25.8ha）	平成12年２月決定
中野四丁目地区（再開発等促進区を定める地区計画）（約18.0ha）	平成19年４月決定
中野駅南口地区（約5.2ha）	平成27年３月決定
囲町地区（約3.5ha）	平成27年12月決定
中野駅西口地区（約2.3ha）	平成28年１月決定
大和町中央通り沿道地区（約5.6ha）	平成28年３月決定
沼袋区画街路第４号線沿道地区（約10.9ha）	平成30年３月決定
弥生町三丁目地区（約21.5ha）	平成31年１月決定
中野四丁目新北口地区（約5.4ha）	平成31年３月決定
上高田四丁目17番～19番地区（約2.5ha）	令和４年12月決定

資料第　18　都市防災不燃化促進事業実施状況

令和6年4月1日現在

事業完了	事業中
方南通り地区（約5.1ha） 事業期間：昭和60～平成11年度完了	東京大学附属中等教育学校周辺地区 （約15.6ha） 事業期間：平成21～令和５年度まで
平和の森公園周辺地区（約44.5ha） 事業期間：平成６～平成19年度完了	大和町中央通り地区（約5.6ha） 事業期間：平成28～令和７年度まで
環状７号線中野地区　（約11.2ha） 事業期間：平成10～平成19年度完了	区画街路第４号線地区（約3.2 ha） 事業期間：平成30年～令和９年度まで

資料第　19　防災生活圏促進事業実施状況

令和6年4月1日現在

事業終了
南台一・二丁目、弥生町一～四丁目（約78.4ha） 事業期間：平成７～平成18年度終了

資料第　20　市街地再開発事業実施状況

令和６年４月１日現在

事業完了
野方五丁目地区 （約0.4ha　組合施行・平成５年９月竣工）
中野四丁目東地区 （約1.0ha　組合施行・平成６年11月竣工）
中野坂上本町二丁目地区 （約1.9ha　公団施行・平成８年９月竣工）
中野坂上本町一丁目地区 （約1.6ha　組合施行・平成９年３月竣工）
中野坂上中央一丁目西地区 （約0.9ha　組合施行・平成11年４月竣工）

資料第　21　共同建築物への誘導実施状況

令和６年４月１日現在

事業完了
優良建築物等整備 （完了３件）
住宅等共同建築物 （完了５件）
都心共同住宅供給 （完了２件）

資料第　22　平和の森公園防災施設

所在地：新井三丁目 10 番、37 番　敷地面積：70,441.23 ㎡

施設名	形状・規模	数量	備考
災害用貯水槽兼トイレ	貯水槽 40t、60t	6 箇所	
	トイレ穴	144 基	
防災用井戸	深さ約 50m	1 箇所	飲料不可
非常用照明灯	太陽光パネル	14 基	LED

資料第　23　江古田の森公園防災施設

所在地：江古田三丁目 14 番　敷地面積：60,224.51 ㎡

施設名	形状・規模	数量	備考
災害用貯水槽兼トイレ	貯水量 100t	1 箇所	飲料不可
	トイレ穴	16 箇所	
流下式災害用トイレ		18 基	井戸放流水使用
防災用井戸	深さ約 70m	1 箇所	飲料不可
非常用照明灯	太陽光パネル使用	20 基	LED ランプ 1.8W
かまどベンチ		9 基	
応急給水槽	100t	1 箇所	都水道局施設
防火水槽	100t	1 箇所	東京消防庁設置
備蓄倉庫		1 箇所	東京総合保健福祉センター江古田の森 1 階倉庫（借用）

資料第　24　中野四季の森公園防災施設

所在地：中野四丁目 12 番、13 番　敷地面積：20,780.48 ㎡

施設名		形状・規模	数量	備　考
災害用トイレ		和式・洋式	27 基	マンホール型 20 基、たこ足型 7 基
災害用トイレ(拡張部)		洋式	7 基	マンホール型
防災用井戸		深さ 120m	1 箇所	飲料不可
防災兼用照明灯		LED ランプ 26W	4 基	公園の四隅に設置
池・せせらぎ			1 箇所	生活用水として使用
多目的広場			4,515 ㎡	
管理棟	トイレ	男、女、だれでも		災害時にも利用可能(ポンプ給水)
	発電機		1 基	燃料 950ℓ
	防災倉庫		11 ㎡	トイレテント
	多目的利用スペース		81 ㎡	

資料第　25　白鷺せせらぎ公園防災施設

所在地：白鷺一丁目４番　敷地面積：9,070 ㎡

施設名	形状・規模	数量	備考
災害用マンホールトイレ	洋式	12 基	
災害用園内灯	LED	7 基	
災害用投光器	LED	3 基	
防災倉庫		1 棟	発電機、トイレ用テント

資料第　26　南台いちょう公園防災施設

所在地：南台一丁目 15 番　敷地面積：10,035.13 ㎡

施設名	形状・規模	数量	備考
災害用マンホールトイレ	洋式	11 基	
防災用井戸	深さ 120m	1 基	飲料不可
災害用園内灯	LED、ソーラー	6 基	
災害用投光器	LED	4 基	
防災倉庫		1 棟	発電機、トイレ用テント
防火水槽	100t、40t	2 基	東京消防庁設置

資料第　27　本五ふれあい公園防災施設

所在地：本町五丁目 28 番　敷地面積：11,924.12 ㎡

施設名	形状・規模	数量	備考
災害用マンホールトイレ	洋式	13 基	
防災用井戸	深さ 100m	1 基	飲料不可
災害用園内灯	LED、ソーラー	9 基	
災害用投光器	LED	5 基	
防災倉庫		1 棟	発電機、トイレ用テント

資料第　28　本二東郷やすらぎ公園防災施設

所在地：本町二丁目 12 番、14 番　敷地面積：6,954.34 ㎡

施設名	形状・規模	数量	備考
災害用マンホールトイレ	洋式	8 基	
防災用井戸		1 基	飲料不可
災害用園内灯	LED、ソーラー	6 基	
防災倉庫		1 棟	発電機、トイレ用テント等

資料第　29　川島公園防災施設

所在地：弥生町三丁目６番　敷地面積：1,330.33 ㎡

施設名	形状・規模	数量	備考
災害用マンホールトイレ	洋式	4 基	
防災井戸		1 基	飲料不可
災害用園内灯	LED、ソーラー	3 基	
防災パーゴラ		1 基	パーゴラ用テント収納ベンチ 2 基含む
防災倉庫		1 棟	防災井戸用ホース、災害用マンホールトイレ用テント等

資料第　30　広町みらい公園防災施設

所在地：弥生町六丁目１番　敷地面積：10,355.78 ㎡

施設名	形状・規模	数量	備考
災害用マンホールトイレ	洋式	12 基	
防災用井戸		1 基	飲料不可
災害用園内灯	LED、ソーラー	6 基	
体験学習センター		1 棟	発電機、トイレ用テント等の収納

資料第　31　高層建築物の現況

区内で高さ 31m を超える対象物は、次のとおりである。（計画中・工事中を含む）

令和 5 年 12 月現在

	所在地	名称	階層	高さ(m)
1	南　台 1-1-17	グランドメゾン中野南レジデンス	11/1	34
2	南　台 1-6-7	センチュリー中野南台	14/1	41
3	南　台 2-9-1	シティハウス笹塚レジデンス	15/0	45
4	南　台 2-12-10	ベル・ペサージュ	10/0	32
5	南　台 2-47-9	アイディーコート中野南台	11/0	32
6	南　台 2-51-3	ブランズ中野南台	13/0	43
7	南　台 2-51-9	中野南台プレアーク	12/0	36
8	南　台 2-52-8	リモージュ南台	11/0	31
9	南　台 3-1-14	グランドメゾン中野富士見町	14/0	43
10	南　台 3-2-14	クレヴィア中野南台	11/0	35
11	南　台 3-6	（仮称）中野区南台 3 丁目計画	12/0	39
12	南　台 3-22-1	トミンハイム南台三丁目	11	33
13	南　台 4-3-7	セントラルレジデンス笹塚	11/0	35
14	南　台 4-5-14	ヴォーガコルテ笹塚南台	11/0	32
15	南　台 5-27-32	秋元ビル	12/1	36
16	南　台 5-34-9	ディームス方南町	13/0	39
17	南　台 5-34-11	パークホームズ中野南台ステーションテラス	13/1	40
18	弥生町 1-14-12	関島ビル	11/2	35
19	弥生町 1-55-5	コスモ中野弥生リベディア	11	32
20	弥生町 2-20-5	グランドメゾン中野新橋	14/0	45
21	弥生町 2-20-8	Ｔｈｅ　Ｐａｒｋｈａｂｉｏ　中野新橋	14/0	42
22	弥生町 2-20-9	プリンスハイツ中野新橋	12	35
23	弥生町 2-29-8	グリシーヌ弥生	12/0	36
24	弥生町 3-28-7	藤和シティホームズ中野弥生町クレーデルコート	14	42
25	弥生町 4-7-14	RESIA 中野新橋	13/0	37
26	弥生町 4-7-16	AZEST 中野新橋	13/0	37
27	弥生町 4-7-17	アーベイン中野新橋	13/0	37
28	弥生町 4-25-5	ラディアスウイング中野南	11	31
29	弥生町 4-26-4	ルフォン中野富士見町	12/0	36
30	弥生町 4-26-22	Ｋ　ＣＲＥＳＴ	13/1	41
31	弥生町 4-34-11	ザ・パークハウス中野富士見町	15/0	45
32	弥生町 5-11-27	プレール・ドゥーク中野富士見町	12/0	35
33	弥生町 5-11-31	ザ・パークハウス中野弥生町テラス	14/1	42
34	弥生町 5-12-11	GALICIA ナカノヤヨイチョウ	12/0	35
35	弥生町 5-19-12	ウィライヴ中野富士見町	11/0	33
36	弥生町 5-25	（仮称）京王電鉄バス中野車庫 B 敷地開発計画	14/0	43
37	弥生町 6-2-1	コーシャハイム中野弥生町　１号棟	14/1	42
38	弥生町 6-2-2	コーシャハイム中野弥生町　２号棟	14/1	42
39	弥生町 6-2-3	コーシャハイム中野弥生町　３号棟	14/1	42
40	本　町 1-4-6	ザ・パークハウス中野坂上レジデンス	14	44
41	本　町 1-5-5	日商岩井中野本町マンション	15/0	41
42	本　町 1-13-18	大新ＮＳビル	9/0	32

	所在地	名称	階層	高さ(m)
43	本　町 1-14-10	ヴェール淀橋ビル	12/1	33
44	本　町 1-14-11	ドネグレイス立川ビル	11	32
45	本　町 1-24-3	ナイスアーバン中野坂上	15/1	47
46	本　町 1-31-6	マンション中野坂上	12/0	34
47	本　町 1-32-1	ハーモニーハイツ	10/1	31
48	本　町 1-32-2	ハーモニータワー	29/2	119
49	本　町 1-32-27	石森ビル（マンションストーンミル）	11/1	32
50	本　町 2-46-1	中野坂上サンブライトツイン	30/2	124
51	本　町 2-46-2	中野坂上セントラルビル	18/2	80
52	本　町 2-50-10	アジールコフレ中野坂上	13/0	38
53	本　町 2-51-10	中野坂上 OK ビル	10/0	32
54	本　町 2-54-11	レオパレス 21 本社ビル	9/1	34
55	本　町 3-28-12	グラーサ中野坂上	11	32
56	本　町 3-28-8	マストライフ中野坂上 ANNEX	12/1	36
57	本　町 3-29-10	ヴェルティ中野	11/1	34
58	本　町 3-29-13	中野永谷マンション	12/0	33
59	本　町 3-29-15	ＭＭビル	13/1	35
60	本　町 3-30-4	ＫＤＸ中野坂上ビル	11/1	40
61	本　町 3-30-13	ルミード中野坂上	12/0	34
62	本　町 3-31-11	ダイワ中野坂上ビル	8/1	31
63	本　町 3-32-21	ヴォーガコルテ中野坂上	11/0	32
64	本　町 4-5-10	プリ・ヴェール新中野	11/1	31
65	本　町 4-5-14	中野スカイマンション	13/0	37
66	本　町 4-19-13	レガリア新中野	10/0	31
67	本　町 4-30-16	ヴェルビュ新中野	13/0	38
68	本　町 4-30-21	コンフォリア新中野	12/0	40
69	本　町 4-30-24	中野アパート	15/0	46
70	本　町 4-31-10	アンサンブル新中野	14/1	40
71	本　町 4-37-27	アーバンビュー中野	14/1	40
72	本　町 4-36-5	WELL CASA　新中野	11/0	35
73	本　町 4-38-23	オリエンタル新中野	12/0	35
74	本　町 4-39-8	アトラスリベルタ新中野	11/0	33
75	本　町 4-43-11	鍋横ビル	10/0	34
76	本　町 4-44-18	ヒューリック中野ビル	8/1	35
77	本　町 4-44-20	ルジェンテ新中野 STATION ONE	12/0	38
78	本　町 4-47-9	VERTIQUE 新中野	11/0	36
79	本　町 4-47-12	ハイライフ新中野	12/0	32
80	本　町 4-48-17	新中野駅上プラザ	12/0	34
81	本　町 5-33-14	アルファホームズ新中野第２	12/1	36
82	本　町 5-37-11	飯田ビル	13/0	39
83	本　町 5-39-9	Ｒａｆｆｉｓｔａｒ中野本町	11/0	32
84	本　町 5-40-19	ブランズ中野富士見町パークナード	14/1	43
85	本　町 6-1-11	グローリオ新中野ブランデコ	12/0	38
86	本　町 6-16-10	藤和シティコープ新中野Ⅱ	11/0	32
87	本　町 6-16-12	ダイナシティ新中野	13/0	38
88	本　町 6-27-8	プリンスコート	10/0	31

	所在地	名称	階層	高さ(m)
89	本　町 6-27-12	豊国ビル	11/0	32
90	本　町 6-27-13	岡本マンション	10/0	31
91	本　町 6-34-13	クレヴィア新中野	12/0	36
92	中　央 1-38-1	住友中野坂上ビル	24/2	96
93	中　央 1-40-8	アイパーク中野坂上	11/0	34
94	中　央 1-42-5	中野坂上南日本ビル	9/0	31
95	中　央 1-43-15	ＶＩＰ中野坂上	12/1	34
96	中　央 1-43-18	塔の山ハイツ	12/1	34
97	中　央 1-49-4	ルーブル中野坂上	12/0	33
98	中　央 2-8-22	プライムメゾン中野坂上	14/0	44
99	中　央 2-15-19	日神デュオステージ 中野坂上ネクスト	10/1	32
100	中　央 2-18-23	ラグジュアリーアパートメント ナカノサカウエ	11/0	32
101	中　央 2-18-24	中野消防署宮園出張所	11/1	38
102	中　央 3-41-7	ブリリアイスト新中野	12/0	36
103	中　央 3-51-4	ソルジェンテ中野	11/0	33
104	中　央 4-1-2	ＫＩビル	10/0	34
105	中　央 4-1-3	ボニータ新中野ビル	11/1	33
106	中　央 4-40-9	ＰＲＯＬＯＧＵＥ中野	10/0	31
107	中　央 4-41-16	ダイナシティ中野中央	14/0	42
108	中　央 4-58-7	Star Royal 中野 JP	12/0	35
109	中　央 4-61-4	DEUXFLE　NAKANO	12/1	36
110	中　央 5-17-1	日神デュオステージ新中野	11/0	31
111	中　央 5-38-14	ザ・パークハウスアーバンス中野中央	13/1	40
112	中　央 5-39-13	クレッセント中野パークフロント	12/1	35
113	中　央 5-40-14	シティハウス中野中央	11/1	40
114	中　央 5-40-17	ツカサドルフィン	10/0	33
115	中　央 5-41-18	東京都生協連会館	9/0	36
116	中　央 5-49-10	クレストコート中野	12/0	36
117	東中野 1-9-10	グランドメゾン中野坂上	14/0	44
118	東中野 1-11-6	ハイカットビル	10/1	35
119	東中野 1-24	（仮称）東中野１丁目計画	13/0	39
120	東中野 1-36	フローレス東中野	10/0	31
121	東中野 1-36-10	（仮称）中野区・酒井様マンション	10/0	31
122	東中野 1-45	（仮称）東中野１丁目計画	12/0	35
123	東中野 1-45	（仮称）東中野１丁目計画	12/0	38
124	東中野 1-45-8	Patina Ehre 東中野	10/1	31
125	東中野 1-46-13	サンウッド東中野	14/0	44
126	東中野 1-50	（仮称）東中野共同住宅	11/1	34
127	東中野 1-54-9	レジデンシャル東中野	14/0	42
128	東中野 1-55-2	ライオンズ東中野	15/0	44
129	東中野 1-58-8	パークハビオ東中野	15/1	44
130	東中野 1-59-8	オーベルアーバンツ東中野	12/0	39
131	東中野 1-59-10	シティーハウス東中野駅前	13/0	45
132	東中野 2-1-2	宮園キャピタルマンション	12/0	40
133	東中野 2-6-14	プリューム中野坂上	10/0	33
134	東中野 2-7-14	三井情報（株）	9/3	35

	所在地	名称	階層	高さ(m)
135	東中野 2-24-11	東中野桜山レジデンス	12/1	35
136	東中野 2-24-13	ブリリア東中野ステーションフロント	14/0	44
137	東中野 2-24-14	ISLES　Higashi　Nakano	13/0	39
138	東中野 3-8-15	東中野エイトワンマンション	11/1	33
139	東中野 3-10-12	石川デンタルビルディング	10/0	33
140	東中野 3-10-13	ドミールＣｉｔｙ東中野Ⅱ	13/0	40
141	東中野 3-14-20	Ｐ’Ｓ東中野ビル	9/1	35
142	東中野 3-16-18	藤和東中野コープ	12/0	31
143	東中野 3-24-11	東中野桜山レジデンス	12/0	36
144	東中野 4-2-3	小山学園テラハウス	11/2	41
145	東中野 4-16-12	アドリアーノ	11/1	31
146	東中野 4-30-6	アールレジデンス東中野	11/1	35
147	東中野 4-30-9	ＲＩＯＩＬＨＡ	10/0	35
148	東中野 5-1-1	ユニゾンタワー東中野	31/2	106
149	東中野 5-1-12	パークタワー東中野	30/1	104
150	東中野 5-8	（仮称）東中野５丁目計画	14/1	43
151	東中野 5-17-8	イニシアイオ東中野	14/1	45
152	東中野 5-23-6	東中野ハイム	14/0	40
153	東中野 5-23-14	セリオ落合東中野	10/0	33
154	東中野 5-29	（仮称）中野区東中野５丁目計画	19/0	59
155	東中野 5-29-15	ローレルアイ東中野	13/0	39
156	中　野 2-18、19	（仮称）中野区中野２丁目計画	11/1	31
157	中　野 2-23-7	中野パークハウス	13/1	33
158	中　野 2-25-6	ノイビル	7/1	33
159	中　野 2-26-11	（仮称）中野区中野２丁目計画	9/0	49
160	中　野 2-26-13	オープンレジデンシア中野ステーションサイド	14/0	42
161	中　野 2-27-1	郵便事業株式会社　中野支店（中野郵便局）	14/1	44
162	中　野 2-29-5	中野レジデンス壱番館	11/0	38
163	中　野 3-30-12	マンション中野ソレイユ	12/0	36
164	中　野 3-33-3	ＩＮＴ’Ｓ中野ビル	9/2	34
165	中　野 3-33-18	フェルテ中野	11/0	36
166	中　野 3-34-7	（仮称）中野３丁目計画	11/0	32
167	中　野 3-34-28	中野南口ビルディング	12/3	59
168	中　野 3-34-29	中野パールスカイビル	8/0	35
169	中　野 3-34-32	中野ツインマークタワー	29/1	101
170	中　野 3-36-11	レジディア中野	11/0	31
171	中　野 4-3-1	中野サンクォーレタワー	26/4	89
172	中　野 4-3-2	丸井グループ本社	19/3	90
173	中　野 4-4-11	第１２南日本ビル	11/1	32
174	中　野 4-8-1	中野区役所	9/2	33
175	中　野 4-9-18	ＮＴＴ　ＤＯＣＯＭＯ中野ビル	18/3	91
176	中　野 4-10-1	NAKANO　CENTRALPARK（EAST）	10/2	50
177	中　野 4-10-2	NAKANO　CENTRALPARK（WEST）	22/1	99
178	中　野 4-21-2	帝京平成大学中野キャンパス	12/1	55
179	中　野 4-21-1	明治大学中野キャンパス	14/1	59
180	中　野 4-22-1	東京警察病院	9/2	49

	所在地	名称	階層	高さ(m)
181	中　野 4-22-3	早稲田大学中野国際コミュニティプラザ	11/0	38
182	中　野 5-23-11、12	リベラーレ中野	10/0	31
183	中　野 5-24	（仮称）中野区中野五丁目プロジェクト	11/0	33
184	中　野 5-24-18	クロススクエア中野	10/0	33
185	中　野 5-42-9	Belle Vue 中野	11/0	32
186	中　野 5-49-8	中野プリンスマンション	11/1	31
187	中　野 5-65-5	S・K 中野ビル	10/1	39
188	中　野 5-67-3	共英北口ビル	9/0	31
189	中　野 5-68-2	中野中央ビル	8/1	32
190	中　野 5-68-8	ライオンズマンション中野第三	11/1	31
191	中　野 6-3-5	中野桃園シティハウス	12/0	34
192	上高田 1-2-51	上高田マンション	11/0	32
193	上高田 2-3-7	大妻中野中学校・高等学校	8/1	31
194	新　井 1-11-3	（仮称）中野区新井１丁目計画	14/0	45
195	新　井 1-38-2	ＯＲＳＵＳ中野	12/0	37
196	新　井 1-38-3	ＬＩＬＡＳ中野	12/0	35
197	新　井 2-1-20	セザール第２中野	11/0	34
198	新　井 2-6-16	MID AVENUE 中野	13/0	43
199	新　井 2-12-13	カスタリア中野	12/0	34
200	新　井 2-30-1	イーストコート中野	12/0	38
201	新　井 2-30-3	クレイシア・ヴァースクレイシアＩＤＺ	13/0	38
202	新　井 5-32-9	シェルゼ中野新井薬師	11/0	35
203	新　井 5-33	プレミスト中野通り	14/0	45
204	江原町 1-46-18	クリオ新江古田スイートテラス	11/0	33
205	江原町 2-28-10	マノー新江古田	10/0	32
206	丸　山 2-7-1	グランドマンション野方	13/0	36
207	野　方 2-4-34	オープンレジデンシア中野平和の森公園	11/0	32
208	野　方 3-29-5	アムス野方	11/0	32
209	野　方 5-3-1	野方ウイズ	13/3	43
210	大和町 1-32	（仮称）オープンレジデンシア大和町１	11/0	32
211	大和町 2-7-3	カルム野方	11/1	32
212	白　鷺 1-4-1	都営白鷺一丁目第３アパート（１号棟）	12/0	33
213	白　鷺 1-4-2	都営白鷺一丁目第３アパート（２号棟）	12/0	33
214	白　鷺 1-4-3	都営白鷺一丁目第３アパート（３号棟）	12/0	33
215	白　鷺 1-4-4	都営白鷺一丁目第３アパート（４号棟）	12/0	33
216	白　鷺 1-4-5	都営白鷺一丁目第３アパート（５号棟）	12/0	33

資料第　32　地域防災会結成状況

令和６年３月１日現在

年度	結成数	累計組織数	備　　考
S51	98 組織	98 組織	
52	6	104	
53	5	109	
54	0	108	中野寮解散のため１減
55	3	111	
56	3	113	沼袋三・四合併のため１減
57	1	114	
62	1	115	
H2	1	116	
7	2	118	
12	0	117	宮一防災会と中央二丁目都営アパート自衛消防隊合併のため１減
13	1	117	中野住宅４丁目防災会解散のため１減
18	0	116(1)	囲住宅防災会解散のため１減、 公社鷺宮住宅防災会、住宅の建替えの為、休会中
19	0	115(2)	なかよし防災会解散のため１減 広町住宅防災会住宅の建替えの為、休会中
20	1	115(1)	弥生六南台・広町住宅防災会合併のため１減
23	0	114	北鷺町会防災会・公社鷺宮住宅防災会合併のため１減
24	1	115	センチュリー中野南台防災会結成のため１増
26	1	116	上高田４丁目アパート３号棟防災部結成のため１増
28	0	115	SUN南台管理組合防災会解散のため１減
31	0	114	中野住宅防災会解散のため１減
31	0	113	上高田４丁目アパート３号棟防災部解散のため１減

（　）は休会中の防災会・累計組織数は休会中を含む

資料第　33　中野区災害対策本部組織図（震災）

令和５年度

本部長室	
本部長	区長
副本部長	副区長
	副区長
	教育長
	監査委員（常勤）
本部員	総務部長
	防災危機管理担当部長
	防災担当課長
	生活・交通安全担当課長
	防災危機管理官

災対指令部		
部長	防災危機管理担当部長	指令班
副部長	防災危機管理官	情報班

災対総務部		
部長	総務部長	総務指揮班 物資班 報道班 人事班 財政班 施設点検班 車両・輸送班 出納班 清掃班 議会班
副部長	企画部長 環境部長 ＤＸ推進室長	

災対地域部			
部長	地域支えあい推進部長	地域指揮班 帰宅困難者対策班	
副部長	区民部長 中野駅周辺まちづくり担当部長 文化・産業振興担当部長	各地域本部	地域班 応急班 避難所班 避難支援班 施設管理者

災対建設部		
部長	都市基盤部長	建設指揮班 建設班 応急危険度判定班
副部長	まちづくり推進部長 都市計画課長 まちづくり計画課長 野方以西担当課長 防災まちづくり担当課長 まちづくり用地担当課長 街路用地担当課長 新井薬師前・沼袋駅周辺まちづくり担当課長	

災対保健福祉部			
部長	健康福祉部長	保健福祉指揮班 医療調整班 救援救護班 医薬品調達班 生活衛生班	
副部長	保健所長	保健予防班	中部保健予防隊 北部保健予防隊 南部保健予防隊 鷺宮保健予防隊
災害医療コーディネーター		医師会からの派遣医師	

災対教育部			
部長	子ども教育部長	教育指揮班 学校班 児童相談所班	
副部長	子ども家庭支援担当部長 指導室長	児童救護班	保育園隊 幼稚園隊 児童館隊 キッズプラザ隊

資料第　34　中野区防災センター配置図

資料第　35　中野区情報処理室配置図（庁舎移転後）

資料第　36　各機関の概況等

1　下水道施設

都下水道局西部第一下水道事務所（緊急時（夜間・休祭日）連絡図）

2　通信施設

(1) 東日本電信電話㈱（災害対策組織図）

(2) ㈱ジェイコム東京杉並・中野局（中野局災害対策本部）

部門	業務分担
管理部門	1　救護・消防・事業復旧活動 2　報道機関対応 3　行政への対応
技術部門	1　放送・通信の疎通確保（NW の予防措置、規制の実施） 2　被災状況の把握（サービス状況、設備状況、応急策） 3　復旧計画の策定ならびに復旧活動の実施
放送・制作部門	1　災害関連情報・復旧情報等の放送、緊急時テロップ告知、挿入 2　自治体との防災協定に基づく対応

3　電気施設

東京電力パワーグリッド㈱荻窪支社（非常災害対策組織図）

4　ガス施設

東京ガス㈱（非常事態対策組織）

５　交通施設

(1) 都交通局小滝橋自動車営業所

①　概況

ア　所在地　　中野区東中野５－30－２（電話 3362－7743）

イ　営業所所属職員数　　117 名

ウ　車両台数　　バス 53 台　　応急車　２台

エ　運行系統　　７系統

オ　連絡基点　　営業所

②　自衛消防組織

③　緊急時（夜間・休祭日）連絡図

(2) 都交通局都庁前駅務管区

①　概況

ア　中野坂上駅　　所在地　中野区中央２－２－28　　（電話 3368－3129）

職員数　10 名

イ　東中野駅　　所在地　中野区東中野３－８－16　　（電話 3361－9085）

職員数　９名

ウ　新江古田駅　　所在地　中野区江原町２－29－13　　（電話 3992－9536）

職員数　９名

② 自衛消防組織図

③ 災害発生時の緊急連絡体制

(3) 京王バス㈱中野営業所

① 概況

ア 所在地　　中野区弥生町２－51－９（電話 3382－1511）

イ 営業所所属職員数　　198 名

ウ 車両台数　　88 台（常時運行配車数　87 台　　応急車　1 台）

② 自衛消防組織図

緊急時の工場棟・事務所棟1～4階相互連絡には館内放送又はインターホンを使用する。
軽油スタンドは無線機を使用する。

自衛消防隊長 所長 ― 副隊長 運行係長

＜昼間＞

班別	班長	任務	班員
指導班	運行係長	隊長、副隊長の補佐及び命令の伝達、並びに情報の収集	運行係
通報連絡班	当直運行係	消防機関への通報及び関係者への連絡 出火の報知及び消防隊への情報提供	運行係
消火班	整備主任	出火場所に直行し、消火器を用い消火作業に従事する。	工場員
避難誘導班	運行係	非常口の開放及び未避難者、要救助者の誘導確認	運行係
防護安全班	運行係長	非常電源の確保及び危険物施設の供給運転の停止	運行係
救護班	運行主任	負傷者への応急措置及び救急隊との連絡	運行係
救出班	整備主任	非常持出物の搬送及び管理	工場員

緊急時の工場棟・事務所棟1～4階相互連絡には館内放送又はインターホンを使用する。
軽油スタンドは無線機を使用する。

自衛消防隊長 所長 ― 副隊長 運行係長

＜夜間＞

班別	班長	任務	班員
指導班	当直者 運行係 工場員	隊長、副隊長の補佐及び命令の伝達、並びに情報の収集	運行係
通報連絡班		消防機関への通報及び関係者への連絡 出火の報知及び消防隊への情報提供	運行係
消火班		出火場所に直行し、消火器を用い消火作業に従事する。	工場員
避難誘導班		非常口の開放及び未避難者、要救助者の誘導確認	運行係
防護安全班		非常電源の確保及び危険物施設の供給運転の停止	運行係
救護班		負傷者への応急措置及び救急隊との連絡	運行係
救出班		非常持出物の搬送及び管理	工場員

③ 非常時災害対策本部機構

営業所長（対策本部長）

- 運行係長 ・・・ 情報収集・連絡
- 運行主任・運行係・営業係 ・・・ 輸送対策
- 運行主任・運行係・営業係 ・・・ 被害救出対策・旅客誘導
- 工場員 ・・・ 車両対策・施設関係
- 安全衛生委員・庶務係 ・・・ 応急救護・指導

本部長機構の体制の整うまでの間はその地区における最上職制のものが指揮する。

(4) 関東バス㈱丸山営業所

① 概況

ア 所在地 中野区江古田１－40－２（電話 3386－2162）

イ 営業所所属職員数 153 名

ウ 車両台数 バス 53 台 小型トラック １台 軽バン ２台）

エ 運行系統 10 系統（内夜行高速５系統）

② 緊急災害対策本部組織図

③ 災害対策本部機構

(5) 東日本旅客鉄道㈱（中野駅、東中野駅）

① 概況

ア 中野駅　　所在地 中野区中野５－31－１ （電話 5385－6843）
　　乗降人員　　約 29 万人（平日一日平均　北口約 7 割、南口約 3 割）

イ 東中野駅　　所在地 中野区東中野４－１－12（電話 3361－0345）
　　乗降人員　　約 8 万人（平日一日平均　西口約 7 割、東口約 3 割）

② 自衛消防組織

東中野駅の副隊長はなし

(6) 東京地下鉄㈱新宿駅務管区中野坂上地域

① 概況

ア 中野坂上駅	所在地	中野区中央２－１－２（電話 3372-2752）
	乗降人員	約６万２千人
イ 新中野駅	所在地	中野区中央４－２－15（電話 3381-1202）
	乗降人員	約３万１千人
ウ 中野新橋駅	所在地	中野区弥生町２－26－８（電話 3381-1102）
	乗降人員	約１万８千人
エ 中野富士見町駅	所在地	中野区弥生町５－24－４（電話 3381-1105）
	乗降人員	約１万７千人

② 自衛消防組織図

③　災害対策本部組織図

（7）西武鉄道㈱

①　概況

ア　鷺ノ宮駅	所在地	中野区鷺宮３－15－１（電話　3330－0674）
	乗降人員	約２万９千人
イ　都立家政駅	所在地	中野区鷺宮１－16－１(電話 3330－1546)
	乗降人員	約１万７千人
ウ　野方駅	所在地	中野区野方６－３－３(電話 3338－2613)
	乗降人員	約２万２千人
エ　沼袋駅	所在地	中野区沼袋１－35－１(電話 3386－6151)
	乗降人員	約１万７千人
オ　新井薬師前駅	所在地	中野区上高田５-43-20(電話 3386－7174)
	乗降人員	約１万９千人

②　自衛消防組織図

③　災害対策本部組織図

資料第　37　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種類	救助の対象	費用の限度額	救助の期間	備考
避難所の設置(法第４条第１項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １日１人当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器財費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000 円(食費込･税込)／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置 （法第4条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する｢福祉避難所｣を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費 や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議 すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>救助の対象</th><th>費用の限度額</th><th>救助の期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">応急仮設住宅の供与</td><td rowspan="2">住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住を得ることができない者</td><td>○建設型応急住宅
1　規格
応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
2　基本額
1戸当たり
6,775,000円以内
3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</td><td>災害発生の日から20日以内に着工</td><td>1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。
2　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)
3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
4　供与期間は2年以内</td></tr>
<tr><td>○賃貸型応急住宅
1　規模
建設型仮設住宅に準じる
2　基本額
地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに借上げ、提供</td><td>1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
2　供与期間は建設型応急住宅と同様。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1　避難に収容された者
2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>1人1日当たり
1,230円以内</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（1食は1/3日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失若しくは毀損等により使用することが出来ず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>19,200</td><td>24,600</td><td>36,500</td><td>43,600</td><td>55,200</td><td>8,000</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,800</td><td>41,100</td><td>57,200</td><td>66,900</td><td>84,300</td><td>11,600</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,300</td><td>8,400</td><td>12,600</td><td>15,400</td><td>19,400</td><td>2,700</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,100</td><td>13,200</td><td>18,800</td><td>22,300</td><td>28,100</td><td>3,700</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
</table>

救助の種類	救助の対象	費用の限度額	救助の期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医薬器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理 （被害の拡大を防止するための緊急修理）	住家が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分 1世帯当たり50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
被災した住宅の応急修理 （日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1　住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け自らの資力では応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯343,000円以内	災害発生の日から３ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６ヵ月以内）	

救助の種類	救助の対象	費用の限度額	救助の期間	備考
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は既損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその了承を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800 円以内 中学校生徒 5,100 円以内 高等学校等生徒 5,600 円以内	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12 歳以上） 219,100 円以内 小人（12 歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500 円以内 一時保存 ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり 5,500 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った。 1世帯当たりの平均 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	

救助の種類	救助の対象	費用の限度額	救助の期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第３条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第１号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ ３千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ ３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については 100 分の９ ハ ６千万円を超え１億円以下の部分の金額については 100 分の８ ニ １億円を超え２億円以下の部分の金額については 100 分の７ ホ ２億円を超え３億円以下の部分の金額については 100 分の６ ヘ ３億円を超え５億円以下の部分の金額については 100 分の５ ト ５億円を超える部分の金額については 100 分の４	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料第　38　無線情報連絡系統図

資料第　39　中野区防災行政無線固定系屋外拡声子局所在地一覧

令和６年４月１日現在

No	拡　声　子　局	所　在　地	No	拡　声　子　局	所　在　地
1	東大附属中等教育学校	南台１－15－１	57	令和小学校	新井４－19－26
2	リ・ライフ南台	南台３－１－15	58	新井薬師公園	新井５－４
3	旧多田小学校	南台３－44－９	59	沼袋公園	沼袋１－19
4	南台小学校	南台４－４－１	60	平和の森公園	新井３－10、37
5	南台さくら公園	南台４－37	61	丸山塚公園	沼袋２－40
6	南中野中学校	南台５－22－17	62	旧沼袋小学校	沼袋３－13－２
7	中野本郷小学校	弥生町１－25－１	63	哲学堂公園	松が丘１－34
8	アパートメンツ中野弥生町敷地内	弥生町１－33	64	江原小学校	江原町１－38
9	花見公園	弥生町２－７	65	こぐま公園	江原町３－17
10	ぱんだ公園	弥生町３－34	66	みずのとう公園	江古田１－３
11	みなみの小学校	弥生町４－27－11	67	第七中学校	江古田２－９－11
12	れんげ公園	弥生町５－８	68	安心ケアセンター・悠遊えごた	江古田３－３－22
13	寿橋	弥生町５－26	69	江古田の森公園	江古田３－14
14	丸太公園	弥生町６－２	70	なかよしの森保育園	江古田４－16－13
15	淀橋	本町１－14	71	緑野中学校	丸山１－１－19
16	本一公園	本町１－23	72	丸山保育園	丸山２－27－16
17	中野第一小学校	本町３－16－１	73	野方ひがし公園	野方１－12
18	宮の台児童遊園	本町４－８－16	74	野方保育園	野方１－35－８
19	中野消防署	中央３－25－３	75	こまどり公園	野方１－57
20	第二中学校	本町５－25－１	76	たんぽぽ公園	野方２－61
21	鍋横区民活動センター	本町５－47－13	77	野方三丁目防災広場	野方３－６
22	杉山公園	本町６－15	78	野方第一公園	野方４－36
23	本六公園	本町６－30	79	くるみ公園	野方５－28
24	ゆりの木公園	中央１－20	80	北原小学校	野方６－30－６
25	中野東中学校	中央１－41－４	81	啓明小学校	大和町１－18－１
26	塔山小学校	中央１－49－１	82	大和東もみじの森保育園	大和町１－37－４
27	宝仙学園	中央２－28－３	83	杉の子大和	大和町３－18－２
28	本町通り公園	中央２－46	84	美鳩小学校	大和町４－26－５
29	中部すこやか福祉センター	中央３－19－１	85	みはと公園	大和町４－51
30	上町防災広場	中央４－35	86	明和中学校	若宮１－１－18
31	桃花小学校	中央５－43－１	87	若宮公園	若宮３－21
32	川添公園	東中野１－22	88	若宮防災広場	若宮３－42
33	上の原公園	東中野２－６	89	旧若宮小学校	若宮３－53－16
34	高根公園	東中野２－34	90	白鷺二丁目防災広場	白鷺２－６
35	みどり公園	東中野３－11	91	そろの木公園	白鷺２－38
36	東中野キングスガーデン	東中野４－２－16	92	旧西中野小学校	白鷺３－９－２
37	すみよし公園	東中野４－25	93	西中野児童遊園	白鷺３－15
38	ひがしなかの幼稚園第二園庭	東中野５－12－１	94	わかたけ公園	鷺宮１－５
39	谷戸小学校	中野１－26－１	95	旧鷺宮小学校	鷺宮３－31－４
40	もみじ山広場	中野２－６	96	鷺の杜小学校	鷺宮４－７－３
41	産業振興センター	中野２－13－14	97	わらべ西鷺宮保育園	鷺宮５－22－14
42	中野駅北口	中野４－９	98	上鷺東公園	上鷺宮２－18
43	中野中学校	中野４－12－７	99	上鷺宮区民活動センター	上鷺宮３－７－６
44	すみれ公園	中野５－５	100	かみさぎ幼稚園	上鷺宮４－８－12
45	あじさい公園	中野５－34	101	北中野中学校	上鷺宮５－７－１
46	昭三公園	中野５－41	102	中野区役所	中野４－８－１
47	みなみ児童館	南台５－15－３	103	東中野駅	東中野１－50
48	桃園第二小学校	中野６－13－１	104	桃が丘さゆり保育園	中野３－19－13
49	白桜小学校	上高田１－２－28	105	鷺宮すこやか福祉センター	若宮３－58－10
50	旧あさひ保育園	上高田１－45－８	106	氷川橋	弥生町２－24
51	あけぼの保育園	野方５－28－21	107	朝日が丘公園	本町２－32
52	第五中学校	上高田４－28－１	108	かみさぎ児童遊園	上鷺宮３－９
53	旧上高田小学校	上高田５-35-３	109	中野本郷小学校跡地	本町４－27－３
54	新井東防災広場	新井１－34	110	職員沼袋住宅	沼袋１－34－14
55	職員研修センター	新井２－８－13	111	野方消防署	丸山２－21－１
56	平和の森小学校	新井３－29－１	112	南中野区民活動センター	弥生町５－５－２

資料第　40　被害程度の認定

被害の種類		内容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なもの。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補償を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。

被害の種類		内容
	文教施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。		

（災害対策基本法施行規則別表第一）

資料第　41　救急医療機関一覧

令和 5 年 10 月 1 日現在

No.	医療機関名	所在地	電話	管理者	診療科目	病床数
1	東京警察病院 （災害拠点病院）	中　野 4-22-1	(5343)5611	長谷川俊二	総合診療内科、脳神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、腎代謝科、血液内科、膠原病ﾘｳﾏﾁ科、精神科、小児科、外科、整形外科、形成・美容外科、脳神経外科、脳血管内治療科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、救急科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科、放射線科、麻酔科、病理診断科	一般 415
2	新渡戸記念 中野総合病院 （災害拠点病院）	中　央 4-59-16	(3382)1231	入江 徹也	内科、循環器内科、精神神経科（精神科）、脳神経内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、病理診断科	一般 296
3	総合東京病院 （災害拠点連携病院）	江古田 3-15-2	(3387)5421	渡邉 貞義	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、腎臓内科、脳神経内科、糖尿病・代謝内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、美容外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科、放射線科、放射線診断科、放射線治療科、救急科、歯科、歯科口腔外科、血管外科、婦人科、産婦人科、麻酔科	一般 451
4	横 畠 病 院 （災害拠点連携病院）	新　井 1 -38-6	(3389)2531	横畠 徳行	外科、内科、消化器外科、消化器内科、肛門外科、整形外科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科	一般 37
5	中野共立病院 （災害医療支援病院）	中　野 5-44-7	(3386)3166	山本 英司	内科、呼吸器内科、消化器内科、人工透析内科、外科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科、放射線科	一般 55
6	中野江古田病院 （災害医療支援病院）	江古田 4-19-9	(3387)7321	里村　公生	内科、外科、消化器外科、整形外科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科、救急科	一般 92

資料第　42　区内プール容量現況

令和6年4月1日現在

中野消防署管内

施設名		容量（㎥）	備考	施設名		容量（㎥）	備考
1	桃園第二小学校	225		10	東京大学附属中等教育学校	200	導水装置２口
2	桃花小学校	265		11	東京アスレティッククラブ	850	導水装置１口
3	塔山小学校	281		12	都立中野特別支援学校	182	
4	谷戸小学校	300	導水装置２口	13	都立富士中学高等学校	478	導水装置１口
5	中野本郷小学校	256		14	宝仙学園	189	導水装置２口
6	南台小学校	265	導水装置２口	計　4,462㎥			
7	みなみの小学校	240					
8	中野第一小学校	325	導水装置２口				
9	中野東中学校	590	導水装置２口				

野方消防署管内

施設名		容量（㎥）	備考	施設名		容量（㎥）	備考
1	平和の森小学校	340		15	美鳩小学校	325	
2	江古田小学校	300		16	旧上高田小学校	340	
3	旧鷺宮小学校	280		17	明和中学校	380	
4	鷺の杜小学校	200	導水装置２口	18	第五中学校	330	
5	令和小学校	125	導水装置２口	19	第七中学校	310	
6	啓明小学校	200		20	緑野中学校	280	導水装置２口
7	北原小学校	380		21	北中野中学校	390	
8	江原小学校	230	導水装置２口	22	都立鷺宮高等学校	480	
9	緑野小学校	230		23	都立中野工科高等学校	400	
10	旧沼袋小学校	350		24	都立武蔵丘高等学校	400	導水装置４口
11	武蔵台小学校	350		25	都立稔ヶ丘高等学校	595	導水装置２口
12	旧西中野小学校	220		26	アリススポーツクラブ	325	導水装置２口
13	白桜小学校	340		計　8,725 ㎥			
14	上鷺宮小学校	300	導水装置２口				

資料第　43　消防署管内別水利現況

令和５年７月１日現在

種別	区分	中野消防署管内	野方消防署管内	合計
消火栓	公設	1,251	1,679	2,930
	私設	0	1	1
防火水槽	所管内	115	164	279
	所管外	47	28	75
貯水槽	公設	5	3	8
	私設	125	88	213
プール		16	25	41
河川		51	14	65
池水		0	1	1
井水		0	0	0
受水槽		8	14	22
溝		0	4	4
合計		1,618	2,021	3,639

資料第　44　消火器等配置状況（地域別）

令和６年１月31日現在

地域	街頭消火器	軽可搬消火ポンプ	スタンドパイプ	大型消火器(20L)	防火水槽(5t)
南　中　野	633 本	24 台	28 台	3 台	7 基
弥　　生	438 本	10 台	17 台	0 台	5 基
東　　部	653 本	26 台	26 台	7 台	6 基
鍋　　横	423 本	12 台	16 台	1 台	8 基
桃　　園	398 本	13 台	20 台	3 台	4 基
昭　　和	390 本	9 台	16 台	4 台	2 基
東　中　野	121 本	3 台	6 台	2 台	2 基
上　高　田	447 本	16 台	18 台	2 台	1 基
新　　井	345 本	7 台	19 台	0 台	1 基
江　古　田	371 本	9 台	16 台	5 台	3 基
沼　　袋	367 本	6 台	9 台	4 台	0 基
野　　方	549 本	14 台	19 台	3 台	3 基
大　　和	476 本	9 台	16 台	0 台	1 基
鷺　　宮	700 本	23 台	32 台	5 台	5 基
上　鷺　宮	193 本	4 台	16 台	5 台	1 基
合　　計	6,504 本	185 台	274 台	44 台	49 基

資料第　45　危険物保管施設等現況

令和５年７月１日現在

区分		施設数（箇所）			備考
		中野消防署管内	野方消防署管内	合計	
給油取扱所	営業所	5	5	10	
	自家用	4	3	7	
	小計	9	8	17	
地下タンク貯蔵所		15	7	22	
移動タンク貯蔵所		1	0	1	タンクローリー
屋内貯蔵所		5	3	8	
屋内タンク貯蔵所		6	4	10	
販売取扱所		2	4	6	
一般取扱所		11	5	16	
少量危険物貯蔵取扱所		96	85	181	
指定可燃物貯蔵取扱所		15	15	30	
合計		160	131	291	

資料第　46　中野区内の常備消防力（車両内訳）

令和６年４月１日現在

車種別		ポンプ車（台）	化学車（台）	はしご車（台）	救急車（台）	その他（台）	合計（台）
署別	中野消防署	7	0	1	3	11	22
	野方消防署	7	1	1	3	10	22
合計		14	1	2	6	21	44

資料第　47　消防団標準資材一覧

○可搬式動力ポンプ（Ｂ－２級）○電光表示器○非常用発電機○可搬式投光器一式
○携帯型油圧式救助器具○チェーンソー○簡易式救助器具（万能ハンマー等）
○無線機（消防無線受令器、ＭＣＡ無線機）○放射能測定器○救急カバン○担架
○救命胴衣○簡易水槽

資料第　48　消防団分団本部施設・分団格納庫一覧

中野消防団

令和５年７月１日現在

分団名	器具名	台数	住所等	
第１分団	可搬式動力ポンプ（積載車配置）	２（１）	中野区弥生町４－27－29	（みなみの小）※
			〃　〃　１－25－１	（向台小内）
第２分団	可搬式動力ポンプ（積載車配置）	２（１）	〃　本　町５－31－９	（千代田公園内）※
			〃　中　央３－33－３	（慈眼寺内）
第３分団	可搬式動力ポンプ（積載車配置）	２（１）	〃　本　町６－15－15	（杉山公園内）※
			〃　中　央５－43－１	（桃花小内）
第４分団	可搬式動力ポンプ（積載車配置）	２（１）	〃　中　野１－44－１	（城山公園内）※
			〃　東中野１－11－１	（氷川公園内）
第５分団	可搬式動力ポンプ	２	〃　中　野２－20－３	（中野郵便局東側）
			〃　〃　４－15－３	（跨線橋下）
第６分団	可搬式動力ポンプ（積載車配置）	２（１）	〃　上高田１－１－７	（東中野出張所内）※
			〃　中　野５－８－１	（北野神社内）
第７分団	可搬式動力ポンプ（積載車配置）	２（１）	〃　南　台５－22－17	（南中野中内）※
			〃　〃　４－４－５	（南台小内）
第８分団	可搬式動力ポンプ（積載車配置）	２（１）	〃　本　町３－16－１	（中野第一小内）※
			〃　中　央２－32	（関東財務局中野住宅内）
計		１６（７）	※印は、積載車配置場所	

野方消防団

令和５年７月１日現在

分団名	器具名	台数	住所等	
第１分団	可搬式動力ポンプ（積載車配置）	２（１）	中野区上高田４－17－３	（上高田東高齢者会館地内）※
			〃　〃　４－26－７	（都市整備局敷地内）
第２分団	可搬式動力ポンプ（積載車配置）	３（１）	〃　新　井５－４－１	（区立新井薬師公園内）※
			〃　〃　４－19－26	（区立令和小学校）
			〃　新　井２－31	（新井南公園）
第３分団	可搬式動力ポンプ（積載車配置）	２（１）	〃　江古田２－５－２	（関東財務局敷地内）※
			〃　松が丘２－27－１	（北野神社内）
第４分団	可搬式動力ポンプ	３	〃　野　方２－23	（東京消防庁防火資機材格納庫）
			〃　〃　６－30－６	（北原小西）
第５分団	可搬式動力ポンプ（積載車配置）	３（１）	〃　大和町１－54	（大和花公園）※
			〃　〃　４－12	（中野区公共溝渠）
			〃　〃　４－51	（みはと公園内）
第６分団	可搬式動力ポンプ（積載車配置）	３（１）	〃　白　鷺１－３	（白鷺１丁目第三アパート敷地内）※
			〃　〃　２－35－12	（白鷺町会事務所）
			〃　若　宮３－42	（若宮防災広場内）
第７分団	可搬式動力ポンプ	２	〃　沼　袋２－28－20	（明治寺内）
			〃　〃　３－13－23	（旧沼袋小内）※
第８分団	可搬式動力ポンプ（積載車配置）	３（１）	〃　上鷺宮３－７－６	（上鷺宮区民活動センター内）
			〃　鷺　宮５－１１	（若葉児童遊園内）※
			〃　上鷺宮５－１－16	（武蔵台小内）
計		２１（６）	※印は、積載車配置場所	

資料第　49　区の広域避難場所の地区割当

広域避難場所	所在地	区域面積（㎡）	避難有効面積（㎡）	地区割当 区	地区割当 町丁	地区割当 町丁数	避難計画人口（人）	一人当たり避難有効面積（㎡／人）	最遠距離（km）
新宿中央公園・高層ビル群一帯	新宿区西新宿	352,047	181,081	新宿区	西新宿４～５、８丁目、３丁目の一部	4	74,180	2.44	1.4
				渋谷区	本町３丁目	1			
				中野区	本町１～３丁目、弥生町１丁目	4			
百人町三・四丁目地区	新宿区百人町	245,255	130,697	新宿区	高田馬場３～４丁目、百人町３～４丁目、１～２丁目の各一部、北新宿１～４丁目	10	86,608	1.51	1.9
				中野区	中央１～２丁目、東中野１～２丁目	4			
江古田の森公園一帯	中野区江古田	141,817	70,349	中野区	丸山１～２丁目、江原町１～３丁目、江古田２～４丁目、沼袋１～２、４丁目、野方４、６丁目	13	67,385	1.04	1.5
				練馬区	豊玉中１～４丁目、豊玉南１～３丁目、豊玉北５～６丁目	9			
哲学堂公園一帯	新宿区西落合、中井、中落合 中野区上高田、松が丘	208,453	98,466	新宿区	上落合３丁目、西落合１～４丁目、中井１～２丁目、中落合３～４丁目	9	83,150	1.18	1.1
				中野区	江古田１丁目、松が丘１～２丁目、上高田１～５丁目、新井５丁目、中野６丁目、東中野３丁目	11			
				豊島区	南長崎４～６丁目	3			
コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯	中野区弥生町 杉並区和田	144,359	74,078	中野区	南台３～５丁目、弥生町６丁目	4	34,313	2.16	0.8
				杉並区	方南２丁目、和田１～２丁目	3			
中野区役所一帯	中野区中野 杉並区高円寺北	214,735	91,638	中野区	新井１～２丁目、中央３～５丁目、中野１～５丁目、野方１丁目	11	87,174	1.05	1.3
				杉並区	高円寺南５丁目、高円寺北１丁目	2			
公社鷺宮西住宅一帯	中野区白鷺	75,831	29,301	中野区	鷺宮４丁目、白鷺２～３丁目	3	26,243	1.12	1.3
				杉並区	下井草１～２丁目、本天沼１～２丁目	4			
平和の森公園一帯	中野区新井	68,092	41,252	中野区	若宮１丁目、沼袋３丁目、新井３～４丁目、大和町１～２丁目、野方２～３、５丁目	9	32,745	1.26	1.3
東京大学附属中等教育学校一帯	中野区南台	48,612	22,523	中野区	南台１～２丁目、弥生町３丁目	3	9,990	2.25	0.4
都立武蔵丘高校一帯	中野区上鷺宮	57,145	24,625	中野区	鷺宮５～６丁目、上鷺宮１～５丁目	7	20,636	1.19	0.7
白鷺一丁目地区	中野区白鷺、若宮	99,714	36,190	中野区	若宮２～３丁目、白鷺１丁目、大和町３～４丁目、鷺宮１～３丁目	8	32,581	1.11	1.4
				杉並区	阿佐谷北６丁目	1			
落合中央公園一帯	新宿区上落合	28,182	26,908	新宿区	上落合１～２丁目、中落合１丁目	3	23,445	1.15	1.0
				中野区	東中野４～５丁目	2			
本五ふれあい公園一帯	中野区本町、弥生町	69,069	32,762	中野区	本町４～６丁目、弥生町２、４～５丁目	6	28,152	1.16	0.9

資料第　50　中野区の広域避難場所配置図

広　域　避　難　場　所

火災の拡大などにより地域にいることが危険になったときは、「広域避難場所」に区職員・警察官や地域防災会のリーダーなどの誘導により避難します。

広域避難場所	指定町丁目
都立武蔵丘高校一帯	鷺宮５，６ 上鷺宮１，２，３，４，５
公社鷺宮西住宅一帯	白鷺２，３ 鷺宮４
白鷺一丁目地区	若宮２，３ 白鷺１ 大和町３，４ 鷺宮１，２，３
平和の森公園一帯	新井３，４ 沼袋３ 野方２，３，５ 大和町１，２ 若宮１
中野区役所一帯	中央３，４，５ 中野１，２，３，４，５ 新井１，２ 野方１

広域避難場所	指定町丁目
コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯	南台３，４，５ 弥生町６
東京大学附属中等教育学校一帯	南台１，２ 弥生町３
江古田の森公園一帯	沼袋１，２，４ 江原町１，２，３ 江古田２，３，４ 丸山１，２ 野方４，６
哲学堂公園一帯	東中野３ 中野６ 上高田１，２，３，４，５ 新井５ 松が丘１，２ 江古田１
本五ふれあい公園一帯	弥生町２，４，５ 本町４，５，６
百人町三・四丁目地区(新宿区)	中央１，２ 東中野１，２
新宿中央公園・高層ビル群一帯(新宿区)	弥生町１ 本町１，２，３
落合中央公園一帯（新宿区）	東中野４，５

資料第　51　避難所一覧及び収容想定人数

令和６年４月１日現在

地域本部	避難所名	所在地	対象防災会	収容想定数（人）
南中野	南台小学校	南台４－４－１	南台四丁目東町会防災会	約 400
			南台四丁目西町会防災会	
	南中野中学校　☆	南台５－22－17	八島地域防災会	約 1,100
			南台五丁目地域防災会	
			多田地域防災会	
			弥生六南台地区防災会	
	東京大学教育学部 附属中等教育学校	南台１－15－１	新山通町会防災会	約 900
			栄一地域防災会	
			南台前原防災会	
			弥生町三丁目町会防災会	
			南台ヒルズ防災会	
			センチュリー中野南台防災会	
	南部すこやか福祉センター等	弥生町５－11－26	弥生町五丁目地域防災会	約 400
	みなみの小学校	弥生町４－27－11	神明本三地域防災会	約 700
			栄町二丁目地域防災会	
弥　生	中野本郷小学校　☆	弥生町１－25－１	弥一向台防災会	約 1,300
			弥生一東防災会	
			本一相生防災会	
			弥生町二丁目町会防災会	
	中野第一小学校	本町３－16－１	朝日ケ丘防災会	約 800
			道玄防災会	
			東郷防災会	
東　部	中野東中学校等複合施設　☆	中央１－41－４	中本一地域防災会	約 800
			小淀東防災会	
			小淀西防災会	
			塔ノ山防災会	
	塔山小学校	中央１－49－１	宮一防災会	約 800
			東一東防災会	
			氷川防災会	
	宝仙学園	中央２－28－３	本町通二丁目防災会	約 1,200
			本三西防災会	
			本三宮前防災会	
			上ノ原防災会	
			高根防災会	
	谷戸小学校	中野１－26－１	中野一丁目防災会	約 700
			宮二防災会	
鍋　横	第二中学校　☆	本町５－25－１	千代田町防災会	約 1,000
			鍋横防災会	
			宮里防災会	
	新渡戸文化学園	本町６－38－１	西町防災会	約 1,100
			新中野防災会	
			本六防災会	

地域本部	避難所名	所在地	対象防災会	収容想定数（人）
桃　園	中部すこやか福祉センター	中央３－19－１	上町町会地域防災会	約 700
			仲町町会防災会	
			宮三町会防災会	
	桃花小学校　☆	中央５－43－１	橋場防災会	約 1,400
			宮桃防災会	
			桃園町会防災会	
			南口町会防災会	
昭　和	桃園第二小学校　☆	中野６－13－１	天神自治会防災会	約 700
			昭二防災会	
			文園町会防災会	
	明治大学付属中野中学校・高等学校	東中野３－３－４	昭一防災会	約 900
			桜山町会防災会	
			東中野五丁目小滝防災会	
	大妻中野中学校･高等学校	上高田２－３－７	昭三自治会防災会	約 1,000
			打越町会防災会	
			ﾌﾞﾛｰﾄﾞｳｪｲ共同防火管理協議会	
			上高田二丁目防災会	
東中野	※東中野区民活動センター ☆	東中野５－27－５		
上高田	白桜小学校	上高田１－２－28	上高田一丁目防災会	約 800
			東四防災会	
	旧上高田小学校	上高田５－35－３	上高田北地域防災会	約 800
			松が丘片山町会防災会	
			パシフィック中野防災会	
	第五中学校　☆	上高田４－28－１	上高田三丁目地域防災会	約 700
			上高田東町会防災会	
			上高田高層団地防災会	
			上高田親交会防災会	
			都営上高田ｱﾊﾟｰﾄ第一自治会防災会	
新　井	令和小学校	新井４－19―26	新井北防災会	約 800
			新井中防災会	
	中野中学校　☆	中野４－12－３	新井東防災会	約 1,000
			新井西防災会	
			新井南防災会	
			囲町自治会防災会	
沼　袋	旧沼袋小学校	沼袋３－13－２	沼袋親和会防災本部	約 600
	緑野中学校　☆	丸山１－１－19	江古田四丁目町会防災本部	約 700
江古田	第七中学校　☆	江古田２－９－11	江古田一丁目地域防災会	約 1,000
			沼袋町会防災本部	
	江原小学校	江原町１－39－１	江原町防災会	約 900
			江古田住宅自治会地域防災会	
	江古田小学校	江古田２－13－28	旭公民館防災会	約 700
野　方	平和の森小学校	新井３－29－１	野方東町会防災本部	約 700
			野方一丁目南町会防災本部	
	都立中野工科高等学校　☆	野方３－５－５	野方南自治会防災部（野方三丁目）	約 800
			野方二丁目町会防災会	
	北原小学校	野方６－30－６	野方北町会防災本部（野方六丁目）	約 600
			丸山町会防災会（丸山二丁目）	
	緑野小学校	丸山１－17－１	野方北町会防災本部（野方四丁目）	約 500
			丸山町会防災会（丸山一丁目）	

地域本部	避難所名	所在地	対象防災会	収容想定数（人）
大　和	啓明小学校	大和町１－18－１	大和東防災会 大和町中町会特別防災部 大和町一和町会防災会	約 600
	明和中学校　☆	若宮１－１－18	大和町北協和会防災会 野方南自治会防災部 （野方五丁目・若宮一丁目）	約 700
	美鳩小学校	大和町４－26－５	大和町西部自治会特別防災部 都営大和町四丁目ｱﾊﾟｰﾄ防災会 鷺南防災会 都営若宮三丁目ｱﾊﾟｰﾄ自治会防災部 白鷺一丁目第二ｱﾊﾟｰﾄ自治会防災会 都営白鷺一丁目第四ｱﾊﾟｰﾄ自治会防災会	約 1,200
鷺　宮	都立鷺宮高等学校	若宮３－46－８	若宮一丁目町会防災会 若宮三丁目町会地域内防災会 鷺宮都営住宅防災会	約 1,000
	鷺宮スポーツ・ コミュニティプラザ	白鷺３－１－13	鷺宮西住宅自治会防災会 白鷺ハイム防災会	約 200
	旧西中野小学校	白鷺３－９－２	白鷺町会防災会 白鷺三丁目防災会	約 900
	旧鷺宮小学校	鷺宮３－31－４	鷺宮三丁目町会防災会	約 800
	鷺の杜小学校　☆	鷺宮４－７－３	鷺宮四丁目町会防災会	約 300
	北中野中学校　☆	上鷺宮５－７－１	鷺宮六丁目町会防災会 鷺宮六丁目南部防災会	約 400
上鷺宮	武蔵台小学校	上鷺宮５－１－１	北鷺町会防災会（一部） 上鷺宮四丁目地域防災会 上鷺宮五丁目町会防災会	約 1,000
	上鷺宮小学校	上鷺宮１－24－36	北鷺町会防災会（一部） 都営上鷺宮二丁目アパート自治会防災会	約 800

※　避難所名欄の☆印は、医療救護所を設置する避難所等。

※　収容想定数は、各地域の人口と区平均の避難生活者となる割合（被害想定による）に基づき算出。

※　東中野区民活動センターは、避難所ではなく、医療救護所としてのみ指定。

資料第　52　備蓄倉庫・避難所備蓄倉庫設置場所一覧

令和６年４月１日現在

備蓄倉庫（10 か所）

	名称 ・ 位置		所在地	面積
1	上鷺宮小学校	クラブハウス棟２階	上鷺宮１-24-36	114 ㎡
2	第二中学校	プール棟 B1 階	本町５-14-16	209.48 ㎡
3	第五中学校	クラブハウス棟２階	上高田４-28-１	167.73 ㎡
4	障害者福祉会館	B1 階	沼袋２-40-18	183.7 ㎡
5	旧西中野保育園	２階	白鷺３-15-21	173.58 ㎡
6	中野セントラルパークサウス	B1 階	中野４－10－１	211.75 ㎡
7	清掃事務所南中野事業所	２階	弥生町６－１－３	114.21 ㎡
8	東中野区民活動センター	１階	東中野５-27-５	76.75 ㎡
9	マストワン江古田の杜	１階	江古田３-14-５	52.02 ㎡
10	中野区立総合体育館	B１階	新井３-37－78	174.46 ㎡

避難所備蓄倉庫（43 か所）

	名称 ・ 位置		所在地	面　　積
1	南台小学校	屋外倉庫	南中野４－４－１	33.47 ㎡
2	みなみの小学校	１階	弥生町４-27-11	75 ㎡
3	南中野中学校	プール棟１階	南台５-22-17	43 ㎡
4	南部すこやか福祉センター等	１階	弥生町５－11-26	69.53 ㎡
5	東京大学教育学部附属中等教育学校	南台いちょう公園備蓄倉庫	南台１-15-１	101.59 ㎡
6	中野本郷小学校	２階、屋外倉庫	弥生町１-25-１	58.57 ㎡
7	中野第一小学校	１階	本町３－16－１	71.4 ㎡
8	塔山小学校	１階	中央１-49-１	63 ㎡
9	谷戸小学校	B１階	中野１-26-１	45.75 ㎡
10	宝仙学園	屋外倉庫	中央２-28-３	3 ㎡
11	第二中学校	屋外倉庫	本町５-25-１	26.4 ㎡
12	新渡戸文化学園	西町公園、本六公園備蓄倉庫	本町６-39、本町６-30	14.57 ㎡
13	桃花小学校	屋外倉庫	中央５-43-１	100.35 ㎡
14	中野東中学校等複合施設	体育館棟１階	中央１-41-４	94.6 ㎡
15	中部すこやか福祉センター	１階	中央３-19-１	134 ㎡
16	桃園第二小学校	屋外倉庫	中野６-13-１	63 ㎡
17	明治大学付属中野中学校・高等学校	体育館下倉庫	東中野３－３－４	18.86 ㎡
18	大妻中野中学校･高等学校	高層棟１階	上高田２－３－７	65 ㎡
19	白桜小学校	屋外倉庫	上高田１－２-28	37.6 ㎡
20	旧上高田小学校	屋外倉庫	上高田５-35-３	32.54 ㎡
21	第五中学校	屋外倉庫	上高田４-28-１	40.44 ㎡
22	令和小学校	２階	新井４-19-26	85.1 ㎡
23	中野中学校	１階	中野４-12-３	63.5 ㎡
24	江原小学校	２階	江原町１-39-１	51.36 ㎡
25	江古田小学校	３階	江古田２-13-28	63 ㎡
26	第七中学校	屋外倉庫	江古田２－９-11	38.95 ㎡
27	旧沼袋小学校	１階	沼袋３-13-２	92.37 ㎡
28	緑野中学校	１階	丸山１－１-19	48 ㎡
29	平和の森小学校	屋外倉庫	新井３-29-１	26.11 ㎡
30	北原小学校	３階	野方６-30-６	63 ㎡
31	緑野小学校	屋外倉庫	丸山１-17-１	56 ㎡
32	都立中野工科高等学校	野方三丁目防災広場備蓄倉庫	野方３－６	67.48 ㎡

	名称 ・ 位置		所在地	面　　積
33	啓明小学校	１階	大和町１-18-１	63 ㎡
34	美鳩小学校	１階	大和町４-26-５	56 ㎡
35	明和中学校	屋外倉庫	若宮１－１-18	41.19 ㎡
36	旧鷺宮小学校	屋上出口踊り場、屋外倉庫	鷺宮３-31-４	10.26 ㎡
37	旧西中野小学校	３階、屋外倉庫	白鷺３－９－２	56.58 ㎡
38	鷺の杜小学校	１階、２階	鷺宮４－７－３	66.5 ㎡
39	都立鷺宮高等学校	屋外倉庫	若宮３-46-８	11.73 ㎡
40	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	屋外倉庫	白鷺３－１-13	9.88 ㎡
41	北中野中学校	クラブハウス棟２階	上鷺宮５－７－１	38.5 ㎡
42	武蔵台小学校	屋外倉庫	上鷺宮５－１－１	25.33 ㎡
43	上鷺宮小学校	クラブハウス棟１階	上鷺宮１-24-36	42 ㎡

資料第　53　避難所資機材倉庫標準配備一覧

資機材名	配備数	資機材名	配備数
揚水機(手動式６t/h)	１台	角型容器(ポリタンク 20ℓ)	50 個
組立水槽(１t)	１基	組立水槽(1.5t)	１基
小型発電機(2,300W・2,400W・2,500W・2,800W)	１台	投光器セット(300W×３)	１組
組立式煮炊レンジセット（２斗釜[約 36ℓ])	２組	浄水機（手動式１t/h)	１台

資料第　54　防災用資機材配備状況一覧（避難所配備分除く）

令和６年４月１日現在

資機材名	型式	配備数	配備先	備考
発電機	12kw	１台	中野区役所	都防災無線用
	900W	34 台	各区民活動センター ・中野駅ほか	無線設備非常用電源 帰宅困難者対策用電源
	1,600W	37 台	帰宅困難者一時滞在 施設・防災広場ほか	防災井戸用電源 排水ポンプ用電源 帰宅困難者対策用電源
	2,500W	２台	備蓄倉庫	ボランティアセンター用電源
ウォータータンク	1,259ℓ	12 基	弥生公園 みずのとう公園 江古田の森公園	給水対策用 （車載運搬用）
医療資材７点セット		16 組	備蓄倉庫ほか	医療救護用
医療救急セット		50 組	医療救護隊 （中野区医師会）	〃
テント	5.4×3.6	15 張	備蓄倉庫ほか	医療救護用
	3.0×3.0	4 張	中野駅ほか	帰宅困難者対策用

資料第　55　中野区の災害対策用備蓄物資等一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

中野区備蓄物資

分類	品目	数量	品目	数量
食料品	クラッカー	125,688 食	米粉クッキー	139,650 食
	アルファ化米	53,500 食	おかゆ	47,520 食
	チキンシチュー	3,600 食	流動食	200 食
	野菜がゆ（27 品目不使用）	3,880 食	食塩	1,200 kg
乳児用品	粉乳	924 缶	哺乳瓶（160mm）乳首付	189 本
	ミルクアレルギー対応の粉乳	107 缶	哺乳瓶（240mm）乳首付	636 本
	液体ミルク	780 本	消毒済み使い捨て哺乳瓶	1,160 本
保存水	500mℓペットボトル	47,622 本	1.5ℓペットボトル	16,800 本
給食用品	割箸	127,600 膳	スプーン	10,774 本
	紙ボウル	107,100 個	紙コップ	127,900 個
	食品用ラップフィルム	100 本	ゴム手袋	50 箱
給水用品	給水袋	25,000 袋	給水ポンプ	48 本
	ヒシャク	500 本		
炊き出し用品	釜戸セット	150 セット	釜戸セット燃料	2,230kg
	固形燃料	2,484 缶	非常用炊飯袋	120,000 袋
トイレ用品	仮設トイレ(溜め込み式)	250 基	マンホールトイレセット	242 基
	簡易トイレセット	250 基	トイレットペーパー	18,000 巻
	便袋（凝固シート一体型）	279,660 袋	マンホールトイレ開閉用バール	48 本
避難所生活用品	ランタン等簡易照明	2,850 個	エアーマット	40,420 枚
	毛布	64,325 枚	サバイバルブランケット	79,380 枚
	ゴザ	56,878 枚	敷きマット	22,000 枚
	室内用テント	98 張	圧縮タオル	72,170 枚
	紙おむつ（成人用）	6,838 枚	紙おむつ（乳幼児用）	66,739 枚
	生理用品	62,148 枚	ポリ袋	500,000 枚
	避難所ボード	1,000 枚	マスク	150,750 枚
	段ボール製間仕切り	4,545 枚	布製間仕切り	480 張
	LED 懐中電灯	1,500 本	石油ストーブ	200 台
	非接触型体温計	126 台	防護服セット	480 組
	フェイスシールド	630 個	ディスポガウン	2,220 組
	センサーライト	470 個	避難所用蓄電池	48 台
救護用品	ベッド	293 台	ヘルパーカー	109 台
	レスキューカー	60 台	担架	67 台
	トリアージタグ	3,000 枚	車いす用スロープ	31 台
	医療救急カバン	100 組		
消毒用品	消石灰	154 袋	クレゾール	50 本
	ウェットティシュ	1,150 個	次亜塩素酸ソーダ	127 本
	手指消毒剤	500 本	消毒薬噴霧器	52 台
残留塩素測定	残留塩素測定キット	63 箱		
緊急用品	防水シート	8,365 枚	ロープ	805 巻
	立入禁止表示テープ	500 巻	ハンドメガホン	149 個
	誘導灯	100 本	災害時特設公衆電話	151 台
その他	遺体袋	214 袋	非常用手回し充電式ラジオ	800 台
	簡易筆談器	96 台		

東京都寄託物資

品目	数量	品目	数量
簡易トイレ	1,000 基	災害救助用鍋セット	960 箱
アルファ化米	38,600 食	毛布	4,960 枚
米粉クッキー	11,200 食	カーペット	1,680 枚

資料第　56　二次避難所一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

※　指定管理者管理施設

1　高齢者対象施設（18か所）

名　称	所　在　地	運営主体	形態
かみさぎ特別養護老人ホーム	中野区上鷺宮３-17-４	社会福祉法人武蔵野療園	民営
特別養護老人ホームしらさぎホーム	中野区白鷺２-51-５	社会福祉法人中野区福祉サービス事業団	民営
特別養護老人ホーム小淀ホーム	中野区中央１-18-３	社会福祉法人中野区福祉サービス事業団	民営
中野友愛ホーム	中野区江古田２-24-11	社会福祉法人武蔵野療園	民営
ベタニアホーム	中野区江古田３-15-２	社会福祉法人慈生会	民営
浄風園	中野区江古田４-19-９	社会福祉法人浄風園	民営
特別養護老人ホームやよいほうむ	中野区弥生町２-42-２	社会福祉法人ケアネット	民営
特別養護老人ホームおたきほうむ	中野区東中野５-17-30	社会福祉法人ケアネット	民営
弥生の園	中野区弥生町３-33-８	社会福祉法人奉優会	民営
松が丘シニアプラザ	中野区松が丘１-32-10	社会福祉法人フロンティア	民営
産業振興センター	中野区中野２-13-14	中野区	区立（※）
東京総合保健福祉センター江古田の森	中野区江古田３-14-19	社会福祉法人南東北福祉事業団	民営
ハピネスホーム・ひなぎくの丘	中野区弥生町５-11-15	社会福祉法人武蔵野療園	民営
介護付有料老人ホームニチイホーム中野南台	中野区南台３-26-24	株式会社ニチイケアパレス	民営
介護付有料老人ホームニチイホーム野方	中野区野方５-11-10	株式会社ニチイケアパレス	民営
介護付有料老人ホームニチイホーム江古田の杜	中野区江古田３-14-４	株式会社ニチイケアパレス	民営
介護付有料老人ホームニチイホーム鷺ノ宮	中野区白鷺１－１-18	株式会社ニチイケアパレス	民営
東京令和館中野	中野区江古田４-43-５	社会福祉法人東京武尊会	民営

2　障害者対象施設（９か所）

名　称	所　在　地	運営主体	形態
療育センターアポロ園	中野区江古田４-43-25	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会	区立(※)
障害者福祉会館	中野区沼袋２-40-18	社会福祉法人東京都知的障害者育成会	区立(※)
弥生福祉作業所	中野区弥生町４-36-15	社会福祉法人正夢の会	区立(※)
都立中野特別支援学校	中野区南台３-46-20	東京都	都立
東京総合保健福祉センター江古田の森	中野区江古田３-14-19	社会福祉法人南東北福祉事業団	民営

中野区子ども発達支援センターたんぽぽ	中野区丸山１-17-2	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会	区立(※)
放課後デイサービスセンターみずいろ	中野区丸山１-17-2	特定非営利活動法人わかみやクラブ	区立(※)
コロニーもみじやま支援センター	中野区中野５－３-32	社会福祉法人東京コロニー	民営
中野区療養センターゆめなりあ	中野区弥生町５－５－２	社会福祉法人正夢の会	区立(※)

３　乳幼児対象施設（22か所）

名　　称	所　在　地	運営主体	形態
中野みなみ保育園	中野区南台５-29-９	社会福祉法人ユーカリ福祉会	民営
中野保育園	中野区弥生町２－６－３	中野区	区立
本町保育園	中野区本町３-29-17	中野区	区立
コンビプラザ宮の台保育園	中野区本町４-14-12	コンビウィズ株式会社	民営
桃が丘さゆり保育園	中野区中野３-19-13	社会福祉法人さゆり会	民営
あけぼの保育園	中野区上高田２-58-21	社会福祉法人戸越ひまわり福祉会	民営
江原保育園	中野区江原町１-10-16	中野区	区立
沼袋保育園	中野区沼袋１-34-14	中野区	区立
野方さくら保育園	中野区野方４-41-７	社会福祉法人巨玉会	民営
七海保育園	中野区大和町４-12-10	社会福祉法人青柳保育会	民営
白鷺保育園	中野区白鷺３－３-24	中野区	区立
わらべ西鷺宮保育園	中野区鷺宮５-22-14	社会福祉法人清心福祉会	民営
南中野児童館	中野区弥生町４-36-15	中野区	区立
朝日が丘児童館	中野区本町２-32-14	中野区	区立
城山ふれあいの家	中野区中野１-20-４	中野区	区立
宮の台児童館	中野区本町４－８-16	中野区	区立
文園児童館	中野区中野６-10-６	中野区	区立
みずの塔ふれあいの家	中野区江古田１－９-24	中野区	区立
北原児童館	中野区野方６-35-13	中野区	区立
大和児童館	中野区大和町２－８-12	中野区	区立
若宮児童館	中野区若宮３-54-７	中野区	区立
かみさぎ児童館	中野区上鷺宮３－９-19	中野区	区立

４　病弱者対象施設（１か所）

名　　称	所　在　地	運営主体	形態
産業振興センター	中野区中野２-13-14	中野区	区立(※)

資料第　57　道路障害物除去路線図

別記様式第１号

整理番号（　　署　　課　　号）

□災　　害
□地震防災応急対策用
□原子力災害
□国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出書

令和　　年　　月　　日

東京都公安委員会殿

申請機関名
所在地
電話番号
取扱責任者役職
氏名

番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
使用者機関名 所在地 電話番号 使用責任者役職 氏名	
届出車両の出発地	

※　この事前届出書（２枚組のもの）を１部作成し、自動車検査証又は車両を特定する書類の写し及び車両を使用して行う業務の内容を証する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

□災　　害　　第　　号
□地震防災応急対策用
□原子力災害
□国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

令和　　年　　月　　日

東京都公安委員会

備　　考	

（注）１　災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所又は警視庁本部（交通規制課）に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会（届出をした警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　届出をした車両が次のいずれかに該当するときは、この届出済証を速やかに返還してください。

(1)　緊急通行車両等として使用されることとなる車両でなくなったとき。

(2)　廃車となったとき。

(3)　その他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなったとき。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第3

地震防災
災害　応急対策用

緊急通行車両等確認申請書

年　月　日

東京都公安委員会殿

申請者住所
（電話）
氏名　印

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	（　）　局　番	
	氏名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備　考			

備考用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

別記様式第4

第　号

緊急通行車両確認証明書

年　月　日

東京都公安委員会　印

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	（　）　局　番	
	氏名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備　考			

備考用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

別記様式第8

第　号

交通規制対象除外車両通行証明書

年　月　日

東京都公安委員会　印

番号標に表示されている番号			
通行目的			
使用者	住所	（　）　局　番	
	氏名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備　考			

備考用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

別記様式第10

地震防災
災害　応急対策用

交通規制対象除外車両通行申請書

年　月　日

東京都公安委員会殿

申請者住所
（電話）
氏名　印

番号標に表示されている番号			
通行目的			
使用者	住所	（　）　局　番	
	氏名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備　考			

備考用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

別記様式第5

備考　1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第9

備考　1　色彩は、記号を黄色、縁及び「除外」の文字を緑色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」及び「東京都公安委員会」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料第　59　区庁有車緊急通行車両等事前届出済み車両一覧

令和５年４月１日現在

種別／用途	台数	種別／用途	台数
普通乗用車	３	小型乗用車	５
小型貨物車	１	小型特殊車	１
軽乗用車	４	軽乗用兼貨物車	４２
小型乗用兼貨物車	１	計	５７

（内訳）

所管課	種別・用途及び台数
資産管理活用課（貸出車）	小型乗用車２、普通乗用車３、軽自動車１（電気自動車）、軽乗用兼貨物車１、軽乗用兼貨物車２（電気自動車）
防災危機管理課	小型乗用兼貨物車１、小型乗用車１、軽乗用車３、軽乗用兼貨物車４
施設課	小型乗用車１、軽乗用兼貨物車２
地域活動推進課	軽乗用兼貨物車１
中部すこやか福祉センター	軽乗用兼貨物車１
北部すこやか福祉センター	軽乗用兼貨物車１
南部すこやか福祉センター	軽乗用兼貨物車１
鷺宮すこやか福祉センター	軽乗用兼貨物車１
子ども・教育政策課	軽乗用兼貨物車１、小型乗用車１
学務課	軽乗用兼貨物車１
子ども教育施設課	軽乗用兼貨物車４
スポーツ振興課	軽乗用兼貨物車１
環境課	軽乗用兼貨物車１、軽乗用兼貨物車１（電気自動車）
ごみゼロ推進課	小型貨物車１、軽乗用兼貨物車２
生活衛生課	軽乗用兼貨物車２、軽乗用兼貨物車１（電気自動車）
道路管理課	小型特殊車１、軽乗用兼貨物車３
道路建設課	軽乗用兼貨物車３
交通政策課	軽乗用兼貨物車２
公園課	軽乗用兼貨物車３
建築課	軽乗用兼貨物車３

資料第　60　災害時供給車両（東京都トラック協会中野支部）

平成29年４月１日現在

	会社名	電話番号	所在地	供給可能台数		
				大型	小型	計
1	井口運輸㈱	3953-3205	中野区江古田１－33－14	４ｔ平ボディー３		３
2	大野運輸㈲	3389-2226	中野区松が丘２－36－４		２ｔ平ボディー１	１
3	サトー運送㈱	3389-3100	中野区江古田４－37－１		２ｔアルミバン２	２
4	東京糧穀運送㈱	3381-7288	中野区弥生町５－27－４		２ｔアルミバン１	１
5	㈱ブレバリー	6426-2639	杉並区上高井戸１-１-９		２ｔアルミバン１	１
6	城西運送㈱	3382-3271	中野区弥生町２－52－８		２ｔアルミバン１	１
7	緋田運輸㈱	3381-4019	中野区本町４－６－３		２ｔアルミバン１	１
8	日本梱送㈱	3998-5366	中野区上鷺宮１－１－19		２ｔ平ボディー１	１
9	㈲村田運輸	3361-7821	中野区上高田１－３－３		２ｔ平ボディー１	１
	合 計　９社			３	９	12

資料第　61　区施設等受水槽容積一覧

令和６年４月１日現在

施設名		所在地	容量（㎥）
区役所・区民活動センター（６施設）			
1	鍋横区民活動センター	本町 5-47-13	10
2	桃園区民活動センター	中央 4-57-1	6
3	上高田区民活動センター	上高田 2-11-1	10
4	沼袋区民活動センター	沼袋 2-40-18	障害者福祉会館に含む
5	野方区民活動センター	野方 5-3-1	26
6	中野区役所	中野 4-8-1	68
	小計		120
区立小学校（23 施設）			
1	桃園第二小学校	中野 6-13-1	22.5
2	みなみの小学校	弥生町 4-27-11	24
3	塔山小学校	中央 1-49-1	18
4	谷戸小学校	中野 1-26-1	24
5	江古田小学校	江古田 2-13-28	20
6	旧鷺宮小学校	鷺宮 3-31-4	17.5
7	旧上高田小学校	上高田 5-35-3	17.5
8	啓明小学校	大和町 1-18-1	20
9	中野本郷小学校	弥生町 1-25-1	18
10	中野第一小学校	本町３－16－1	21
11	北原小学校	野方 6-30-6	20
12	美鳩小学校	大和町 4-26-5	24
13	江原小学校	江原町 1-39-1	22.5
14	南台小学校	南台 4-4-1	20
15	武蔵台小学校	上鷺宮 5-1-1	25
16	旧西中野小学校	白鷺 3-9-2	21.9
17	上鷺宮小学校	上鷺宮 1-24-36	20
18	桃花小学校	中央 5-43-1	25
19	白桜小学校	上高田 1-2-28	20
20	平和の森小学校	新井 3-29-1	12
21	緑野小学校	丸山 1-17-1	21
22	令和小学校	新井４-19-26	21.7
23	鷺の杜小学校	鷺宮４－７－３	25.2
	小計		480.8

区立中学校（９施設）			
1	第二中学校	本町 5-25-1	52
2	明和中学校	若宮 1-1-18	17.5
3	第五中学校	上高田 4-28-1	18
4	第七中学校	江古田 2-9-11	30
5	中野中学校	中野 4-12-3	10.5
6	北中野中学校	上鷺宮 5-7-1	21
7	緑野中学校	丸山 1-1-19	24
8	南中野中学校	南台 5-22-17	21.9
9	中野東中学校	中央 1-41-4	10
	小計		204.9
区立保育園（６施設）			
1	沼袋保育園	沼袋 1-34-14	10
2	白鷺保育園	白鷺 3-3-24	1.3
3	本町保育園	本町 3-29-17	1.5
4	昭和保育園	中野 6-2-11	4.5
5	野方保育園	野方 1-35-8	5
6	鍋横保育園	本町 5-47-13	鍋横区民活動センターに含む
	小計		22.3
区立教育・文化施設（12 施設）			
1	中央図書館	中野 2-9-7	なかの ZERO(本館)に含む
2	歴史民俗資料館	江古田 4-3-4	1
3	野方区民ホール	野方 5-3-1	野方区民活動センターに含む
4	なかの ZERO	中野 2-9-7	60
5	中野区立総合体育館	新井 3－37－78	18
6	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	白鷺 3-1-13	20
7	旧温暖化対策推進オフィス	中野 5-4-7	4.5
8	産業振興センター	中野 2-13-14	33.5
9	障害者福祉会館	沼袋 2-40-18	12
10	旧中野福祉作業所	野方 1-35-8	野方保育園に含む
11	弥生福祉作業所	弥生町 4-36-15	13.5
12	松が丘シニアプラザ	松が丘 1-32-10	16
	小計		178.5
区立以外の学校（６施設）			
1	宝仙学園	中央 2-28-3	31
2	明治大学付属中野中学校・高等学校	東中野 3-3-4	51.5
3	都立鷺宮高等学校	若宮 3-46-8	27
4	東京大学教育学部附属中等教育学校	南台 1-15-1	70
5	新渡戸文化学園	本町 6-38-1	69.7
6	大妻中野中学校・高等学校	上高田 2-3-7	30
	小計		279.2
合計			1285.7

※　有効容量の目安は７割から８割

資料第　62　防災用井戸（生活用水）設置一覧

令和６年４月１日現在

避難所設置（39か所）

	名　　称	所　在　地		名　　称	所　在　地
1	南台小学校	南台４-４-１	21	第七中学校	江古田２-９-11
2	南中野中学校	南台５-22-17	22	江古田小学校	江古田２-13-28
3	中野本郷小学校	弥生町１-25-１	23	旧沼袋小学校	沼袋３-13-２
4	みなみの小学校	弥生町４-27-11	24	北原小学校	野方６-30-６
5	南部すこやか福祉センター等	弥生町５-11-26	25	緑野中学校	丸山１-１-19
6	中野第一小学校	本町３-16-１	26	緑野小学校	丸山１-17-１
7	第二中学校	本町５-25-１	27	啓明小学校	大和町１-18-１
8	中野東中学校等複合施設	中央１-41-４	28	美鳩小学校	大和町４-26-５
9	宝仙学園	中央２-28-３	29	明和中学校	若宮１-１-18
10	中部すこやか福祉センター	中央３-19-１	30	都立鷺宮高等学校	若宮３-46-８
11	桃花小学校	中央５-43-１	31	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	白鷺３-１-13
12	谷戸小学校	中野１-26-１	32	旧西中野小学校	白鷺３-９-２
13	桃園第二小学校	中野６-13-１	33	旧鷺宮小学校	鷺宮３-31-４
14	明治大学付属中野中学校･高校	東中野３-３-４	34	上鷺宮小学校	上鷺宮１-24-36
15	白桜小学校	上高田１-２-28	35	武蔵台小学校	上鷺宮５-１-１
16	大妻中野中学校･高等学校	上高田２-３-７	36	北中野中学校	上鷺宮５-７-１
17	第五中学校	上高田４-28-１	37	令和小学校	新井４-19-26
18	旧上高田小学校	上高田５-35-３	38	鷺の杜小学校	鷺宮４-７-３
19	平和の森小学校	新井３-29-１			
20	江原小学校	江原町１-39-１			

防災広場・公園設置（25か所）

	名　　称	所　在　地		名　　称	所　在　地
1	新山通防災広場	南台２-８	14	西町公園	本町６-39
2	多田防災広場	南台３-19	15	江古田公園	松が丘２-35
3	鍋横防災広場	中央４-８	16	江古田の森公園	江古田３-14
4	宮桃防災広場	中野３-29	17	こまどり公園	野方１-57
5	新井東防災広場	新井１-34	18	くるみ公園	野方５-28
6	大和町三丁目防災広場	大和町３-16	19	大和北公園	大和町２-45
7	若宮防災広場	若宮３-42	20	平和の森公園	新井３-10、37
8	白鷺二丁目防災広場	白鷺２-６	21	中野四季の森公園	中野４-12、13
9	野方三丁目防災広場	野方３-６	22	本五ふれあい公園	本町５-28
10	小淀公園	中央１-24	23	本二東郷やすらぎ公園	本町２-12、14
11	南台いちょう公園	南台１-15	24	川島公園	弥生町３-６
12	本町通り公園	中央２-46	25	広町みらい公園	弥生町６-１-７
13	西町花の公園	本町４-37			

その他区立施設設置（２か所）

	名　　称	所　在　地		名　　称	所　在　地
1	中野区役所	中野４-８-１	2	東中野区民活動センター	東中野５-27-５

資料第　63　井戸水提供の家一覧（町別確保数）

令和５年４月１日現在

町　　名	確保数
南　　台	14
弥　生　町	15
本　　町	17
中　　央	6
東　中　野	2
中　　野	14
上　高　田	9
新　　井	8
沼　　袋	13
松　が　丘	0
江　原　町	16
江　古　田	11
丸　　山	4
野　　方	19
大　和　町	9
若　　宮	10
白　　鷺	6
鷺　　宮	11
上　鷺　宮	9
計	193

資料第　64　災害時医療救護マップ

医療救護所	①	北中野中学校		
	②	鷺の杜小学校		
	③	緑野中学校		
	④	明和中学校		
	⑤	都立中野工科高等学校		
	⑥	第七中学校		
	⑦	中野中学校		
	⑧	第五中学校		
	⑨	桃園第二小学校		
	⑩	桃花小学校		
	⑪	東中野区民活動センター		
	⑫	中野東中学校等複合施設		
	⑬	第二中学校		
	⑭	中野本郷小学校		
	⑮	南中野中学校		
災害拠点病院	A	東京警察病院	B	新渡戸記念中野総合病院
拠点連携病院	C	総合東京病院	D	横畠病院
災害支援病院	E	中野江古田病院	F	中野共立病院

資料第　65　区内透析医療機関一覧

令和５年10月１日現在

No.	医療機関名	所在地	電話	診療科目
1	わかやま透析クリニック 中野南台	南　台3-6-17 クリスタルコート88 イマス中野南台３階	(6304)8511	内科、腎臓内科、人工透析内科
2	医療法人社団　腎と水 新中野透析クリニック	本　町3-23-3 新中野AM-Ⅰビル　1F	(3370)8111	外科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科、循環器内科、人工透析内科
3	新渡戸記念 中野総合病院 （災害拠点病院）	中　央4-59-16	(3382)1231	内科、循環器内科、精神神経科（精神科）、脳神経内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、病理診断科
4	東京医療生活協同組合 中野クリニック	中　野2-21-17	(3383)3530	内科
5	中野南口クリニック	中　野3-33-3 インツ中野ビル４階	(5340)5512	人工透析内科
6	東京警察病院 （災害拠点病院）	中　野4-22-1	(5343)5611	総合診療内科、脳神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、腎代謝科、血液内科、膠原病ﾘｳﾏﾁ科、精神科、小児科、外科、整形外科、形成・美容外科、脳神経外科、脳血管内治療科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、救急科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科、放射線科、麻酔科、病理診断科
7	中野共立病院 （災害医療支援病院）	中　野5-44-7	(3386)3166	内科、呼吸器内科、消化器内科、人工透析内科、外科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科、放射線科
8	中野新井腎クリニック	新　井2-6-13 第２宗像ビル３階	(3228)2620	内科、透析内科

資料第　66　区内産科医療機関及び助産所一覧

令和 5 年 10 月 1 日現在

№.	医療機関名	所在地	電話	診療科目
1	東京警察病院 （災害拠点病院）	中　野 4-22-1	(5343)5611	総合診療内科、脳神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、腎代謝科、血液内科、膠原病ﾘｳﾏﾁ科、精神科、小児科、外科、整形外科、形成・美容外科、脳神経外科、脳血管内治療科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、救急科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科、放射線科、麻酔科、病理診断科
2	新中野女性クリニック	本　町 4-48-23	(3384)3281	内科、産婦人科、産科、婦人科
3	松が丘助産院	松が丘 1-10-13	(5343)6071	
4	しらさぎふれあい助産院	鷺　宮 3-3-6 シュプール 101、102	(3339)5356	

※　分娩の対応が可能な施設のみ掲載。

資料第　67　医療資器材７点セット備蓄場所一覧

令和６年４月１日現在

No.	地域	施　設　名	所　在　地	備 蓄 場 所
1	南中野	南中野中学校	南　台５-22-17	備蓄倉庫
2	弥　生	中野本郷小学校	弥生町１-25-１	備蓄倉庫
3	東　部	中野東中学校等複合施設	中　央１-41-４	備蓄倉庫
4	鍋　横	第二中学校	本　町５-25-１	備蓄倉庫
5	桃　園	桃花小学校	中　央５-43-１	備蓄倉庫
6	昭　和	桃園第二小学校	中　野６-13-１	備蓄倉庫
7	東中野	東中野区民活動センター	東中野５-27-５	備蓄倉庫
8	上高田	第五中学校	上高田４-28-１	備蓄倉庫
9	新　井	中野中学校	中　野４-12-３	備蓄倉庫
10	江古田	第七中学校	江古田２-９-11	備蓄倉庫
11	沼　袋	緑野中学校	丸　山１-１-19	備蓄倉庫
12	野　方	野方三丁目防災広場 （都立中野工科高等学校分）	野　方３-６	備蓄倉庫
13	大　和	明和中学校	若　宮１-１-18	備蓄倉庫
14	鷺　宮	鷺の杜小学校	鷺　宮４-７-３	備蓄倉庫
15	上鷺宮	北中野中学校	上鷺宮５-７-１	備蓄倉庫
16		中野セントラルパークサウス	中　野４－10－１	備蓄倉庫

資料第　68　医療資器材７点セット一覧

Ⅰ　蘇生セット【緑】

No.	品　　名	仕 様 規 格	単位	数量
1	喉頭鏡	ﾏｯｷﾝﾄｯｼｭ柄付 大･中･小･極小 各１	組	2
		アルカリ単Ⅱ電池	本	4
2	携帯用血圧計	ﾒｰﾀｰ式(ｹｰｽ入)	個	2
3	聴診器	ﾘｯﾄﾏﾝ型(ｹｰｽ入)	個	2
4	血糖測定器	ﾒﾃﾞｨｾｰﾌフィット血糖測定スターターセット MS-FSFT30B	組	1
		ﾒﾃﾞｨｾｰﾌﾁｯﾌﾟ 30 入	箱	1
5	ﾌｨﾝｶﾞｰﾊﾟﾙｽｵｷｼﾒｰﾀｰ	ﾊﾟﾙｽﾌｨｯﾄ BO-650	組	1
		アルカリ単 IV 電池	本	2
		パルスオキシメーター OX－200	組	4
		ｱﾙｶﾘ単Ⅳ電池	本	8
6	手動式人工蘇生器	ｼﾘｺﾝﾚｻｼﾊﾞｯｸ成人用 本体＋リザーバックバルブ付	組	4
		エアークションマスク 大	個	4
		エアークションマスク 中	個	4
		エアークションマスク 小	個	4
7	足踏式吸引器	FP-300	個	2
8	ｻｸｼｮﾝｺﾈｸﾀｰ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ 端部 3mm･5mm 各２本	個	4
9	吸引ｶﾃｰﾃﾙ	Fr10	本	2
		Fr18	本	2
10	気管内ﾁｭｰﾌﾞ	ｶﾌ付 ﾁｭｰﾌﾞｺﾈｸﾀｰ付 No.5	個	1
		ｶﾌ付 ﾁｭｰﾌﾞｺﾈｸﾀｰ付 No.6	個	1
		ｶﾌ付 ﾁｭｰﾌﾞｺﾈｸﾀｰ付 No.7	個	2
		ｶﾌ付 ﾁｭｰﾌﾞｺﾈｸﾀｰ付 No.8	個	2
11	ｽﾀｲﾚｯﾄ	大･小(各２)	本	4
12	開口器	ｴｽﾏﾙﾋ ｴﾎﾞﾅｲﾄ製	個	2
13	舌鉗子	ｺﾗﾝ･ｽﾃﾝﾚｽ	本	1
14	ﾊﾞｲﾄﾌﾞﾛｯｸ	大･小(各２)	個	4
15	鼻用ｴｱｳｪｲ	外径６･7mm(各1本)	個	2
16	ｷｼﾛｶｲﾝｾﾞﾘｰ	ﾁｭｰﾌﾞ入 30ml　外用局所麻酔剤	個	3
17	ｲｿｼﾞﾝ液	250ml　殺菌消毒剤	本	1
18	滅菌ｶﾞｰｾﾞ	ﾃﾞｨｽﾎﾟ 尺角 ５枚ﾊﾟｯｸ入	包	30
19	絆創膏	ﾏｲｸﾛﾎﾟｱ ｻｼﾞｶﾙﾃｰﾌﾟ 12.5mm×9.1m 肌色ｽｷﾝﾄｰﾝ(個包装)	個	3
		ニチバン ｽｷﾅｹﾞｰﾄｽﾊﾟｯﾄﾞ 25mm×7m SGS25 6巻	箱	2
20	ﾃﾞｨｽﾎﾟｸﾞﾛｰﾌﾞ	100 枚入 L･M 各１箱	箱	2

No.	品　　名	仕 様 規 格	単位	数量
21	雑剪刀	24cmSS	本	1
22	懐中電灯	本体	本	1
		アルカリ単Ⅰ　電池２個型 電池別包装	本	2
23	ﾊﾞﾙｰﾝｶﾃｰﾃﾙ	(ｼﾘｺﾝ)Fr18	本	2
		(ｼﾘｺﾝ)Fr20	本	2
24	ﾈﾗﾄﾝｶﾃｰﾃﾙ	Fr6　ﾃﾞｨｽﾎﾟ	本	2
		Fr8　ﾃﾞｨｽﾎﾟ	本	2
25	胸腔ﾄﾞﾚｰﾝ	(ﾄﾛｯｶｰ)Fr20	本	1
26	輪状甲状靭帯穿刺キット	(ﾄﾗﾍﾙﾊﾟｰ)N08	式	2
27	ｶﾌﾎﾟﾝﾌﾟ	30ml ｼﾘﾝｼﾞ	本	2
28	酸素ボンベ	1500 リットル 箱外収納 ヨーク型	本	1
		300 リットル 箱外収納	本	4
29	ﾚｷﾞｭﾚｰﾀｰ	減圧弁 FF-Y15 流量計一体型 プロテクター付き	個	3
30	酸素マスク	ディスポ	個	10
31	ﾎﾞﾝﾍﾞ用ｹｰｽ	300L ボンベ２本型 減圧弁 FF-Y15 対応	箱	1
		300L ボンベ1本型 減圧弁 FF-Y15 対応	箱	2
32	電子体温計	本体	本	1
		交換用ボタン電池１個	個	1
33	非接触型赤外線体温計	HFS－1000	個	1
		アルカリ単Ⅲ電池	個	2
34	救急箱	OD 色シート マジックテープ	枚	1
		7点用ケース	箱	1

Ⅱ　創傷セット【青】

No.	品　　名	仕 様 規 格		単位	数量
1	ｽｷﾝｽﾃｲﾌﾟﾗｰ	ﾌﾟﾘｻｲｽﾞﾋﾞｽﾀﾗｲﾄ 3996J ﾜｲﾄﾞ 15 針		組	5
2	縫合止血セット	止血鉗子 ｺｯﾍﾙ氏 14cm SS	2本	組	5
	(ケース入)	止血鉗子 ﾍﾟｱﾝ氏 14cm SS	2本		
		持針器 ﾏｯﾁｭｰ 16cm SS	1 本		
		ﾋﾟﾝｾｯﾄ 有鈎 13cm SS	2本		
		直剪刀 14cmSS	1本		
		縫合針 弱弯 1･5 号各 1 袋	2袋		
		ｹｰｽ(ﾄﾚｰ)　21cm×15cm×4cmSS	1個		
3	止血帯	ｱﾒｺﾞﾑ製 ｴｽﾏﾙﾋ		本	1
4	雑剪刀	24cmSS		本	3
5	メス	(尖刀 No11)ディスポ　個別滅菌		本	10

No.	品　　名	仕 様 規 格	単位	数量
6	摂子	(ピンセット)ディスポ　無鈎 18cm　個別滅菌	本	20
7	手術用手袋	№7	双	8
		№7.5	双	8
8	ﾍｷｻﾞｯｸ水 R	0.05%　500ml　殺菌消毒剤	箱	3
9	ｷｼﾛｶｲﾝ(ﾎﾟﾘｱﾝﾌﾟ)	5ml　局所麻酔剤	本	50
10	ｽﾎﾟﾝｾﾞﾙ	10×7cm 5 枚	箱	1
11	注射器	ﾃﾞｨｽﾎﾟ　5ml 針 22G 付き	本	5
		ﾃﾞｨｽﾎﾟ 10ml 針 22G 付き	本	10
12	滅菌ｶﾞｰｾﾞ	ﾃﾞｨｽﾎﾟ尺角 5 枚ﾊﾟｯｸ入	包	60
13	綿球	20ml綿球 20 球 10 個入り	箱	2
14	ｸｲｯｸｽﾀﾝﾄﾞ	10個入り	箱	2
15	縫合糸	(予備用)ｼﾙｸﾌﾞﾚｰﾄﾞ　2－0、3－0 各 5	袋	10
16	未滅菌ガーゼ	ガーゼ 30×30cm　4 折　200 枚(未滅菌)	箱	1
17	ｲｿｼﾞﾝ液	250ml　殺菌消毒剤	本	2
18	絆創膏	スキナゲートスパット 25mm×7m×6 巻	箱	1
		スキナゲートスパット 12mm×7m×12 巻	箱	1
		カットバンMサイズ　200枚入	箱	1
		パッド付絆創膏　カテリパッドマイルド 60×100mm×50 枚	箱	1
		パッド付絆創膏　カテリパッドマイルド 120×120mm×50 枚	箱	1
19	滅菌ｼｰﾂ	100×120cm	袋	5
20	ﾀｵﾙ	白色 (無地)	枚	5
21	手術衣ｾｯﾄ	ﾃﾞｨｽﾎﾟ紙製 (ﾏｽｸ･帽子･衣 3 種組)	組	10
22	吸水シート	60×90cm　5 枚入	組	6
23	生理食塩水	500ml ﾎﾟﾘ容器入り　開栓式	本	2
24	ニトリルグローブ(ディスポ)	100枚入　サイズM･L各1箱	箱	2
25	救急箱	OD 色シート　マジックテープ	枚	1
		7点用ケース	箱	1

Ⅲ 熱傷セット【赤】

No.	品　　名	仕 様 規 格	単位	数量
1	滅菌ｶﾞｰｾﾞ	ﾃﾞｨｽﾎﾟ 尺角 5 枚ﾊﾟｯｸ入	包	20
2	ﾀｵﾙ	白色（無地）	枚	10
3	ｼｰﾂ	白色（無地）	枚	5
4	網包帯	ﾌﾟﾚｽﾈｯﾄ 大･中･小 4･3･2 号 1 箱	箱	3
5	絆創膏	3Mﾄﾗﾝｽﾎﾟｱｻｰｼﾞｶﾙﾃｰﾌﾟ 2.5cm×9.1m×6巻	箱	1
		3Mﾄﾗﾝｽﾎﾟｱｻｰｼﾞｶﾙﾃｰﾌﾟ 12.5cm×9.1m×12 巻	箱	1
6	手術用手袋	№7	双	10
		№7.5	双	10
7	ﾋﾟﾝｾｯﾄ	無鈎　18cm SS	本	5
8	軟膏ﾍﾞﾗ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	本	2
9	雑剪刀	24cmSS	本	2
10	ｹﾞﾝﾀｼﾝ軟膏	0.1%　1mg　10g　外用抗生物質製剤	本	20
11	ﾍｷｻﾞｯｸ水 R	0.05%　500ml　殺菌消毒剤	箱	2
12	ｿﾌﾗﾁｭｰﾙ	10×10cm･10 枚　外傷･熱傷等二次感染予防剤	枚	5
13	生理食塩水	500ml 開栓式ﾎﾟﾘ容器	本	4
14	ニトリルグローブ(ディスポ)	100 枚入 L･M 各 1 箱	箱	2
15	救急箱	OD 色シート マジックテープ	枚	1
		7点用ケース	箱	1

Ⅳ 骨折セット【黄】

No.	品　　名	仕 様 規 格	単位	数量
1	針金副子	ｽﾎﾟﾝｼﾞ付 大･中　各 2	本	4
2	頚椎固定用具	(ﾎﾟﾘﾈｯｸﾊｰﾄﾞﾀｲﾌﾟ)S･M･L各 1 個	個	3
3	ﾊﾞｽﾄﾊﾞﾝﾄﾞ	大･小 各 2	箱	4
4	弾性包帯	巾 5cm 7.5cm 長さ 4.5cm 各 2	箱	4
		巾 10cm 17.5cm 長さ 4.5cm 各 1	箱	2
5	伸縮包帯	7.5cm×9m 10 巻入	箱	1
6	三 角 巾	105×105×150cm	枚	20
7	絆 創 膏	スキナゲートスパット50mm×7m×6 巻	箱	2
8	雑剪刀	24cmSS	本	2
9	金切ﾊｻﾐ	ｱﾙﾌｪﾝｽ等切断用	本	1
10	救急箱	OD 色シート マジックテープ	枚	1
		7点用ケース	箱	1

Ⅴ 輸液セット1号･2号 【黒】

№.	品　　名	仕 様 規 格	単位	数量
1	輸液ｾｯﾄ	ﾆﾌﾟﾛ輸液ｾｯﾄ ISE-200Z	個	20
2	輸液ｾｯﾄ(小児用)	ﾆﾌﾟﾛ輸液ｾｯﾄ ISE-200P	個	10
3	静脈留置針	ﾃﾞｨｽﾎﾟ ＃20G	個	10
		ﾃﾞｨｽﾎﾟ ＃22G	個	20
4	絆創膏	スキナゲートスパット 25mm×7m×6 巻	箱	1
		ユティールスキンカラー5cm×6 巻	箱	1
5	ｱﾒｺﾞﾑ	径 6mm 長さ 50cm	本	3
6	血管留置ｶﾃｰﾃﾙｷｯﾄ	CV ｶﾃｰﾃﾙ 16G*30 ㎝ 中心静脈ｶﾃｰﾃﾙｷｯﾄ	組	2
7	手術用手袋	№7	双	5
		№7.5	双	5
8	折たたみ式ガードル	ｱﾙﾐ 製 担架取付式	個	1
9	低分子ﾃﾞｷｽﾄﾗﾝﾌﾞﾄﾞｳ糖	500ml ｿﾌﾄﾊﾟｯｸ入　血液代用剤	本	5
10	生理食塩水	500ml ｿﾌﾄﾊﾟｯｸ入	本	5
11	乳酸ﾘﾝｹﾞﾙ液	500ml ｿﾌﾄﾊﾟｯｸ入　環境血液量細胞買外液補給剤	本	10
12	コールメン	1個包装　200包入	箱	1
13	救急箱	OD 色シート マジックテープ	枚	1
		7点用ケース	箱	1

Ⅵ 緊急医薬品セット【白】

№.	品　　名	仕 様 規 格	単位	数量
1	ﾌﾞｽｺﾊﾞﾝ注	2% 1ml× 10A	箱	3
2	ｾﾌｧﾒｼﾞﾝ α 注	250mg×10V	箱	2
3	ｾﾙｼﾝ注	5mg 1ml×10A　抗不安剤	箱	1
4	アドレナリン注 0.1%	1ml×10A　血管収縮･昇圧剤	箱	5
5	ドパミン塩酸塩点滴静注	200mg 0.1%･200ml バック	本	5
6	ｷｼﾛｶｲﾝﾎﾟﾘｱﾝﾌﾟ注	1%、5ml×10A局所麻酔剤	箱	2
7	ｲﾝﾃﾊﾞﾝ坐剤	50mg 50 個入　消炎鎮痛剤 【箱外収納要冷蔵】	箱	1
8	ｱﾙﾋﾟﾆｰ坐薬	50mg 100 個入 解熱剤 【箱外収納要冷蔵】	箱	1
9	ﾆﾄﾛﾍﾟﾝ	舌下錠　100 錠入　冠血管拡張剤	箱	1
10	ﾒﾌﾟﾁﾝｴｱｰ 10μg	喘息用 0.0143% 5ml　吸入用気管支拡張用剤	本	3
11	注射ｼﾘﾝｼﾞ	ﾃﾞｨｽﾎﾟ 20ml 50 入	箱	1
		ﾃﾞｨｽﾎﾟ 2.5ml 針 23G 50 入	箱	1
		針付ﾃﾞｲｽﾎﾟ 10ml 針 22G 50 入	箱	1
12	ｱﾒｺﾞﾑ	6mm 径 長さ 50 ㎝	本	10
13	ﾃﾀｶﾞﾑＰ	250IU 1V(要冷蔵)　抗破傷風人免疫グロブリン	本	5

No.	品　　名	仕 様 規 格	単位	数量
14	ﾌﾗﾝﾄﾞﾙﾃｰﾌﾟ	40mg 1g 100 枚	箱	1
15	ｱﾑﾛｼﾞﾝ	5mg　100 錠　高血圧･狭心症用剤	箱	1
16	ﾛｷｿﾆﾝ	60mg　100錠	箱	1
17	コールメン	200個入	箱	1
18	注射針	18G	本	50
		22G	本	50
		23G	本	50
19	救急箱	OD 色シート マジックテープ	枚	1
		7点用ケース	箱	1

Ⅶ 雑品セット【茶】

No.	品　　名	仕 様 規 格	単位	数量
1	水桶 6 ﾘｯﾄﾙ	布ﾊﾞｹﾂ	個	4
2	ﾎﾟﾘﾀﾝｸ	2 ﾘｯﾄﾙ入	個	2
3	ｻｰﾁﾗｲﾄ	本体	本	1
		アルカリ単1　電池6個型　電池別包装	個	2
4	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ	1m	枚	2
5	ﾀｵﾙ	白無地	枚	5
6	ﾍﾟﾝﾗｲﾄ	本体	本	1
		アルカリ単3　2個型電池別包装	個	2
7	ﾋｼｬｸ	ｱﾙﾐ径15cm	個	1
8	眼帯	1 枚入　ｶﾞｰｾﾞ付	個	10
9	ｻｰｼﾞｶﾙﾏｽｸ	3層　PFE99%･BFE99%　50 枚入	箱	2
10	石けん	薬用石鹸	個	10
11	ﾍﾟﾝﾁ	長さ 175 ㎜	本	1
12	ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰ	ﾏｲﾅｽ型 150 ㎜	本	1
		ﾌﾟﾗｽ型 150 ㎜	本	1
13	油性マーカー	赤･黒 （細、太兼用）各10	本	20
14	鉛筆	HB	本	12
15	ボールペン	黒	本	20
16	歯ﾌﾞﾗｼ	柔毛	本	5
17	ノート	A4 ｻｲｽﾞ	冊	10
18	ｻﾗﾝﾗｯﾌﾟ	30cm×20m	本	10
19	ニトリルグローブ（ディスポ）	100 枚 L･M 各 2 箱	箱	4
20	鉛筆削り		個	1
21	手指消毒剤	ｳｨﾙｽﾃﾗ VH500ml	本	5

No.	品　　名	仕 様 規 格	単位	数量
22	救急箱	OD 色シート マジックテープ	枚	1
		7点用ケース	箱	1

資料第　69　医療救急セット一覧

No.	品　　名	仕様規格	単位	数量
1	聴診器	ﾘｯﾄﾏﾝ型(ｹｰｽ入)	個	1
2	血圧計	ﾒｰﾀｰ式（ｹｰｽ入）	個	1
3	ﾌｨﾝｶﾞｰﾊﾟﾙｽｵｷｼﾒｰﾀｰ	ﾊﾟﾙｽﾌｨｯﾄ　BO-650	本	1
		ｱﾙｶﾘ単Ⅳ電池１個	個	2
4	電子体温計	電池式	本	1
		交換電池 LR－４１	個	1
5	舌圧子	消毒容器５枚入　板状	組	1
6	連絡カード	中野区医師会用	枚	9
7	ﾎﾞｰﾙﾍﾟﾝ	黒色	本	2
8	ﾄﾘｱｰｼﾞ・ﾀｯｸﾞ		枚	30
9	付箋紙	A6 判　50 枚	冊	1
10	手動式人工蘇生器	ｼﾘｺﾝ蘇生ﾊﾞｯｸ　ﾏｽｸ大　ﾘｻﾞｰﾊﾞｰ付	組	1
11	ﾊﾞｰﾏﾝｴｱｳｪｲ	大	本	1
		中	本	1
		小	本	1
12	摂子	ディスポ　無鈎　１８ｃｍ　個別滅菌	本	4
13	注射器	ディスポ　20ｍｌ　SS-20ESZ	本	4
		針付 23G　SS-02SZ2325	本	4
14	静脈留置針	22G	本	10
15	駆血帯	ｻﾗﾔ　ﾀｰﾆｹｯﾄ　ｽﾄﾚｯﾁﾀｲﾌﾟ　25 本入	箱	1
16	三角巾	105×105×150ｃｍ	枚	2
17	ﾊﾞｽﾄﾊﾞﾝﾄﾞ	大	箱	1
18	ｶﾞｰｾﾞ	30×30ｃｍ	枚	2
19	布判	7、5mm×5m	個	1
20	イソジン綿棒	個別包装	本	10
21	弾性包帯	7.5ｃｍ×4.5m	本	3
22	ﾏｲｸﾛﾎﾟｱ　ｻｰｼﾞｶﾙﾃｰﾌﾟ	3M　12.5mm×9.1m　肌色ｽｷﾝﾄｰﾝ	個	5
23	ｽｲﾅｹﾞｰﾄｽﾊﾟｯﾄﾞ	ﾆﾁﾊﾞﾝ　25mm×7m　SGS25	個	5
24	手術用手袋	No.7	双	3
		No.7.5	双	3

No.	品　　名	仕様規格	単位	数量
25	救急ｼｰﾄ	130×210ｃｍ程度	枚	2
26	ｻﾑｽﾌﾟﾘﾝﾄ	ﾛｰﾙ副子	個	1
27	万能剪刀	19ｃｍ	本	1
28	懐中電灯	ＬＥＤ　本体	本	1
		アルカリ電池・単２	本	2
29	ｼｰﾙﾄﾞ付ﾏｽｸ	レサコ	個	5
30	ｽﾃｰﾌﾟﾗ	3M　ﾌﾟﾘｻｲｽﾞﾋﾟｽﾀﾗｲﾄ　3996J ﾜｲﾄﾞ 15 針	個	2
31	手袋	ﾃﾞｨｽﾎﾟ	枚	40
32	ﾀｵﾙ	白色（無地）	枚	5
33	輸液ｾｯﾄ	ﾆﾌﾟﾛ輸液ｾｯﾄ　ISE-200Z	個	5
34	輸液ｾｯﾄ（小児用）	ﾆﾌﾟﾛ輸液ｾｯﾄ　ISE-200P	個	5
35	延長ﾁｭｰﾌﾞ	ﾃﾙﾓ　SF-ET1725	本	10
36	生理食塩水	250ｍｌ	本	5
37	簡易救急薬品ｾｯﾄ	アドレナリン注 0.1%　10 本	箱	1
	（ショックセット）	ｷｼﾛｶｲﾝ注ﾎﾟﾘｱﾝﾌﾟ１％　5ml　10 管	箱	1
		ﾀﾞｲｱｯﾌﾟ座剤 6　50 個入り　【箱外収納要冷蔵】	箱	1
		注射器針付　1ml 23G	本	20
		注射器針付　5ml 22G	本	10
		ｺｰﾙﾒﾝ　200 包	箱	1
		ｱﾄﾛﾋﾟﾝ硫酸塩注 0.5ml 10 管	箱	1
38	救急箱	布製　ｼｮﾙﾀﾞｰ・背負・ｳｴｽﾄﾍﾞﾙﾄ付	個	1

資料第　70　医療救急カバン内容一覧

№.	品　名	仕様規格	単位	数量
1	ﾋﾟﾝｾｯﾄ	無鈎　15 ㎝	本	2
2	ｸﾞﾃﾞﾙｴｱｳｪｲ	大	本	1
		中	本	1
		小	本	1
3	雑剪刀	ｽﾃﾝﾚｽ	本	1
4	懐中電灯	LED　本体	本	1
		電池ｱﾙｶﾘ　単Ⅱ	本	2
5	三角巾	105×105×150 ㎝	枚	4
6	ｶﾞｰｾﾞ	30×30 ㎝　5枚入	包	2
7	布判	7.5 ㎜×5m	個	1
8	副木	大･中･小　各 3	本	9
9	消毒用ｴﾀﾉｰﾙ	500ml	本	1
10	介護用手袋	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ手袋L　100 枚入	箱	1
11	ｻﾗﾝﾗｯﾌﾟ	30cm×20m	本	2
12	精製水	500ml	本	2
13	生理食塩水	500ml　開栓式	本	1
14	簡易な傷の手当		冊	2
15	医療救護所への案内図	役所からの供給	枚	10
15	記録用ノート	A4 判	冊	2
16	筆記用具	ﾎﾞｰﾙﾍﾟﾝ黒･赤各 1	組	1
17	救急鞄	（肩掛けﾍﾞﾙﾄ付）	箱	1

資料第　71　病院前トリアージ用資機材

災害時における中等症以上の負傷者については、後方医療機関へ迅速に搬送するため、中野区災害医療連携会議において、病院前トリアージを行うことを決定したので、病院前トリアージで必要となるテントや担架及びトリアージタグなどの資機材等について、災害拠点病院等（６か所）に配備した。

１．病院前トリアージ用資機材一覧（１病院あたり）

	品　　名	仕　　様　　等	配備数
1	テント	設営時　６ｍ×３ｍ 横幕（４方向）、鋳物製重り（20 kg）	１張
2	ベッド	組み立て式 規格 190 cm×74 cm以上	６台
3	敷きマット	ブレスエア敷きマット 規格 200 cm×70 cm以上	６枚
4	担　架	折りたたみ式 規格 210 cm×54 cm以上	２台
5	トリアージタグ	１箱 100 枚入り	４箱

※　収納スペースは、合計で約１．５㎡

２．配備先（区内６病院）

東京警察病院、新渡戸記念中野総合病院、総合東京病院、横畠病院、
中野江古田病院、中野共立病院

資料第　72　災害用備蓄医薬品一覧

No.	品　名	後発医薬品名称	規　　格	包装単位	数量
1	セルシン錠	ジアゼパム錠	2 mg	100 錠	6
2	セレネース注	ハロペリドール注		10 管	1
3	セレネース	ハロペリドール錠	0.75 mg	100 錠	1
4	ロキソニン錠	ﾛｷｿﾌﾟﾛﾌｪﾝ Na 錠	60 mg	100 錠	20
5	カロナール錠	アセトアミノフェン錠	200 mg	100 錠	20
6	カロナール坐薬　小児用	アセトアミノフェン坐薬	100 mg	10 個	3
7	PL 配合顆粒	サラザック、トーワチーム　等	分包 1g	100 包	10
8	ロペミン	ロペラミドカプセル	1 mg	100 ｶﾌﾟｾﾙ	1
9	フェロベリン配合錠	リーダイ配合錠		100 錠	5
10	タケプロン OD 錠	ランソプラゾール OD 錠	15 mg	100 錠	2
11	ガスターD	ファモチジン D 錠	10mg	100 錠	1
12	ムスコタ錠	レバミピド錠	100 mg	100 錠	10
13	プリンペラン錠	メトクロプラミド錠	5 mg	100 錠	4
14	ナウゼリン坐剤	ドンペリドン坐剤	30mg	100 個	5
15	ナウゼリン OD 錠	ドンペリドン錠	5mg	100 錠	1
16	サンリズムカプセル 25mg	ピルシカイニドカプセル	25 mg	100 ｶﾌﾟｾﾙ	1
17	ワソラン錠	ベラパミル錠	40ｍｇ	100 錠	1
18	アムロジン OD 錠	アムロジピン OD 錠	5 mg	100 錠	1
19	ニトロペン舌下錠		0.3 mg	100 錠	1
20	メジコン錠	デキストロメトルファン錠	15 mg	100 錠	2
21	ムコダイン錠	カルボシステイン錠	250mg	100 錠	1
22	ビソルボン	ブロムヘキシン錠	4mg	100 錠	1
23	ムコダインＤＳ	カルボシステイン DS	50%（1g 包）	1 包	1
24	ユニフィル LA 錠	テオフィリン徐放 U 錠	200 mg	100 錠	1
25	メプチンエアー		10μｇ　吸入 100 回	1 個	1
26	ホクナリンテープ	ツロブテロールテープ	2 mg	70 枚	1
27	ホクナリンテープ	ツロブテロールテープ	0.5mg	70 枚	1
28	シムビコートタービュヘイラー	ブテホル吸入粉末剤	30 吸入	5 本	5
29	ワーファリン錠	ワルファリン K 錠	1 mg	100 錠	1
30	アレグラ	フェキソフェナジン錠	60 mg	100 錠	1
31	フロモックス錠	セフカペンピボキシル錠	100 mg	100 錠	1
32	フロモックス小児用細粒	セフカペンピボキシル小児用細粒	100 mg　分包 0.5g	120 包	1
33	クラリシッド錠	クラリスロマイシン錠	200 mg	100 錠	1
34	ジスロマック細粒小児用	アジスロマイシン小児用細粒	10%分包 1g	60 包	1

No.	品　名	後発医薬品名称	規　　格	包装単位	数量
35	クラビット錠	レボフロキサシン錠	500 mg	100 錠	2
36	沈降破傷風トキソイドシリンジ		0.5ml	5 本	5
37	クラビット点眼液	レボフロキサシン点眼液	0.5% 5ml	5 本	1
38	ゲンタシン軟膏	ゲンタマイシン軟膏	0.1% 10g	10 本	3
39	リンデロン VG 軟膏	デキサン VG,ベトノバール G　等	0.12% 5g	10 本	1
40	亜鉛華単軟膏		10%	500g	1
41	ロキソニンテープ	ロキソプロフェン Na 錠 Na テープ	100 mg（7 枚入）	1 袋	4
42	ピューラックス		6% 600ml	1 本	1
43	消毒用エタノール綿		個包装	100 枚	6
44	メリスロン錠	ベタヒスチン錠	6mg	100 錠	1
45	手書き用レセプト用紙			100 枚	10
46	手書き用薬袋　（角底）		320×180×80 mm内用	500 枚	2
47	手書き用薬袋　（角底）		320×180×80 mm外用	500 枚	2
48	ビニール袋（ユニパック）		ﾁｬｯｸ付 140 mm×100 mm	200 枚	1
49	注射器		針付 2.5ml 22G	100 入り	1

※　区内４ヵ所の薬局等に配備

※　医薬品の流通状況等により、先発医薬品の入手が困難な場合には、後発医薬品を備蓄している。

資料第　73　火葬場一覧

令和6年4月1日現在

区分	名称	所在地	電話	経営者
23区9施設	瑞江葬儀所	江戸川区春江町３-26-１	(3670)0132	東　　京　　都
	町屋斎場	荒川区町屋１-23-４	(3892)0311	東京博善㈱
	落合斎場	新宿区上落合３-34-12	(3361)4042	
	代々幡斎場	渋谷区西原２-42-１	(3466)1006	
	四ツ木斎場	葛飾区白鳥２－９－１	(3601)0424	
	桐ヶ谷斎場	品川区西五反田５-32-20	(3491)0213	
	堀ノ内斎場	杉並区梅里１－２-27	(3311)2324	
	戸田葬祭場	板橋区舟渡４-15-１	(3966)4241	㈱戸田葬祭場
	臨海斎場	大田区東海１－３－１	(5755)2833	臨海部広域斎場組合

資料第　74　災害復旧関係融資等の制度の内容

Ⅰ　区が行うもの

1　災害援護資金（生活援護課）

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づき、災害援護資金の貸付けを行う。

2　中野区自立生活資金（生活援護課）

⑴　資格

①　災害復旧に要する費用の支払いを必要とする者で、他制度から借り受けることが困難であること

②　中野区に3か月以上居住し、住民登録をしていること。

③　一定の収入があり、貸付金の償還が確実であること。

④　住民税を完納していること。

⑤　生活保護を受けていないこと。

⑥　中野自立生活資金や目途を同じとする他制度の貸付を受けていないこと。

⑵　限度額　　1世帯50万円以内

⑶　償還方法　　３か月の措置期間経過後、貸付金額に応じて10～50か月以内均等月賦償還

⑷　利子　　無利子

⑸　その他　　連帯保証人等他に要件あり

3　東京都母子及び父子福祉資金・住宅資金（生活援護課）

⑴　資格　　都内に６か月以上居住している区民で現に20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父または母

⑵　対象　　災害により現に居住する自己の住宅の増改築・補修・保全又は建設・購入に必要な資金

⑶　限度額　　2,000,000円

⑷　償還方法　　６か月の据置期間経過後７年以内

⑸　利子　　無利子（条件によっては有利子の場合あり）

⑹　その他　　連帯保証人等他に要件あり

4　中野区産業経済融資 災害特別資金（中野区産業振興センター）

⑴　目的

一定地域に集中して発生した災害により被害を被った中小企業者を対象に、低利な融資あっ旋を行なうことにより、経営の安定を図る

⑵　対象者の要件

①　中小企業信用保険法第２条第１項に該当する中小企業者（または、中小企業信用保険法第２条第３項第１号～第６号のいずれかに該当する小規模企業者）で、次のいずれかに該当すること

ア　法人の場合：主たる事業所または本店の所在地が区内にあること

イ　個人事業者の場合：主たる事業所または住民登録が区内にあること

②　１年以上事業を営んでいること

※　区内に主たる事業所があることを要件とする場合は、１年以上区内で事業を営んでいること

③　１期以上の所得税または法人税の確定申告を行っており、特別区民税及び都民税または法人都民税を滞納していないこと

④　許認可が必要な業種の場合はその許認可を受けていること

⑤　東京信用保証協会の保証対象業種に該当すること

⑥　官公庁の発行する「り災証明」があること

⑶　融資の内容

①　貸付限度額　1,000万円

②　貸付利率　　年0.2%

③　貸付期間　　７年以内（据置期間１年を含む）

④　資金使途　　事業所に係る設備投資又は事業運営

5　被災者生活再建支援金（生活援護課）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯へ生活必需品等の購入のための経費を支給する。

6　災害弔慰金等の支給（生活援護課）

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

7　中野区災害見舞金の支給（防災危機管理課）

中野区災害見舞金等支給要綱の規定に基づき災害見舞金等の支給をする。

Ⅱ　都が行うもの

1　中小企業災害復旧資金（産業労働局）

⑴　目的

一定の地域に集中して発生した災害により損失を受けた中小企業及び組合に対して、長期かつ低利の融資をすることにより、経営の安定を図る

①　金使途　運転資金、設備資金

②　基本要件

ア　都内に事業所（住居）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること（ただし一定の業歴要件が必要となる場合がある）

イ　原則として、事業税その他租税の未申告、滞納がないこと

ウ　該当事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあたっては、当該許可等を受けていること

エ　現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行なわないこと

③　融資対象　次のア、イ両方に該当するもの

ア　中小企業または組合であること

イ　知事が指定した災害により損失を受けていること

○　災害救助法の適用があった災害

○　上記のほかに特に必要なもの

④　金額　　1災害につき8,000万円以内

⑤　貸付期間　　10年以内（据置期間1年以内を含む）

⑥　貸付利率　　固定金利　年1.7%

責任共有制度対象外の場合　年1.5%

なお責任共有制度適用の場合は利子の一部を補助する

⑦　信用保証料　保証協会の定めるところによる

ただし、東京都が保証料全額を補助する

Ⅲ　その他が行うもの

1　生活福祉資金（社会福祉協議会）

⑴　資金

災害を受けた低所得世帯のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯

⑵　限度額　　1世帯150万円以内

⑶　償還方法　　6か月以内据置期間経過後7年以内で元利利子均等の月賦償還

⑷　利子　　保証人有　0%、保証人なし　年1.5%（据置期間中は無利子）

資料第　75　被災者生活再建支援金の支給

種　別	内　　容
被災者生活再建支援金の支給	

1　根拠法令
被災者生活再建支援法

2　実施主体
都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。）

3　対象となる自然災害
自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。
⑴　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村
⑵　10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村
⑶　100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
⑷　⑴又は⑵の区市町村を含む都道府県の区域内で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る、）
⑸　⑴～⑶の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
⑹　⑴若しくは⑵の区市町村を含む都道府県又は⑶の都道府県が２以上ある場合に、
５世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
２世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口５万人未満に限る。）

4　制度の対象となる被災世帯
３の自然災害により
⑴　住宅が全壊した世帯
⑵　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
⑶　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
⑷　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
⑸　住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

5　支給金の支給額
（※　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

	基礎支援金（住宅の被害程度）	加算支援金（住宅の再建方法）		計
⑴　全壊(損害割合 50%以上) ⑵　解体 ⑶　長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
⑷　大規模半壊 （損害割合 40%台）	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円
⑸　中規模半壊 （損害割合 30%台）	－	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円

※　被災世帯が同一の自然災害により①「建設・購入」②「補修」③「賃借」のうち２つ以上に該当する場合の加算支援金の額は①~③に定める額のうち最も高いものとする。

資料第　76　激甚災害指定

昭和37年12月７日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

激甚災害指定基準	適用すべき措置
次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準）事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 （Ｂ基準）事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの ⑴　都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 ⑵　一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の５	法第２章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）
次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準）事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 （Ｂ基準）事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1)　一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の４ (2)一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円	法第５条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）
次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 １　激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 ２　農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額100分の1.5であることにより激甚法第８条の措置が適用される激甚災害	法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）
次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 （Ａ基準）農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 （Ｂ基準）農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の３	法第８条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に 関する暫定措置の特例）
次のいずれかに該当する災害。 （Ａ基準）林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の５ （Ｂ基準）林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1)　一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60 (2)　一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の１	法第11条の２（森林災害復旧事業に対する補助）

激甚災害指定基準	適用すべき措置
次のいずれかに該当する災害。 （Ａ基準）中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業及び第３次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2 （Ｂ基準）中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の２ ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。	法第12条、13条、15条（中小企 業信用保険法による災害関係保証の特例等）
激甚法第２章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外	法第16条（公立社会教育施設災 害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第19条（市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例）
次のいずれかに該当する災害。 （Ａ基準）滅失住宅戸数＞被災地全域で4,000戸以上 （Ｂ基準）次の１、２のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実状に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 １　滅失住宅戸数＞被災地全域で2,000戸以上かつ、次のいずれか該当するもの。 (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10％以上 ２　滅失住宅戸数＞被災地全域で1,200戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20％以上	法第22条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）
１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２章の措置が適用される災害 ２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される災害	法第24条（小災害債に係る元利 償還金の基準財政需要額への算入等）
その他、災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮	上記以外の措置

資料第　77　局地激甚災害指定

災害を市町村段階の被害規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
1　公共施設災害関係 ①　当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第３条第１項第１号及び第３号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が１以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円未満のものを除く。） ア　当該市町村の当該年度の標準税収入の50％を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。） イ　当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が２億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入の20％を超える市町村 ウ　当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入の20％に当該標準税収入から50億円を控除した額の60％を加えた額を超える市町村 ②　①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）	1　激甚法第３条第１項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第４条第５項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第２章の措置 2　左の市町村が当該災害につき発行を許可された 公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第１項、第３項及び第４項の措置
2　農地、農業用施設等災害関係 ①　当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第５条第１項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10％を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が１以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。） ②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）	1　左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第５条、第６条の措置 2　左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第２項から第４項までの措置
3　林業災害関係 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門)推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が おおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね25％を超える市町村が１以上ある災害	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法11条の２の措置
4　中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10％を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が１以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置

資料第　78　激甚法に定める事業及び関係局

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第３条	１．公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	２．公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	３．公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	４．公営住宅施設災害復旧事業	都市整備局	
	５．生活保護施設災害復旧事業	福祉局	救護施設、更生施設、宿泊所 医療保護施設、宿所提供施設
	６．児童福祉施設災害復旧事業	福祉局	
	７．老人福祉施設災害復旧事業		
	８．身体障害者更生施設災害復旧事業		
	９．精神薄弱者援護施設災害復旧事業		
	10．女性保護施設災害復旧事業		
第３条 及び 第19条	11．伝染病予防事業	保健医療局	
	12．伝染病予防施設災害復旧事業		
第３条 及び 第９条	13．堆積土砂排除事業	建設局	河川、道路、公園、緑地、運河、溝渠、広場、その他の施設
		下水道局	公共下水道、都市下水路
		港湾局	林業用施設（貯木場等）
		産業労働局	林業用施設、漁場
		都市整備局	
		総務局	上記の施設の区域外
第３条 及び 第10条	14．湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第５条	15．農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業または当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第５条 及び 第６条	16．農林水産業共同利用施設災害復旧事業	産業労働局	
第７条	17．開拓者等の施設の災害復旧事業		
第８条	18．天災による被害農林業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	19．共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20．中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第13条	21．中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例		
第14条	22．事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第15条	23．中小企業者に対する資金の融通に関する特例		
第16条	24．公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第17条	25．私立学校施設の災害復旧事業	総務局	
第20条	26．母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉局	
第21条	27．水防資材費の補助の特例	建設局	
第22条	28．り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	都市整備局	

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第23条	29．産業労働者住宅建設資金融通の特例		
第24条	30．公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

資料第　79　浸水想定区域内要配慮者施設及び地下街等（地下駅含む）一覧と土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧

1　浸水想定区域内要配慮者施設及び地下街等（地下駅含む）一覧

施設区分	施設名	所在地（住居表示）
保育園	中野保育園	中野区弥生町 2-6-3
	沼袋保育園	中野区沼袋 1-34-14
	沼袋西保育園	中野区沼袋 3-14-11
	にじいろ保育園松が丘	中野区松が丘 2-32-3
	白鷺保育園	中野区白鷺 3-3-24
	わらべ西鷺宮保育園	中野区鷺宮 5-22-14
	あけぼの保育園	中野区上高田 2-58-21
	徳田保育園	中野区江古田 3-15-2
	七海保育園	中野区大和町 4-12-10
	聖ピオ保育園	中野区白鷺 1-15-15
	認証保育所グローバルキッズ中野新橋園	中野区弥生町 2-11-5
	認証保育所ぽけっとランド中野坂上	中野区本町 2-1-8･1 階
	ひまわり保育園	中野区中央 4-61-4
	認証保育所ピノッキオ保育園	中野区中野 2-1-7
	田中ナースリー大和保育園	中野区大和町 4-42-4
	ぽけっとランドさぎのみや	中野区鷺宮 4-33-1
	ヤクルト中野保育園	中野区中野 2-2-1
	もしもしのほし中野保育園	中野区弥生町 1-57-4
	太陽の子 中野中央保育園	中野区中央 1-13-8
	カメリアキッズ東中野園	中野区東中野 1-1-2
	タワーキッズルーム	中野区中央 3-13-11
	マ・メール	中野区本町 3-1-9
	保育ルームフェリーチェ中野新橋園	中野区本町 5-24-7
	なかのまるのなか保育園 大きなおうち	中野区中野 2-18-4
	あーす保育園中野新橋	中野区弥生町 1-56-3
	アートチャイルドケア中野南台森の保育園	中野区南台 5-15-5
	にじいろ保育園中野	中野区中央 5-48-2
	中野りとるぱんぷきんず	中野区新井 4-10-10
	木下の保育園野方	中野区野方 4-22-2
	コンビプラザ中野保育園	中野区中野 4-6-20
	とちの木保育園	中野区上鷺宮 3-8-8
	かたつむり保育園野方	中野区野方 6-30-24
	さくらさくみらい中野	中野区上高田 2-41-6
	中野松が丘すきっぷ保育園	中野区松が丘 1-26-2
	にじいろ保育園鷺ノ宮	中野区鷺宮 3-44-7
	テンダーラビング保育園江古田	中野区江古田 1-43-5
	スターチャイルド《東中野ナーサリー》	中野区東中野 1-38-5
	クオリスキッズ東中野保育園	中野区東中野 3-19-17
	シエル保育園・東中野	中野区東中野 4-11-12
	コンビプラザ弥生町保育園	中野区弥生町 2-41-2
	こどもヶ丘保育園 上鷺宮園	中野区上鷺宮 5-5-8
幼稚園	大和幼稚園	中野区野方 5-8-8
	みやしろ幼稚園	中野区南台 4-40-9
	宝仙学園 幼稚園	中野区中央 2-33-26
	野方学院 幼稚部	中野区新井 3-22-6
	ワカバ幼稚園	中野区鷺宮 3-37-22
こども園	やよいこども園	中野区弥生町 1-58-14
	なかのこども園	中野区野方 1-10-2

施設区分	施設名	所在地（住居表示）
キッズ・プラザ	キッズ・プラザ新山（南台小学校内）	中野区南台 4-4-1 南台小学校内
	キッズ・プラザ塔山（塔山小学校内）	中野区中央 1-49-1 塔山小学校内
	キッズ・プラザ白桜（白桜小学校内）	中野区上高田 1-2-28 白桜小学校内
	キッズ・プラザ谷戸（谷戸小学校内）	中野区中野 1-26-1 谷戸小学校内
	キッズ・プラザ美鳩（美鳩小学校内）	中野区大和町 4-26-5 美鳩小学校内
	キッズ・プラザ令和（令和小学校内）	中野区新井 4-19-26 令和小学校内
児童館	みなみ児童館	中野区南台 5-15-3
	大和児童館	中野区大和町 2-8-12
	大和西児童館	中野区大和町 4-14-9
	若宮児童館	中野区若宮 3-54-7
学童クラブ	新山学童クラブ（南台小学校内）	中野区南台 4-4-1 南台小学校内
	多田学童クラブ（みなみ児童館内）	中野区南台 5-15-3 みなみ児童館内
	白桜学童クラブ（白桜小学校内）	中野区上高田 1-2-28 白桜小学校内
	塔山学童クラブ（塔山小学校内）	中野区中央 1-49-1 塔山小学校内
	谷戸学童クラブ（谷戸小学校内）	中野区中野 1-26-1 谷戸小学校内
	啓明学童クラブ（大和児童館内）	中野区大和町 2-8-12 大和児童館内
	大和学童クラブ（大和西児童館内）	中野区大和町 4-14-9 大和西児童館内
	美鳩学童クラブ（美鳩小学校内）	中野区大和町 4-26-5 美鳩小学校内
	令和学童クラブ（令和小学校内）	中野区新井 4-19-26 令和小学校内
	にじいろのがた学童クラブ	中野区沼袋 3-13-2 旧沼袋小学校内
	中野江原こどもクラブ	中野区江原町 2-19-5 エクセレンス逢夢 101
	トレジャーキッズクラブ中野新橋校	中野区弥生町 2-10-1･2 階
	民間学童クラブピノキオハウス	中野区丸山 1-6-3
相談所	療育センターアポロ園	中野区江古田 4-43-25
	鷺宮すこやか福祉センター	中野区若宮 3-58-10
	中部すこやか福祉センター	中野区中央 3-19-1
小学校	白桜小学校	中野区上高田 1-2-28
	塔山小学校	中野区中央 1-49-1
	谷戸小学校	中野区中野 1-26-1
	中野本郷小学校	中野区弥生町 1-25-1
	美鳩小学校	中野区大和町 4-26-5
	令和小学校	中野区新井 4-19-26
	南台小学校	中野区南台 4-4-1
中学校	南中野中学校	中野区南台 5-22-17
	第二中学校	中野区本町 5-25-1
	明和中学校	中野区若宮 1-1-18
	第五中学校	中野区上高田 4-28-1
	第七中学校	中野区江古田 2-9-11
高校	中野工科高等学校	中野区野方 3-5-5
	武蔵丘高等学校	中野区上鷺宮 2-14-1
養護・専修・各種学校	東京愛犬専門学校	中野区上高田 1-1-1
	中野特別支援学校	中野区南台 3-46-20
	渋谷外国語専門学校	中野区中野 2-20-1
	イーストウエスト日本語学校	中野区中央 2-36-9
福祉センター	中部すこやか福祉センター	中野区中央 3-19-1
	鷺宮すこやか福祉センター	中野区若宮 3-58-10
高齢者会館	宮園高齢者会館	中野区中央 2-18-21 東部地域事務所 1 階
	昭和高齢者会館	中野区東中野 3-19-18
	沼袋高齢者会館	中野区沼袋 1-34-14
	南部高齢者会館	中野区南台 5-27-24
高齢者会館	本一高齢者会館	中野区本町 1-7-6
	若宮高齢者会館	中野区大和町 4-51-11

施設区分	施設名	所在地（住居表示）
	鷺宮高齢者会館	中野区若宮 3-58-10
地域包括 支援センター	本町地域包括支援センター	中野区本町 5-10-4 倶楽部千代田會館内
	東中野地域包括支援センター	中野区東中野 1-5-1
	中野地域包括支援センター	中野区中央 3-19-1 中部すこやか福祉センター内
	鷺宮地域包括支援センター	中野区若宮 3-58-10 鷺宮高齢者福祉センター内
医療施設（有床）	新渡戸記念中野総合病院	中野区中央 4-59-16
	武蔵野療園病院	中野区江古田 2-24-11
	中野江古田病院	中野区江古田 4-19-9
	総合東京病院	中野区江古田 3-15-2
特別養護老人ホーム・有床の病院	特別養護老人ホーム浄風園	中野区江古田 4-19-9
特別養護 老人ホーム	特別養護老人ホームやよいほうむ	中野区弥生町 2-42-2
	特別養護老人ホーム小淀ホーム	中野区中央 1-18-3
	特別養護老人ホーム中野友愛ホーム	中野区江古田 2-24-11
	特別養護老人ホームしらさぎホーム	中野区白鷺 2-51-5
	小規模多機能 miketa 中野弥生町	中野区弥生町 2-4-9
	かがやきの季	中野区南台 3-46-5
	さくらふじ	中野区中野 2-21-6
	愛の家グループホーム中野弥生町	中野区弥生町 2-11-6
	はぴね中野坂上	中野区中央 1-11-8
	倶楽部千代田會館	中野区本町 5-10-4
	グループホーム陽だまり	中野区中央 5-41-18
	東中野キングス・ガーデン	中野区東中野 4-2-16
	第２中野陽だまり	中野区東中野 1-4-10
	特別養護老人ホームベタニアホーム	中野区江古田 3-15-2
	シルバーシティ哲学堂	中野区沼袋 2-12-12
	しまナーシングホーム	中野区野方 2-10-2
	ホームタウン友愛	中野区新井 4-29-2
	しらさぎ桜苑	中野区白鷺 1-14-8
	チャームスイート新井薬師さくらの森	中野区沼袋 1-15-11
	チャームスイート新井薬師さくらの森 弐番館	中野区沼袋 1-30-21
	安心ケアセンター・悠遊えごた	中野区江古田 3-3-22
	ホームホスピス里の家	中野区松が丘 2-9-4
	グループホームくるみのいえ	中野区野方 6-44-2
	グループホーム ふぁいん鷺宮	中野区白鷺 2-48-9
	サニーライフ中野	中野区白鷺 2-14-20
老人デイサービス センター等	リハビリデイ パライソ中央	中野区中央 3-50-9
	デイサービスセンターカレア中野弥生町	中野区弥生町 2-4-9
	デイホームゆりの木中野	中野区中央 1-13-8
	デイサービスゴールド	中野区中央 1-52-7
	グリーンデイ東中野	中野区東中野 4-27-39
	あずみ苑デイサービス中野	中野区本町 1-12-8
	リハビリデイサービス nagomi 弥生町店	中野区弥生町 1-7-7
	ソンポケア新中野デイサービス	中野区中央 3-27-15
	リハビリデイセンター日々爽快	中野区弥生町 2-6-10
	フィットネスディ Lispo 中野宮園橋店	中野区中野 3-9-6
	デイサービス土屋　中野中央	中野区中野 3-1-6
	桜フローラル	中野区中央 3-27-19
	ヒューマンライフケア薬師の湯	中野区松が丘 1-33-15
	リハビリデイサービス nagomi 野方店	中野区野方 2-56-10

施設区分	施設名	所在地（住居表示）
老人デイサービスセンター等	松が丘高齢者在宅サービスセンター	中野区松が丘 1-32-10
	さくらデイハウス江古田	中野区江古田 2-13-19
	ステップぱーとなー江古田	中野区江古田 1-26-2
	あいである中野鷺宮２号館	中野区鷺宮 3-19-13
	セカンドライフ中野北	中野区沼袋 3-8-8
	介護予防センターきららジム中野	中野区新井 4-21-1
	デイサービス土屋　若宮	中野区若宮 3-50-14
	デイサービスファミリア中野	中野区新井 4-11-12
	デイサービスファミリア	中野区野方 6-29-6
	奉優デイサービス中野	中野区中野 3-23-47
	リハビリデイパライソ紅葉山	中野区中央 3-50-7
	楓	中野区鷺宮 3-43-7
障がいのある方のための施設	中部すこやか福祉センター	中野区中央 3-19-1
	中部すこやか障害者相談支援事業所	中野区中央 3-19-1
	鷺宮すこやか障害者相談支援事業所	中野区若宮 3-58-10
	東部福祉作業センター	中野区中央 2-22-10-101
	コロニー中野	中野区江原町 2-6-7
	ふらっとなかの	中野区本町 5-40-14
	盲人自立センター陽光園	中野区中野 2-29-15-208
	杉の子弥生	中野区弥生町 2-5-11
	杉の子城山	中野区中野 1-6-12
	中野区仲町就労支援事業所	中野区中央 3-19-1
	就労支援センターステッツ中野	中野区中野 4-7-1 野口ビル 3 階
	しらさぎホーム	中野区白鷺 2-51-5
	ショートステイやまゆり	中野区江原町 2-8-2
	スタジオそら東中野	中野区東中野 4-27-33
	発達支援ルームにこっと中野教室	中野区弥生町 2-40-11
	En.療育ラボ	中野区新井 1-23-21
	グループホームくるみのいえ	中野区野方 6-44-2
	グループホーム音と生活　中野中央	中野区中野 5-16-6
	ブロッサムジュニア東中野教室	中野区東中野 2-3-8
	ウィズ・ユー新中野	中野区本町 5-36-10
	ＴＡＳＵＣ自立の学校　中野坂上	中野区弥生町 1-8-11
	ウェルビスタ ケアスタジオ中野新橋	中野区弥生町 2-14-14
	城西江古田療育園	中野区江古田 3-5-8
	グループホームにじいろ（オリオン）	中野区新井 4-20-3
地下駅	新中野駅	中野区中央 4-2-15
	中野坂上駅	中野区中央 2-48-2
	中野新橋駅	中野区弥生町 2-26-8
	中野富士見町駅	中野区弥生町 5-24-4
	東中野駅	中野区東中野 3-8-16
	新江古田駅	中野区江原町 2-29-13

2　土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

施設区分	施設名	所在地（住居表示）
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム小淀ホーム	中野区中央 1-18-3

資料第　80　土砂災害時避難指示等発令基準

避難指示等の種類	①　高齢者等避難
区民の行動	○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は立退き避難する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
判断基準	１～２のいずれかに該当する場合で、雨量の予測及び現地視察等による情報から総合的に判断して発令する。 １：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合 ２：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
避難指示等 発令対象地区	・土砂災害警戒区域単位
避難先	・最寄りまたは安全に移動できる土砂災害避難所 ・安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等への自主的な避難
避難指示等の種類	②　避難指示
区民の行動	○危険な場所から全員避難 立退き避難を基本とする。避難所までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、自宅の斜面の反対側2 階以上に移動する。
判断基準	１～５のいずれかに該当する場合で、雨量の予測及び現地視察等による情報から総合的に判断して、発令する。 １：土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ２：土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合 ３：強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４：強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ５：土砂災害の前兆現象（地鳴り、湧き水・地下水の濁り、斜面の亀裂等）が発見された場合
避難指示等 発令対象地区	・土砂災害警戒区域単位
避難先	・最寄りまたは安全に移動できる土砂災害避難所 ・安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等への自主的な避難

避難指示等の種類	③緊急安全確保
区民の行動	○命の立退き避難を基本とする。 避難所までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、自宅の斜面の反対側2 階以上に移動する。危険、直ちに安全確保
判断基準	１～３のいずれかに該当する場合に発令する。 １： 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ２：土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）となった場合 ３：土砂災害の発生が確認された場合
避難指示等発令対象地区	・土砂災害警戒区域単位
避難先	・土砂災害避難所 ・土砂災害警戒区域等から離れた堅牢な建物（できれば高層階）

資料第　81　中野区水防土のう備蓄表

令和6年4月1日現在

所在地	備蓄数（袋）
東中野１丁目 22 番（川添公園内）	1,000
本　町１丁目５番（若の芽公園内）	100
本　町３丁目２番（なかしん広場水防倉庫）	800
本　町５丁目 14 番（第二中学校水防倉庫）	1,580
本　町５丁目 31 番（千代田公園内）	200
本　町５丁目 40 番（福祉施設地内）	300
弥生町１丁目 25 番（中野本郷小学校水防倉庫）	1,200
弥生町１丁目 26 番（なかのはしポケットパーク内）	100
弥生町２丁目７番（花見公園内）	150
弥生町２丁目 19 番（弥生町二丁目公園内）	200
弥生町５丁目８番（れんげ公園内）	200
弥生町６丁目２番（丸太公園北口）	200
南　台５丁目 22 番（南中野中西側河川沿い）	100
上高田５丁目９番（中野上高田公園北側倉庫）	1,200
松が丘２丁目 29 番（江古田公園水防倉庫）※	1,500 (2,220)
松が丘２丁目 35 番先（江古田公園内）	200
沼　袋１丁目６番（新井橋橋詰緑地）	100
沼　袋１丁目 14 番（新沼橋西側植栽脇）	100
沼　袋３丁目 15 番（沼袋西公園内）	100
沼　袋３丁目１番（新道橋水防倉庫）	1,200
沼　袋３丁目 26 番（沼袋親和会倉庫）	30
野　方２丁目 32 番（三谷橋置場）	500
大和町２丁目８番先（大和公園内南側道路沿い）	200
大和町４丁目 12 番先（川北橋水防倉庫）	900
大和町４丁目 51 番先（みはと公園内）	200
若　宮２丁目 56 番先（わかさぎ公園内）	200
合計	12,560

※江古田公園水防倉庫の土のうは、降雨が予想される時期（６月上旬～11月下旬頃）に路上等へ配備する。（720袋）

資料第　82　第三建設事務所水防用備蓄資器材

令和5年4月1日現在

倉庫名	向陽橋	新道橋	合計
所在地	杉並区永福３－１－１	中野区沼袋３－２-14	
連絡先	工事第二課工務担当		
面積（㎡）	46.2	30.0	76.2
土のう類（袋）	13,000	3,350	16,350
大型土のう（袋）	90	100	190
水のう（袋）	400	100	500
土のう留木　（本）	3,090	2,990	6,080
軽量鋼板（枚）	130	30	160
シート（㎡）	6,080	2,268	8,348
鉄線（kg）	300	0	300
杭　（本）	360	0	360
縄（m）	7,300	5,800	13,100
ショベル（丁）	145	52	197
ツルハシ（丁）	78	10	88
掛矢（丁）	14	11	25
鋸（丁）	15	0	15
鉈（丁）	7	0	7
番線カッター　（丁）	4	2	6
もっこ（枚）	10	0	10
一輪車（台）	4	5	9

資料第　83　中野区水防用品保管一覧表

令和６年４月１日現在

※数量欄の色付は、土のうを保管

用品名	形状寸法	単位	庁舎B2倉庫	上高田公園地下水防倉庫	川添公園水防倉庫	中野本郷小学校水防倉庫	第二中学校水防倉庫	なかしん広場水防倉庫	れんげ公園水防倉庫	江古田公園水防倉庫	上高田公園水防倉庫	新道橋水防倉庫	合計
ケンスコ		丁		93	20	20	19						152
角スコ		丁	89	60									149
つるはし		丁		18	1	2	5						26
かけや		丁	2	7	1	1	1						12
ハンマー	2.7kg	丁			1	1							2
カッター	番線用	丁			1	1	1						3
	ロープ用	丁			1	1							2
ハンドドリル		丁			1	1	1						3
鳶口		丁											0
もっこ		枚			2	2	2						6
もっこ棒		本			2	2	2						6
照明機	500W	台											0
排水ポンプ		台	14										14
排水ホース		本	14										14
一輪車		台	1	4	1	1	1						8
道路灯		基			2	2	2						6
バリケード		基		3	2	2	2						9
番線	8～18番線	巻		1	1	1							3
ロープ	トラ200m	巻		15	1	1	1						18
単管杭	0.9～2.0m	本		200	20	29	30						279
荒縄		巻		1	1		1						3
防水シート	5.4×7.2m	枚		13	2	6							21
	3.6×1.8m	枚		50									50
	5.4×3.6m	枚		20									20
シノ		丁											0
釘	10cm,4kg/箱	箱	2	4									6
土のう袋		枚	400	2,600									3,000
土のう留め	2m×0.4m	枚		50									50
	鉄製2m×0.3m	枚		50									50

用品名	形状寸法	単位	庁舎B2倉庫	上高田公園地下水防倉庫	川添公園水防倉庫	中野本郷小学校水防倉庫	第二中学校水防倉庫	なかしん広場水防倉庫	れんげ公園水防倉庫	江古田公園水防倉庫	上高田公園水防倉庫	新道橋水防倉庫	合計
角材	105*105*4000	本		10									10
	90*90*4000	本		9									9
	60*60*3650	本											0
垂木	45*45*4000	本											0
	45*36*4000	本											0
	40*30*4000	本											0
長板	18*300*3650	枚		10									10
アタッチメント	単管打込用	個			2	2							4
ラチェットレンチ		丁											0
SP パイル	1.2m	本		350									350
クランプ	直交	個		30									30
	自在	個		100									100
単管パイプ	2m	本		70									70
	1m	本		80									80
ペンチ		丁											0
のこぎり	両刃	丁	2										2
	片刃	丁	3										3
なた		丁	1										1
モンキースパナ		丁											0
ロープ梯子		台	1										1
台車		台	1	11			1		5		1		19
パレット（土のう台）		台		59									59
発電機		台											0
コードリール		台	4										4

資料第　84　中野区災害対策本部組織図（風水害）

令和５年度

本部長室	
本部長	区長
副本部長	副区長
	副区長
	教育長
	監査委員（常勤）
本部員	総務部長
	防災危機管理担当部長
	防災担当課長
	生活・交通安全担当課長
	都市基盤部長
	防災危機管理官

災対指令部			
部長	防災危機管理担当部長	指令班 情報班	特別応急隊
副部長	防災危機管理官		

災対総務部		
部長	総務部長	総務指揮班 人事班 物資班 報道班 財政班 車両・輸送班 出納班 清掃班 議会班
副部長	企画部長 環境部長 ＤＸ推進室長	

災対地域部			
部長	地域支えあい推進部長	地域指揮班	
副部長	区民部長 文化・産業振興担当部長	各地域本部	地域班 応急班 避難所班 避難支援班 施設管理者

災対建設部		
部長	都市基盤部長	建設指揮班 建設班 施設情報班
副部長	まちづくり推進部長 中野駅周辺まちづくり担当部長 都市計画課長 まちづくり用地担当課長 中野駅周辺まちづくり課長 街路用地担当課長	

災対保健福祉部		
部長	健康福祉部長	保健福祉指揮班 消毒班 生活衛生班
副部長	保健所長	

災対教育部			
部長	子ども教育部長	教育指揮班 学校班	
副部長	子ども家庭支援担当部長 指導室長	児童救護班	保育園隊 幼稚園隊 児童館隊

資料第　85　都の水防組織図

資料第　86　第三建設事務所水防組織図

【台風接近に伴う事前対策や避難行動のタイムライン】

タイムライン・現象動向	気象情報・河川情報	中野区	区民
－１２０ｈ　５日前 台風の進路予想 太平洋上の台風の進路予報円に中野区が入る。 －　７２ｈ　３日前 日本列島上陸の可能性大 中野区最接近まで３日程度	☆　台風予報 ☆　台風に関する東京地方気象情報 ☆　台風に関する気象庁記者会見	○台風の規模・進路等情報収集 ○水防関係部署・帰還との情報共有 ○土のう配布・置き場用の土のう準備 ○庁内態勢の確認	○気象情報等の収集（テレビ・ラジオ・インターネット等） ○危険箇所・避難先・避難ルートの確認（中野区ハザードマップ等） 雨が降り始める前に ○自宅の保全　家屋・排水溝・雨水ます等の点検確認 ○浸水防止のため、土のう・水のう・止水板等の準備・設置 （※特に半地下の構造の住宅、過去に浸水があった住宅坂道の下部などで水が集まりやすい場所の住宅などは要注意）（区の土のう置き場等の活用可能）
－　４８ｈ　２日前 九州・四国・伊豆所等付近 中野区最接近まで２日程度		台風情報により ・避難指示等の発令判断の準備 ・一時避難所等の開設・職員態勢の準備	○気象情報等の収集（テレビ・ラジオ・インターネット等） ○区等からの情報に注意し、いざという時にすぐに避難できるよう準備
－　２４ｈ　１日前 中野区直撃の可能性大 近畿・中部・東海地方に上陸 中野区最接近まで１日程度	大雨注意報・洪水注意報発表 （表面雨量指数１１・土壌雨量指数１２９）	避難対策の事前検討 （避難を要する時間が夜間や暴風時と見込まれる場合） ・自主的避難	
－　１０ｈ 中野区が強風域に入る （平均風速１５m/s） －　　８ｈ －　　６ｈ 中野区が暴風域に入る －　　３ｈ 中野区に最接近 ０ｈ 中野区が暴風域から出る 台風通過（被害の把握）	強風注意報発表 （平均風速１３m/ｓ） 大雨警報・洪水警報発表 （表面雨量指数２０・土壌雨量指数１８３） 暴風警報発表 （平均風速２５m/s） 神田川・妙正寺川洪水予報 （氾濫危険情報） 河川天端水位到達・溢水	レベル3 高齢者等避難発令 （対象地域となる住民）（河川沿いの住民） （区ホームページ・防災行政無線・広報車・防災情報メール・X（旧：ツイッター）・エリアメール等） レベル4 避難指示発令 （対象地域となる住民） （河川沿いの住民） 災害対策本部 ○避難対策 ・発令判断 ・対象区域 ・避難所開設場所決定 ・警察・消防と協議 ○避難情報等発令 ・避難所開設 ・避難指示等の広報 ・避難誘導	高齢者等で危険な場所にお住まいの方は避難開始 （要配慮者で危険な場所にお住まいの方は避難開始） 所にお住まいの方は避難開始 危険な場所にお住まいの方は避難開始 ※危険な場所にお住まいの方は立ち退き避難が原則です。 ・安全な親戚・知人宅への立ち退き避難 ・行政が指定した避難所等への立ち退き避難 ・安全なホテル・旅館への立ち退き避難 避難完了 ※屋内安全確保 ハザードマップで以下の3つの条件を確認し、自宅にいても大丈夫かを確認することが必要です。 ①家屋倒壊等氾濫想定区域には行っていない。 ②浸水深より居室は高い ③水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分 避難解除

【ゲリラ豪雨等のタイムライン】

タイムライン・現象動向	気象情報・河川情報	中野区	区民
－　８ｈ　８時間前 大気の状態が不安定	気象現象 ☆　大気の状態が不安定 ☆　積乱雲の発生 ☆　雷を伴う雨・夕立 ☆　竜巻・突風 などのキーワードの予想がある場合は、集中豪雨の可能性が高い 雷注意報発表	○気象情報等の情報収集 ○水防関係部署・機関との情報共有 ○土のう置き場用の土のう準備 ○庁内態勢の確認	○気象情報等の収集（テレビ・ラジオ・インターネット等） ○危険箇所・避難先・避難ルートの確認（中野区ハザードマップ等） 雨が降り始める前に ○自宅の保全　家屋・排水溝・雨水ます等の点検確認 ○浸水防止のため、土のう・水のう・止水板等の準備・設置 （※特に半地下の構造の住宅、過去に浸水があった住宅坂道の下部などで水が集まりやすい場所の住宅などは要注意）（区の土のう置き場等の活用可能）
－　６ｈ　６時間前 発達した積乱雲が 中野区に接近の恐れ 近隣地域で雷・突風を伴った集中豪雨が発生	大雨注意報・洪水注意報発表 （表面雨量指数 11、土壌雨量指数 129） 強風注意報発表 （平均風速１３m/ｓ）	・　避難指示等の発令判断の準備 ・　一時避難所等の開設・職員態勢の準備 ・　河川監視	○気象情報等の収集（テレビ・ラジオ・インターネット等） ○区等からの情報に注意し、いざという時にすぐに避難できるよう準備
－　３ｈ　３時間前 発達した積乱雲が中野区に到達する見込み		・一時避難所の開設・職員態勢	
－　２ｈ　２時間前 中野区に雷・突風を伴った激しい雨が降り始める。 「豪雨」（時間雨量１００mm）が１～２時間続く予報 －　１ｈ　１時間前 豪雨が継続して降る ０ｈ 豪雨が収まる 【被害の収集】	大雨警報・洪水警報発表 （表面雨量指数２０・土壌雨量指数１８３） 神田川・妙正寺川洪水予報 （氾濫危険情報） 河川天端水位到達・溢水	レベル3 高齢者等避難発令 （対象地域となる住民） （河川沿いの住民） （区ホームページ・防災行政無線・広報車・防災情報メール・X（旧：ツイッター）・エリアメール等） レベル4 避難指示発令 （対象地域となる住民） （河川沿いの住民） 災害対策本部 ○避難対策 ・発令判断 ・対象区域 ・避難所開設場所決定 ・警察・消防と協議 ○避難情報等発令 ・避難所開設 ・避難指示等の広報 ・避難誘導	高齢者等で危険な場所にお住まいの方は避難開始 （要配慮者で危険な場所にお住まいの方は避難開始） 危険な場所にお住まいの方は避難開始 ※危険な場所にお住まいの方は立ち退き避難が原則です。 ・安全な親戚・知人宅への立ち退き避難 ・行政が指定した避難所等への立ち退き避難 ・安全なホテル・旅館への立ち退き避難 避難完了 ※屋内安全確保 ハザードマップで以下の3つの条件を確認し、自宅にいても大丈夫かを確認することが必要です。 ①家屋倒壊等氾濫想定区域には行っていない。 ②浸水深より居室は高い ③水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分 避難解除

資料第　88　雨量局等設置場所一覧

雨量局（５局）

	雨量観測局名	所　在　地	備　考
1	中野区役所（屋上）	中野区　中　野４－８－１	
2	弥生区民活動センター（屋上）	〃　弥生町１－58－14	
3	南中野区民活動センター（屋上）	〃　弥生町５－５－２	
4	江古田区民活動センター（屋上）	〃　江原町２－３－15	
5	鷺宮区民活動センター（屋上）	〃　鷺　宮３－22－５	

水位観測局（９局）

	設置箇所	所　在　地	備　考
1	神善合流点	中野区　弥生町６－３	神田川
2	寿　橋	〃　〃　５－26	〃
3	氷川橋	〃　〃　２－23	〃
4	末広橋	〃　中　央１－12	〃
5	妙江合流点	〃　松が丘２－29	妙正寺川
6	千歳橋（沼袋西公園前）	〃　沼　袋３－15	〃
7	双鷺橋	〃　若　宮３－58	〃
8	太陽橋	〃　若　宮１－１	〃
9	江古田の森公園内	〃　江古田３－14	江古田川

警戒サイレン（21か所22基）

	設置箇所	所　在　地	備　考
1	神善合流点	中野区　弥生町６－３	神田川
2	寿　橋	〃　〃　５－26	〃
3	氷川橋	〃　〃　２－23	〃
4	中ノ橋（支局）	〃　〃　１－26	〃
5	花見公園内	〃　〃　２－７	〃
6	末広橋	〃　中　央１－12	〃
7	三谷橋	〃　野　方３－４	妙正寺川
8	新　橋	〃　新　井３－33	〃
9	新井橋	〃　沼　袋１－６	〃
10	平和の森公園	〃　新　井３－10、37	〃
11	妙江合流点	〃　松が丘２－29	〃
12	鷺の橋	〃　白　鷺３－１	〃
13	双鷺橋	〃　若　宮３－58	〃
14	弥生橋	〃　白　鷺１－４	〃
15	寿人道橋	〃　大和町４－50	〃
16	太陽橋	〃　若　宮１－１	〃
17	宮下橋	〃　大和町２－８	〃
18	新昭栄橋	〃　野　方３－19	〃
19	江古田の森公園内（２基）	〃　江古田３－14	江古田川
20	東　橋	〃　江古田１－43	〃
21	西原橋	〃　江古田３－８	〃

河川監視カメラ

中野区管理の河川監視カメラ（６か所）

	設置箇所	所　在　地	備　　考
1	沼袋（平和の森公園）	中野区　新　井３－10、37	妙正寺川
2	双鷺橋	〃　　若　宮３－58	〃
3	寿人道橋（美鳩小内）	〃　　大和町４－26	〃
4	妙江合流	〃　　松が丘２－28	〃
5	鷺宮調節池	〃　　若　宮２－57	〃
6	北江古田（江古田の森公園）	〃　　江古田３－14	江古田川

東京都管理の河川監視カメラ（中野区内８か所）

	設置箇所	所　在　地	備　　考
1	中野工業１号橋	中野区　野　方３－５	妙正寺川
2	妙正寺川取水	〃　　野　方５－１	〃
3	千歳橋	〃　　沼　袋３－15	〃
4	鷺盛橋	〃　　大和町４－51	〃
5	高砂橋	〃　　本　町５－42	神田川
6	神善合流点	〃　　弥生町５－７	〃
7	南小滝橋	〃　　東中野５－12	〃
8	和田見橋	杉並区　和　田１－３	〃

資料第　89　河川情報システム現況配置図

〇妙正寺川・江古田川

〇神田川

資料第　90　警報・注意報発表基準一覧表（中野区）

警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	20
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	149
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準*1	神田川流域=(20,13)、妙正寺川流域=(14,9.1)
			指定河川洪水予報による基準	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋] 妙正寺川[鷺盛橋・千歳橋]
	暴風		平均風速	25m/s
	暴風雪		平均風速	25m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	11
			土壌雨量指数基準	126
	洪水		流域雨量指数基準	神田川流域=12.4、妙正寺川流域=8.1
			複合基準*1	神田川流域=(5,9.5)、妙正寺川流域=(5,8.1)
			指定河川洪水予報による基準	―
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 25%で実効湿度 50%	
	なだれ			
	低温		夏季（平均気温）：平年より５℃以上低い日が３日続いた後、さらに２日以上続くとき 冬期（最低気温）：－７℃以下、多摩西部は－９℃以下	
	霜		晩霜期　最低気温２℃以下	
	着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が－２℃～２℃の時	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

＊１（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※　土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

詳細は気象庁 HP（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/dojoshisu.html）を参照。

※　流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

詳細は気象庁 HP(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/hyomenshisu.html)を参照。

※　表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

詳細は気象庁 HP(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/hyomenshisu.html)を参照。

資料第　91　気象情報伝達系統図

凡例

基本形 ━━━ 情報伝達の第１系統

補助系 ┅┅┅ 確実な伝達を図るための第２系統

常に基本系・補助系の２通りの伝達を行うことで、確実な情報伝達を図る。

・気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達。
・気象庁が発表した気象情報は、総務省消防庁および東日本電信電話㈱（特別警報、警報）を通じて区市町村に伝達。

資料第　92　神田川･妙正寺川洪水予報の種類、内容及び発表基準

種類	発表基準
神田川 氾濫危険情報	番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋の基準地点のいずれか１地点の水位が、概ね１時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
神田川 氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれがなくなったとき。
妙正寺川 氾濫危険情報	鷺盛橋、千歳橋の基準地点のいずれか１地点の水位が、概ね１時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
妙正寺川 氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれがなくなったとき。

資料第　93　洪水予報伝達系統図

資料第　94　善福寺川水位周知の種類と発表基準

種類	発表基準
善福寺川 氾濫危険情報	西田端橋の水位が、氾濫危険水位に到達したとき。
解除	西田端橋の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれがなくなったとき。

資料第　95　水位周知伝達系統図

資料第　96　土砂災害警戒情報伝達系統図

資料第　97　洪水時避難指示等発令基準

避難指示等の種類	①高齢者等避難
区民の行動	○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
判断基準 神田川 （洪水予報河川）	洪水警報の発表をもとに、気象庁の洪水警報の危険度分布（警戒）（防災情報提供システム）の流域雨量指数において引き続きの上昇（※）が見込まれている場合に発令する。 強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※水位上昇は、河川監視カメラ映像（杉並区西田端橋・杉並区番屋橋・中野区和田見橋）のリアルタイム観測及び上流部（杉並区池袋橋）のリアルタイム雨量（10 分間単位）の観測、環状七号線地下調節池貯留量及び過去の被災経験から総合的に判断する。
判断基準 善福寺川 （水位周知河川）	１～２のいずれかに該当する場合で、河川監視カメラ映像（杉並区西田端橋・中野区和田見橋）のリアルタイム観測及び上流部（杉並区相生橋）のリアルタイム雨量（10 分間単位）の観測、環状七号線地下調節池貯留量及び過去の被災経験から総合的に判断し発令する。 １：23 区西部を対象に洪水警報が発令され、かつ次の①・②のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 ①善福寺川基準地点（杉並区西田端橋・杉並区荻窪）の水位が急激に上昇している場合 ②善福寺川上流（杉並区相生橋・杉並区成田）で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ２：強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
判断基準 妙正寺川 （洪水予報河川）	洪水警報の発表をもとに、気象庁の洪水警報の危険度分布（警戒）（防災情報提供システム）の流域雨量指数において引き続きの上昇（※）が見込まれている場合に発令する。 ※水位上昇は、河川監視カメラ映像（中野区鷺盛橋・中野区千歳橋）のリアルタイム観測及び上流部（杉並区）のリアルタイム雨量（10 分間単位）の観測、環状七号線地下調節池貯留量、妙正寺川地下調節池（妙正寺川第一・妙正寺川第二・上高田・落合・鷺宮・北江古田）の状況及び過去の被災経験から総合的に判断する。
避難指示等 発令対象地区	浸水想定区域（中野区水害ハザードマップによる）
避難先	水害時避難所、安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等への自主的な避難
気象状況	台風情報や洪水警報等については、防災体制や水防体制の確保や夜間・早期の避難行動が想定される場合における夕刻時点で高齢者等避難を発令する際の判断材料とする。

避難指示等の種類	②避難指示
区民の行動	○危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
判断基準 神田川 （洪水予報河川）	１～５のいずれかに該当する場合で、河川監視カメラ映像（杉並区西田端橋・杉並区番屋橋・中野区和田見橋・新宿区南小滝橋）のリアルタイム観測及び上流部（杉並区池袋橋・杉並区久我山）のリアルタイム雨量（10 分間単位）の観測、環状七号線地下調節池貯留量及び過去の被災経験から総合的に判断し発令する。 １：指定河川洪水予報（東京都・気象庁予報部共同発表）により、神田川の発表基準地点（杉並区番屋橋・中野区和田見橋・新宿区南小滝橋）のいずれかの水位が氾濫危険水位に到達し氾濫危険情報が発表された場合 ２：指定河川洪水予報の水位予想により、神田川の発表基準地点の水位が急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合 ３：異常な漏水・浸食等が発見された場合や護岸崩壊の恐れが高まった場合 ４：強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ５：神田川環状七号線地下調節池の機能支障が発見された場合
判断基準 善福寺川 （水位周知河川）	１～４のいずれかに該当する場合で、河川監視カメラ映像（杉並区西田端橋・中野区和田見橋）のリアルタイム観測及び上流部（杉並区相生橋）のリアルタイム雨量（10 分間単位）の観測、環状七号線地下調節池貯留量及び過去の被災経験から総合的に判断し発令する。 １：善福寺川基準地点（杉並区西田端橋）の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ２：異常な漏水・浸食等が発見された場合や護岸崩壊の恐れがある場合 ３：強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ４：神田川環状七号線地下調節池の機能支障が発見された場合
判断基準 妙正寺川 （洪水予報河川）	１～５のいずれかに該当する場合で、河川監視カメラ映像（中野区鷺盛橋・中野区千歳橋）のリアルタイム観測及び上流部（杉並区）のリアルタイム雨量（10 分間単位）の観測、環状七号線地下調節池貯留量、妙正寺川地下調節池（妙正寺川第一・妙正寺川第二・上高田・落合・鷺宮・北江古田）の状況及び過去の被災経験から総合的に判断し発令する。 １：指定河川洪水予報（東京都・気象庁予報部共同発表）により、妙正寺川の発表基準地点（中野区鷺盛橋・中野区千歳橋）のいずれかの水位が氾濫危険水位に到達し氾濫危険情報が発表された場合 ２：指定河川洪水予報の水位予想により、妙正寺川の発表基準地点の水位が急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合 ３：異常な漏水・浸食等が発見された場合や護岸崩壊の恐れが高まった場合 ４：強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ５環状七号線地下調節池貯留量及び妙正寺川地下調節池（妙正寺川第一・妙正寺川第二・上高田・落合・鷺宮・北江古田）の機能支障が発見された場合
避難指示等 発令対象地区	浸水想定区域（中野区水害ハザードマップによる）
避難先	水害時避難所、安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等への自主的な避難

避難指示等の種類	③緊急安全確保
区民の行動	○命の危険　直ちに安全確保 ・指定避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 　ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
判断基準 神田川 （洪水予報河川）	次のいずれかに該当する場合に発令する。 １：河川氾濫又は河川水位の上昇に伴う内水氾濫が生じた場合 ２：護岸崩壊や溢水が発生した場合
判断基準 善福寺川 （水位周知河川）	次のいずれかに該当する場合に発令する。 １：河川氾濫又は河川水位の上昇に伴う内水氾濫が生じた場合 ２：護岸崩壊や溢水が発生した場合
判断基準 妙正寺川 （洪水予報河川）	次のいずれかに該当する場合に発令する。 １：河川氾濫又は河川水位の上昇に伴う内水氾濫が生じた場合 ２：護岸崩壊や溢水が発生した場合
避難指示等 発令対象地区	浸水想定区域（中野区水害ハザードマップによる）
避難先	自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所や近隣の相対的に高く堅牢な建物等への待避

避難指示等の種類	避難指示等解除
判断基準	水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどないことを認識して解除する。

資料第　98　水害時避難所一覧

令和６年４月１日現在

地域・区民活動センター	避　　難　　所	住　　所	電話番号
南中野区民活動センター 弥生町５-５-２ 3382-1456	東京大学教育学部附属中等教育学校	南　台１-15-１	5351-9050
	みなみの小学校	弥生町４-27-11	3381-7250
	南台小学校	南　台４-４-１	3381-7257
	南部すこやか福祉センター等	弥生町５-11-26	3382-1750
弥生区民活動センター 弥生町１-58-14 3372-4000	東京大学教育学部附属中等教育学校	南　台１-15-１	5351-9050
	中野第一小学校	本　町３－16－１	3372-2326
東部区民活動センター 中央２-18-21 3363-0751	宝仙学園	中　央２-28-３	3371-7103
	中野東中学校等複合施設	中　央１-41-４	3362-5236
鍋横区民活動センター 本町５-47-13 3383-2731	新渡戸文化学園	本　町６-38-１	3381-0196
桃園区民活動センター 中央４-57-１ 3382-5151	中部すこやか福祉センター	中　央３-19-１	3367-7788
	桃花小学校	中　央５-43-１	3381-7251
	中野中学校	中　野４-12-３	3389-1471
昭和区民活動センター 中野６-16-20 3368-8181	明治大学付属中野中学校・高等学校	東中野３-３-４	3362-8704
	桃園第二小学校	中　野６-13-１	3363-0661
	大妻中野中学校・高等学校	上高田２-３-７	3389-7211
東中野区民活動センター 東中野５-27-５ 3364-6677	明治大学付属中野中学校・高等学校	東中野３-３-４	3362-8704
	桃園第二小学校	中　野６-13-１	3363-0661
	大妻中野中学校・高等学校	上高田２-３-７	3389-7211
上高田区民活動センター 上高田２-11-１ 3389-1311	大妻中野中学校・高等学校	上高田２-３-７	3389-7211
	第五中学校	上高田４-28-１	3389-2341
	旧上高田小学校	上高田５-35-３	
新井区民活動センター 新井３-11-４ 3389-1411	中野中学校	中　野４-12-３	3389-1471
	旧上高田小学校	上高田５-35-３	
江古田区民活動センター 江原町２-３-15 3954-6811	旧上高田小学校	上高田５-35-３	
	江原小学校	江原町１-39-１	3951-5880
	第七中学校	江古田２-９-11	3389-4171
	江古田小学校	江古田２-13-28	3385-0411
沼袋区民活動センター 沼袋２-40-18 3389-4571	第七中学校	江古田２-９-11	3389-4171
	緑野中学校	丸　山１-１-19	3386-5423

地域・区民活動センター	避難所	住所	電話番号
野方区民活動センター 野方５-３-１ 3330-4121	中野中学校	中　野４-12-３	3389-1471
	緑野小学校	丸　山１-17-１	3389-2351
	北原小学校	野　方６-30-６	3330-2411
	啓明小学校	大和町１-18-１	3330-2325
大和区民活動センター 大和町２-44-６ 3339-6141	啓明小学校	大和町１-18-１	3330-2325
鷺宮区民活動センター 鷺宮３-22-５ 3330-4111	旧西中野小学校	白　鷺３-９-２	
	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	白　鷺３-１-13	3337-1771
	旧鷺宮小学校	鷺　宮３-31-４	
	鷺の杜小学校	鷺宮４－７－３	5364-7135
	北中野中学校	上鷺宮５-７-１	3999-3415
上鷺宮区民活動センター 上鷺宮３-７-６ 3970-9131	上鷺宮小学校	上鷺宮１-24-36	3926-6381
	武蔵台小学校	上鷺宮５-１-１	3999-1655

資料第　99　土砂災害時避難所一覧

土砂災害時避難所名称	住所
南中野区民活動センター	中野区弥生町５-５-２
弥生区民活動センター	中野区弥生町１-58-14
東部区民活動センター	中野区中央２-18-21
鍋横区民活動センター	中野区本町５-47-13
昭和区民活動センター	中野区中野６-16-20
東中野区民活動センター	中野区東中野５-27-５
上高田区民活動センター	中野区上高田２-11-１
新井区民活動センター	中野区新井３-11-４
沼袋区民活動センター	中野区沼袋２-40-18
江古田区民活動センター	中野区江原町２-３-15

資料第　100　舟艇

令和６年４月１日現在

配備場所	舟艇台数	定員
中野区役所	１艇（折りたたみ式）	８名（１艇につき）
中野警察署	１艇（折りたたみ式）	８名（１艇につき）
中野消防署	２艇（ゴムボート）	６名（１艇につき）
野方消防署	３艇（ゴムボート）	６名（１艇につき）

資料第　101　水防活動報告表等

水防活動報告表

<table>
<tr><td colspan="2">水防管理団体</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">令和　　年　　月　　日　　時 現在</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">担当部署連絡先</td><td colspan="2" rowspan="2">部　　課
係</td><td colspan="2">Tel</td><td rowspan="2">報告者</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">Fax</td></tr>
<tr><td colspan="2">水防活動実施個所</td><td colspan="6">左
川　　岸　　地先
右</td></tr>
<tr><td colspan="2">地名・住所</td><td colspan="2"></td><td colspan="4">区 市
町 村</td></tr>
<tr><td colspan="2">活動日時</td><td colspan="6">自　　月　　日　　時　～　至　　月　　日　　時</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">出動人員</td><td colspan="2">職　員</td><td colspan="2">消防団</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">水防活動の
概況および工法</td><td>工　法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>延　長</td><td colspan="5">m</td></tr>
<tr><td rowspan="3">使用資器材</td><td>品　名</td><td>単位</td><td>数　量</td><td rowspan="3">水位の
状 況</td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>水防関係者の
死 傷 状 況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>通信欄</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

注１．この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。（内水に関する活動も含む）

注２．水防活動終了後３日以内に建設事務所にＦＡＸで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。

注３．俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇篭、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

別記様式１

被　害　報　告　表

都道府県名	県等コード	第　　報	報　告　者	令和　年　月　日　時現在			
				調査率	％	気象コード	

異常気象名		災害発生月日	自　月　日：至　月　日

気象データ	市町村名（観測所）	連続雨量最大：（　　観測所）		被災中心地：（　　観測所）	
	連続雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大日雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大時間雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大平均風速	m/秒	日　時　分～　時　分	m/秒	日　時　分～　時　分
	その他				

工　種	都道府県工事		市町村工事		計	
	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）
河川						
海岸（港湾にかかるもの）						
海岸（その他）						
砂防設備						
地すべり防止施設						
急傾斜地崩壊防止施設						
道路						
橋梁						
港湾						
下水道						
公園						
計						

資料第　102　水防工法

水防工法は、現場の状況、工作物の構造等を考慮して次の工法に準じ実施する。

① 築廻し	図面参照	崩壊堤腹の補強
② むしろ張	〃	川表堤腹崩壊及び浸透水を防止する
③ 月の輪型土俵	〃	護岸欠壊し、堤脚崩壊面拡大を防止する
④ 積土俵	〃	越水（溢水）防止
⑤ 矢板締切	〃	堤防欠壊したるとき
⑥ 積麻袋	〃	越水（溢水）防止

資料第　103　協定締結一覧

資料番号	協定名	協定団体
104	東京都及び区市町村相互間の災害時協力協定書	東京都及び区市町村
105	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	特別区
106	防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書	特別区 10 区(千代田区、新宿区、文京区、墨田区、大田区、杉並区、練馬区、足立区江戸川区、中野区)
107	中野区防災用高所カメラシステム設置に関する覚書	㈱NTT ドコモ
108	防災用高所カメラ映像の配信に関する協定書	東京消防庁野方消防署
109	防災用高所カメラ映像の配信に関する協定書	東京消防庁中野消防署
110	防災用高所カメラ映像の配信に関する協定書	警視庁野方警察署
111	防災用高所カメラ映像の配信に関する協定書	警視庁中野警察署
112	東京都中野区と長野県中野市との非常災害時等における相互応援に関する協定	長野県中野市
113	災害時における相互応援に関する協定書	福島県田村市
114	災害時における相互応援に関する協定書	山梨県甲州市
115	災害時における相互応援に関する協定書	青森県青森市
116	災害時における相互応援に関する協定書	茨城県常陸太田市
117	災害時における相互応援に関する協定書	群馬県みなかみ町
118	災害時における相互応援に関する協定書	青森県黒石市
119	災害時における相互応援に関する協定書	千葉県館山市
120	災害時における相互応援に関する協定書	福島県喜多方市
121	災害時における相互応援に関する協定書	山形県山形市
122	災害時における相互支援に関する協定	(社福)中野区社会福祉協議会
123	災害時における相互支援に関する協定書	中野区国際交流協会
124	災害時の医療救護活動についての協定書	(一社)中野区医師会
125	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	㈳東京都中野区歯科医師会
126	災害時における応急措置用薬品等の優先供給に関する協定書	㈳中野区薬剤師会
127	災害時の医療救護活動についての協定書	㈳中野区薬剤師会
128	災害時における医療(応急)救護活動に関する協定書	(公社)東京都柔道整復師会中野支部
129	災害時における救護活動等についての協定書	(公社)東京都助産師会新宿・中野・杉並地区分会
130	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	アルフレッサ㈱、㈱スズケン、東邦薬品㈱、㈱マルタケ、㈱メディセオ
131	災害時における区と獣医師会との協力に関する協定書	㈳東京都獣医師会中野支部
132	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書	東京都米穀小売商業組合中野支部
133	災害時における応急物資の調達に関する協定書	中野区商店街連合会
134	災害時における食料品等の供給に関する協定書	株式会社コモディイイダ
135	災害時における給食の供給に関する協定書	学校法人織田学園
136	災害時における食料品供給に関する協定書	株式会社サカガミ
137	災害時の物資供給及び街頭消火器の設置協力に関する覚書	㈱セブン・イレブン・ジャパン
138	給水施設の維持管理及び運営に関する協定書	東京都
139	災害時における給水協力に関する協定書	東京建物㈱
140	災害時における飲料水の優先供給に関する協定	東京キリンビバレッジサービス㈱
141	備蓄飲料の無償提供に関する覚書	キリンビバレッジ㈱
142	災害時における自販機内在庫商品提供に関する覚書	キリンビバレッジ㈱、東京キリンビバレッジサービス㈱
143	災害時における被災者入浴支援等に関する協定書	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合
144	中野区立平和の森公園への電力供給に関する協定書	東京都下水道局
145	震災時のし尿受入れ入孔の使用及びマンホール用トイレ設置に関する覚書	東京都下水道局
146	震災時における下水道施設へのし尿搬入及び受け入れに関する覚書	東京都下水道局
147	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	㈱ゼンリン
148	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	(一社)日本福祉用具供給協会
149	災害時における段ボールベッド等の優先供給に関する協定	興亜紙業㈱

資料番号	協定名	協定団体
150	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定	全東京葬祭業連合会
151	災害時における消毒車両供給に関する協定	㈳東京都ペストコントロール協会
152	災害時における消毒業務に関する協定書	東京環境㈱、イカリ消毒㈱、㈱中央社、西武消毒㈱
153	災害時における物流業務の協力に関する協定書	(一社)東京都トラック協会中野支部
154	災害時における軽自動車による緊急輸送業務の協力に関する協定書	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部
155	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書	中野区リサイクル協同組合
156	災害時における応急対策活動の協力に関する協定書	宮園自動車㈱
157	災害時における緊急輸送業務等に関する協定書	(一社)東京都旅客個人タクシー協会、日個連東京都営業協同組合新中野支部新中野個人タクシー協同組合、東京都個人タクシー協同組合中野支部、東京都個人タクシー協同組合野方支部
158	災害時における緊急物資輸送等に関する協定書	佐川急便㈱関東支店
159	災害時におけるバス利用等に関する協定	関東バス㈱
160	災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定書	㈱ジェイコム東京杉並・中野局
161	災害時における燃料等の優先供給等に関する協定書	東京都石油商業組合杉並中野支部
162	災害時における応急対策業務に関する協定書	中野土木防災協力会
163	災害時における応急対策業務に関する協定	中野区内小規模建設事業者団体連絡会
164	災害時における応急対策業務に関する協定書	中野電設防災協力会
165	災害時における応急対策業務に関する協定書	中野建設まちづくり協議会
166	災害時における応急対策業務に関する協定	中野区造園緑化業協会
167	災害時における応急措置業務に関する協定書	東京都畳工業協同組合中野支部
168	災害時における車両除去等応急対策業務の協力に関する協定書	東京都自動車整備振興会城西支部
169	災害時における応急対策業務に関する協定	全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合中野支部
170	災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定書	中野防災協力管栄会
171	災害時における資機材等の提供に関する覚書	中野警察署、中野土木防災協力会
172	災害時における資機材等の提供に関する覚書	野方警察署、中野土木防災協力会
173	災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する協定	東京電力パワーグリッド㈱荻窪支社
174	災害時等における防災情報の放送業務等に関する協定書	㈱ジェイコム東京杉並・中野局
175	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱
176	災害情報及び行政告知放送の再送信に関する協定書	㈱ジェイコム東京杉並・中野局
177	災害時における広報紙の配布協力等に関する協定書	中野区新聞販売同業組合
178	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局
179	災害時の法律相談事業についての協定書	中野区法曹会
180	災害時における区民の行政手続の支援活動に関する協定	東京都行政書士会中野支部
181	災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協定書	東京都理容生活衛生同業組合中野支部
182	罹災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定	東京都
183	災害時における中野区と郵便局との相互協力に関する覚書	中野郵便局、中野北郵便局、中野区内特定郵便局
184	中野区防災備蓄倉庫の施設利用に関する協定書	東京建物㈱
185	中野区防災備蓄倉庫の施設利用に関する協定書	三菱 UFJ 信託銀行㈱
186	避難所施設利用に関する協定書	東京都立鷺宮高等学校
187	避難所施設利用に関する協定書	学校法人大妻学院
188	避難所施設利用に関する協定書	学校法人新渡戸文化学園
189	災害時における避難所施設利用に関する協定書	東京大学教育学部
190	避難所施設利用に関する協定書	学校法人宝仙学園
191	避難所施設利用に関する協定書	学校法人東京工芸大学
192	避難所施設利用に関する協定書	学校法人国際学園
193	避難所施設利用に関する協定書	東京都立中野工科高等学校
194	避難所施設利用に関する協定書	学校法人中野学園
195	避難所施設利用に関する協定書	ＴＡＣグループ
196	災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	(社福)奉優会(弥生の園)
197	災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	(社福)フロンティア(松が丘シニアプラザ)

資料番号	協定名	協定団体
198	災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	(社福)中野区福祉サービス事業団 (特別養護老人ホームしらさぎホーム、 特別養護老人ホーム小淀ホーム)
199	災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	特別養護老人ホームベタニアホーム
200	災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	特別養護老人ホーム浄風園
201	災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	(社福)ケアネット (特別養護老人ホームやよいほうむ、 特別養護老人ホームおたきほうむ)
202	災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	(社福)南東北福祉事業団 (東京総合保健福祉センター江古田の森)
203	災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	(社福)武蔵野療園 (中野友愛ホーム、かみさぎ特別養護老人ホーム、ハピネスホーム・ひなぎくの丘)
204	災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	㈱ニチイケアパレス (介護付有料老人ホームニチイホーム鷺ノ宮・江古田の杜・野方・中野南台)
205	災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	(社福)東京武尊会(東京令和館中野)
206	災害時における協力体制にかかる協定	(社福)ケアネット
207	災害時における協力体制にかかる協定	(社福)慈生会
208	災害時における協力体制にかかる協定	(社福)中野区福祉サービス事業団
209	災害時における協力体制にかかる協定	(社福)フロンティア
210	災害時における協力体制にかかる協定	(社福)奉優会
211	災害時における協力体制にかかる協定	(社福)武蔵野療園
212	災害時における協力体制にかかる協定	ケアゲート㈱ (あけぼの介護センター 訪問介護事業所、 居宅介護支援事業所、 あけぼの介護センター中野南 訪問介護事業所、居宅介護支援事業所)
213	災害時における協力体制にかかる協定	㈱ケアリッツ・アンド・パートナーズ (ケアリッツ中野、中野坂上、新中野)
214	災害時における協力体制にかかる協定	㈱カレア (看護小規模多機能型居宅介護miketa中野弥生町、地域密着型通所介護デイサービスセンターカレア中野弥生町)
215	災害時における協力体制にかかる協定	ミアヘルサ㈱ (ミアヘルサ訪問入浴サービス東京)
216	災害時における協力体制にかかる協定	(一社)N-arcx(中野ふれあいサービス)
217	災害時における協力体制にかかる協定	ウェルサービス㈱ (さくらデイハウス江古田)
218	災害時における協力体制にかかる協定	日中ブリッジズ㈱ (ステップぱーとなー江古田)
219	災害時における協力体制にかかる協定	(社福)武蔵野療園 (グループホーム夢、小規模多機能ホームしらさぎ桜苑、デイサービスしらさぎ桜苑、ヘルパーステーションしらさぎ桜苑)
220	災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	東京都立中野特別支援学校
221	災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	(社福)東京都知的障害者育成会 (中野区障害者福祉会館)
222	災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	(社福)正夢の会(弥生福祉作業所)
223	災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	(社福)全国重症心身障害児(者)を守る会 (療養センターアポロ園)
224	災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	(社福)全国重症心身障害児(者)を守る会 (中野区子ども発達センターたんぽぽ)
225	災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	特定非営利活動法人わかみやクラブ(中野区放課後デイサービスセンターみずいろ)

資料番号	協定名	協定団体
226	災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	(社福)東京コロニー (コロニーもみじやま支援センター)
227	災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	(社福)正夢の会 (中野区療育センターゆめなりあ)
228	災害時における協力体制にかかる協定	(社福)中野あいいく
229	災害時における協力体制にかかる協定	(社福)正夢の会
230	災害時における協力体制にかかる協定	特定非営利活動法人リトルポケット
231	災害時における協力体制にかかる協定	特定非営利活動法人わかみやクラブ
232	災害時における協力体制にかかる協定	Catch and Smile㈱(Catch and Smile)
233	災害時における協力体制にかかる協定	㈱アイダックデザイン (アトリエあいだっく(2か所)、 パソコンあいだっく、ブロックあいだっく)
234	災害時における協力体制にかかる協定	(一社)練馬区保育会(城西江古田療育園)
235	災害時における協力体制にかかる協定	㈱ポシェット(ああす野方)
236	災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	中野みなみ保育園
237	災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	野方さくら保育園
238	災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	七海保育園
239	災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	あけぼの保育園
240	災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	桃が丘さゆり保育園
241	災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	コンビウィズ㈱(宮の台保育園)
242	災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書	(社福)清心福祉会(西鷺宮保育園)
243	災害時における協力体制にかかる基本協定	学校法人明治大学
244	災害時における協力体制にかかる基本協定	学校法人帝京平成大学
245	災害時の相互支援に関する協定	学校法人早稲田大学
246	災害時における施設利用の協力に関する協定書	ＪＮ指定管理者共同事業体 (中野区もみじ山文化センター)
247	災害時における施設利用にかかる協定書	トヨタモビリティ東京㈱ (中野坂上店、東中野店、中野新井店)
248	災害時における施設利用にかかる協定書	東京電力パワーグリッド㈱荻窪支社
249	輸送拠点施設利用に関する協定書	東京都立稔ヶ丘高等学校
250	輸送拠点施設利用に関する協定書	東京都立富士高等学校
251	広域避難場所指定にあたっての協定書	京王バス㈱
252	災害時における給電車両貸与に関する協定	トヨタモビリティ東京㈱
253	災害時における給電車両貸与に関する協定	トヨタモビリティサービス㈱
254	災害廃棄物に関する共同処理等に関する協定	東京都二十三区、 東京都二十三区清掃一部事務組合
255	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	(一社)東京環境保全協定、 東京廃棄物事業協同組合
256	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定	㈱京葉興業、㈱太陽油化
257	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	東京廃棄物事業協同組合
258	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	(一社)東京都産業資源循環協会、 (一社)東京都中小建設業協会

資料第　104　東京都及び区市町村相互間の災害時協力協定書（東京都及び区市町村）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目 的）
第１条　この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）
第２条　この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
⑴　災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
⑵　居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
⑶　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
⑷　前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）
第３条　被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできるものとする。
⑴　災害時等の状況
⑵　協力の内容
⑶　協力の期間
⑷　協力の場所
⑸　その他必要な事項
２　被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第２条第１項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。
３　前２項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）
第４条　前条第１項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。
２　前条第２項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。
３　知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

（自主協力）
第５条　知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第３条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。
（協力費用の負担区分）
第６条　第４条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。
２　協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
３　第１項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。

４　前３項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

（都の役割）
第７条　都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。
２　都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

（他の協定との関係）
第８条　この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

（その他）
第９条　この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

（適 用）
第 10 条　この協定は、令和３年 12 月 27 日から適用する。この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書４通を作成し、各１通を保有するものとする。

令和３年 12 月 27 日

東京都
代表者 東京都知事
都内２３特別区（別表のとおり）
代表者 江東区長（特別区長会会長）

都内２６市（別表のとおり）
代表者 町田市長（東京都市長会会長）

都内１３町村（別表のとおり）
代表者 瑞穂町長（東京都町村会会長

（別表）

都内 23 特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区 、大田区 、世田谷区 、渋谷区 、中野区 、杉並区 、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内 26 市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内 13 町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

資料第　105　特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定（特別区）

（目的）
第１条　この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

（支援対策本部の設置）
第２条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。
２　本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。
３　本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。
４　本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っていては応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。
５　本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。
６　本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

（支援各区の体制）
第３条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。
２　本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。
３　支援区は、前２項のほか、本部の活動に協力するものとする。

（支援の要請）
第４条　この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとみなす。
第４条の２　隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

（相互協力及び相互支援の内容）
第５条　この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
⑴　職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項
　イ　被災区への応援職員の派遣
　ロ　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供
　ハ　その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
⑵　救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項
　イ　被災区への救援物資の提供
　ロ　支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供
　ハ　その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
⑶　避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項
⑷　被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
　イ　被災区へのボランティアの斡旋
　ロ　支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供
　ハ　その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
⑸　被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
⑹　動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
⑺　被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
⑻　ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項

⑼　災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
イ　被災区への専門職員等の派遣
ロ　支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
ハ　その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事
⑽　遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
⑾　道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
⑿　応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
⒀　仮設住宅の提供に関する次の事項
イ　被災区への職員、物資等の派遣、提供
ロ　支援区での仮設住宅建設用地の確保
ハ　その他、仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
⒁　帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
⒂　児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
⒃　被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
⒄　前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

（支援経費の負担）
第６条　支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。
２　支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。
３　被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

（連絡担当部署）
第７条　各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

（平常時の措置）
第８条　各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

（実施細目の作成）
第９条　この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

（協定内容等の見直し）
第 10 条　各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

（その他）
第 11 条　この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附　則
１　この協定は、平成２６年４月１日から適用する。
２　平成８年２月１６日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。
３　この協定の締結を証するため、本協定書を２３通作成し、各区長は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２６年3月１４日

千代田区長	石川雅己
中央区長	矢田美英
港区長	武井雅昭
墨田区長	山﨑昇
江東区長	山﨑孝明
品川区長	濱野健
目黒区長	青木英二
大田区長	松原忠義
世田谷区長	保坂展人
渋谷区長	桑原敏武
中野区長	田中大輔
杉並区長	田中良
新宿区長	中山弘子
文京区長	成澤廣修
台東区長	吉住弘
豊島区長	高野之夫
北区長	花川與惣太
荒川区長	西川太一郎
板橋区長	坂本健
練馬区長職務代理者副区長	琴尾隆明
足立区長	近藤弥生
葛飾区長	青木克徳
江戸川区長	多田正見

資料第　106　防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書（特別区）

千代田区、新宿区、文京区、墨田区、大田区、中野区、杉並区、練馬区、足立区及び江戸川区（以下「各区」という。）は、各区が所有する防災用高所カメラ（以下「高所カメラ」という。）により撮影した映像データ（以下「高所カメラ映像」という。）の閲覧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、各区の区域内において火災、地震等の災害が発生した場合において、各区が所有する高所カメラ映像を相互に活用することにより状況を把握し、もって迅速な対応を図るため、高所カメラ映像を相互に閲覧することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　各区の協力内容は、次のとおりとする。

⑴　各区の区域内において火災、地震等の災害が発生し、被害状況の確認等に当たって必要が生じた場合において、各区のうち、他の特別区（以下「他区」という。）に対し、高所カメラ映像を閲覧に供すること。

⑵　他区が特定の場所の高所カメラ映像を閲覧する必要が生じた場合において、他区から高所カメラの操作及び高所カメラ映像の送信について依頼があったときは、高所カメラの操作及び高所カメラ映像の送信を行うこと。

（閲覧方法等）

第３条　前条の規定による閲覧に供する方法は、東京都防災行政無線等ネットワークを利用して、東京都が設置した映像送信機器等に高所カメラ映像を送信して行うものとする。

２　各区は、前項の規定により他区が送信した高所カメラ映像を東京都防災行政無線等ネットワークを利用して受信し、相互に閲覧するものとする。

（運用の原則）

第４条　各区は、第２条の規定により閲覧に供された他区の高所カメラ映像を各区の地域防災計画に基づく災害対策に係る事務その他火災、事故等の対応に必要な事務以外の目的に使用してはならない。

（映像の管理等）

第５条　各区は、高所カメラ映像を都が設置した映像送信機器等の設置場所等の防災関連部署においてのみ利用するものとする。ただし、災害時等において必要があると認めたときは、撮影した他区の許可をもって他の場所において利用することができる。

２　各区は、この協定に基づき受信した高所カメラ映像から取得した情報を第三者に提供してはならない。ただし、災害時等において必要があると認めたときは、撮影した他区の許可をもって第三者に提供することができる。

３　各区は、この協定に基づき受信した高所カメラ映像を、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。

４　各区は、この協定に基づき受信した高所カメラ映像を保存し、又は記録してはならないものとする。ただし、災害時等において必要があると認めたときは、撮影した他区の許可をもって、保存し、又は記録することができる。

（協定の解除）

第６条　各区は、この協定を解除しようとする日の３月前までに理由を付して書面により予告し、誠意をもって協議して合意に達したときは、この協定を解除することができる。

（疑義についての協議）

第７条　この協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、各区の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を１０通作成し、各区それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年３月１９日

千代田区
代表者　千代田区長　石　川　雅　己

文京区
代表者　文京区長　　成　澤　廣　修

大田区
代表者　大田区長　　松　原　忠　義

杉並区
代表者　杉並区長　　田　中　　良

足立区
代表者　足立区長　　近　藤　弥　生

新宿区
代表者　新宿区長　　吉　住　健　一

墨田区
代表者　墨田区長　　山　﨑　　昇

中野区
代表者　中野区長　　田　中　大　輔

練馬区
代表者　練馬区長　　前　川　燿　男

江戸川区
代表者　江戸川区長　多　田　正　見

資料第　107　中野区防災用高所カメラシステム設置に関する覚書（㈱NTTドコモ）

株式会社ＮＴＴドコモ（以下「甲」という。）と中野区（以下「乙」という。）とは、甲が所有する建物の屋上部に、乙が設置する防災用高所カメラシステムについて以下のとおり合意し覚書を締結する。

（目的）
第１条　本覚書は、乙が所有する建物の屋上部に設置する防災用高所カメラシステムについて、「責任の明確化」を図ることを目的とする。

（防災用高所カメラシステムの設置）
第２条　甲は、甲の所有する東京都中野区中野４－９－１８ ＮＴＴドコモ中野ビル（以下「本物件」という。）の屋上部に、乙の費用負担で次の各号に掲げる設備（以下「防災用高所カメラシステム」という。）を設置することを承諾する。

場所	防災用高所カメラシステム	
屋上部	防災カメラ、雲台、変換器、機器収納箱等	２式
	無線伝送装置、機器収納箱	１式
１６階	配管・信号線等（１６Ｆ～屋上） 配管・屋内配線用 電源・アースケーブル	１条 １条 １条

（防災用高所カメラシステムの移設・改修等）
第３条　甲は、乙の防災用高所カメラシステムに異常が認められた場合、又は甲の所有する設備に影響を及ぼす恐れがあると判断した場合、必要な移設・改修等を乙に対して指示できるものとし、乙は必要な措置をとるものとする。
　なお、この場合に要する費用は乙の負担とする。

（移転及び撤去並びにその費用負担）
第４条　防災用高所カメラシステムの移転及び撤去は、前条の場合を除き、次の各号によるものとする。
⑴　乙が設置場所の変更又は設置の取り止めを申し出て移転又は撤去する場合、あらかじめ工事方法について甲と協議を行い、かつ甲の書面による承諾を受けるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。
⑵　天災、その他の不可抗力等の、甲の責に帰すべからざる事由又は火災（甲の重過失による場合を除く。）により、移転又は撤去する場合、これに準ずる費用は乙の負担とする。
⑶　本条第１号及び第２号による場合の乙の費用負担には、設置場所の現状復旧に要する費用及び甲が乙に場所を提供するために実施した工事がある場合の、甲の当該工事かかわる費用を含むものとする。
⑷　本条第１号及び第２号に定める移転又は撤去に伴い、本物件内の清掃、維持補修が必要となる場合は、甲の指定する業者が当該清掃、維持補修の業務を行うものとし、乙は甲の請求に基づき当該清掃、維持補修に係る費用を負担するものとする。

（設置設備の運用の中断）
第５条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災用高所カメラシステムについて、乙の運用を中断させることができるものとする。
⑴　天災、その他の不可抗力等の、甲の責に帰すべからざる事由の場合。
⑵　甲の保守または工事上において止むを得ない事由の場合。
⑶　甲の提供サービスに著しく支障をきたす場合（電波干渉、被干渉等）又は、甲の提供サービスが他の事業者に著しく支障をきたす場合（電波干渉、被干渉等）。

（設置スペースの提供、電力の供給）
第６条　甲は、乙が本物件の屋上部に防災用高所カメラシステムを設置するためのスペースを無償で提供する。
２　甲は、天災及び電気設備の定期点検等、不可抗力の場合を除き、防災用高所カメラシステムに必要な電力を供給するものとする。

（責任分界点の明確化）
第７条　防災用高所カメラシステムの設置に伴う維持管理、及びトラブル防止のため、甲と乙の責任分界点を明確にする。
２　電源配線については、分電盤端子から高所カメラシステムまでの配線について、乙の責任により維持管理することとする。
３　防災用高所カメラシステムについては、乙の責任により管理することとする。
４　甲は、誠実に防災用高所カメラシステムの保管を行うものとし、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、本覚書に基づくカメラ端末装置の保管の瑕疵による乙の損害については、責任を負わないものとする。
５　甲は、いかなる場合にも、次の各号に掲げる損害について責任を負わないものとする。
⑴　天変地異等の不可抗力による損害
⑵　乙及び第三者の逸失利益

（建物・設備等の滅失）
第８条　天災、その他の不可抗力等の甲の責に帰すべからざる事由又は火災（甲の重過失による場合を除く。）により、本物件の全部若しくは一部が滅失し又は破損して、本物件の使用が不可能になり、かつ修復の見込みが無い場合には、本覚書は終了するものとする。

（定期点検、保守及び改修）
第９条　乙は、次の各号に定めるとおり、防災用高所カメラシステム装置の定期点検、保守及び改修等について実施することとし、甲に対して報告をすることとする。
⑴　防災用高所カメラシステムの年間を通じた定期点検を実施することとする。
⑵　改修については、検査結果により、甲が必要と認めた場合実施することとする。

（電力使用料）
第１０条　防災用高所カメラシステムを稼働させるための電力使用料については、乙が負担するものとし、甲の発行する請求書により期日までに支払うものとする。金額については、以下とし、著しく電力料金変動がない場合、固定金額とする。
平常時消費電力量/月　５３４ＫＷ　金額１０，８１８円（消費税別）

（電力設備の使用条件）
第１１条　甲は、次の各号のいずれかに該当し、電力供給が不可能な場合、乙に対する電力の供給を中止又は乙に電力使用の制限を求めることができる。なお、その場合、予めその旨を通知することとするが、緊急止むを得ない場合は事後速やかに連絡するものとする。
⑴　天災、火災又はその他の不可抗力等で、甲の責に帰すべからざる事由により、正常な電力の供給が不可能となった場合
⑵　甲の電力設備に故障が生じ又は故障が生じるおそれがある場合
⑶　甲の電力設備の工事施工又は保守上止むを得ない場合
⑷　その他、保安上の必要がある場合
２　甲の行う電力工事又は保守で乙への電力供給に影響を与えるおそれがあるものの施工にあたっては、施工方法、施工期間等について甲乙協議するものとする。
３　第１項により、甲が電力の供給を中止した場合、甲はその期間が２４時間を越える場合電力料相当分を日割り計算により差し引くものとする。

（計画停電時の措置）
第１２条　甲の電気設備の定期点検等計画停電については、甲は３０日前にその内容を乙に通知するものとする。

（転貸等の禁止）
第１３条　乙は、本物件の使用許諾部分の転貸及び使用権の譲渡若しくは使用貸借を行ってはならないものとする。ただし、使用貸借に於いては乙の管理で行う今後の計画に応じるものとし、その他国の防災機関及び公のそれに準ずる機関については、許諾範囲に影響の及ばないものについては、甲乙協議することとする。

（秘密の保持）
第１４条　甲及び乙は、本覚書の履行に関連して知り得た業務上の秘密を相手方の承諾なしに第三者に公表又は漏洩してはならないものとする。
なお、本条は本覚書終了後も有効とする。

（工事保守及び入退室）
第１５条　乙は、防災用高所カメラシステムの工事保守のため、屋上部に入室する場合、別紙取決書により行うものとする。

（内容の変更）
第１６条　本覚書の内容の変更を行う必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ変更できるものとする。

（安全性の確保）
第１７条　乙は、本物件内へ、有害物、危険物等を持ち込まないものとし、懸念がある場合は、事前に甲と協議を行い甲の承諾を得るものとする。

（覚書の有効期限）
第１８条　本覚書の有効期間は、覚書締結日から２０２３年３月３１日までとする。
２　前項に定める有効期間満了の６ヶ月前までに甲又は乙から相手方に対して契約終了の通知をしないときは、満了の日の翌日から起算して１年間、有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。また、甲又は乙が当該通知を行う場合は、事前に相手方と誠実に協議を行うものとする。

（損害賠償責任）
第１９条　甲及び乙は、本覚書上の義務に違反し、相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負う。
２　前項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とするが、特別の事情により生じた損害であっても、損害を与えた当事者がその事情を予見すべきであったものについては、その範囲に含まれるものとする。

（原状回復）
第２０条　乙は、本覚書が理由の如何を問わず終了したときは、自己の責任と負担において甲の指定する期日までに、原則として防災用高所カメラシステムを撤去し、本物件を原状に回復して甲に明け渡すものとする。ただし、特に甲が承認したときは、乙は、所有権を放棄して防災用高所カメラシステムを残置することができる。なお、本物件の明渡しに際しては、甲の立ち会いを要するものとする。
２　乙が前項に定める期日までに防災用高所カメラシステムを撤去しないときは、甲は、自ら防災用高所カメラシステムの撤去を行うことができ、乙は当該撤去に要した費用を負担するものとする。

（反社会的勢力の排除）
第２１条　甲及び乙は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明及び保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約する。
⑴　自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること
⑵　反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
⑶　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
⑷　自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
⑸　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑹　自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
２　甲及び乙は、相手方に対して、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
⑴　暴力的な要求行為
⑵　法的な責任を超えた不当な要求行為
⑶　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
⑷　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を防災行為
⑸　その他前各号に準ずる行為
３　甲及び乙は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、相手方への通知又は催告等何らの手続きを要せずして、直ちに本覚書を解除することができる。

（協議）
第２２条　本覚書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

（合意管轄）
第２３条　本覚書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

（その他）
第２４条　本覚書の締結に伴い、平成２４（２０１２）年３月３１日付けで甲と乙の間で締結した「中野区防災機器システム設置に関する覚書」は、失効するものとする。

本覚書締結の証として、本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各々１通を保有する。

２０２２年８月１日

甲　住　所　東京都千代田区永田町２丁目１１番１号
名　称　株式会社ＮＴＴドコモ
代表者　代表取締役社長　井伊　基之

乙　住　所　東京都中野区中野４丁目８番１号
名　称　中野区
代表者　中野区長　酒井　直人

資料第　108　防災用高所カメラ映像の配信に関する協定書（東京消防庁野方消防署）

中野区（以下、「甲」という。）と野方消防署（以下、「乙」という。）は、甲が設置した防災用高所カメラより得られる映像（以下、「高所カメラ映像」という。）を乙に配信するため、中野区防災用高所カメラシステムの端末装置等（以下、「端末装置等」という。）の設置及び管理運用等に関して中野区防災用高所カメラシステム運用要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲が高所カメラ映像を乙に提供するために必要な事項を定め、乙の災害対策に役立てるとともに、甲及び乙の災害情報の共有を図り、相互の協力態勢を確保することを目的とする。

（端末装置等の設置）
第２条　甲は、乙の所管する庁舎内に高所カメラ映像を乙に配信するための端末装置等を設置する。

（端末装置等の費用負担）
第３条　端末装置等の設置に要する費用は、甲の負担とする。

（端末装置等の設置場所の無償使用）
第４条　乙は、端末装置等を設置する場所及びその付属施設、その他工作物を甲が無償で使用できるよう協力するものとする。

（設置場所等の変更）
第５条　乙は、都合により端末装置等の設置場所を変更しようとするときは、甲に理由及び新たに設置する場所について、協議するものとする。
２　前項により、生じる費用の負担については、甲及び乙の協議によるものとする。
３　甲は、都合により端末装置等の設置場所を変更しようとするときは、乙に理由を提示し、新たに設置する場所について、協議するものとする。
４　前項により、生じる費用の負担については、甲の負担とする。

（端末装置等の管理）
第６条　甲及び乙は、高所カメラ映像を良好に配信するため、端末装置等を常に良好な機能が発揮できるよう管理しなければならない。

（定期点検等）
第７条　甲は、常に端末装置等の確実かつ良好な運用を確保するために、定期点検を行うものとする。
２　前項の定期点検又は修理等の作業を実施するに際して、乙は作業に要する範囲において協力するものとする。
３　端末装置等の定期点検及び修理に関する費用は、甲の負担とする。

（光熱水費の負担）
第８条　乙の庁舎内に設置された端末装置等の運用に要する電力料金は、乙の負担とする。

（運用の原則）
第９条　乙は、高所カメラ映像で得られる情報を、災害対策の目的以外に使用してはならない。
２　乙は、第２条で設置した端末装置等及びソフトウェアを加工修正してはならない。
３　乙は、第２条で設置した端末装置等を他の機器に接続してはならない。

（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１７年３月３１日までとし、期間満了の１ヵ月前までに甲及び乙のいずれからもなんら申し出がないときは、この協定の有効期間を更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（財産の帰属）
第11条　第２条に基づき設置した端末装置等は、甲に帰属するものとする。

（疑義の決定等）
第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲及び乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲及び乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１６年８月１日

中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区長
　　田中　大輔

中野区丸山２丁目２１番１号
乙　東京消防庁
　　野方消防署長
　　針山　昭男

資料第　109　防災用高所カメラ映像の配信に関する協定書（東京消防庁中野消防署）

中野区（以下、「甲」という。）と中野消防署（以下、「乙」という。）は、甲が設置した防災用高所カメラより得られる映像（以下、「高所カメラ映像」という。）を乙に配信するため、中野区防災用高所カメラシステムの端末装置等（以下、「端末装置等」という。）の設置及び管理運用等に関して中野区防災用高所カメラシステム運用要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲が高所カメラ映像を乙に提供するために必要な事項を定め、乙の災害対策に役立てるとともに、甲及び乙の災害情報の共有を図り、相互の協力態勢を確保することを目的とする。

（端末装置等の設置）
第２条　甲は、乙の所管する庁舎内に高所カメラ映像を乙に配信するための端末装置等を設置する。

（端末装置等の費用負担）
第３条　端末装置等の設置に要する費用は、甲の負担とする。

（端末装置等の設置場所の無償使用）
第４条　乙は、端末装置等を設置する場所及びその付属施設、その他工作物を甲が無償で使用できるよう協力するものとする。

（設置場所等の変更）
第５条　乙は、都合により端末装置等の設置場所を変更しようとするときは、甲に理由及び新たに設置する場所について、協議するものとする。
２　前項により、生じる費用の負担については、甲及び乙の協議によるものとする。
３　甲は、都合により端末装置等の設置場所を変更しようとするときは、乙に理由を提示し、新たに設置する場所について、協議するものとする。
４　前項により、生じる費用の負担については、甲の負担とする。

（端末装置等の管理）
第６条　甲及び乙は、高所カメラ映像を良好に配信するため、端末装置等を常に良好な機能が発揮できるよう管理しなければならない。

（定期点検等）
第７条　甲は、常に端末装置等の確実かつ良好な運用を確保するために、定期点検を行うものとする。
２　前項の定期点検又は修理等の作業を実施するに際して、乙は作業に要する範囲において協力するものとする。
３　端末装置等の定期点検及び修理に関する費用は、甲の負担とする。

（光熱水費の負担）
第８条　乙の庁舎内に設置された端末装置等の運用に要する電力料金は、乙の負担とする。

（運用の原則）
第９条　乙は、高所カメラ映像で得られる情報を、災害対策の目的以外に使用してはならない。
２　乙は、第２条で設置した端末装置等及びソフトウェアを加工修正してはならない。
３　乙は、第２条で設置した端末装置等を他の機器に接続してはならない。

（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１７年３月３１日までとし、期間満了の１ヵ月前までに甲及び乙のいずれからもなんら申し出がないときは、この協定の有効期間を更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（財産の帰属）
第11条　第２条に基づき設置した端末装置等は、甲に帰属するものとする。

（疑義の決定等）
第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲及び乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲及び乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１６年８月１日

中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区長
　　田中　大輔

中野区中央３丁目２５番３号
乙　東京消防庁
　　中野消防署長
　　加藤　義則

資料第　110　防災用高所カメラ映像の配信に関する協定書（警視庁野方警察署）

中野区（以下、「甲」という。）と野方警察署（以下、「乙」という。）は、甲が設置した防災用高所カメラより得られる映像（以下、「高所カメラ映像」という。）を乙に配信するため、中野区防災用高所カメラシステムの端末装置等（以下、「端末装置等」という。）の設置及び管理運用等に関して中野区防災用高所カメラシステム運用要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲が高所カメラ映像を乙に提供するために必要な事項を定め、乙の災害対策に役立てるとともに、甲及び乙の災害情報の共有を図り、相互の協力態勢を確保することを目的とする。

（端末装置等の設置）
第２条　甲は、乙の所管する庁舎内に高所カメラ映像を乙に配信するための端末装置等を設置する。

（端末装置等の費用負担）
第３条　端末装置等の設置に要する費用は、甲の負担とする。

（端末装置等の設置場所の無償使用）
第４条　乙は、端末装置等を設置する場所及びその付属施設、その他工作物を甲が無償で使用できるよう協力するものとする。

（設置場所等の変更）
第５条　乙は、都合により端末装置等の設置場所を変更しようとするときは、甲に理由及び新たに設置する場所について、協議するものとする。
２　前項により、生じる費用の負担については、甲及び乙の協議によるものとする。
３　甲は、都合により端末装置等の設置場所を変更しようとするときは、乙に理由を提示し、新たに設置する場所について、協議するものとする。
４　前項により、生じる費用の負担については、甲の負担とする。

（端末装置等の管理）
第６条　甲及び乙は、高所カメラ映像を良好に配信するため、端末装置等を常に良好な機能が発揮できるよう管理しなければならない。

（定期点検等）
第７条　甲は、常に端末装置等の確実かつ良好な運用を確保するために、定期点検を行うものとする。
２　前項の定期点検又は修理等の作業を実施するに際して、乙は作業に要する範囲において協力するものとする。
３　端末装置等の定期点検及び修理に関する費用は、甲の負担とする。

（光熱水費の負担）
第８条　乙の庁舎内に設置された端末装置等の運用に要する電力料金は、乙の負担とする。

（運用の原則）
第９条　乙は、高所カメラ映像で得られる情報を、災害対策の目的以外に使用してはならない。
２　乙は、第２条で設置した端末装置等及びソフトウェアを加工修正してはならない。
３　乙は、第２条で設置した端末装置等を他の機器に接続してはならない。

（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１７年３月３１日までとし、期間満了の１ヵ月前までに甲及び乙のいずれからもなんら申し出がないときは、この協定の有効期間を更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（財産の帰属）
第11条　第２条に基づき設置した端末装置等は、甲に帰属するものとする。

（疑義の決定等）
第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲及び乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲及び乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１６年８月１日

中野区中野四丁目８番１号
甲　　中野区長
　　田中　大輔

中野区中野４丁目１２番１号
乙　　警視庁
　　野方警察署長
　　白澤　義昭

資料第　111　防災用高所カメラ映像の配信に関する協定書（警視庁中野警察署）

中野区（以下、「甲」という。）と中野警察署（以下、「乙」という。）は、甲が設置した防災用高所カメラより得られる映像（以下、「高所カメラ映像」という。）を乙に配信するため、中野区防災用高所カメラシステムの端末装置等（以下、「端末装置等」という。）の設置及び管理運用等に関して中野区防災用高所カメラシステム運用要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲が高所カメラ映像を乙に提供するために必要な事項を定め、乙の災害対策に役立てるとともに、甲及び乙の災害情報の共有を図り、相互の協力態勢を確保することを目的とする。

（端末装置等の設置）
第２条　甲は、乙の所管する庁舎内に高所カメラ映像を乙に配信するための端末装置等を設置する。

（端末装置等の費用負担）
第３条　端末装置等の設置に要する費用は、甲の負担とする。

（端末装置等の設置場所の無償使用）
第４条　乙は、端末装置等を設置する場所及びその付属施設、その他工作物を甲が無償で使用できるよう協力するものとする。

（設置場所等の変更）
第５条　乙は、都合により端末装置等の設置場所を変更しようとするときは、甲に理由及び新たに設置する場所について、協議するものとする。
２　前項により、生じる費用の負担については、甲及び乙の協議によるものとする。
３　甲は、都合により端末装置等の設置場所を変更しようとするときは、乙に理由を提示し、新たに設置する場所について、協議するものとする。
４　前項により、生じる費用の負担については、甲の負担とする。

（端末装置等の管理）
第６条　甲及び乙は、高所カメラ映像を良好に配信するため、端末装置等を常に良好な機能が発揮できるよう管理しなければならない。

（定期点検等）
第７条　甲は、常に端末装置等の確実かつ良好な運用を確保するために、定期点検を行うものとする。
２　前項の定期点検又は修理等の作業を実施するに際して、乙は作業に要する範囲において協力するものとする。
３　端末装置等の定期点検及び修理に関する費用は、甲の負担とする。

（光熱水費の負担）
第８条　乙の庁舎内に設置された端末装置等の運用に要する電力料金は、乙の負担とする。

（運用の原則）
第９条　乙は、高所カメラ映像で得られる情報を、災害対策の目的以外に使用してはならない。
２　乙は、第２条で設置した端末装置等及びソフトウェアを加工修正してはならない。
３　乙は、第２条で設置した端末装置等を他の機器に接続してはならない。

（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１７年３月３１日までとし、期間満了の１ヵ月前までに甲及び乙のいずれからもなんら申し出がないときは、この協定の有効期間を更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（財産の帰属）
第11条　第２条に基づき設置した端末装置等は、甲に帰属するものとする。

（疑義の決定等）
第12条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲及び乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲及び乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１６年８月１日

中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区長
　　田中　大輔

中野区中央２丁目４７番２号
乙　警視庁
　　中野警察署長
　　明利　彊

資料第　112　東京都中野区と長野県中野市との非常災害時等における相互応援に関する協定（長野県中野市）

（趣旨）
第１条　東京都中野区と長野県中野市とは、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようこの協定を締結する。

（連絡窓口）
第２条　東京都中野区及び長野県中野市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続き）
第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。
⑴　被害の状況
⑵　次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
⑶　次条第３号に掲げるものの職種別人員
⑷　応援の場所及び応援場所への経路
⑸　応援の期間
⑹　その他必要な事項

（応援の種類）
第４条　応援の種類は、次のとおりとする。
⑴　食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
⑵　医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
⑶　医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
⑷　被災者の一時収容のための施設の提供
⑸　その他特に要請のあった事項

（物資の輸送等）
第５条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）
第６条　応援に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。
⑴　応援に要した経費については、原則として応援自治体の負担とする。
⑵　応援活動に必要な燃料及び機器機材の補給については、被災自治体の負担とする。
⑶　第４条第３号に掲げる応援に派遣した職員（以下この条において「派遣職員」という。）が応援活動中又は被災自治体への出動及び帰路の途中において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援自治体の負担とする。
⑷　派遣職員が１月を超える派遣となる場合は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７に規定する職員の派遣とする。この場合において、平成７年２月２３日付自治省行政局公務員部公務員課長通知「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について（通知）」を準用するものとする。
⑸　派遣職員が、応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災自治体がその賠償の責を負うものとする。

（資料・情報の交換）
第７条　東京都中野区及び長野県中野市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成１７年１０月３日

東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区長　　田中大輔

長野県中野市三好町一丁目３番１９号
中野市長　　青木一

資料第　113　災害時における相互応援に関する協定書（福島県田村市）

（趣旨）
第１条　この協定は、中野区及び田村市において、相互協力の友愛的精神に基づき大規模な災害が発生し、被災自治体だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災自治体の要請に応え、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策を円滑に遂行するため、締結するものである。

（連絡の窓口）
第２条　中野区及び田村市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の内容）
第３条　応援の内容は、次のとおりとする。
⑴　食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供
⑵　車両等、応急対策用資器材の提供・貸与
⑶　被災者の一時収容のための施設の提供
⑷　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
⑸　その他特に要請のあった事項

（応援要請の手続）
第４条　被災自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部署を通じて電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。
⑴　被害の状況
⑵　前条第１号及び第２号に掲げるものの必要な品名、数量等
⑶　前条第４号に掲げるものの職種別人員
⑷　応援場所及び当該場所への経路
⑸　応援の期間
⑹　その他特に必要な事項

（経費の負担）
第５条　応援に要した経費は、原則として被災自治体の負担とする。
２　第３条第４号に掲げる応援に派遣した職員（以下この条において「派遣職員」という。）が、応援活動中又は被災自治体への出動若しくは帰路の途中において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援した自治体の負担とする。
３　派遣職員が、応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災自治体がその賠償の責を負うものとする。

（情報等の交換）
第６条　中野区及び田村市は、この協定による応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報等を相互に交換するものとする。

（協議）
第７条　中野区及び田村市は、この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２０年１０月１１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区長　　田中　大輔

福島県田村市船引町船引字馬場川原２０
田村市長　　冨塚　宥暻

資料第　114　災害時における相互応援に関する協定書（山梨県甲州市）

（趣旨）
第１条　この協定は、東京都中野区（以下「中野区」という。）及び山梨県甲州市（以下「甲州市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災した自治体だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互協力の友愛の精神に基づき被災した自治体の要請に応え、相互に救援協力し、被災した自治体の応急対策を円滑に遂行するため、締結するものである。

（連絡担当部署）
第２条　中野区及び甲州市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の内容）
第３条　応援の内容は、次のとおりとする。
⑴　食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供
⑵　車両、応急対策用資器材等の提供又は貸与
⑶　被災者の一時収容のための施設の提供
⑷　救助、応急復旧及び災害復興に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
⑸　その他特に要請のあった事項

（応援要請の手続）
第４条　被災した自治体は、電話等により、次の事項を明らかにしたうえで、第２条の規定に定める連絡担当部署を通じて応援を要請し、後日当該要請に係る文書を送付するものとする。
⑴　被害の状況
⑵　前条第１号及び第２号に掲げるものの必要な品名、数量等
⑶　前条第４号に掲げるものの職種別人員
⑷　応援場所及び当該場所への経路
⑸　応援の期間
⑹　その他特に必要な事項

（物資の輸送等）
第５条　救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う自治体が実施するものとする。

（経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として被災した自治体の負担とする。
２　第３条第４号に掲げる応援に派遣した職員（以下「派遣職員」という。）が、応援活動中又は被災した自治体への出動若しくは帰路の途中において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援した自治体の負担とする。
３　派遣職員が、応援活動の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体がその賠償の責任を負うものとする。

（情報等の交換）
第７条　中野区及び甲州市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報等を相互に交換するものとする。

（協議）
第８条　中野区及び甲州市は、この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２３年９月２２日

東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区長　田中大輔

山梨県甲州市塩山上於曽１０８５番地１
甲州市長　　田辺篤

資料第　115　災害時における相互応援に関する協定書（青森県青森市）

東京都中野区（以下、「中野区」という。）と青森県青森市（以下、「青森市」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、平成 26 年 4 月 9 日付で中野区と青森市の間で締結した青森市・中野区交流連携協定書に基づき、いずれかの地域において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた自治体のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合の相互の応援体制について定めるため、協定を締結する。

（連絡担当部署）
第２条　中野区及び青森市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の内容）
第３条　応援の内容は、次のとおりとする。
⑴　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材等の提供又は貸与
⑵　被災者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材等の提供又は貸与
⑶　救護、救助、応急復旧活動及び災害復興に必要な職員の派遣
⑷　被災者の受入れ及び一時収容のための施設の提供
⑸　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）
第４条　応援を要請する自治体は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして電話等による応援の要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。
⑴　被害の状況
⑵　応援の具体的な内容及び必要量
⑶　応援場所、応援場所への経路、集結地及び担当者名
⑷　応援を必要とする期間
⑸　前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

（物資の輸送等）
第５条　救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う自治体が実施するものとする。

（応援経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として要請自治体が負担する。
２　応援自治体の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援自治体の負担とする。
３　応援自治体の職員が応援業務の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、要請自治体が賠償の責を負うものとする。
４　前３項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、中野区及び青森市が協議して定めることができる。

（情報の交換）
第７条　中野区及び青森市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報等を相互に交換するものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、中野区及び青森市が協議して定めるものとする。

上記のとおり、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方署名の上各自１通を保有する。

平成26年7月11日

東京都中野区中野四丁目8番1号
中野区長　　田　中　大　輔

青森県青森市中央一丁目22番5号
青森市長　　鹿　内　　博

資料第　116　災害時における相互応援に関する協定書（茨城県常陸太田市）

東京都中野区（以下、「中野区」という。）と茨城県常陸太田市（以下、「常陸太田市」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、いずれかの地域において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた自治体のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合の相互の応援体制について定めるため、協定を締結する。

（連絡担当部署）
第２条　中野区及び常陸太田市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の内容）
第３条　応援の内容は、次のとおりとする。
⑴　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材等の提供又は貸与
⑵　被災者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材等の提供又は貸与
⑶　救護、救助、応急復旧活動及び災害復興に必要な職員の派遣
⑷　被災者の受入れ及び一時収容のための施設の提供
⑸　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）
第４条　応援を要請する自治体は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして電話等による応援の要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。
⑴　被害の状況
⑵　応援の具体的な内容及び必要量
⑶　応援場所、応援場所への経路、集結地及び担当者名
⑷　応援を必要とする期間
⑸　前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

（物資の輸送等）
第５条　救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う自治体が実施するものとする。

（応援経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として要請自治体が負担する。

２　応援自治体の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援自治体の負担とする。
３　応援自治体の職員が応援業務の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、要請自治体が賠償の責を負うものとする。
４　前３項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、中野区及び常陸太田市が協議して定めることができる。

（情報の交換）
第７条　中野区及び常陸太田市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報等を相互に交換するものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、中野区及び常陸太田市が協議して定めるものとする。

上記のとおり、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方署名の上各自１通を保有する。

平成28年7月21日

東京都中野区中野四丁目8番1号
中 野 区 長　　田　中　大　輔

茨城県常陸太田市金井町3690番地
常陸太田市長　　大久保　太　一

資料第　117　災害時における相互応援に関する協定書（群馬県みなかみ町）

東京都中野区（以下、「中野区」という。）と群馬県利根郡みなかみ町（以下、「みなかみ町」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、いずれかの地域において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた自治体のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合の相互の応援体制について定めるため、協定を締結する。

（連絡担当部署）
第２条　中野区及びみなかみ町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の内容）
第３条　応援の内容は、次のとおりとする。
⑴　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材等の提供又は貸与
⑵　被災者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材等の提供又は貸与
⑶　救護、救助、応急復旧活動及び災害復興に必要な職員の派遣
⑷　被災者の受入れ及び一時収容のための施設の提供
⑸　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）
第４条　応援を要請する自治体は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして電話等による応援の要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。
⑴　被害の状況
⑵　応援の具体的な内容及び必要量
⑶　応援場所、応援場所への経路、集結地及び担当者名
⑷　応援を必要とする期間
⑸　前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

（物資の輸送等）
第５条　救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う自治体が実施するものとする。

（応援経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として要請自治体が負担する。
２　応援自治体の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する事務及び経費は、応援自治体の負担とする。
３　応援自治体の職員が応援業務の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、要請自治体が賠償の責を負うものとする。
４　前３項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、中野区及びみなかみ町が協議して定めるものとする。

（情報の交換）
第７条　中野区及びみなかみ町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報等を相互に交換するものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、中野区及びみなかみ町が協議して定めるものとする。

上記のとおり、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方署名の上各自１通を保有する。

平成３０年２月６日

東京都中野区中野四丁目８番１号
東京都中野区長　　田　中　大　輔

群馬県利根郡みなかみ町後閑318
群馬県みなかみ町長　前　田　善　成

資料第　118　災害時における相互応援に関する協定書（青森県黒石市）

東京都中野区（以下、「中野区」という。）と青森県黒石市（以下、「黒石市」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、いずれかの地域において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた自治体のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合の相互の応援体制について定めるため、協定を締結する。

（連絡担当部署）
第２条　中野区及び黒石市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の内容）
第３条　応援の内容は、次のとおりとする。
⑴　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材等の提供又は貸与
⑵　被災者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材等の提供又は貸与
⑶　救護、救助、応急復旧活動及び災害復興に必要な職員の派遣
⑷　被災者の受入れ及び一時収容のための施設の提供
⑸　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）
第４条　応援を要請する自治体は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして電話等による応援の要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。
⑴　被害の状況
⑵　応援の具体的な内容及び必要量
⑶　応援場所、応援場所への経路、集結地及び担当者名
⑷　応援を必要とする期間
⑸　前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

（物資の輸送等）
第５条　救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う自治体が実施するものとする。

（応援経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として要請自治体が負担する。
２　応援自治体の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する事務及び経費は、応援自治体の負担とする。
３　応援自治体の職員が応援業務の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、要請自治体が賠償の責を負うものとする。
４　前３項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、中野区及び黒石市が協議して定めることができる。

（情報の交換）
第７条　中野区及び黒石市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報等を相互に交換するものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、中野区及び黒石市が協議して定めるものとする。

上記のとおり、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方署名押印のうえ、各１通を保有する。

令和元年１０月２５日

東京都中野区中野四丁目８番１号
中　野　区　長　　酒　井　直　人

青森県黒石市大字市ノ町 11 番地１号
黒　石　市　長　　髙　樋　　憲

資料第　119　災害時における相互応援に関する協定書（千葉県館山市）

東京都中野区（以下、「中野区」という。）と千葉県館山市（以下、「館山市」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、いずれかの地域において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた自治体のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合の相互の応援体制について定めるため、協定を締結する。

（連絡担当部局）
第２条　中野区及び館山市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の内容）
第３条　応援の内容は、次のとおりとする。
⑴　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な物資、資機材、車両等の提供又は貸与
⑵　被災者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な物資、資機材、車両等の提供又は貸与
⑶　救護、救助、応急復旧活動及び災害復興に必要な職員の派遣
⑷　被災者の受入れ及び一時収容のための施設の提供
⑸　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）
第４条　応援を要請する自治体は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして電話等による応援の要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。
⑴　被害の状況
⑵　応援の具体的な内容及び必要量
⑶　応援場所、応援場所への経路、集結地及び担当者名
⑷　応援を必要とする期間
⑸　前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

（物資の輸送等）
第５条　救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う自治体が実施するものとする。

（応援経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として要請自治体が負担する。
２　応援自治体の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する事務及び経費は、応援自治体の負担とする。
３　応援自治体の職員が応援業務の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、要請自治体が賠償の責を負うものとする。
４　前３項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、中野区及び館山市が協議して定めることができる。

（情報の交換）
第７条　中野区及び館山市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように、地域防災計画その他必要な防災に関する情報等を相互に交換するものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、中野区及び館山市が協議して定めるものとする。

上記のとおり、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方署名押印のうえ、各１通を保有する。

令和２年８月２６日

東京都中野区中野四丁目８番１号
中　野　区　長　　酒　井　直　人

千葉県館山市北条１１４５番地の１
館　山　市　長　　金　丸　謙　一

資料第　120　災害時における相互応援に関する協定書（福島県喜多方市）

東京都中野区（以下、「中野区」という。）と福島県喜多方市（以下、「喜多方市」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、いずれかの地域において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた自治体のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合の相互の応援体制について定めるため、協定を締結する。

（連絡担当部局）
第２条　中野区及び喜多方市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の内容）
第３条　応援の内容は、次のとおりとする。
⑴　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な物資、資機材、車両等の提供又は貸与
⑵　被災者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な物資、資機材、車両等の提供又は貸与
⑶　救護、救助、応急復旧活動及び災害復興に必要な職員の派遣
⑷　被災者の受入れ及び一時収容のための施設の提供
⑸　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）
第４条　応援を要請する自治体は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして電話等による応援の要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。
⑴　被害の状況
⑵　応援の具体的な内容及び必要量
⑶　応援場所、応援場所への経路、集結地及び担当者名
⑷　応援を必要とする期間
⑸　前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

（物資の輸送等）
第５条　救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う自治体が実施するものとする。

（応援経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として要請自治体が負担する。
２　応援自治体の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する事務及び経費は、応援自治体の負担とする。
３　応援自治体の職員が応援業務の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、要請自治体が賠償の責を負うものとする。
４　前３項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、中野区及び喜多方市が協議して定めることができる。

（情報の交換）
第７条　中野区及び喜多方市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報等を相互に交換するものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、中野区及び喜多方市が協議して定めるものとする。

上記のとおり、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方署名押印のうえ、各１通を保有する。

令和２年１０月２日

東京都中野区中野四丁目８番１号
中　野　区　長　　酒　井　直　人

福島県喜多方市字御清水東７２４４番地２
喜 多 方 市 長　　遠　藤　忠　一

資料第　121　災害時における相互応援に関する協定書（山形県山形市）

東京都中野区（以下「中野区」という。）と山形県山形市（以下「山形市」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、中野区又は山形市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合に、その被害に対する応急復旧活動等を迅速かつ円滑に実施するため災害時において相互に応援すること（以下「相互応援」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部署）
第２条　中野区及び山形市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、いずれかの地域において大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（相互応援の内容）
第３条　相互応援の内容は、次に掲げるとおりとする。
⑴　食糧、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な物資、資機材、車両等の提供又は貸与
⑵　被災者の救出、救護及び防疫並びに施設等の応急復旧等に必要な物資、資機材、車両等の提供又は貸与
⑶　被災者の救護及び救助並びに応急復旧活動並びに災害復興に必要な職員の派遣
⑷　被災者の受入れのための施設の提供
⑸　前各号に掲げるもののほか、特に相手方から要請のあった事項

（応援要請の手続）
第４条　応援を要請する自治体（以下「要請自治体」という。）は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し電話等により応援を要請し、後日速やかに当該事項を記載した文書を応援自治体に提出するものとする。
⑴　被害の状況
⑵　前条に定める応援の具体的な内容及び必要量
⑶　集結地
⑷　応援場所及び応援場所への経路
⑸　応援を必要とする期間
⑹　窓口となる担当者の職氏名
⑺　前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（物資の輸送等）
第５条　応援に係る救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援自治体が実施するものとする。

（応援経費の負担）
第６条　相互応援に要する経費は、原則として要請自治体の負担とする。
２　応援自治体の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する事務及び経費は、応援自治体の負担とする。
３　応援自治体の職員が応援業務の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、要請自治体がその賠償の責めを負うものとする。ただし、応援自治体の職員の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
４　前３項に定めるもののほか、相互応援に要する経費の負担に関し必要な事項については、中野区及び山形市が協議して定めることができる。

（情報の交換）
第７条　中野区及び山形市は、この協定に基づく相互応援を円滑に行うことができるよう、必要に応じ、相互に防災に関する情報等を共有するものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、中野区及び山形市が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の日の１か月前までに中野区及び山形市のいずれからも終了の申出のないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、両者署名押印の上、各自その１通を保有する。

令和５年１０月２７日

東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
中野区長　　酒井　直人

山形県山形市旅篭町二丁目３番２５号
山形市
山形市長　　佐藤　孝弘

資料第　122　災害時における相互支援に関する協定（(社福）中野区社会福祉協議会）

東京都中野区（以下、「甲」という。）と中野区社会福祉協議会（以下、「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下、「災害応急対策活動等」という。）に係わる相互支援に関し、次のとおり協定する。

（総　則）
第１条　この協定は、区域内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が実施する災害応急対策活動等の相互支援に関し、必要事項を定めるものとする。

（支援要請）
第２条　甲及び乙は、災害応急対策活動等を実施する必要が認められたときに、相互に支援要請するときは、業務内容、期間、場所など必要な事項を明らかにして、要請を行うものとする。
２　要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは口頭または電話等で行い、後日文書により処理するものとする。

（支　援）
第３条　甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って支援するものとする。

（支援の内容）
第４条　支援の内容は、次の事項とする。
⑴　甲が乙に支援するもの
　ア　災害応急対策活動等に必要な情報の提供及び物資、資機材の供給
　イ　災害応急対策活動等に必要な応援職員の派遣
　ウ　生活福祉資金特別貸付の受付場所の提供
　エ　その他、災害の状況により必要とされる業務
⑵　乙が甲に協力するもの
　ア　災害ボランティアの調整を行う、ボランティア本部の設置及び運営に関すること
　イ　乙が管理する、甲所有施設の管理・保全に関すること
　ウ　その他、災害の状況により必要とされる業務

（費用弁償等）
第５条　甲の要請に基づき、乙が実施した災害応急対策活動等に要した次の経費は、甲が負担するものとする。
⑴　乙が管理する、甲所有施設の管理・保全に要した経費
⑵　ボランティア本部設置に要した経費
⑶　人件費（乙の職員（既存及び新たに雇用する臨時職員、非常勤職員を含む。）及び被災自治体の災害ボランティアセンターに派遣される乙の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。））
⑷　旅費（被災自治体以外から災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費）
⑸　⑴から⑷に掲げるもののほか、甲乙協議により甲が負担すべき費用
２　乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（費用の請求及び支払）
第６条　乙は、災害応急対策活動等に要した、前条に係わる費用は、甲にその費用を請求するものとする。
２　甲は、前項の規定により、乙から災害応急対策活動等に要した費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（情報の交換）
第７条　甲及び乙は、この協定による相互支援が円滑に行われるよう、地域防災計画、その他必要な資料及び情報を交換するものとする。
２　乙は、職員の活動態勢を整備し、防災訓練を実施し、または甲の実施する防災訓練へ参加するとともに、災害ボランティアの支援態勢及び活動マニュアルを整備し、災害時におけるボランティア活動に関する啓発を行うものとする。

３　応援自治体の職員が応援業務の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、要請自治体が賠償の責を負うものとする。

（協　議）
第８条　この協定に定めのない事項並びに、この協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附則
１　この協定の証として、本協定書２通作成し、双方署名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。
２　この協定の締結に伴い、平成１１年３月２９日に締結した「災害時における相互支援に関する協定書」は、廃止する。

令和３年９月２１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
中野区長　　酒　井　直　人

東京都中野区中野五丁目６８番７号
社会福祉法人中野区社会福祉協議会
会　　長　　吉　成　武　男

資料第　123　災害時における相互支援に関する協定書（中野区国際交流協会）

中野区（以下、「甲」という。）と中野区国際交流協会（以下、「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下、「災害応急対策活動等」という。）に係わる相互支援に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、区域内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が実施する災害応急対策活動等の相互支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
⑴　語学ボランティア　災害時に、避難所等において外国人被災者のための通訳及び翻訳を行うボランティアをいう。
⑵　ボランティア本部　中野ボランティアセンターが設置する、災害ボランティアの調整を行う機関をいう。

（支援要請）
第３条　甲又は乙は、災害応急対策活動等を実施する必要があると認められたときに、相互に支援要請するときは、業務内容、期間、場所など必要な事項を明らかにして、要請を行うものとする。
２　前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請することができない場合は、口頭又は電話により要請し、事後において文書を提出するものとする。

（支援）
第４条　甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って速やかに支援するものとする。

（支援の内容）
第５条　乙は、次に掲げる事項について、甲に支援を行うものとする。
⑴　外国人被災者に対する情報提供
⑵　語学ボランティアの募集及び登録
⑶　語学ボランティアの派遣に係る調整
２　前項第１号に定める情報提供とは、甲が区報、ホームページその他の媒体を用いて発信する災害関連情報の翻訳を含む。
３　乙は、第１項第２号に定める募集及び登録にあたっては、ボランティア本部との連携及び協力に努めるものとする。

４　甲は、乙が行う第１項に定める支援等に必要な情報の提供、物資及び機材の供給その他の支援を行うものとする。

（費用負担）
第６条　甲の要請に基づき、乙が実施した災害応急対策活動等に要した経費は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）
第７条　甲及び乙は、本協定による相互支援が円滑に行われるよう、地域防災計画、その他必要な資料及び情報を交換するものとする。

（災害時の緊急連絡等）
第８条　甲及び乙は、本協定による相互支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当者及び災害時の緊急連絡方法を定めるものとする。

（語学ボランティアの資質向上）
第９条　乙は、第５条第１項に定める支援が円滑に行われるよう、語学ボランティアに対する研修等を行うなど、語学ボランティアの資質向上に努めるものとする。

（防災訓練等の実施協力）
第10条　甲及び乙は、本協定の実効性を図るため、平常時より防災訓練等の実施に努めるとともに、防災訓練等の実施に当たって相互に協力するものとする。

（協議）
第11条　本協定に定めのない事項、その他本協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を締結した証として、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年４月２２日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　田中　大輔

東京都中野区中野二丁目９番７号
乙　中野区国際交流協会
代表者　理事長　英　直彦

資料第　124　災害時の医療救護活動についての協定書（(一社)中野区医師会）

中野区を「甲」とし、社団法人中野区医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（中野区災害医療コーディネーターの推薦）
第２条　乙は、甲から中野区地域防災計画に基づき設置する中野区災害医療コーディネーター（以下「区コーディネーター」という。）に任命を予定する医師の推薦を求められたときは、乙に所属する医師の中から区コーディネーターとしてふさわしい医師を推薦するものとする。

（区コーディネーターの職務）
第３条　区コーディネーターの職務は、次の各号に掲げる事項に関する医学的な助言及び調整を行うこととする。
⑴　医療救護班、歯科救護班、薬剤師班及び接骨師班の活動に関すること。
⑵　医療情報の収集及び提供に関すること。
⑶　収容先医療機関の確保に関すること。
⑷　東京都地域災害医療コーディネーターとの連携調整に関すること。
⑸　医療救護活動に関すること。

（医療救護班の派遣）
第４条　甲は、中野区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）
第５条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
２　前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。
⑴　医　師　　若干名
⑵　看護婦　　〃
⑶　その他補助事務　　〃

（医療救護班の活動場所）
第６条　乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）
第７条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。
⑴　傷病者に対する応急処置
⑵　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
⑶　転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
⑷　死亡の確認
⑸　区コーディネーターの支援

（指揮命令）
第８条　医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は甲が指定する者が行うものとする。
２　前項の規定により指定された者は、同項に規定する指揮命令等を行うに当たり、区コーディネーターと連携を図るとともに、必要に応じて区コーディネーター業務を支援する体制を整えるものとする。

（医療救護班の輸送）
第９条　乙所属の医療救護班の輸送は原則として甲が行う。

（医療品等の備蓄・輸送）
第１０条　乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。
２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。
３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）
第１１条　救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

（医療費）
第１２条　救護所における医療費は無料とする。
２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）
第１３条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）
第１４条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
⑴　医療救護班の編成・派遣を伴うもの
　ア　医療救護班の編成・派遣に要する経費
　イ　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
　ウ　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
⑵　合同訓練時における医療救護活動の前⑴に係る経費
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
３　区コーディネーターの報酬及び費用弁償は、中野区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年中野区条例第１７号）に定めるところによる。

（中野区災害医療連携会議の設置）
第１５条　甲は、この協定及び中野区地域防災計画に基づく災害時における医療救護、防疫及び保健・健康支援に係る活動の有効な実施体制を確保し、医療救護等活動の円滑な実施を図るため、中野区災害医療連携会議を設置するものとする。

（細　目）
第１６条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（協　議）
第１７条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２６年１月２４日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　田中　大輔

東京都中野区中野二丁目２７番１号
乙　一般社団法人　中野区医師会
代表者　会長　　山田　正興

資料第　125　災害時の歯科医療救護活動についての協定書（(社）東京都中野区歯科医師会）

中野区を「甲」とし、一般社団法人東京都中野区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（歯科救護隊の派遣）
第２条　甲は、中野区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科救護隊の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科救護隊を編成し、甲が設置する歯科医療救護所及び緊急医療救護所又は医療救護所に派遣するものとする。
３　前項の定めによる派遣先については、急性期以降は必要に応じ、甲乙協議のうえ歯科医療救護所及び４か所程度の医療救護所に集約するものとする。

（歯科医療救護計画の策定）
第３条　乙は、本協定で定める歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
２　乙は、前項の災害歯科医療救護計画を策定するにあたっては、一般社団法人東京都中野区医師会等の関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。
３　前条に定める歯科救護隊の構成人員は、次のとおりとする。
⑴　歯科医師　　若干名
⑵　歯科衛生士　　若干名
⑶　その他補助事務等　　若干名

（歯科医療救護活動の場所）
第４条　乙所属の歯科救護隊は、甲が設置する歯科医療救護所、緊急医療救護所及び医療救護所において、歯科医療救護活動等を実施するものとする。

（歯科救護隊の業務）
第５条　歯科救護隊の業務内容は、次のとおりとする。なお、業務実施に際しては一般社団法人東京都中野区医師会と協力して行うこととする。
⑴　傷病者に対する応急処置
⑵　災害拠点病院等への搬送の要否及び搬送順位の決定
⑶　搬送困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導等
⑷　検視・検案に際しての法歯学上の協力等
⑸　その他、甲が必要と認める業務

（指揮命令）
第６条　歯科救護隊に係る指揮命令および歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科救護隊の輸送）
第７条　乙所属の歯科救護隊の輸送は原則として甲が行う。

（災害時医薬品・医療資器材等の備蓄・輸送・配布）
第８条　乙所属の歯科救護隊は、原則として甲が別に定める場所１か所程度に備蓄する医薬品等を使用するものとする。
２　歯科医療救護所、緊急医療救護所及び医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。
３　災害時医薬品・医療資器材等の輸送・配布は、原則として甲が行う。
４　災害時医薬品・医療資器材等について、甲乙で４年に１度見直し、甲が整備するものとする。

（後方医療施設における歯科医療救護）
第９条　歯科医療救護所等において医療施設での歯科医療を必要とする患者があった場合は、甲は、後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

（医療費）
第１０条　歯科医療救護所、緊急医療救護所及び医療救護所における医療費は、無料とする。
２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練への参加）
第１１条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

（費用弁償等）
第１２条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
⑴　歯科救護隊の編成・派遣を伴うもの
ア　歯科救護隊の編成・派遣に要する経費
イ　歯科救護隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
ウ　歯科救護隊の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
⑵　合同訓練時に係る経費
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（医事紛争の処理）
第１３条　乙が派遣する歯科救護隊が行った歯科医療救護活動において、傷病者との間に医事紛争が生じた場合には、甲乙協議の上、解決のための適切な措置を講じるものとする。
２　乙が行った歯科医療救護活動に関して、傷病者と収容した後方支援医療機関との間に医事紛争が生じた場合には、前項と同様に措置するものとする。

（第三者に対する損害賠償）
第１４条　乙が歯科医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については、甲乙協議の上、その賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

（中野区災害医療連携会議の設置）
第１５条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する中野区災害医療連携会議を設置するものとする。

（細　目）
第１６条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（協　議）
第１７条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）
第１８条　この協定の有効期間は協定締結日から 4 年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後は、この例によるものとする。

（協定の見直し）
第１９条　この協定は、原則、４年に一度見直しを行うこととする。ただし、見直しの必要がない場合についてはこの限りではない。

附則
１　甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

２　この協定の締結に伴い、平成７年１２月１２日付で甲乙間で締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」は廃止する。

令和４年（２０２２年）１１月１５日

東京都中野区中野４丁目８番１号
甲　　東京都中野区
　　中野区長　　酒井　直人

東京都中野区中野２丁目１４番１７号
乙　　一般社団法人　東京都中野区歯科医師会
　　会長　　酒井　秀夫

資料第　126　災害時における応急措置用薬品等の優先供給に関する協協定書（(社）中野区薬剤師会）

災害時における応急措置用薬品等の優先供給に関し、中野区（以下「甲」という。）と、社団法人中野区薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）
第１条　この協定は、災害の発生により、甲が開設した医療救護所内に傷病者が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て、その応急措置用の薬品等（以下「薬品等」という。）を調達し、傷病者に供給することについて必要な事項を定める。

（要　請）
第２条　甲は、災害の発生により薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対して、薬品等の名称、数量、納入場所その他必要事項を指示し、その供給を要請するものとする。

（優先供給）
第３条　乙は、前条の規定により薬品等の供給について要請があったときは、甲に対し優先的に提供するものとする。

（代金の請求及び支払）
第４条　乙は、甲の要請により薬品等を納入したときは、甲にその代金を請求するものとする。
２　乙が甲に供給した薬品等の価格は、当該災害の発生直前における実費相当額とする。
３　甲は、第１項の規定により乙から薬品等の代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協力店の表示等）
第５条　甲は、乙の会員の承諾を得て、当該会員の店舗に「中野区災害応急薬品等提供協力店」の表示をすることができる。
２　乙は、会員に異動があったときは、甲に報告するものとする。

（災害補償）
第６条　乙の会員が、甲の要請に基づき薬品等を輸送中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、「水防及び災害措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（細　目）
第７条　この協定を実施するため必要な細目は、別に定める。

（協定の期間及び更新）
第８条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成２１年８月３１日までとする。
　ただし、期間満了の日の３カ月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、この例によるものとする。

（協　議）
第９条　この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２０年９月１日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　　田　中　大　輔

乙　　中野区中野一丁目１５番７号
社団法人　中野区薬剤師会
会　　長　　保　坂　直　孝

資料第　127　災害時の医療救護活動についての協定書（(社)中野区薬剤師会）

中野区を「甲」とし、社団法人中野区薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（薬剤師班の派遣）
第２条　甲は、中野区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、甲が設置する医療救護所及び医薬品の集積場所に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）
第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
２　乙は、前項の災害医療救護計画を策定するにあたっては、社団法人中野区医師会との密接な連携のもとに行なうものとする。
３　前条に定める薬剤師班の構成人数は、薬剤師２名を１班とする。

（薬剤師班の活動場所）
第４条　薬剤師班は、甲が設置する医療救護所及び医薬品集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）
第５条　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。
⑴　医療救護所における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
⑵　医療救護所及び医薬品集積所等における医薬品の仕分け及び管理
⑶　甲の要請に基づく医薬品の調達

（指揮命令）
第６条　薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）
第７条　薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

（医療品等の備蓄・輸送）
第８条　薬剤師班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。
２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。
３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（調剤費）
第９条　医療救護所における調剤費は、無料とする。

（合同訓練）
第１０条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤及び服薬指導を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）
第１１条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
⑴　薬剤師班の編成・派遣を伴うもの
　ア　薬剤師班の編成・派遣に要する経費
　イ　薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ　薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
⑵　合同訓練時における医療救護活動の前（１）に係る経費
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会の参画）
第１２条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が設置する中野区災害医療運営連絡会に参画するものとする。

（細　目）
第１３条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（協　議）
第１４条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２３年３月１５日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中 野 区
代表者　中野区長　田　中　　大　輔

東京都中野区中野一丁目１５番７号
乙　社団法人　中野区薬剤師会
代表者　会　　長　田　村　　一　美

資料第　128　災害時における医療（応急）救護活動に関する協定書（東京都柔道整復師会中野支部）

中野区を「甲」とし、（公社）東京都柔道整復師会中野支部を「乙」として、甲乙間において、災害時における医療（応急）救護活動に関する協定を、次のとおり締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、甲が、中野区地域防災計画に基づき災害時に実施する医療（応急）救護活動について、乙が協力するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復師班の派遣）
第２条　甲は、中野区地域防災計画に基づき医療（応急）救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、柔道整復師班の派遣を要請するものとする。
２　乙は、甲から前項の要請を受けた場合は、直ちに柔道整復師を現地の拠点医療救護所等に派遣するものとする。
３　中野区内に震度６弱以上の地震が発生した場合は、前２項による甲からの派遣要請がない状態であっても、乙は直ちに柔道整復師班を派遣するものとする。この場合において、乙は派遣後速やかに甲に報告するものとする。
４　乙所属の会員が、自主的に柔道整復師班へ出動して医療救護活動を行い、乙が甲に報告した場合は、乙が派遣する会員とみなす。

（柔道整復師班の活動場所）
第３条　柔道整復師班は、甲が設置する拠点医療救護所・緊急医療救護所等において、医療（応急）救護活動を実施するものとする。

（柔道整復師の業務）
第４条　柔道整復師班は、救護所等において甲及び中野区医師会が編成する医療救護班の医師の指示により以下の業務を行う。
⑴　傷病者に対する応急救護（柔道整復師法に規定された業務の範囲）
⑵　トリアージの補助
⑶　拠点医療救護所・緊急医療救護所等の運営に必要な業務
⑷　傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

（衛生材料等の備蓄・輸送）
第５条　乙所属の柔道整復師は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する衛生材料等を使用するものとする。
２　備蓄衛生材料等の輸送は、原則として甲が行う。
３　拠点医療救護所・緊急医療救護所等において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（施術費）
第６条　拠点医療救護所等における施術費は無料とする。
２　後方柔道整復施設における施術費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）
第７条　甲は、乙の協力に係る次の費用について、その実費を弁償するものとする。
⑴　協力に必要な柔道整復師の編成・派遣に要する経費
⑵　柔道整復師が携行した衛生材料等を使用した場合の実費弁償
⑶　防災訓練における医療救護活動の前（１）に係る経費
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（損害補償）
第８条　甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害補償については、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和５１年７月２６日中野区条例第３３号）」に定めるところにより、損害補償を行うものとする。

（災害応急救護計画の策定及び提出）
第９条　乙は、本協定で定める応急救護を実施するため、災害応急救護計画（以下、「計画」という。）を策定し、甲に提出するものとする。
２　乙は、前項の計画を策定するに当たっては、災害時の応急救護を円滑に進めるために、中野区医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

（防災訓練への参加）
第10条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（災害医療連携会議への参画）
第11条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が設置する中野区災害医療連携会議に参画するものとする。

（細　目）
第12条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（協　議）
第13条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）
第14条　この協定の有効期間は協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲・乙何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（旧協定の取り扱い）
第15条　この協定の締結に伴い、平成28年1月25日付で甲と乙との間で締結した「災害時における応急救護活動に関する協定書」は、廃止する。

この協定を証するため、本書２通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成２９年１２月１５日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中 野 区
中野区長　　田　中　大　輔

東京都中野区中央三丁目４８番８号
乙　（公社）東京都柔道整復師会中野支部
支 部 長　　青　沼　　守

資料第　129　災害時における救護活動等についての協定書（(公社）東京都助産師会新宿・中野・杉並地区分会）

中野区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都助産師会新宿・中野・杉並地区分会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時において甲が妊婦、じょく婦及び乳児等（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助産師の派遣要請）
第２条　甲は、妊産婦等支援活動を行う必要が生じた場合は、乙に助産師の派遣を要請するものとする。なお、派遣の要請は必要事項を明記した文書により行うものとするが、緊急時等これにより難い場合は、この限りではない。
２　乙は、前項の規定により甲の要請があった場合は、原則として助産師複数名をもって班を編成し、甲が指定する医療救護所等へ派遣するものとする。

（協力の内容）
第３条　甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとする。
⑴　甲が指定する施設を巡回し、妊産婦等に対する保健指導及び心身のケアを実施し、相談に応じること。
⑵　妊産婦等又は傷病者に対し、必要に応じて衛生材料等を提供すること。
⑶　後方医療施設等への転送が困難な妊産婦等に対し、医師等の診療補助を行うこと。
⑷　その他甲の要請により乙が応じられること。
２　前項各号に規定する協力を実施する際は、必要に応じて中野区医師会、中野区薬剤師会、その他の団体等と協力して行うものとする。

（経費の負担等）
第４条　次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。
⑴　助産師の班の編成及び派遣に要した経費
⑵　第３条第１項各号に規定する協力の実施に際し使用した衛生材料等の経費
⑶　その他甲乙協議のうえ必要と認める経費
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（損害補償）
第５条　甲の要請に基づき、妊産婦等支援活動に協力した者に損害が生じた場合の補償は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和５１年７月２６日中野区条例第３３号）」の規定に基づき行うものとする。

（防災訓練への協力）
第６条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

（有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後この例による。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和２年８月１９日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
中野区長　　酒　井　直　人

東京都中野区野方五丁目１８番３号
乙　公益社団法人　東京都助産師会新宿・中野・杉並地区分会
地区分会長　　大久保　久　美

資料第　130　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（医薬品等卸売り業者）

中野区（以下「甲」という。）と当該医薬品卸売り事業者（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）
第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。
２　前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（要請事項の措置等）
第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）
第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。
⑴　医薬品
⑵　衛生材料
⑶　医療器具
⑷　前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）
第５条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。
２　前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。
３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）
第６条　この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）
第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（委任）
第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期限）
第10条　この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

締結日	甲	乙
平成２７年８月６日	東京都中野区 　　中野四丁目８番１号 中野区代表者 中野区長　　田中　大輔	東京都千代田区内神田一丁目１２番１号 アルフレッサ株式会社 代表取締役社長　　鹿目　広行
		愛知県名古屋市東区東片端町８番地 株式会社スズケン 代表取締役社長　太田　裕史
		東京都世田谷区代沢五丁目２番１号 東邦薬品株式会社 代表取締役社長　　枝廣　弘巳
		新潟県新潟市西区流通センター ４丁目６番地２ 株式会社マルタケ 代表取締役　田中　香枝子
		東京都中央区八重洲二丁目７番１５号 株式会社メディセオ 取締役副社長東京支社長　嶋路　博昭

資料第　131　災害時における区と獣医師会との協力に関する協定書（(社)獣医師会中野支部）

災害時における協力に関し、中野区を「甲」とし、社団法人東京都獣医師会中野支部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき、甲が行う動物に関わる救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
　ただし、ここでいう動物とは人の飼育する動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの（東京都動物の愛護及び管理に関する条例（昭和５４年東京都条例第８１号）第２条第２項に規定する特定動物を除く）とする。

（協力業務の内容）
第２条　乙の協力業務の内容は次のとおりとする。
⑴　負傷した動物への応急手当に関すること
⑵　乙の会員病院への転送の要否決定
⑶　動物の死亡確認
⑷　甲が実施する動物に関わる保護・救護活動に対する指導、公衆衛生活動
⑸　乙の協力業務に必要な医薬品、ペットフード等の備蓄及び調達

（甲の負担）
第３条　甲は、乙に対し、応急対策の状況に応じ可能なかぎり次の事項に協力することとする。
⑴　防災無線機等通信手段の貸与
⑵　前条第５号に掲げる備蓄及び調達
⑶　負傷動物等の搬送

（協力要請などの手続）
第４条　甲は、動物に関わる救護活動を実施する必要が生じた場合には、乙に対し、業務内容、日時、実施場所その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。
２　甲の要請は電話又は防災無線等をもって連絡するものとし、その後速やかに、甲は災害時協力要請書を乙に提出するものとする。
３　乙は、前２項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに獣医療救護班を編成し、甲が指定する動物救護活動実施場所へ派遣するものとする。

（業務報告）
第５条　乙は、協力業務を実施したときは、次に掲げる事項を電話又は防災無線等をもって甲に報告するものとする。
⑴　実施業務内容
⑵　従事者の氏名
⑶　その他必要な事項

（災害時活動計画の策定及び提出）
第６条　乙は、協力業務を実施するため、災害時活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
２　前項の計画に変更があった際も、また同様とする。

（連絡調整）
第７条　この協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙とが行う。

（活動の停止）
第８条　乙は、救護活動がきわめて困難または不可能と認める場合又は災害が終息したと認められる場合に、甲と協議して救護活動を停止することができる。

（医療費）
第９条　避難所に設置された救護施設における医療費は、無料とする。

２　乙の会員病院における医療費は、原則として飼い主負担とする。

（合同訓練）
第１０条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同調練に参加するとともに、飼い主に従って当該訓練に参加した動物中、傷病動物が発生した場合の医療救護を合わせ担当するものとする。

（費用弁償）
第１１条　甲の要請に基づき、乙が協力業務を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。
⑴　獣医療救護班の編成・派遣を伴うもの
　ア　獣医療救護班の編成・派遣に要する経費
　イ　乙が調達及び使用した医薬品等及びペットフードの実費弁償
⑵　合同訓練時における前号に係る経費
２　前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
３　乙はボランティアの活用、寄付金の利用、企業・団体・個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。

（従事者の災害補償）
第１２条　甲の要請に基づき出動した乙の会員が応急対策業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（非常処置）
第１３条　乙は、被災動物が救護できない状態になったと認められる場合又は、「東京都動物の保護及び管理に関する条例」、「東京都動物の保護及び管理に関する条例施行規則」に基づき人の生命、身体又は財産に対する急迫の侵害のおそれがあると認められた場合は、甲と協議して非常処置を行うことができる。
２　前項の場合、可能な限り被災動物の所有者の了解を得るか、または後日所有者に連絡するために必要な措置を講じておくよう努めなければならない。

（平常時の努力）
第１４条　甲及び乙は、平常時から災害時の対応について飼い主への啓発に努めるものとし、その内容は次のとおりとする。
⑴　避難時の動物の同行避難
⑵　避難所での動物の管理
⑶　動物収容設備（ケージ等）の準備
⑷　ペットフードの備蓄
⑸　犬に対する狂犬病の予防注射の接種、区への登録
⑹　その他動物の健康管理に関すること

（協定期間および更新）
第１５条　この協定の有効期間は平成１７年３月２９日から平成１８年３月２８日までとする。
２　前項の期間満了の３ケ月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（細目）
第１６条　この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

（協議）
第１７条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえに決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成１７年3月２９日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　　田中大輔

乙　　中野区若宮三丁目３番１０－１０２号
社団法人東京都獣医師会中野支部
支部長　　西嶌和夫

資料第　132　災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書（東京都米穀小売商業組合中野支部）

災害時における応急用精米の優先供給に関し、中野区（以下「甲」という。）と、東京都米穀小売商業組合中野支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目　的）
第１条　この協定は、区内に食糧の応急給与を必要とする災害が発生したときに、中野区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、区内米穀小売販売業者の積極的な協力を得ることにより、円滑に応急用精米の確保を図ることを目的とする。

（精米確保の目標）
第２条　この協定により確保する応急用精米の量は、中野区における被害想定人口２４万人（東京都防災会議が「東京区部における地震被害の想定に関する報告」において示した人口）の２食分、概ね５０万食を当面の目標とする。

（要　請）
第３条　甲は、災害が発生し、甲の備蓄物資のみでは十分な援助ができない場合に、乙に対し、応急用精米の優先供給を要請するものとする。

（協　力）
第４条　乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、できる限り協力する。
⑴　甲から精米供給の要請があったときは、甲の指示する場所に、甲の要請する数量の精米を納入すること。
⑵　乙は、災害時における甲からの要請に備え、平常時から組合員１店舗当り３００kg、中野支部全体で４５，６００kg（６０kg入、７６０俵）の精米を確保しておくこと。
⑶　応急用精米の包装は、運搬が容易なものとすること。

（調　査）
第５条　甲は、乙の組合員に対して毎年９月と３月に、前条第２号の規定についての調査を行うことができる。
２　乙は、前項の調査について協力するものとする。

（価格及び費用の請求）
第６条　応急用精米の価格は、当該応急用精米を必要とする災害が発生した直前の販売価格とする。
２　乙は、第４条第１号の規定により、甲に応急用精米を納入したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。
３　乙は、甲の要請により応急用精米を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができる。

（代金の支払）
第７条　甲は、乙から前条第２項及び第３項の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

（従事者の災害補償）
第８条　甲の要請に基づき、応急用精米を輸送中に乙の組合員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（看板の掲示）
第９条　甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「中野区災害時食糧協力店」の看板を掲示することができる。

（細　目）
第１０条　この協定を実施するため必要な細目は、別に定める。

（協定期間及び更新）
第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成４年８月１９日までとする。
　ただし、期間満了の日の３カ月前までに甲乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後は、この例によるものとする。

（協　議）
第１２条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３年８月２０日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
　　中　野　区
　　代表者　中野区長　　神　山　好　市

乙　　中野区中野三丁目３４番１５号
　　東京都米穀小売商業組合中野支部
　　代表者　中野支部長　中　村　　昇

資料第　133　災害時における応急物資の調達に関する協定書（中野区商店街連合会）

中野区（以下、「甲」という。）と中野区商店街連合会（以下、「乙」という。）とは、災害時における応急物資の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき、甲の実施する災害応急活動としての物資の調達に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（要　請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして協力を要請するものとする。

（協　力）
第３条　乙は、前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り可能な範囲において、協力するものとする。

（物資の範囲）
第４条　乙が提供する物資の内容は、次の範囲のものとする。
⑴　食料品
⑵　日用品
⑶　衣料品
⑷　応急対策用資機材

（物資の供給）
第５条　乙は、甲より要請のあった物資については、甲の具体的な指示により、迅速に確保及び供給するものとする。
２　乙は、要請のあった物資をあらかじめ定めた供給拠点に集積し、甲に引渡すものとする。

（物資の輸送）
第６条　物資の引渡し後の輸送業務は、甲が行うものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、乙より受領した物資について、災害発生直前の店頭販売価格を負担する。

（費用の請求及び支払）
第８条　乙は、業務終了後、速やかに甲に報告し、前条にかかる費用を請求する。
２　甲は、前項による請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（情報提供）
第９条　甲及び乙は、毎年１回、防災計画、災害時緊急連絡体制等について相互に情報を交換することとする。

（細　目）
第１０条　この協定を実施するため、別に細目を定めることができる。

（協　議）
第１１条　この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成９年３月２１日

中野区中野四丁目８番１号
甲　中　野　区
区　長　　神　山　　好　市

中野区新井一丁目９番１号
乙　中野区商店街連合会
会　長　　鈴　木　　勝　定

資料第　134　災害時における食料品等の供給に関する協定書（㈱コモディイイダ）

中野区（以下、「甲」という。）と、株式会社コモディイイダ（中野店及び沼袋店）（以下、「乙」という。）とは、災害時における食料品等の供給に関する協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき、甲が被災者に対して配布する食料品等の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要　請）
第２条　甲は、災害が発生し、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協　力）
第３条　乙は、前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。

（協力の内容）
第４条　乙の協力の内容は、次の範囲のものとする。
　１．食料品の供給
　２．日用品の供給
　３．衣料品の供給

（物資の輸送等）
第５条　甲は、乙の供給する物資を輸送する車両を確保し、乙の指定する場所で集積するものとする。

（価格及び費用の請求）
第６条　乙が第４条の規定により供給する物資の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。
２　乙は、甲に物資を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。

（代金の支払）
第７条　甲は、前条第２項の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

（細　目）
第８条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協　議）
第９条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証しとして、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成９年５月９日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
　　中野区代表者
　　中野区長　　神　山　好　市

乙　東京都北区滝野川七丁目２７番１４号
　　株式会社コモディイイダ
　　代表取締役　　松　澤　志　一

資料第　135　災害時における給食の供給に関する協定書（学校法人織田学園）

災害時における給食の供給に関し、中野区（以下「甲」という。）と織田学園（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区内に地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が避難者等に対して行う食品給与について乙から給食の供給を受けることに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）
第２条　この協定により、災害が発生し、避難者等に給食が必要な場合は、甲は乙に対し、給食の供給について協力要請を行うことができる。

（乙の協力）
第３条　乙は、甲からの要請に対し、出来る限り給食の供給を行うこととする。また、乙が災害時に供給可能な給食 第４条数について、あらかじめ甲に報告することとする。

（協力要請の手続）
第４条　第２条の協力要請は、原則として、日時、給食数、供給方法その他必要な事項を示して甲から乙に「要請書」を交付して要請する。ただし、緊急を要する場合で書面により難い場合は、口頭で要請することができるものとする。

（報告）
第５条　乙は、甲から要請された業務が終了した場合には、速やかに「実績報告書」を提出し、甲に報告する。

（費用負担）
第６条　甲からの要請に基づき、乙が実施した業務の経費については、甲が負担する。
２　経費の額については、材料費、給食調理の実費とし、甲と乙とで協議の上、定めるものとする。

（その他）
第７条　この協定に定めのない事項及び細目については、甲乙が協議して決定するものとする。

平成１７年１２月１３日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

乙　東京都中野区中野五丁目３２番８号
学校法人織田学園代表者
理事長　織　田　稔　子

資料第　136　災害時における食料品供給に関する協定書（㈱サカガミ）

中野区（以下、「甲」という。）と、株式会社サカガミ（スーパーサカガミ野方店）（以下、「乙」という。）とは、災害時における食料品の供給に関する協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき、甲が被災者に対して配布する食料品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要　請）
第２条　甲は、災害が発生し、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協　力）
第３条　乙は、前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。

（食料品の輸送等）
第４条　甲は、乙の供給する食料品を輸送する車両を確保し、乙の指定する場所で集積するものとする。

（価格及び費用の請求）
第５条　乙が供給する食料品の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。
２　乙は、甲に食料品を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。

（代金の支払）
第６条　甲は、前条第２項の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

（細　目）
第７条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協　議）
第８条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成９年５月３０日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　神　山　好　市

乙　東京都豊島区駒込六丁目２６番１６号
株式会社サカガミ
（スーパーサカガミ野方店）
代表取締役　坂　上　和　也

資料第　137　災害時の物資供給及び街頭消火器の設置協力に関する覚書（㈱セブン・イレブン・ジャパン）

中野区（以下「甲」という。）と株式会社セブン－イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、平成２８年１０月３１日付甲乙で締結した地域活性化包括連携協定に基づき、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合の、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給等に関して次のとおり覚書を締結する。

（要請）
第１条　甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙において可能な範囲内での物資の供給を要請することができる。
⑴　中野区に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
⑵　甲の関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（物資の範囲）
第２条　甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるものとする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の供給の可否及び供給数量等を決定するものとする。
⑴　食料品
⑵　飲料品
⑶　日用品
⑷　その他甲が指定する物資

（物資の数量）
第３条　甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）
第４条　第１条の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）
第５条　乙が第１条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を文書その他の方法により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）
第６条　物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。
２　甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）
第７条　甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
２　物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
３　前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

（連絡責任者の報告）
第８条　甲と乙は、この覚書の成立にかかる連絡責任者を覚書締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）
第９条　甲は、第６条に基づく乙の物資運搬が円滑に行われるよう、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援その他の必要な支援に努めるものとする。

（街頭消火器の設置協力）
第１０条　甲は、中野区内で発生する火災の初期消火のために甲が設置する街頭消火器（以下「街頭消火器」という。）について、乙の直営店又は加盟店（以下、総称して「セブン－イレブン店」という。）の店舗敷地（以下「店舗敷地」という。）内に設置することが効果的と判断する場合は、乙に対し、かかる設置を要請することができる。
２　前項の要請に基づく店舗敷地への街頭消火器の設置の可否については、乙が決定するものとする。なお、甲は、当該街頭消火器の設置にあたっては、乙が加盟店のオーナー及び店舗敷地にかかる権利者その他関係者の承諾を得る必要があり、また、当該承諾にかかわらず、乙による街頭消火器の設置可否の決定にあたっては、セブン－イレブン店の営業等への影響その他乙の事情が優先されることを了解するものとする。
３　前二項に基づき店舗敷地内に設置される街頭消火器の設置場所の使用料は無償とする。
４　第１項及び第２項に基づき店舗敷地内に設置される街頭消火器の設置及び管理は、甲が自らの費用と責任において行うものとし、当該街頭消火器に関する事故等が発生した場合には、甲がその責を負う。ただし、乙又は乙の加盟店若しくは第三者の責に帰する場合はこの限りでない。
５　乙は、３ヶ月前までに甲に通知することにより、甲に対し第１項及び第２項に基づき設置された街頭消火器の撤去並びに当該設置場所の原状回復及び明渡しを求めることができる。この場合のかかる撤去、原状回復及び明渡しについては、甲が自らの費用と責任において行うものとする。

（協議）
第１１条　この覚書に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）
第１２条　この覚書の有効期限は平成２８年１０月３１日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の１ヶ月前までに甲乙いずれからも覚書解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（解除）
第１３条　前条の定めにかかわらず、甲乙いずれかが、相手方に対し、１ヶ月前までに書面で通知することにより、この覚書を解約することができる。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年１０月３１日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　田中　大輔

乙　東京都千代田二番町８番地８
株式会社セブン－イレブン・ジャパン
代表取締役社長　古屋　一樹

資料第　138　給水施設の維持管理及び運用に関する協定書（東京都）

東京都知事を甲とし、中野区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

（目　的）
第１条　この協定は、甲が東京都震災条例（平成１２年東京都条例第２０２号）に基づき中野区江古田一丁目３番中野区立みずのとう公園内、中野区江古田三丁目１４番中野区立北部防災公園内（仮称）及び中野区弥生町五丁目４番中野区立弥生公園内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協　力）
第２条　甲と乙とは、給水施設を設置した趣意に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

（維持管理）
第３条　甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。
２　前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

（応急給水）
第４条　乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

（費用負担）
第５条　甲は、第３条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。
２　乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

（関連区）
第６条　乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の区と別途協議するものとする。

（実施細目）
第７条　乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

（適用期日）
第８条　この協定は、平成１８年４月１日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成１８年４月２４日

甲　　東京都知事　　石　原　慎太郎

乙　　中野区長　　田　中　大　輔

資料第　139　災害時における給水協力に関する協定書（東京建物㈱）

中野区（以下「甲」という。）と東京建物株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に応急給水が必要となった場合の協力関係について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結するものとする。

（協力要請）
第１条　甲は、災害が発生し、区民への応急給水が必要となり、かつ給水能力に不足を生じたとき、乙に対し、乙の管理する次の防災井戸による水の供給を要請するものとする。
・所在地　　東京都中野区中野四丁目１０番２号
・建物名称　　中野セントラルパークサウス

（要請手続き）
第２条　甲は乙に協力を要請するときは、日時等、必要事項を明らかにした文書により要請する。ただし、文書により要請することができない緊急の場合は、口頭により要請し、後日文書により処理するものとする。

（維持管理）
第３条　井戸水揚水施設の維持管理は乙が行うものとする。ただし、甲が乙の了承を得て、井戸水揚水施設の改修を行う場合には、甲の負担により行うものとし、当該改修部分に係る維持管理費用は甲が負担するものとする。

（給水協力）
第４条　乙は、乙の管理する井戸水揚水施設が罹災せず、かつ揚水用電源が確保されている場合に限り、水道が復旧するまでの間、自らが災害用として利用する分を除き、甲に対して生活用水の給水協力を行うものとする。

（費用負担）
第５条　甲は、前条の規定により乙が水の供給を行った場合、その供給した日数に応じ、営業用水道料金に準じた金額を負担する。

（費用の請求及び支払い）
第６条　乙は、第４条の規定により水の供給を行った場合、その供給した日数に応じ、甲にその料金を請求するものとする。
２　甲は、第１項により乙から請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（水質検査）
第７条　井戸水検査については、甲は乙と協議のうえ適時、行うものとする。

（細目）
第８条　この協定を実施するため必要な細目は別に定めるものとする。

（協定期間及び更新）
第９条　この協定の期間は、平成２４年６月１日から平成２７年５月３１日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに甲乙のいずれからも協定解除または変更の申し出がないときは、更に３年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（協議）
第１０条　本協定に定めのない事項、その他本協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を締結した証として、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２４年３月３０日

甲　　東京都中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　　田中　大輔

乙　　東京都中央区八重洲一丁目９番９号
　　東京建物株式会社
　　代表取締役社長　　佐久間　一

資料第　140　災害時における飲料水の優先供給に関する協定（東京キリンビバレッジサービス㈱）

中野区（以下「甲」という。）と東京キリンビバレッジサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、中野区の区域内（以下「中野区内」という。）に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における乙の飲料水の優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（飲料水供給の要請）
第１条　甲は、災害時の応急対策活動において、緊急に飲料水を調達する必要があるときは、乙に対し、飲料水の供給を要請することができる。
２　前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後文書により行うものとする。

（協力内容等）
第２条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、甲への飲料水の優先供給を行う。
２　優先供給の対象となる飲料水は、乙の営業所等において管理する飲料水とし、乙は、当該営業所等の所在地、在庫一覧を予め甲へ届け出るものとする。

（飲料水の受領）
第３条　飲料水の受領場所は、前条第２項の規定により届け出た営業所等の敷地内とする。ただし、乙による運搬が可能な場合は、乙は甲の指定する場所への運搬に協力するものとする。
２　甲は、前項の規定による飲料水の受領場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

（報告）
第４条　乙は、甲の要請により飲料水を供給したときは、甲にその供給内容を納品書により報告するものとする。

（連絡責任者等）
第５条　災害時における飲料水の供給活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、予め甲乙双方の連絡責任者を定める。
２　甲及び乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（費用の負担）
第６条　甲は、第３条の規定により乙の飲料水を受領した場合には、これに要した費用を負担するものとする。
２　前項の費用の額の算定は、次によるものとする。
⑴　飲料水の価格は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上、決定する。
⑵　飲料水の運搬を要した場合は、当該実費額とする。

（費用の請求）
第７条　乙は、甲の要請による飲料水の供給を行った場合は、その実績を集計し、その費用について甲に一括して請求するものとする。

（費用の支払）
第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から当該費用の請求があったときは、乙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、本協定締結の日から１年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、期間満了の１月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１０条　この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲乙が協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成２５年３月１１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　田　中　大　輔

東京都千代田区神田和泉町１番地
乙　東京キリンビバレッジサービス株式会社
取締役社長　　橋　本　浩　二

資料第　141　備蓄飲料の無償提供に関する覚書（キリンビバレッジ㈱）

中野区（以下「甲」という。）とキリンビバレッジ株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が中野四季の都市エリアマネジメントへの協力提案として甲へ無償で提供する備蓄飲料に関して取り扱いを定めるため、次のとおり覚書を締結する。

（飲料の提供）
第１条　乙は、中野四季の都市エリアマネジメントへの協力の一環として、甲に対し以下の備蓄飲料を無償で提供する。

品　　目　飲料水
規　　格　ペットボトル（500ｍｌ）
賞味期限　提供又は更新時より２年以上のもの

（飲料の更新）
第２条　乙は、本覚書の有効期間中、賞味期限が到来する概ね３月前までに前条により甲へ提供した備蓄飲料の更新を行う。
２　更新に係る費用は、乙の負担とする。

（提供数）
第３条　乙が行う備蓄飲料の提供数は、年間７，００８本とする。
２　提供数は、備蓄飲料の更新時に必要に応じて見直しを行うことができるものとする。
３　甲は、前２項に関して乙に対し必要な書類の提出を求める事ができるものとする。

（備蓄飲料の搬入）
第４条　乙は、甲が指定する保管場所へ備蓄飲料を搬入する。
２　乙は、あらかじめ搬入計画を作成し、甲へ届け出るものとする。

（備蓄飲料の保管）
第５条　甲は、保管場所に搬入された飲料を良好な状態に保つよう維持管理を行うものとする。

（備蓄飲料の活用）
第６条　甲は、乙から提供された備蓄飲料を災害時における中野四季の都市エリア周辺の帰宅困難者対策等に活用する。

（有効期間等）
第７条　本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から１年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、期間満了の１月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない時は、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第８条　本覚書に疑義が生じた場合又は本覚書に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲、乙及び丙は協議の上、決定するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成２５年３月２１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　田　中　大　輔

東京都代田区神田和泉町１番地
乙　キリンビバレッジ株式会社
常務執行役員首都圏地区本部長　松　下　　隆

資料第　142　災害時における自販機内在庫商品提供に関する覚書（キリンビバレッジ㈱、東京キリンビバレッジサービス㈱）

中野区（以下「甲」という。）、キリンビバレッジ株式会社（以下「乙」という。）及び東京キリンビバレッジサービス株式会社（以下「丙」という。）とは、区立中野四季の森公園に乙が設置した自動販売機（以下「自販機」という。）の設置許可に係る条件書第４条に基づき、災害時における自販機内在庫商品提供に関する取り扱いを定めるため、次のとおり覚書を締結する。

（専用鍵の貸与等）
第１条　丙は、甲に対し乙自販機の専用鍵（以下「専用鍵」という）を貸与する。
２　甲は、専用鍵の貸与を受けるに当たり、専用鍵の管理者を丙に通知するものとし、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理する。
３　甲は、甲が専用鍵を毀損、紛失等することにより乙自販機内の商品が毀損、紛失等した場合、直ちに丙に通知するとともに専用鍵及び当該商品の代金を負担する。
４　甲は、前項の他、乙自販機に損傷又は故障その他の異常を認めた場合は、直ちにその旨を丙に通知する。

（商品の提供）
第２条　災害時、甲は、専用鍵を使用して乙自販機内に在庫する商品の提供を受けることができる。
２　甲は、前項の商品の提供を受ける場合、事前に丙に対し書面によって要請し、丙の承諾を得なければならない。但し、災害の状況によりこれが不可能と客観的に判断される場合には、口頭等での要請又は事後の書面による報告で足りる。
３　第１項によって提供される商品は災害発生時に乙自販機内に在庫する商品のみとし、災害発生後に補充した商品は対象外とする。
４　第１項によって提供された商品は乙の負担とし、乙は丙に対して、第１項によって提　供された商品の乙の丙に対する納価相当額を支払う。

（譲渡等の禁止）
第３条　甲は、乙自販機を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。
２　甲は、本覚書及び本覚書から生じる全部又は一部の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（有効期間等）
第４条　本覚書の有効期間は、乙自販機の設置の日から撤去の日までの間とする。
２　理由の如何を問わず、本覚書が終了した場合、甲は、専用鍵を丙に直ちに返却する。

（協議）
第５条　本覚書に疑義が生じた場合又は本覚書に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲、乙及び丙は協議の上、決定するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成２５年３月２５日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　田　中　大　輔

東京都千代田区神田和泉町１番地
乙　キリンビバレッジ株式会社
常務執行役員首都圏地区本部長　松　下　　隆

東京都千代田区神田和泉町１番地
丙　東京キリンビバレッジサービス株式会社
取締役社長　御　塩　淳　一

資料第　143　災害時における被災者入浴支援等に関する協定書（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合）

中野区（以下「甲」という。）と、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合中野支部（以下「乙」という。）は、中野区地域防災計画に基づく民間協力の一環として、被災者に対する入浴支援等の生活支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、区内に災害が発生し、被災者（災害による自宅において入浴が困難な者であって甲が認めたものをいう。）への支援が必要となり、入浴支援に関する協力及び区民への飲料水及び生活用水の応急給水を行うことを目的とする。

（要請）
第２条　甲は、災害の発生により必要であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる協力を要請するものとする。
⑴　組合員所有の浴場により、被災者への入浴支援を行うこと。
⑵　組合員所有の井戸において、甲及び近隣住民に対して井戸水を提供すること。
２　前項による要請は、文書による要請を原則とする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、事後、文書をもって処理するものとする。

（協力等）
第３条　乙は、甲と協議のうえ定める料金及び期間により被災者への入浴支援を実施するものとする。なお、協力は営業に支障の無い範囲で行うものとする。
２　乙は、飲料水もしくは生活用水を必要とする近隣住民に対して無償で井戸水を提供する。
３　乙は、応急給水にあたり井戸水による給水である場合は、その旨表示もしく周知するものとする。
４　甲は、乙の応急給水にあたり必要な水質検査を行うものとする。

（費用負担）
第４条　甲は、前条第１項及び第４項の規定による費用を負担するものとする。なお、前条第１項の費用は、災害発生前の適正な価格に人数を乗じた費用とする。

（請求及び支払い）
第５条　乙は、前条に規定する費用を文書により甲へ速やかに請求するものとする。
２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（補償等）
第６条　甲は、この協定に基づき従事した者が、それらの業務に起因して死亡又は負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、補償するものとする。
２　甲又は乙が、この協定に基づく業務の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙もしくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

（協定期間及び更新）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の翌日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の１月前までに、甲乙なんらの申し出がないときは、当該有効期間はさらに１年間延長されたものとし、以降はこの例によるものとする。この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各々１通を保有する。

（協議）
第８条　この協定の内容について疑義が生じたとき、または、協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

令和３年３月１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
中野区長　　酒　井　　直　人

東京都中野区弥生町二丁目１番９号
乙　東京都公衆浴場業生活衛生同業組合
中野支部長　庄　田　　正　徳

資料第　144　中野区立平和の森公園への電力供給に関する協定書（都下水道局）

東京都下水道局（以下「甲」という。）と中野区（以下「乙」という。）は、災害時の避難場所（東京都震災対策条例（平成１２年東京都条例第２０２号）第４７条第１項に規定する避難場所をいう。以下同じ。）である中野区立平和の森公園（以下「公園」という。）への電力供給について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、災害の発生時に、避難場所である公園において、甲が東京都下水道局中野水再生センター（以下「水再生センター」という。）の非常用発電機（以下「非常用発電機」という。）を用いて発電した電力の一部を供給し、乙がこの電力を用いて避難者のための施策を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（電力供給の条件）
第２条　甲は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合、公園に電力を供給する。ただし、甲は自己の都合により電力供給を任意に停止することができる。
⑴　公園に対する電力会社からの電力供給が停止していること。
⑵　水再生センターに対する電力会社からの電力供給が停止するなど甲の非常用発電機が運転可能であること。
⑶　公園が避難場所として活用されている実態があること。
２　電力供給の具体的な開始時期については、甲乙協議の上、別途定める。

（費用の負担）
第３条　甲が電力供給を行うために必要な設備の設置に要する費用は、甲が負担する。
２　甲が供給する電力の使用料は無償とする。

（詳細事項）
第４条　甲及び乙は、本協定の実施に関する詳細な事項について、協議の上、別途定めるものとする。

（協定の有効期間）
第５条　本協定の有効期間は、協定締結日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の２か月前までに甲乙いずれからも異議の申し出がない場合は、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の解決）
第６条　本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決にあたるものとする。
本協定書の成立を証するため、甲と乙は本書２通を作成し、各自記名押印の上、各々１通を保有する。

平成２６年　２月　６日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都公営企業管理者
下水道局長　松　浦　將　行

乙　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

資料第　145　震災時のし尿受入れ人孔の使用及びマンホール用トイレ設置に関する覚書（都下水道局）

東京都下水道局西部第一管理事務所（以下「甲」という。）及び中野区（以下「乙」という。）は、震災などの緊急時及び防災訓練時に使用する、し尿受入用人孔及びマンホール用トイレ設置における役割分担その他の扱いについて、以下のとおり覚書を取り交わすものである。

（目　的）
第１条　この覚書は、震災などの緊急時及び防災訓練時に使用するし尿受入用人孔及びマンホール用トイレ設置における役割分担、その他の扱いについて明確にし、発災時の区民生活の快適性を確保することを目的とする。

（協議・連絡）
第２条　乙が人孔を利用する場合は、事前に甲に連絡するものとする。なお、震災時等の緊急時において、事前に連絡ができない場合は、事後速やかに甲に連絡を取らなければならない。また、甲は、乙に対し、事前にし尿受入用人孔及びマンホール用トイレ人孔位置を提示して乙と協議のうえ決定するものとする。

（役割分担）
第３条　乙は、し尿受入の人孔及びマンホール用トイレの設置・撤去に伴う人孔蓋の開閉作業を行うことができる。
２　乙は、前項に伴い道路使用許可申請及び安全管理に努めるものとする。また、マンホールトイレ設置期間中の安全管理も同様とする。
３　乙は、マンホール用トイレの使用に起因する管渠施設が閉塞した場合、速やかに甲に連絡する。これに伴う回復処理作業は甲が実施するものとし、費用については乙が負担する。
４　乙は、し尿受入用人孔及びマンホール用トイレを使用した場合、設置箇所付近及び人孔内の清掃を実施して、甲の確認をうけるものとする。
５　乙は、マンホール用トイレ及びマンホール開閉用器具を乙の費用で用意するものとする。
６　乙は、マンホール開閉用器具について適正に保管管理する。
７　乙は、し尿受入用人孔及マンホール用トイレの使用に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその処理にあたるものとし、補償に要する費用は乙が負担する。

（その他）
第４条　この覚書に定めのない事項、または覚書の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その１通を保有するものとする。

平成 18 年 3 月 29 日

甲：　東京都下水道局西部第一管理事務所長　　梶原　明

乙：　中野区総務部長　　石神正義

資料第　146　災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受け入れに関する覚書（都下水道局）

中野区（以下「甲」という。）と東京都下水道局西部第一下水道事務所（以下「乙」という。）とは、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難場所等から発生するし尿の下水道施設（中野水再生センター及び管路）への搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）
第１条　本覚書は、災害時に避難所等から発生するし尿を甲が下水道施設へ搬入し、乙が受入れるにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（年度協議）
第２条　甲は、毎年度、避難所の一覧表を乙に提出する。
２　乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する水再生センター及び管路の受入れ人孔を提示し、甲乙協議のうえこれを決定する。

（役割分担）
第３条　平常時における役割分担は、次の各号のとおりとする。
⑴　乙は、甲が実施する下水道施設へのし尿搬送訓練において、人孔蓋開閉の実地訓練を指導する。
⑵　甲は、前号の実地訓練の実施に必要となる道路使用許可等の申請及び安全管理を行う。
⑶　甲は、独自にし尿の搬送訓練を実施する場合は、事前に乙に届出のうえ、承認を得る。
２　災害時における役割分担は、次の各号のとおりとする。
⑴　甲は、水再生センターへし尿を搬送する場合は、事前に乙に連絡するものとする。
⑵　甲は、管路の受入れ人孔へし尿を搬送する場合は、事前に乙に連絡するものとする。
ただし、事前連絡が困難な場合は、事後、速やかに連絡するものとする。
⑶　甲は、管路の受入れ人孔へし尿を搬入する場合は、その人孔蓋の開閉を行うとともに十分な安全管理を行う。
⑷　甲は、し尿を受入れ人孔の管路が閉塞等により使用不能となった場合は、直ちに使用を中止し、速やかに乙に連絡する。
⑸　乙は、甲から前号による連絡を受けた場合は、その管路の調査及び復旧を行う。

（費用負担）
第４条　甲は、人孔蓋の開閉に必要な物品を確保する費用を負担する。

（清掃及び確認）
第５条　甲は、受入れ人孔にし尿を搬入した場合は、その都度、周辺及び人孔内の清掃を行う。
２　乙は、受入れ人孔へのし尿搬入終了後に、前項の清掃状況等について甲の立ち会いのもと確認する。ただし、立ち会いが困難な場合は、書面をもって報告するものとする。

（その他）
第６条　本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

本覚書締結の証として、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各々その一通を保有する。

平成２３年８月２５日

甲　　中野区都市基盤部長　　服　部　　敏　信

乙　東京都下水道局西部第一下水道事務所長　廣　木　　健　司

資料第　147　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（㈱ゼンリン）

中野区（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第１項第１号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目　的）
第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。
⑴　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
⑵　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、区民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）
第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。
⑴　「住宅地図」とは、中野区全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
⑵　「広域図」とは、中野区全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
⑶　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
⑷　「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
⑸　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）
第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
⑴　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
⑵　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）
第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）
第５条　甲は、第１条第１項第１号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
⑴　災害対策本部設置期間中の閲覧
⑵　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）
第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（実施細目）
第７条　本協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

（有効期間）
第８条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３か月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）
第９条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２８年７月５日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　田中　大輔

乙　東京都千代田区西神田１丁目１番１号
　　オフィス２１ビル８階
　　株式会社ゼンリン　東京エリア統括部
　　統括部長　　園田　孝司

資料第　148　災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定（(一社）日本福祉用具供給協会）

中野区（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉用具等物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、中野区域内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の要請）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が中野区災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（福祉用具等物資供給の協力要請）
第３条　災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

（福祉用具等物資供給の協力実施）
第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（福祉用具等物資の内容）
第５条　甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。
２　乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（福祉用具等物資供給の要請手続き）
第６条　甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

（引渡し）
第７条　福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

（福祉用具等物資の適合確認）
第８条　福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

（福祉用具等物資の運搬）
第９条　福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（車両の通行）
第１０条　甲は、第４条に基づき乙が物資を運搬又は供給する際には、乙の車両を優先的に通行できるよう関係機関と調整するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

（従事者への配慮）
第１１条　甲は、乙に第３条の規定に基づき協力要請を行う場合は、安全な輸送経路や引渡し場所を指定するなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員に危険が及ぶことのないよう配慮するものとする。

（損害の負担）
第１２条　本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

（費用）
第１３条　第３条及び第９条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。
３　甲は、前２項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から３０日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

（情報連絡体制の確認）
第１４条　甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年４月３０日までに同月１日の担当者を文書で報告するものとする。

（平常時の防災活動への協力）
第１５条　乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。
⑴　甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
⑵　その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（有効期間）
第１６条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（疑義の決定）
第１７条　本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２８年１０月３１日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
中野区長　田中　大輔

乙　東京都港区浜松町二丁目７番１５号
一般社団法人　日本福祉用具供給協会
理事長　小　野　木　　孝　二

資料第　149　災害時における段ボールベッド等の優先供給に関する協定（興亜紙業㈱）

中野区（以下、「甲」という。）と興亜紙業株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、中野区域内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て、段ボールベッド等の物資の供給を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して段ボールベッド等の物資の供給及び運搬について協力を要請することができる。
２　前項の規定による要請は、原則として文面により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話、電子メール等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
３　乙は、第１項の規定により甲からの要請を受けた場合は、特別な理由がない限りその要請に基づく協力を優先的かつ速やかに実施するよう努めるものとする。

（供給を要請する段ボールベッド等の物資の範囲）
第３条　甲が乙に供給を要請する段ボールベッド等の物資の範囲は、次に掲げるものとする。
⑴　段ボールベッド
⑵　段ボールシート
⑶　段ボール間仕切り
⑷　その他、乙が取り扱っている製品で供給可能なもの

（協力内容）
第４条　乙が協力する内容は、次に掲げるとおりとする。
⑴　段ボールベッド等の物資の供給
⑵　段ボールベッド等の物資の運搬
⑶　その他、甲が必要と認める活動

（段ボールベッド等の物資の運搬）
第５条　段ボールベッド等の物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

（段ボールベッド等の物資の引渡し）
第６条　段ボールベッド等の物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が物資の種類、数量等を確認の上、これを受領するものとする。
２　乙は、段ボールベッド等の物資の引渡し後、速やかに書面で引渡した物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

（費用負担）
第７条　乙が供給する段ボールベッド等の物資の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前（災害発生のおそれがあって供給を受けたときは供給時）における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）
第８条　乙は、甲の要請に基づき協力を実施した事項に要した費用を請求するものとする。
２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）
第９条　甲の要請に基づき、乙が行った協力事項に係る従事者の損害補償については、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和５１年７月２６日中野区条例第３３号）」によるものとする。

（情報交換）
第１０条　甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当者や緊急連絡方法等の情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

（防災訓練等への協力）
第１１条　乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する防災訓練等に対し、可能な範囲で必要な協力に努めるものとする。

（細目）
第１２条　この協定を実施するための必要な細目は、別に定めることができる。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する

令和３年１月１８日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区

中　野　区　長　　酒　井　直　人

東京都北区赤羽北一丁目１６番３号
乙　興亜紙業株式会社

代表取締役社長　　平　岡　利　章

資料第　150　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（全東京葬祭業連合会）

中野区　（以下「甲」という。）と全東京葬祭業連合会　（以下「乙」という。）は、災害時における棺等葬祭用品の供給協力に関し次のとおり協定する。

（趣旨）
第１条　この協定は、中野区内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条第１項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し　（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時の棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙は、実施細目で定める棺等葬祭用品の供給等の協力を甲に対して実施するものとする。

（要請手続）
第３条　前条の規定による甲の要請は、中野区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員からも要請を行うことができるものとする。
２　甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後甲は、実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。
⑴　要請を行った者の職氏名、担当者氏名
⑵　要請の理由
⑶　要請する棺等葬祭用品の供給等の数
⑷　履行の期日及び場所
⑸　その他必要な事項

（供給等業務）
第４条　甲の要請により棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の組合員は、要請者の指示に従い、甲が設置する遺体収容所等への供給等に従事するものとする。

（報告）
第５条　乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。
⑴　供給した棺等葬祭用品の数等
⑵　従事者の氏名
⑶　その他必要な事項

（経費の負担）
第６条　棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）
第７条　乙は、甲の要請事項に係る組合員の棺等葬祭用品の供給等実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。
２　甲の要請事項に加え、乙が遺族等の要請により応急的な処理の範囲を超える協力を行った場合、この部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払）
第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（価格の決定）
第９条　甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上で決定するものとする。

（支援体制の整備）
第１０条　乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう、関東ブロック各組合のほか、広域応援体制及び情報伝達態勢等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）
第１１条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては保健福祉部高齢福祉担当課長とし、乙にあっては全東京葬祭業連合会会長とする。

（災害時の情報提供）
第１２条　乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

（通知）
第１３条　甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう、供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

（協定実施の円滑化）
第１４条　甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、また協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

（実施細目）
第１５条　この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲乙協議の上実施細目で定めるものとする。

（協議）
第１６条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく実施細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）
第１７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１８年６月９日までとする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有する。

平成１７年６月１０日

甲
東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区長　田　中　大　輔

乙
東京都文京区本駒込三丁目３０番３号
全東京葬祭業連合会会長　久　保　正　数
東京都葬祭業協同組合理事長　久　保　正　数
山手葬祭協同組合理事長　清　水　定　雄
東武葬祭協同組合理事長　泉　　幸　延
東都聖典協同組合理事長　渋　谷　昌　紀

資料第　151　災害時における消毒車両供給に関する協定（(社）東京都ペストコントロール協会）

中野区を甲、社団法人東京都ペストコントロール協会を乙として、甲乙間で中野区内に災害が発生した場合、当該災害発生地域の消毒に必要な車両の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

第１条　甲は災害が発生した場合、災害発生地域の消毒が必要であると認めたときは、速やかに乙に対し、その使用する日時、及び場所を指定して消毒車両（以下「車両」という。）の供給を求めることができる。

第２条　甲が前条の規定により乙に車両の供給を求めたときは、乙は甲に対し別紙「消毒車両装備等基準表」（以下「基準表」という。）による車両を供給しなければならない。この際、乙は車両５台までは他に優先的に甲に供給するものとする。

第３条　乙は甲の指示に従い災害発生地域の消毒作業に従事しなければならない。

第４条　甲は乙に対し、消毒に必要な薬品を供給しなければならない。

第５条　甲は第２条に係る料金を支払うものとし、当該料金は、別紙「基準表」のとおりとする。

第６条　乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換し、消毒作業を継続しなければならない。

第７条　乙は消毒作業終了後、甲に消毒作業完了報告書を提出しなければならない。

第８条　乙はその供給した車両の運行に際し、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
２　乙はその供給した車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

第９条　この協定の期間は、締結の日から当該年度末の３月３１日までとし、以降は４月１日より翌年３月３１日までとする。但し、期間満了の１ヵ月前に当事者の一方から協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし以後はこの例によるものとする。

第１０条　この協定の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々１通を保有する。

平成９年４月１日

甲　　東京都中野区中野四丁目８番１号
　　中野区長　　神　山　　好　市

乙　　東京都千代田区鍛冶町二丁目９番８号
　　社団法人東京都ペストコントロール協会
　　会　　長　　三　宅　　弘　文

消毒車両装備等基準表

1　人員　　運転者　　１名
　　技術者　　２名

2　装備　　⑴　特殊薬剤散布車両　　１台
　　⑵　機械器具
　　①　動力噴霧器
　　②　ホース　　１００ｍ（ノズル付）
　　③　薬剤タンク　　２００ℓ 以上
　　④　ハンドスプレー　　２台
　　⑶　用具
　　①　保護マスク（有機吸収管）
　　②　保護メガネ
　　③　保護手袋
　　④　懐中電燈
　　⑤　工具
　　⑥　消火器
　　⑦　ウエス
　　⑧　その他

3　費用　　￥１４２，１７０（消費税相当分６，７７０円を含む）

以　上

資料第　152　災害時における消毒業務に関する協定書（災害時消毒業務協定業者）

中野区（以下「甲」という。）と災害時消毒業務協定業者（以下「乙」という。）との間において、災害時の消毒作業に関し、下記のとおり協定する。

記

（趣　旨）
第１条　この協定は、区内に災害が発生し、消毒作業を必要とする場合において、消毒業者の積極的な協力を得ることにより迅速な災害対策活動を行うことを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、中野区のみでは十分な消毒作業を実施することができない場合、状況により乙に対し、災害時消毒業務の協力を要請することができる。
２　前項の要請は、乙の指定する者に対して行うものとする。

（業務の指示）
第３条　甲は、災害の実状に応じて、乙に対し、中野区地域防災計画に定めるところにより、日時、場所等を指定して消毒作業車及び労力等（以下「作業車等」という。）の提供を求めるものとする。

（作業車等の提供）
第４条　乙は、要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し作業車等を提供する。

（班編成）
第５条　消毒作業は、原則として作業員３名及び消毒作業車１台をもって１班編成とする。
２　前項の班には、甲は職員１名を配置するものとする。

（薬剤の支給）
第６条　消毒作業に使用する薬剤は、甲が支給するものとする。

（費用負担）
第７条　甲の使用した作業車等の費用は、甲が負担する。

（請　求）
第８条　乙は、業務終了後、甲に対し通常の作業車等提供の費用を請求するものとする。

（協　議）
第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、双方が協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

昭和６１年９月１８日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
代表者　中野区長　神　山　好　市

乙　（別表に掲げるもの）
災害時消毒業務協定業者一覧

会 社 名	住 所	電 話
㈱東京環境整備センター	杉並区下井草３－９－８	（３３９９）０１３２
イカリ消毒㈱	渋谷区本町２－２０－４(ラルジュ･オータニ２F)	（３３７５）３８２５
㈱中央社	中野区中野６－２１－８	（３３８２）５７６４
西武消毒㈱	練馬区豊玉北１－１４－６	（３９９４）６４８１

資料第　153　災害時における物流業務の協力に関する協定書（(一社) 東京都トラック協会中野支部

災害時における物流業務等に関し、中野区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会中野支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時において、甲が乙に対して協力を要請する物流業務等を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該号に定めるところによる。
⑴　災害時
　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準ずるものとして甲が認めた場合をいう。
⑵　物資等
　救援物資、資機材等をいう。
⑶　物資輸送拠点
　中野区地域防災計画に定める地域内輸送拠点又は救援物資集積所のほか、災害時において甲が指定する施設等をいう。
⑷　中野区災害時物流コーディネーター
　災害時に乙が中野区災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）へ派遣する、物流業務に関する実務の見識や経験を有する物流専門家をいう。
⑸　物流業務等
　次に掲げる業務をいう。
①　物資等の輸送
②　物資等の保管
③　物資輸送拠点における物資等の受け入れ、荷役、仕分け、一時保管、出庫等
④　物流業務に必要となる車両、施設、荷役機械又は資機材等の供給
⑤　中野区災害時物流コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣
⑥　①から⑤までに掲げる業務のほか、甲が必要と認める業務
⑹　災害時供給車両
　乙の会員が所有する車両であって、災害時にこの協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

（協力の要請）
第３条　甲は、災害時において、乙の協力が必要なときは、乙に対して文書により協力を要請するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、甲が文書により協力を要請することができないときは、甲が指定する区の運営責任者（災対総務部車両・輸送班長の職にある者をいう。）がコーディネーターに対して、口頭により協力を要請した後、速やかに文書を交付するものとする。

（コーディネーターの役割等）
第４条　乙は、平常時において、乙の会員たる事業者の中からコーディネーターを指名し、文書その他適当な方法により甲に報告するものとする。
２　コーディネーターは、中野区の区域内で震度５弱以上の地震が発生し、第３条の規定による要請があったときは、速やかに災害対策本部等、あらかじめ甲及び乙で協議して指定した場所に参集するものとする。
３　前項の規定にかかわらず、コーディネーターは、自己に重大な事故等が発生したため災害対策本部に参集できないときは、速やかに区の運営責任者に連絡し、その後の対応については甲及び乙の間で協議するものとする。
４　コーディネーターは、災害時において次の職務を行う。
⑴　物流業務全般に関する助言及び調整
⑵　物資等の輸送ルートの策定の立案、輸送手段の確保及び調整その他輸送に関する助言及び調整
⑶　物資等の保管に関する助言及び調整

⑷　物資輸送拠点の設置及び運営並びに物資等の保管場所の確保に関する助言及び調整
⑸　物資等の配分計画の立案及び在庫管理に関する助言及び調整
⑹　その他甲が必要と認めること

（報告等）
第５条　乙は、物流事業等を完了したときは、甲に対して、遅滞なく、次に掲げる事項を報告するものとする。
⑴　物資等の輸送に従事した事業者名、車両数、車種及び人員数
⑵　物資等の輸送の期間、輸送区間及び走行距離
⑶　輸送した物資等の品目、内容及び数量
⑷　コーディネーターが災害対策本部に従事した期間及び人員数
⑸　その他甲が必要と認める事項
２　甲及び乙は、災害時において各々が知り得た災害対策に必要な情報を相互に提供するものとする。

（費用負担等）
第６条　第３条の規定による協力の要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。
２　前項の費用のうち、災害時供給車両に係る費用については、災害時において一般社団法人東京都トラック協会の示す基準運賃に基づき定めるものとする。
３　同条第１項の費用のうち、災害時供給車両に係る費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領又は災害時等における国等からの通知等を踏まえ、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。
４　乙は、同条第１項の規定により甲が負担する費用について、当該費用に係る実績を取りまとめ、甲の確認を受けた後に請求するものとする。

５　甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して３０日以内に、乙に対して費用を支払うものとする。

（事故等）
第７条　乙は、物流業務等の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して、速やかに事故等の状況を報告するものとする。
２　乙は、災害時供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の車両を確保する等の必要な措置を講じ、物資等の輸送に係る業務を継続するものとする。
３　乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の輸送に係る業務の継続が困難なときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。
４　乙は、事故等によって物資等の保管に係る業務を継続できなくなったときは、速やかに代替の施設を確保する等の必要な措置を講じ、物資等の保管に係る業務を継続するものとする。
５　乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の保管に係る業務の継続が困難ときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

（補償等）
第８条　甲は、この協定に基づき物流業務等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡又は負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、補償するものとする。
２　甲又は乙が、この協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙もしくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。
３　この協定に基づき乙の保管する物資等が、地震による建造物等の損壊その他乙の責めに帰さない事由により破損し、又は滅失したときは、その賠償の責任は甲が負うものとする。

（提供可能車両等の報告）
第９条　乙は、この協定の締結にあたり、災害時に提供可能な車両等を文書により、甲に報告するものとする。なお、変動が生じたときは、当該変更事項について、乙から甲へ通知するものとする。
２　乙は、この協定締結の後、毎年４月に前項の車両等を報告するものとする。

（燃料の確保）
第10条　甲は、平常時から災害時供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

（連絡体制等）
第 11 条　甲及び乙は、それぞれの連絡の体制及びその手段を毎年度当初に相互に通知するものとする。
２　甲は、災害時における乙との連絡体制の確保に努めるものとする。
３　乙は、災害対策に協力する会員の名簿及び災害時供給車両の内訳について、毎年度当初に甲に提出するものとする。

（防災訓練等への参加）
第 12 条　乙は、甲が実施する防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。

（被災自治体支援への協力）
第 13 条　乙は、甲が行う被災自治体への支援活動に協力するものとする。

（協議）
第 14 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

（期間）
第 15 条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和３年３月３１日までとする。
２　前項の協定期間の満了する日の３か月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、協定期間は更に１年間更新されたものとし、その後も同様とする。

附則
１　この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。
２　この協定の締結に伴い、平成３年８月２０日に締結した「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書」は、廃止する。

令和２年９月１５日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
中野区長　　酒　井　直　人

東京都中野区弥生町二丁目５２番８号
乙　一般社団法人　東京都トラック協会中野支部
支 部 長　　中　根　俊　幸

資料第　154　災害時における軽自動車による緊急輸送業務の協力に関する協定書（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部）

中野区（以下、「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部（以下、「乙」という。）とは、災害時における緊急輸送業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区内に大規模な災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、中野区地域防災計画に基づく輸送用車両確保の一環として、乙の協力を得ることにより、円滑な業務を実施することを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく輸送用車両及び運転者（以下、「車両等」という。）が必要なときは、乙に対し、業務の内容、日時、場所を指定して、車両等の提供を電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（車両等の供給）
第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、特別の事由のない限りこれに協力し、車両等を供給するものとする。

（供給の継続）
第４条　乙の供給した車両が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交替してその供給を継続しなければならない。

（輸送業務）
第５条　軽自動車輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示に従い、中野区内の物資輸送業務に従事する。

（費用負担）
第６条　甲は、乙より提供された輸送業務に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を負担する。

（費用の請求及び支払）
第７条　乙は、業務終了後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。
２　甲は、前項による請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（災害補償）
第８条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡若しくは心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（提供可能車両等の報告）
第９条　乙は、甲に対し、毎年１回組合員名簿及び車両台数等を報告するものとする。

（細目）
第１０条　この協定を実施するため、別に細目を定めることができる。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成８年１１月７日

中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
中野区長　神　山　好　市

世田谷区北烏山五丁目２０番１３号
乙　赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部
支部長　日　置　正　男

資料第　155　災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書（中野区リサイクル協同組合）

中野区（以下「甲」という。）と、中野区リサイクル協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急輸送業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）
第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、甲のみでは十分な対応措置を実施できないときに、中野区地域防災計画に基づく輸送用車両の確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務を実施することを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、輸送用車両及び運転者（以下「車両等」という。）が必要なときは、乙に対し必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（業務の実施）
第３条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、特別の理由のない限りこれに協力するものとする。

（業務の内容）
第４条　乙は、輸送業務に従事するときは甲の指示に従い、中野区内において、次の輸送業務内容に従事するものとする。
１．食料品・日用品
２．飲料水
３．救援用資機材
４．ごみ
５．その他、甲が必要とするもの

（費用負担）
第５条　甲は、乙が実施した業務にかかわる車両等の運賃及び料金については、乙の申し出により、これを負担しない。
ただし、車両の故障等による整備、修理及び業務を行ううえで必要な燃料については、負担するものとする。

（災害補償）
第６条　この協定に基づく業務に従事した乙組合員が、当該業務により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡若しくは心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（提供可能車両等の報告）
第７条　乙は、災害時に提供可能な車両等を年１回文書により、甲に報告するものとする。なお、提供可能な車両等に変動が生じたときは、当該変更事項について随時、甲に文書により報告するものとする。

（細　目）
第８条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協　議）
第９条　この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する

平成９年７月２４日

中野区中野四丁目８番１号
甲　中 野 区
中野区長　神　山　好　市

中野区本町三丁目１番４号
乙　中野区リサイクル協同組合
理事長　　北　田　武　夫

資料第　156　災害時における応急対策活動の協力に関する協定書（宮園自動車㈱）

中野区（以下、「甲」という。）と宮園自動車株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要　請）
第２条　甲は、災害が発生し、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協　力）
第３条　乙は、前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。

（協力の内容）
第４条　乙の協力の内容は、次の範囲のものとする。
１　高齢者、障害者等の二次避難所等への輸送
２　地域内情報の収集
３　その他車両の提供

（費用負担）
第５条　甲は、前条の規定により、使用した車両等に係る経費を負担する。

（供給の継続）
第６条　乙は、供給した車両が、故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該車両を交替してその供給を継続しなければならない。

（賠　償）
第７条　甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与えたときは、乙に対しその損害を賠償する。
２　乙は、その供給した車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、車両の使用者（同伴者を含む）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（災害補償）
第８条　この協定に基づく業務に従事したものが、当該業務により死亡又は負傷し、もしくは疾病にかかり、又は負傷もしくは疾病により死亡もしくは心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（報　告）
第９条　乙は、車両等の廃車、変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（細　目）
第１０条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定めることができる。

（協　議）
第１１条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成８年１０月１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　神　山　好　市

東京都中野区中野一丁目５０番５号
乙　宮園自動車株式会社
代表取締役　川　村　巖

資料第　157　災害時における緊急輸送業務に関する協定書（個人タクシー協会・協同組合の各事業者）

中野区（以下「甲」という。）と個人タクシー協会・協同組合の各事業者（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、中野区地域防災計画に基づき、甲が実施する緊急輸送業務に対する乙の協力事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。
⑴ 人員等の輸送業務
⑵　乙の業務無線を活用した中野区内の災害情報の提供
⑶　その他甲の要請により、乙が応じられる事項
２　前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、これに寄りがたい場合は、口頭、電話、ファクシミリ、インターネット等により、次に掲げる事項を伝えるものとする。
⑴　要請を行う者の職及び氏名
⑵　要請の理由
⑶　要請する車両の台数
⑷　要請する運転手等の人数
⑸　要請の履行の期日、時間及び人員等を送迎する場所
⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
３　甲は、要請を行った後、前項各号に掲げる事項を記載した文書を乙に提出するものとする。

（業務の内容）
第３条　前条第１項第１号の輸送業務の内容は次に掲げるとおりとする。
⑴　甲が指定した施設等への災害時要配慮者等の輸送に関すること。
⑵　甲の要請に基づき、応急対策業務に従事する者の輸送に関すること。
⑶　甲が特に必要と認めた区民等又は物資の輸送に関すること。

（使用期間）
第４条　第２条の要請に基づく車両使用期間については、甲乙協議のうえ決定する。
　また、状況により期間を延長する必要が生じた場合についても、甲乙協議のうえ、その旨を乙に要請するものとする。

（報告）
第５条　乙は、輸送業務の状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとする。

（提供可能車両の報告）
第６条　乙は、毎年度、災害時に提供可能な車両の台数等について甲に報告するものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づく第２条の業務に要した次に掲げる費用については、甲が負担するものとする。
⑴　乙が提供した車両による運賃（燃料費含む）及び人件費は、乙が国土交通省から認可を受けた認可運賃料金とする。
⑵　乙が業務の実施に要した高速道路等有料道路及び有料駐車場の使用料
⑶　その他、甲が負担すべきと認めた費用
２　甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

（請求及び支払い）
第８条　乙は、甲の要請に基づく緊急輸送業務等に要した費用を請求するものとする。
２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害賠償）
第９条　甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償するものとする。
２　乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（損害補償）
第 10 条　甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害補償については、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和５１年７月２６日中野区条例第３３号）」に定めるところにより、損害補償を行うものとする。

（協　議）
第 11 条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は協定締結日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 か月前までに、甲・乙何らの申し出がないときは、さらに 1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書５通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各 1 通保有する。

平成３０年７月４日

締　結　日	甲	乙
平成 30 年 7 月 4 日	東京都中野区 中野四丁目 8 番 1 号 中 野 区 中野区　田　中　大　輔	東京都中野区沼袋二丁目 33 番 12 号 （一社）東京都旅客個人タクシー協会 理事長　　城　　忍
		東京都弥生町一丁目 50 番 10 号 日個連東京都営業協同組合　新中野支部 新中野個人タクシー協同組合 理事長　　倉　園　文　博
		東京都中野区南台五丁目 26 番 15 号 東京都個人タクシー協同組合　中野支部 支 部 長　　酒　井　良　政
		東京都中野区江古田一丁目 40 番 20 号 東京都個人タクシー協同組合　野方支部 支 部 長　　金　田　香　二

資料第　158　災害時における緊急物資輸送等に関する協定（佐川急便㈱関東支店）

災害時における緊急物資輸送等に関し、中野区（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時において、甲が乙に対して協力を要請する緊急物資輸送等を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該号に定めるところによる。
⑴　災害時
災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準ずるものとして甲が認めた場合をいう。
⑵　物資等
東京都をはじめ、各自治体や各団体等からの救援物資や甲の備蓄倉庫等に備蓄している食料品、飲料水、生活必需品及び資機材等をいう。
⑶　物資輸送拠点
中野区地域防災計画に定める地域内輸送拠点又は救援物資集積所のほか、災害時において甲が指定する施設等をいう。
⑷　緊急物資輸送等
次に掲げる業務をいう。
①　物資等の輸送
②　物資等の保管
③　物資輸送拠点における物資等の受け入れ、荷役、仕分け、一時保管、出庫等
④　緊急物資輸送等に必要となる車両、施設、荷役機械又は資機材等の供給
⑤　物資輸送拠点運営における人員の派遣
⑥　①から⑤までに掲げる業務のほか、甲が必要と認める業務
⑸　災害時供給車両
乙が所有する車両であって、この協定に基づき、災害時に甲に提供することが可能な車両をいう。

（協力要請等）
第３条　甲は、災害時において、乙の協力が必要なときは、乙に対し、前条第４号に掲げる業務について、協力を要請するものとする。
２　前項の規定による要請は、業務内容、期間、実施場所、その他必要事項を明らかにし、原則として、文書により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話、電子メール等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。
３　乙は、第１項の規定により甲からの要請を受けた場合は、可能な限り協力するものとする。
ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（協力期間）
第４条　災害発生後から甲が物資輸送拠点を閉鎖するまでの間で、乙が協力可能な期間とする。

（報告等）
第５条　乙は、緊急物資輸送等を完了したときは、甲に対して、遅滞なく、次に掲げる事項を報告するものとする。
⑴　物資等の輸送に従事した営業所名、車両数、車種及び人員数
⑵　物資等の輸送の期間、輸送区間及び走行距離
⑶　輸送した物資等の品目、内容及び数量
⑷　その他、甲が必要と認める事項
２　甲及び乙は、災害時において各々が知り得た災害対策に必要な情報を相互に提出するものとする。

（費用負担等）
第６条　甲の要請に基づき、乙が第３条の規定による緊急物資輸送等を実施した場合の次に掲げる費用については、原則として甲が負担する。
⑴　乙が提供した災害時供給車両等の運用にかかる運賃（燃料費を含む）及び人件費については、国土交通省等が約款等において定める額を参考とし、災害時において佐川急便株式会社の示す基準額に基づき、甲乙協議のうえ、定めるものとする。
⑵　前号に定める費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領又は災害時等における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議のうえ、定めるものとする。
⑶　その他、第２条第４号に基づく業務のうち、甲への費用請求が適当なものについては、甲乙協議のうえ、定めるものとする。
⑷　甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（費用の請求及び支払）
第７条　乙は、甲の要請に基づき協力を実施した緊急物資輸送等に要した費用を請求するものとする。
２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（事故等）
第８条　乙は、緊急物資輸送等の実施にあたって、事故等が発生したときは、甲に対して、速やかに事故等の状況を報告するものとする。
２　乙は、災害時供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、代替の車両を確保する等の必要な措置を講じるよう努め、物資等の輸送にかかる業務を継続するよう努めるものとする。
３　乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の輸送にかかる業務の継続が困難なときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

（損害賠償）
第９条　甲は、甲の責に帰する理由により、緊急物資輸送等の車両等に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償するものとする。
２　乙は、緊急物資輸送等を実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（損害補償）
第 10 条　甲の要請に基づき、乙が実施した緊急物資輸送等にかかる従事者の損害補償については、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和５１年中野区条例第３３号）」に定めるところにより、損害補償を行うものとする。

（機密保持）
第 11 条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。

（情報交換）
第 13 条　甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当者や緊急連絡方法等の情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

（防災訓練等への協力）
第 14 条　乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する防災訓練等に対し、可能な範囲で必要な協力に努めるものとする。

（有効期間）
第 15 条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和５年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）
第 16 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和４年１１月１７日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
中野区長　　酒井　直人

東京都江東区東雲二丁目１３番３２号
乙　佐川急便株式会社　関東支店
支 店 長　　広瀬　禎幸

資料第　159　災害時におけるバス利用等に関する協定（関東バス㈱）

中野区（以下「甲」という。）と関東バス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における乙の所有し、又は管理するバス車両等の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、中野区地域防災計画に基づき、甲が実施する緊急輸送業務等に対する乙の協力事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。
⑴　被災者及び救援者等の輸送（遠隔地輸送避難を含む）
⑵　災害応急対策活動に必要な人員及び物資等の輸送
⑶　臨時的な避難施設等としての活用
⑷　その他、甲の要請により乙が応じられる事項
２　前項の規定による要請は、原則として、文書により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話、電子メール等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（業務の実施）
第３条　乙は、前条第１項の規定により、甲からの要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、その要請に基づく協力を優先的かつ速やかに実施するよう努めるものとする。

（バス車両等の提供）
第４条　乙は、甲からバス車両等の提供要請（以下「提供要請」という。）があったときは、バス車両等利用者、その他の者の利用を妨げない範囲において、バス車両等を提供するものとする。
２　前項の提供において、乙の所有又は管理する施設外にバス車両等を駐車する必要が生じた場合には、甲乙協議のうえ駐車場所を決定するものとする。

（使用期間）
第５条　第２条の要請に基づくバス車両使用期間については、甲乙協議のうえ決定する。

（報告）
第６条　乙は、提供要請に基づく業務の実施状況について、甲に報告するものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づく第２条の業務に要した次に掲げる費用については、甲が負担するものとする。
⑴　乙が提供したバス車両の料金及び運転手の人件費
⑵　乙が業務の実施に要した高速道路等有料道路及び有料駐車場の使用料
⑶　その他、甲が負担すべきと認める費用
２　甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払）
第８条　乙は、甲の要請に基づき実施した業務等に要した費用を請求するものとする。
２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（補償等）
第９条　甲の要請に基づき、乙が行った業務等に係る従事者の損害補償については、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和５１年７月２６日中野区条例第３３号）」によるものとする。
２　甲又は乙が、この協定に基づく業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙もしくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

（提供可能車両等の報告）
第１０条　乙は、災害時に提供可能な車両等を年１回文書により、甲に報告するものとする。

（情報交換）
第１１条　甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当者や緊急連絡方法等の情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

（防災訓練等への協力）
第１２条　乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する防災訓練等に対し、可能な範囲で必要な協力に努めるものとする。

（細目）
第１３条　この協定を実施するための必要な細目は、別に定めることができる。

（有効期間）
第１４条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）
第１５条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和３年９月７日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
中野区長　　酒 井　直 人

乙　東京都中野区東中野五丁目２３番１４号
関東バス株式会社
取締役社長　　内 藤　泉

資料第　160　災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定書（㈱ジェイコム東京杉並・中野局）

中野区（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京 杉並・中野局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、中野区に災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が行う災害対策業務に対し、乙が提供する協力内容等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することが出来る。
⑴　乙の社員及び関係者による人的支援
⑵　乙の保有する車両及び物資等の提供
⑶　その他甲の要請により、乙が応じられる事項

（協力要請の手続き）
第３条　甲は、前条の規定による協力要請を行う際は、原則として、第１０条に基づき規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）
第４条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、乙の関係組織と連携してこれに応じ協力するよう努めるものとする。
２　乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第１０条に規定する連絡担当者を通じ、「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」 を提出するものとする。

（守秘義務）
第５条　甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の 事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲・乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限り ではない。

（経費の負担）
第６条　本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。

（服務）
第７条　甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取り扱いは、乙の定めによるものとする。

（災害補償）
第８条　本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（車両保険の取り扱い）
第９条　乙は乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。

（連絡担当者）
第１０条　甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別に定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（平常時の活動）
第１１条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。
⑴　防災に関する計画等必要な情報の交換
⑵　甲の行う防災訓練等への参加
⑶　「協力体制に関する報告書」に基づく、別表第１に掲げる乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量に関する、甲への情報提供
⑷　その他災害時に協力が必要な事項

（有効期間）
第１２条　本協定の有効期間は、締結日から令和６年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）
第１３条　本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この書面２通を作成し、甲乙記名押印の上各自その１通を保有する。

令和５年２月２８日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　酒井　直人

東京都杉並区永福１丁目４４番１２号永福中根ビル２Ｆ
乙　株式会社ジェイコム東京 杉並・中野局
局　長　　前田　浩慶

資料第　161　災害時における燃料等の優先供給等に関する協定書（東京都石油商業組合杉並中野支部）

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、災害時に際し、中野区（以下「甲」という。）が、東京都石油商業組合杉並中野支部（以下「乙」という。）に対し、優先的に燃料（ガソリン、軽油、灯油、潤滑油及び重油をいう。以下同じ。）の供給又は納入並びに工具類（簡易ジャッキ、ハンマー、バールその他の工具をいう。以下同じ。）の借用を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力の要請）
第２条　甲は、災害が発生し、応急対策活動を実施するため燃料及び工具類を調達する必要が生じたときは、乙に対し、燃料の供給又は納入並びに工具類の借用を要請するものとする。
２　前項の協力の要請は、災害の実情に応じ、協力の内容、日時及び場所を指定し、文書又は口頭により行うものとする。

（協力の内容）
第３条　乙は、甲が当該指定する車両等に対して燃料の供給を求めたときは、乙に所属する給油所において、緊急通行車両確認証明書等を確認のうえ、当該車両に対し燃料を供給するものとする。
２　乙は、甲の要請があったときは、甲が指定する場所へ燃料を納入するものとする。
３　乙は、甲から工具類の借用について要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

（費用負担）
第４条　甲の要請により、乙がした燃料の供給又は納入に係る費用は、甲が負担するものとする。
２　工具類の借用料は無料とする。ただし、破損、紛失等をした場合は、原則として甲の負担とするものとし、その詳細については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払）
第５条　乙は、燃料の供給又は納入が完了したときは、甲に報告し、燃料の代金を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の規定により乙から燃料の代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに乙に対して支払うものとする。

（協定単価）
第６条　この協定に基づく燃料の取引価格は、災害発生直前の小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（災害補償）
第７条　この協定に基づく業務に従事したものが、当該業務により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡若しくは心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（現況の報告）
第８条　乙は、毎年４月１日現在における、災害時に協力できる給油所の数及び人員の状況を、甲に報告するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに、甲、乙いずれかから協定解除の申し出がないときは、さらに５年間延長されたものとみなし、以後は、この例によるものとする。

（訓練等への参加）
第１０条　乙は、甲が実施する訓練等に参加するよう甲から要請があったときは、できる限り協力するよう努めるものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及び協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）
第１２条　この協定の締結に伴い、平成８年１０月１日付けで甲と東京都石油商業組合中野支部との間で締結した「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」は、廃止する。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年６月１３日

中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

武蔵野市西久保三丁目７番１２号
乙　東京都石油商業組合杉並中野支部
支部長　高　橋　廣　太

資料第　162　災害時における応急対策業務に関する協定書（中野土木防災協力会）

災害時における応急対策業務に関し、中野区（以下「甲」という。）と中野土木防災協力会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づく災害時における民間協力計画の一環として行う災害応急対策業務に関し、円滑な運営を図るため必要な手続き等を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、中野区のみでは十分な応急措置を実施することができない場合、乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに乙の中野土木防災協力会災害対策協力隊（以下「協力隊」という。）を出動させる。
３　出動した協力隊は、中野区災害対策本部の指揮下に入るものとする。
なお、乙は、協力隊を現場に出動させるにあたっては、一見して協力隊員と識別できるようにする。

（業務の指示）
第３条　甲は、災害の実情に応じ、中野区地域防災計画に定める分掌事務に従い、都市整備部長から業務内容、日時及び場所を指定して、乙に対し、資機材労力等（以下「資機材等」という。）の提供を求めるものとする。
ただし、乙は、災害の実情により応急対策が緊急性を要すると判断した場合は、都市整備部長と緊密な連絡をとりながら、別に指示された地域へ直ちに出動し、その業務に従事する。

（資機材等の提供）
第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り甲に対し資機材を提供する。

（報告等）
第５条　甲は、乙の供給した資機材等の数量及び作業内容について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、乙の供給した資機材等に要した費用を負担する。

（費用の請求及び支払）
第７条　乙は、業務終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費を甲に対し請求するものとする。
２　甲は、第１項により乙から請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（従事者の災害補償）
第８条　甲の要請に基づき出動した協力隊員が応急対策業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（細　目）
第９条　この協定を実施するため必要な事項は、別に定める。

（協定期間及び更新）
第１０条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成１７年１１月７日までとする。
ただし、期間満了の日の３カ月前までに甲乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後は、この例によるものとする。

第１１条　この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１６年１１月８日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　田中大輔

乙　東京都中野区本町四丁目９番９号
（新日本建設株式会社内）
中野土木防災協力会代表者
中野土木防災協力会長　佐野昭夫

資料第　163　災害時における応急対策業務に関する協定（中野区内小規模建設事業者団体連絡会）

中野区（以下、「甲」という）と中野区内小規模建設事業者団体連絡会（以下、「乙」という）とは、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　　的）
第１条　この協定は、中野区内に大規模な災害が発生した場合（以下、「災害時」という）において、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、中野区地域防災計画に基づく災害時民間協力の一環として中野区内小規模建設事業者団体の協力を得ることにより、迅速かつ的確な応急対策業務等を実施することを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策業務等への協力が必要なときは、乙に対し、業務の内容等を指定して要請するものとする。

（協　　力）
第３条　乙は、前条の要請があったときは、可能な限り応急対策業務等について、甲に協力するものとする。

（主な業務内容）
第４条、災害時における甲の要請は、次の範囲とする。
⑴　人命救助用資材の提供
⑵　区有施設の優先的応急措置
⑶　甲の指示した民間住宅の応急修理
⑷　その他、必要なもの

（報告等）
第５条　甲は、乙の供給した資機材等の数量及び作業内容について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、乙より提供を受けた応急対策業務に要した費用について、あらかじめ定めた基準で算出した額を負担するものとする。

（請求及び支払い）
第７条　乙は、業務終了後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。
２　甲は、前項による請求があったときは、その内容を確認のうえ、すみやかに支払うものとする。
（従事者の災害補償）
第８条　甲の要請に基づき出動した協力隊員が応急対策業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（細　　目）
第９条　この協定を実施するため、別に細目を定めることができる。

（協定期間及び更新）
第１０条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成１８年４月１８日までとする。
　ただし、期間満了の日の３カ月前までに甲乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後は、この例によるものとする。

（協　　議）
第１１条　この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１７年４月１９日

甲　中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　田中大輔

乙　中野区松が丘一丁目８番４号
中野区内小規模建設事業者団体連絡会
代表者　勝亦裕一

資料第　164　災害時における応急対策業務に関する協定書（中野電設防災協力会）

災害時における応急対策業務に関し、中野区（以下「甲」という。）と中野電設防災協力会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づく震災時における民間協力計画の一環として行う災害応急対策業務に関し、円滑な運営を図るため必要な手続き等を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、中野区のみでは十分な応急措置を実施することができない場合、乙に対し、以下の災害応急対策業務の協力を要請するものとする。
⑴　区有施設等における電気設備の応急復旧業務
⑵　応急対策用資機材の提供
２　乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに乙の中野電設防災協力会災害対策隊（以下「災害対策隊」という。）を出動させる。
３　出動した災害対策隊は、中野区災害対策本部の指揮下に入るものとする。
なお、乙は、災害対策隊を現場に出動させるにあたっては、一見して災害対策隊員と識別できるようにする。

（業務の指示）
第３条　甲は、災害の実情に応じ、中野区地域防災計画に定める分掌事務に従い、都市整備部長から業務内容、日時及び場所を指定して、乙に対し、資機材労力等（以下「資機材等」という。）の提供を求めるものとする。
ただし、乙は、災害の実情により応急対策が緊急性を要すると判断した場合は、都市整備部長と緊密な連絡をとりながら、別に指示された地域へ直ちに出動し、その業務に従事する。

（資機材等の提供）
第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り甲に対し資機材等を提供する。

（報告等）
第５条　甲は、乙の供給した資機材等の数量及び作業内容について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、乙の供給した資機材等に要した費用を負担する。

（費用の請求及び支払）
第７条　乙は、業務終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費を甲に対し請求するものとする。
２　甲は、第１項により乙から請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（従事者の災害補償）
第８条　甲の要請に基づき出動した災害対策隊員が応急対策業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（細　目）
第９条　この協定を実施するため必要な事項は、別に定める。

（協定期間及び更新）
第１０条　この協定の期間は、協定締結の日から、２年間とする。
ただし、期間満了の日の３カ月前までに甲乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後は、この例によるものとする

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１８年7月１３日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　田中　大輔

乙　東京都中野区沼袋一丁目１７番９号
【日本建電㈱内】
中野電設防災協力会代表者
中野電設防災協力会長　鈴木　啓友

資料第　165　災害時における応急対策業務に関する協定書（中野建設まちづくり協議会）

中野区（以下、「甲」という）と中野建設まちづくり協議会（以下、「乙」という）とは、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区内に大規模な災害が発生した場合（以下、「災害時」という）において、中野区のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、中野区地域防災計画に基づく災害時民間協力の一環として中野建設まちづくり協議会の協力を得ることにより、迅速かつ的確な応急対策業務等を実施することを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策業務等への協力が必要なときは、乙に対し、業務の内容等を指定して要請するものとする。

（協力）
第３条　乙は、前条の要請があったときは、可能な限り応急対策業務等について、甲に協力するものとする。

（主な業務内容）
第４条　災害時における甲の要請は、次の範囲とする。
⑴　応急対策用資機材の提供
⑵　区有施設等の調査への協力
⑶　その他必要なこと

（報告等）
第５条　甲は、乙の供給した資機材等の数量及び作業内容について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、乙より提供を受けた応急対策業務に要した費用について、その実費相当額を負担するものとする。

（請求及び支払い）
第７条　乙は、業務終了後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。
２　甲は、前項による請求があったときは、その内容を審査のうえ、すみやかに支払うものとする。

（従事者の災害補償）
第８条　甲の要請に基づき出動した協力隊員が応急対策業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（細目）
第９条　この協定を実施するため、別に細目を定めることができる。

（協定期間及び更新）
第10条　この協定の期間は、協定締結の日から、５年間とする。
ただし、期間満了の日の３カ月前までに甲乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後は、この例によるものとする。

（合同訓練等の参加）
第11条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練等に参加するよう努めるものとする。

（協議）
第12条　この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２８年４月２６日

甲　中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

乙　中野区鷺宮三丁目２２番１０号
中野建設まちづくり協議会
会　長　新　井　建　喜

資料第　166　災害時における応急対策業務に関する協定（中野区造園緑化業協会）

中野区長（以下、「甲」という）と中野区造園緑化業協会（以下、「乙」という）とは、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　　的）
第１条　この協定は、中野区内に大規模な災害が発生した場合（以下、「災害時」という）において、中野区のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、中野区地域防災計画に基づく災害時民間協力の一環として中野区造園緑化業協会の協力を得ることにより、迅速かつ的確な応急対策業務等を実施することを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策業務等への協力が必要なときは、乙に対し、業務の内容等を指定して要請するものとする。

（協　　力）
第３条　乙は、前条の要請があったときは、可能な限り応急対策業務等について、甲に協力するものとする。

（主な業務内容）
第４条　災害時における甲の要請は、次の範囲とする。
⑴　応急対策用資器材の提供
⑵　倒木などによる道路上の障害物等の除去及び運搬作業
⑶　その他必要なこと

（報告等）
第５条　甲は、乙の供給した資機材等の数量及び作業内容について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、乙より提供を受けた応急対策業務に要した費用について、その実費相当額を負担するものとする。

（請求及び支払い）
第７条　乙は、業務終了後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。
２　甲は、前項による請求があったときは、その内容を審査のうえ、すみやかに支払うものとする。

（従事者の災害補償）
第８条　甲の要請に基づき出動した協力隊員が応急対策業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（細　　目）
第９条　この協定を実施するため、別に細目を定めることができる。

（協定期間及び更新）
第１０条　この協定の期間は、協定締結の日から、５年間とする。
　ただし、期間満了の日の３カ月前までに甲乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後は、この例によるものとする。

（協　　議）
第１１条　この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２１年９月１日

甲　中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

乙　中野区大和町一丁目１５番３号
中野区造園緑化業協会
会長　鳥　羽　修　平

資料第　167　災害時における応急措置業務に関する協定書（東京都畳工業協同組合中野支部）

災害時における応急措置業務に関し、中野区（以下「甲」という。）と東京都畳工業協同組合中野支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づく災害時における民間協力計画の一環として行う応急措置業務に関し、協力を求めるときの必要な手続きを定めるものとする。

（協力要請等）
第２条　甲は、災害が発生し、中野区内の住家が被災し、畳に被害が生じた場合、東京都畳工業協同組合中野支部長に対し、業務の協力を要請することができる。
２　乙は、甲の要請があったときは、原則として要請に応ずるものとする。

（業務の開始手続）
第３条　甲は、被災した住家に居住する世帯主又は当該住家の持主（以下「世帯主」という。）から申し出があった場合、畳替え等あっ旋申込書（第１号様式。以下「申込書」という。）により申し込みを受付け、被災住家（世帯）畳替えあっ旋申込通知書（第２号様式。以下「通知書」という。）により乙に回付するものとする。
２　乙は、甲から回付された通知書の内容に基づき、世帯主等に連絡し確認のうえ、業務を開始するものとする。

（業務上の事故の扱い）
第４条　乙は、業務を実施するにあたり、世帯主等の業務上の事故を生じないように努め、事故が生じた場合は、当事者間で話し合いのうえ、解決をはかるものとする。

（費用及び負担等）
第５条　この業務に要した費用は、市場相場の１０％～２０％を減じた価格を基準（以下「基準価格」という。）とし、申し込みのあった世帯主等から直接徴収するものとする。
２　前項の基準価格は、本協定締結時甲と乙が協議して定めるものとし、以後毎年協議し、必要に応じ改正するものとする。
３　前項の規定にかかわらず、著しく相場変動等があった場合、乙の申し立てにより、甲と乙が協議し基準価格を改正するものとする。

（看板の掲示）
第６条　甲は、乙の組合員の承諾を得て、組合員の各店舗に「中野区災害時畳協力店」の看板を掲示することができる。

（細　目）
第７条　この協定を実施するため必要な細目は、別に定める。

（協定期間及び更新）
第８条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成４年８月１９目までとする。
　ただし、期間満了の日の３カ月前までに甲乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後は、この例によるものとする。

（協　議）
第９条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３年８月２０日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　　神　　山　　好　　市

乙　　中野区中野三丁目２２番２号
東京都畳工業協同組合中野支部代表者
中野支部長　　保戸塚　　治　　美

資料第　168　災害時における車両除去等応急対策業務の協力に関する協定書（東京都自動車整備振興会城西支部）

中野区（以下「甲」という。）と、東京都自動車整備振興会城西支部（以下「乙」という。）とは、災害時における車両撤去等応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき、甲が実施する道路啓開等応急対策業務における乙の協力について、必要な事項を定める。

（要　請）
第２条　甲は、災害時に道路啓開等の応急対策業務を実施するうえで、放置車両の撤去等が必要な場合に、乙に対し必要な事項を明らかにして協力を要請するものとする。

（協　力）
第３条　乙は、前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り可能な範囲において、これに協力するものとする。

（協力内容）
第４条　乙が協力する業務の内容は、次に掲げる範囲のものとする。
１．道路上の放置車両等障害物の撤去及び移動
２．災害対策用車両の優先的な修理及び整備
３．人命救助用資機材の提供
４．その他、必要な事項

（業務の遂行）
第５条　乙は、前条に掲げる要請事項の執行に当たっては、甲の指示に基づき業務に従事するものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、乙の当該業務に要した費用について、あらかじめ定めた基準額に基づき算出した額を負担する。

（費用の請求及び支払）
第７条　乙は、業務終了後、速やかに甲に報告し、当該業務に要した費用を、甲に請求するものとする。
２　甲は、前項による請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（損失補償）
第８条　甲は、乙会員が業務従事中の行為により、他人の身体又は財産に損害を生じさせたため、当該会員が負担することとなった、損害賠償債務を補償する。
ただし、その損害の発生が当該会員の故意又は重過失によるものである場合は、この限りでない。

（災害補償）
第９条　甲の要請に基づき、業務に従事した乙会員が、当該業務により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡若しくは心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（細　目）
第１０条　この協定を実施するため、別に細目を定める。

（協　議）
第１１条　この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附則
１．この協定は、平成２８年１月２５日から適用する
２．平成９年４月２５日に中野区と中野区自動車整備協会との間で締結した災害時における車両除去等応急対策業務の協力に関する協定は廃止し、現在事業を継承している東京都自動車整備振興会城西支部と協定を締結する。
３．この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

平成２８年１月２５日

中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
中野区長　　田　中　大　輔

杉並区宮前五丁目２５番２号
乙　東京都自動車整備振興会城西支部
支 部 長　　江　上　雅　敏

資料第　169　災害時における応急対策業務に関する協定（全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合中野支部）

中野区（以下、「甲」という。）と全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合中野支部（以下、「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区内に地震その他の大規模な災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、中野区地域防災計画に基づく災害時民間協力の一環として乙が行う災害時応急対策業務等について、必要な手続きを定めることを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策業務等への協力が必要なときは、乙に対し書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策業務等について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項による甲の要請を待たずに災害応急対策業務に従事することができる。

（協力内容）
第３条　甲の要請に基づいて乙が行う業務は、次のとおりとする。
⑴　倒壊建物等からの救出救助活動に関する労務及び資機材の提供
⑵　区有施設等の応急修繕
⑶　被災建築物に関する相談・助言活動と修繕業者のあっ旋に関する活動
⑷　その他、甲が災害応急対策活動に必要と認める活動

（報告等）
第４条　乙は、業務が終了した時は、速やかに労務及び資機材の提供状況（以下、「提供状況等」という。）について甲の指定する用紙にて報告するものとする。
２　甲は、乙の提供状況等について報告を受けるものとする。

（費用の請求及び支払い）
第５条　乙は、第３条にかかる業務終了後、当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、内容を確認のうえ、可能な限り速やかにその費用を支払うものとする。
３　第３条第３号に掲げる業務については、原則として無償とする。

（従事者の災害補償）
第６条　甲の要請に基づき、業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 51 年中野区条例第 33 号）の規定により、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付、若しくは補償を受けたときは、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

（防災訓練等の実施協力）
第７条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制を確保するため、平常時より防災訓練等の実施に努めるとともに、防災訓練等の実施に当たっては相互に協力するものとする。

（協定の有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成 27 年３月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の３か月前までに甲乙いずれかからもこの協定の解除または変更の申し出がないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項その他この協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 26 年 12 月 15 日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　　田　中　大　輔

乙　　中野区松が丘一丁目８番４号
　　全国建設労働組合総連合
　　東京土建一般労働組合中野支部
　　代表者　執行委員長　　古　村　正　和

資料第　170　災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定書（中野防災協力管栄会）

中野区（以下、「甲」という。）と中野防災協力管栄会（以下、「乙」という。）とは、災害時における給水装置（水道法第３条第９項に規定されている給水装置をいう。）の応急措置業務に対する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき、災害時に区役所本庁舎及び区有施設並びに甲があらかじめ指定した避難所等の関係各施設の敷地内における給水装置の応急措置業務を迅速に行うため、応急措置業務における乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）
第２条　甲は、災害時に緊急に給水装置の応急措置が必要になったときは、乙に対して給水装置の応急措置に係る協力を要請することができるものとする。

（協力）
第３条　乙は、前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り可能な範囲において、これに協力するものとする。

（給水装置の応急措置の実施）
第４条　乙は、甲の協力要請により給水装置の応急措置を実施するときは、乙の会員をして甲の指示により給水装置の応急措置を行わせるものとする。

（費用負担）
第５条　甲は、乙の当該業務に要した費用について、あらかじめ定めた基準額に基づき、算出した額を負担するものとする。

（緊急連絡網の策定）
第６条　乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を整備し、甲に提出するものとする。

（防災訓練への参加）
第７条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（損害補償）
第８条　この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和５１年中野区条例第３３号）」に準じ、甲が補償するものとする。

（協定期間）
第９条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から１か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに１年間延長されるものとし、以後この例による。

（実施細目）
第10条　この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）
第11条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項及び業務の実施に関し必要の生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２８年2月２６日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　田　中　　大　輔

東京都中野区弥生町四丁目１番１５号
乙　中野防災協力管栄会
会　　長　　渡　邉　　倫　弘

資料第　171　災害時における資機材等の提供に関する覚書（中野警察署、中野土木防災協力会）

中野区（以下「甲」という。）と中野警察署（以下「乙」という。）と中野土木防災協力会（以下「丙」という。）との間において、甲丙間において締結している「災害時における応急対策業務に関する協定書」の効率的な運用に資するため、災害時における資機材労力等（以下「資機材等」という。）の提供に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目　的）
第１条　この覚書は、災害時に甲が行う応急対策活動に際し、丙から提供を受ける資機材等について、乙に提供するための必要な事項を定めることを目的とする。

（要　請）
第２条　乙は、応急対策活動のため資機材等が必要になったときは、日時等、必要事項を明らかにした文書により甲に要請し、甲は丙に対し資機材等の提供を指示するものとする。
　ただし、乙が甲に要請する暇がない緊急の場合は、乙が丙に直接要請できるものとする。この場合、後日、文書により処理するものとする。

（協　力）
第３条　丙は、前条の要請があったときは、特別の理由のない限り資機材等の提供について協力するものとする。

（価　格）
第４条　この覚書に基づく資機材等の提供価格は、災害の発生した直前の時点における提供価格とする。

（費用負担）
第５条　乙が提供を要請した資機材等の提供に係る費用については、甲丙間において締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」第6条の規定に基づき、甲が負担するものとする。

（協　議）
第６条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の解釈について疑義を生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

本覚書締結の証として、覚書書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通保有する。

平成１６年１１月８日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　田中　大輔

乙　東京都中野区中央二丁目47番２号
中野警察署代表者
中野警察署長　明利　彊

丙　東京都中野区本町四丁目９番９号
（新日本建設株式会社内）
中野土木防災協力会代表者
中野土木防災協力会　佐野　昭夫

資料第　172　災害時における資機材等の提供に関する覚書（野方警察署、中野土木防災協力会）

中野区（以下「甲」という。）と野方警察署（以下「乙」という。）と中野土木防災協力会（以下「丙」という。）との間において、甲丙間において締結している「災害時における応急対策業務に関する協定書」の効率的な運用に資するため、災害時における資機材労力等（以下「資機材等」という。）の提供に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目　的）
第１条　この覚書は、災害時に甲が行う応急対策活動に際し、丙から提供を受ける資機材等について、乙に提供するための必要な事項を定めることを目的とする。

（要　請）
第２条　乙は、応急対策活動のため資機材等が必要となったときは、日時等、必要事項を明らかにした文書により甲に要請し、甲は丙に対し資機材等の提供を指示するものとする。
　ただし、乙が甲に要請する暇がない緊急の場合は、乙が丙に直接要請できるものとする。この場合、後日、文書により処理するものとする。

（協　力）
第３条　丙は前条の要請があったときは、特別の理由のない限り資機材等の提供について協力するものとする。

（価　格）
第４条　この覚書に基づく資機材等の提供価格は、災害の発生した直前の時点における提供価格とする。

（費用負担）
第５条　乙が提供を要請した資機材等の提供に係る費用については、甲丙間において締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」第６条の規定に基づき、甲が負担するものとする。

（協　議）
第６条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の解釈について疑義を生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

本覚書締結の証として、本覚書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成２８年１２月９日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　田中　大輔

乙　東京都中野区中野四丁目１２番１号
野方警察署代表者
野方警察署長　有川　哲哉

丙　東京都中野区弥生町一丁目２８番３号
（新日本建設株式会社内）
中野土木防災協力会代表者
中野土木防災協力会会長　佐野　友隆

資料第　173　災害時における停電復旧及び啓発作業の相互協力に関する協定（東京電力パワーグリッド㈱荻窪支社）

中野区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び中野区地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）
第２条　甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。
２　甲及び乙は、甲乙協議の上、甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

（情報連携）
第３条　甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。
１　甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる施設等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
２　甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
３　乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
４　甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）
第４条　甲及び乙は、災害時における電力の早期復旧を図るため、次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。
１　電力復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
２　甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
３　住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線，防災メール，ラジオ等の利用

（平時の相互協力）
第５条　災害時等における乙の電力設備周辺の樹木に起因した停電被害を未然に防止するため、甲及び乙は、平時から計画的な樹木の巡視、伐採等について相互に協力する。

（細目の締結）
第６条　甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に細目により定めるものとする。

（秘密保持）
第７条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）
第８条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第９条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年９月３０日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
中野区長　　酒井　直人

乙　東京都練馬区中村北一丁目１２番７号
東京電力パワーグリッド株式会社　荻窪支社
支社長　　千田　英昭

資料第　174　災害時等における防災情報の放送業務等に関する協定書

（㈱ジェイコム東京杉並・中野局）

中野区（以下、「甲」という。）と株式会社ジェイコム中野（以下、「乙」という。）とは、災害時等における防災情報の放送業務等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害又はこれに準じる緊急事態が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て、区民に対して防災に関する情報（以下「防災情報」という。）を迅速かつ正確に提供することを目的とする。

（協力体制）
第２条　甲及び乙は、この協定に基づく業務を行う場合、互いに最大限の協力をするものとする。

（放送要請の手続き）
第３条　甲は、乙に対して防災情報の放送の要請をするときは、原則として、次に掲げる事項を明らかにしたうえで要請するものとする。
⑴　放送要請の理由
⑵　放送する内容
⑶　放送希望日時
⑷　担当者及びその連絡先
⑸　その他乙が必要と判断した事項
２　前項の要請手続きは、書面により行うものとする。ただし、緊急時は口頭で要請し、後日書面をもって処理するものとする。
３　甲が防災情報の放送の要請を行うにあたっては、乙のテレビ放送の特性（運営方法及び放送範囲）を十分に考慮するものとする。

（放送の実施）
第４条　乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式やその内容、時刻等を甲と協議の上、可能な範囲と精度において放送するものとし、すみやかにこれに協力するものとする。
２　災害時等の防災情報の放送は、乙の自主放送チャンネルで行うものとする。

（放送料）
第５条　前条の放送に係る費用は無料とする。ただし、その放送が長期にわたる場合には、甲乙が別途協議するものとする。

（平時の協力）
第６条　甲及び乙は、災害時等の相互協力を円滑にするために、平時から次の事項について、相互に協力するものとする。
⑴　情報交換に関すること
⑵　甲が実施する防災訓練への参加に関すること
⑶　防災知識の普及啓発活動に関すること

（連絡責任者）
第７条　第３条に規定する放送要請に関する事項の伝達を確実かつ円滑に行うため、甲及び乙は、それぞれの連絡責任者を定め、あらかじめ相互に通知するものとする。

（協議）
第８条　甲及び乙は、この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協議して決定するものとする。

（その他）
第９条　第３条の規定に基づき放送する防災情報の内容及び具体的な体制に関しては、甲及び乙が別途協議し、覚書を締結するものとする。

（有効期間）
第１０条　本協定の有効期間は協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年４月２６日

甲　中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

乙　中野区中野二丁目１４番２１号
株式会社ジェイコム中野
代表取締役　内　藤　一　彦

資料第　175　災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー(株)）

中野区（以下、甲という。）およびヤフー株式会社（以下、乙という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、中野区域内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が中野区民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 甲が、中野区域内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 甲が、中野区域内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 甲が、災害発生時の中野区域内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 甲が作成する、中野区域内の避難所に避難している避難者の名簿を乙に提供する場合は、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 4 条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成２７年９月２日

甲　　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
中野区長　　田中　大輔

乙　　東京都港区赤坂九丁目７番１号
ヤフー株式会社
代表取締役　宮　坂　学

資料第　176　災害情報及び行政告知放送の再送信に関する協定書（㈱ジェイコム東京杉並・中野局）

中野区（以下「甲」という）と、株式会社ジェイコム中野（以下「乙」という）とは、甲が防災行政用無線により区民向けに実施する災害情報及び行政告知放送を乙の設備を利用し再送信を行うことに関して合意したので本協定を締結する。

第１条　（再送信の同意）
１　甲及び乙は、防災行政用無線により区民向けに実施する災害情報及び行政告知放送を乙の設備（第４条に定義する）を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。
２　乙は、甲が提供する災害情報及び行政告知放送の内容について、変更を加えず、速やかに再送信するものとする。

第２条　（提供エリア）
本協定書で合意した再送信の提供エリアは、別紙１に規定する乙が運営するサービス提供エリアとする。これ以外の地域に関しては再送信を行わないものとする。

第３条　（費用等）
１　本協定書による再送信の情報提供の対価は無償とする。
２　乙は、再送信を行うにあたり、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償で再送信するものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。
３　甲及び乙は、再送信を実施するに当り必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。

第４条（設備の維持管理）
１　甲の設備及び乙の設備は、別紙２に規定する。
２　本協定書で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。
３　乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の許可を得て、甲の施設に立ち入り設備の点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告する。

第５条（免責事項）
１　乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、災害その他事故等により、再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする。
２　甲が実施する再送信にかかる災害情報及び行政告知放送の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。ただし、乙の再送信の過程で、乙の責めに帰すべき事由により内容の変更等が発生した場合はこの限りではない。
３　乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、要望等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

第６条（協定期間）
本協定の期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、甲・乙双方から期間満了１ヶ月前までに書面による申し出がない場合は、協定期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

第７条（解除）
甲又は乙が、前条の協定期間中に本協定を解除しようとする場合には、２ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより、本協定を将来に向かって解除することができる。

第８条（守秘義務）
甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

第９条（権利義務）
　甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定書上の地位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

第１０条（協議事項）
　本協定書に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議の上定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲・乙それぞれ記名・押印のうえ各１通を保有する。

　平成２７年１０月２０日

甲：東京都中野区中野四丁目 8 番 1 号
　　中野区
　　区長　田中　大輔

乙：東京都中野区中野二丁目 14 番 21 号
　　株式会社ジェイコム中野
　　代表取締役社長　内藤　一彦

資料第　177　災害時における広報紙の配布協力等に関する協定書（中野区新聞販売同業組合）

中野区（以下、「甲」という。）と、中野区新聞販売同業組合（以下、「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要　請）
第２条　甲は、災害が発生し、この協定に基づく協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協　力）
第３条　乙は、前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。

（協力の内容）
第４条　乙の協力の内容は、次の範囲のものとする。
１．新聞折り込みによる配布
２．店頭配布
３．区内掲示板への張り出し
４．地域内情報の提供

（費用負担及び費用の請求）
第５条　甲は、前条の規定により要した費用を負担する。
２　乙は、業務終了後、甲にその代金を請求するものとする。

（代金の支払）
第６条　甲は、前条の規定により、乙から代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（災害補償）
第７条　この協定に基づく業務に従事したものが、当該業務により死亡又は負傷し、もしくは疾病にかかり、又は負傷もしくは疾病により死亡もしくは心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（細　目）
第８条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協　議）
第９条　この協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成９年５月６日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　神　山　好　市

東京都中野区白鷺二丁目３５番８号
乙　中野区新聞販売同業組合
組合長　　関　　三　男

資料第　178　災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局長）

国土交通省関東地方整備局長　下保　修（以下「甲」という。）と、中野区長　田中大輔（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）
第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。
一　中野区内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
二　中野区災害対策本部が設置された場合
三　その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）
第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。
一　一般被害状況に関すること
二　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
三　その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）
第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。
　なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）
第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）
第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成２３年６月３０日

甲）埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　　下　保　　修

乙）東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区長　　田　中　大　輔

資料第　179　災害時の法律相談事業についての協定書（中野区法曹会）

中野区を「甲」、中野区法曹会を「乙」とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき甲が行う法律相談事業に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（弁護士の派遣）
第２条　甲は、中野区地域防災計画に基づき法律相談事業を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、相談所の開設日時、期間、場所を示し、所属弁護士の派遣を要請するものとする。

（法律相談事業計画の策定及び提出）
第３条　乙は、前条に定める法律相談事業を実施するため、法律相談事業計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（法律相談事業の場所）
第４条　乙は、甲が区役所本庁舎のほか区立施設に設置する相談所において、法律相談事業を実施するものとする。

（法律相談事業の業務）
第５条　法律相談事業の業務は、災害による被害を受けた区民に対して、借家、借地、建築倒壊による損害などにかかる法律問題解決の一助とするための指導・助言等を行う。

（費用弁償）
第６条　甲の要請に基づき、乙が法律相談事業の実施に要する弁護士派遣経費については、甲が負担するものとする。
２　前条の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（協議）
第７条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２部作成し、双方記名捺印のうえ、各１通を保有する。

２０００年5月１日

甲　　中野区中野４－８－１
　　中野区長　　神　山　好　市

乙　　中野区中央５－２５－８
　　中野区法曹会会長　　斎　藤　　隆

資料第　180　災害時における区民の行政手続の支援活動に関する協定
（東京都行政書士会中野支部）

中野区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会中野支部（以下「乙」という。）とは、相互に協力して、災害時における被災した区民の生活再建に向けた行政手続等の支援及び平常時における防災活動等を行うため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、中野区において地震、風水害等の大規模自然災害が発生した際（以下「災害時」という。）に、甲乙協力して、中野区地域防災計画に基づき甲が実施する災害応急対策活動等の被災者の支援活動（以下「支援活動」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（甲の乙に対する協力要請）
第２条　甲は、災害時において支援活動が必要であると認める場合は、乙に本協定に定める協力を要請できる。
２　甲は、平常時において、甲が企画・実施する防災活動（以下、「防災活動」という。）について、乙の参加を要請することができる。
３　第１項の要請は、口頭、電話等、災害時に利用できる方法により行うものとし、甲は、事後に乙に書面を交付する。前項の場合は、甲は、乙に対して事前に書面の交付を行う。
４　乙は、第１項及び第２項の要請を受けた場合は、乙の会員の中から必要な要員を確保し、支部長の指揮の下、第３条に定める支援活動並びに防災活動を速やかに実施する。
５　乙は、支援活動の実施に当たり必要があると認める場合は、他地域の行政書士会又はその支部並びに他の専門家の協力を得て支援活動の迅速な実施を図ることができる。

（乙が行う支援活動の内容）
第３条　乙は、支援活動として、次に掲げる事項について相談、手続の代理又は代行その他の支援活動を行う。
⑴　罹災証明書、自動車登録、許認可、その他官公署に提出する書類の作成及びその提出手続に関すること。
⑵　相続関係書類、その他権利義務、事実証明関係書類の作成に関すること。
⑶　その他行政書士法に定める業務に関すること。
⑷　前各号に関する甲の窓口相談業務の補助等に関すること。
２　支援を行う被災者の範囲は、中野区在住者（外国人を含む）を原則とする。
３　前項の支援活動は、中野区役所本庁舎、各区民活動センター、その他甲と協議し定める場所で実施する。甲は、支援活動に関する情報の広報に努める。

（甲乙間の連絡及び調整）
第４条　支援活動の実施についての連絡及び調整は、責任者を通じて行う。甲は災対指令部指令班長及び災対地域部地域指揮班長の職にある者、乙は支部長を責任者とする。
２　責任者は、本協定締結後、速やかに相互に連絡し、責任者に変更があった場合は、直ちに相手方に連絡する。

（報告）
第５条　乙は、甲の要請に基づき、第３条に定める支援活動を実施したときは、書面にて甲に報告する。書面の様式等は別途定める。

（費用等の負担）
第６条　乙は、被災者から支援活動実施による報酬を受け取らない。
２　甲は、乙から支援活動の報告を受け、乙が当該支援活動に要した経費を負担する。
３　甲の要請に基づき、支援活動に従事した乙の会員が、当該支援活動により死亡又は負傷し、もしくは疾病にかかり、又は負傷もしくは疾病により死亡もしくは心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償する。

（協定の有効期間及び更新）
第７条　本協定の有効期間は、協定締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙のいずれからも、相手方に対し書面による本協定を更新しない旨の申し出がない限り、本協定は、当該期間満了の翌日からさらに１年間更新され、その後も同様とする。
２　甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、相手方に対し、３か月前までに書面により通知をすることで、本協定を終了させることができる。

（協議）
第８条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

令和２年９月１５日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
中野区長　　酒　井　直　人

乙　東京都中野区上鷺宮二丁目４番１号１３０３
東京都行政書士会中野支部
支部長　　大　門　則　亮

資料第　181　災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合中野支部）

中野区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合中野支部（以下「乙」という。）は、災害時における理容活動及び資器材等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協力体制を確立し、区民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

（業務内容）
第２条　乙は、甲の要請に基づき、災害時において次に掲げる業務を行うものとする。
⑴　理容
⑵　理容に必要な資器材及び消耗品の提供

（協力要請）
第３条　甲は、前条に規定する業務の要請を行うときは、災害時における理容活動及び資器材等提供要請書（様式１。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請を行うことができる。この場合において、甲は、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（理容派遣者）
第４条　第２条第１号の理容は、理容師法（昭和２２年法律第２３４号）に定める理容師免許証を有する者で、乙の組合員及び従業員が行うものとする。

（理容師派遣対象者）
第５条　第２条第１号の理容は、理容師法施行令（昭和２８年政令第２３２号）第４条第１項に該当する被災者を対象とする。

（理容費）
第６条　この協定に基づき理容を行った場合おいて、乙は、被災者から当該理容に係る費用を徴収しないものとする。

（費用負担）
第７条　第２条第２号の理容に必要な資器材及び消耗品の提供に係る費用については、甲が負担するものとし、この場合の価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。

（担当窓口）
第８条　乙は、甲との連絡を円滑に行うため、担当窓口を設置（担当窓口に変更等があった場合を含む。）し、その連絡先、担当者その他必要事項を甲に報告するものとする。

（損害補償）
第９条　甲の要請に基づき、業務に従事した者が、当該業務により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡若しくは心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、本協定書締結日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間延長されたものとし、以後この例による。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３１年１月２８日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
中野区長　　酒　井　直　人

東京都中野区中央一丁目４番８号
乙　東京都理容生活衛生同業組合　中野支部
支 部 長　　石　野　達　志

資料第　182　罹災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定（東京都）

東京都（以下「甲」という。）及び中野区（以下「乙」という。）は、東京都内における災害の発生に備え、東京都震災復興マニュアル（平成２８年３月東京都総務局修正。以下「震災復興マニュアル」という。）及び区市町村震災復興標準マニュアル（平成２９年３月東京都総務局修正。以下「標準マニュアル」という。）に基づき、相互連携と協力の下、被災者の生活再建支援の業務を円滑に遂行するため、罹災証明書の発行に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（定　義）

第１条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

２　この協定において「家屋台帳の情報」とは、次に掲げるものをいう。

⑴　固定資産家屋課税台帳のうち第１４条の実施細目に定める項目

⑵　前号の項目に係るコードの読替表

（家屋台帳の情報の提供）

第２条　甲は、乙が罹災証明書の発行及び被災者の生活再建支援の業務に利用するため、震災復興マニュアル第１章第２－１「都民被害の状況把握」並びに標準マニュアル第１章第２－１「家屋・住家の被害状況の把握」及び同章第３－１「り災証明書交付の準備」に基づく乙からの要請により、家屋台帳の情報を乙に提供するものとする。

（目的外利用の禁止）

第３条　乙（乙が指定した者を含む。次条第１項及び第３項において同じ。）は、甲から提供された家屋台帳の情報を罹災証明書の発行及び被災者の生活再建支援の業務以外の目的で利用してはならない。

（家屋台帳の情報の管理）

第４条　乙は、家屋台帳の情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）書面その他の媒体を適切に管理しなければならない。

２　乙は、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を甲に提出しなければならない。

３　乙の故意又は過失により、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償等に関する一切の責任は、乙が負うものとする。

（過年度情報の消去等）

第５条　乙は、第２条の規定により甲から家屋台帳の情報の提供を受けた場合において、過去に提供を受けた家屋台帳の情報（以下この条において「過年度情報」という。）があるときは、過年度情報を記録した電磁的記録媒体、書面その他の媒体に含まれる全ての過年度情報を消去し、破壊し、又は破棄しなければならない。

２　乙は、新たに家屋台帳の情報の提供を受けた日から１４日以内に、前項の規定により乙が保有する全ての過年度情報の消去等を行った旨を記載した書面を、甲に提出しなければならない。

（被災者情報の提供）

第６条　乙は、甲が被災者の生活再建支援の業務に利用するため、震災復興マニュアル第１章第２－１「都民被害の状況把握」及び同章第２－３「都民生活の復旧・復興状況把握」並びに標準マニュアル第１章第２－２「住民の被害・被災後の生活状況の把握」及び同章第２－５「住民生活の再建状況等の把握」に基づく甲からの要請により、罹災証明書を発行する際に乙が作成した被災者に関する情報（以下「被災者情報」という。）を甲に提供するものとする。

２　前項の規定による甲からの要請は、提供を求める被災者情報の内容を記載した書面をもって行うものとする。

３　乙は、被災者に罹災証明書を発行するときは、被災者情報を甲に提供する旨を周知するものとする。

（目的外利用の禁止）

第７条　甲（甲が指定した者を含む。次条第１項及び第３項において同じ。）は、乙から提供された被災者情報を被災者の生活再建支援の業務以外の目的で利用してはならない。

（被災者情報の管理）
第８条　甲は、被災者情報を記録した電磁的記録媒体、書面その他の媒体を適切に管理しなければならない。
２　甲は、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を乙に提出しなければならない。
３　甲の故意又は過失により、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償等に関する一切の責任は、甲が負うものとする。

（被災者情報の消去等）
第９条　甲は、被災者の生活再建支援の業務が終了したときは、速やかに、電磁的記録媒体、書面その他の媒体に含まれる全ての被災者情報を消去し、破壊し、又は破棄しなければならない。
２　甲は、前項の規定により甲が保有する全ての被災者情報の消去等を行った旨を記載した書面を、速やかに乙に提出しなければならない。

（情報提供の頻度）
第１０条　甲は、第２条の規定にかかわらず、乙に対して年１回、家屋台帳の情報を提供するものとする。
２　乙は、第６条第１項の規定にかかわらず、災害による被害状況に応じて甲との連携及び協力をより円滑に行う必要があると判断したときは、甲に対し、被災者情報を提供するものとする。

（費用負担）
第１１条　この協定の締結後、この協定に定める事項に関して新たな費用負担が発生する場合は、別途、甲及び乙で協議して定める。

（個人情報保護手続の完了）
第１２条　甲及び乙は、この協定の締結に当たり、個人情報の目的外提供及び収集について、それぞれ東京都個人情報の保護に関する条例（平成２年東京都条例第１１３号）、中野区個人情報の保護に関する条例（平成２年３月条例第２号）及び中野区情報公開・個人情報審査会条例（平成２８年６月中野区条例第４１号）の規定に基づき、それぞれ東京都情報公開・個人情報保護審議会及び中野区情報公開・個人情報保護審査会の承認を得る等必要な手続を完了しておかなければならない。

（協議）
第１３条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議して定める。

（委任）
第１４条　この協定に定めるもののほか、罹災証明書の発行に係る情報提供等に関し、必要な事項は、別に定める実施細目に基づき行うものとする。

この協定の合意の証として、甲及び乙は、正本２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成３０年１２月１３日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　小　池　百　合　子

乙　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
代表者　中野区長　酒　井　直　人

資料第　183　災害時における中野区と郵便局との相互協力に関する覚書（中野郵便局、中野北郵便局、中野区内特定郵便局）

中野区（以下、「甲」という。）と中野郵便局、中野北郵便局及び中野区内特定郵便局（以下、「乙」という。）は、中野区内に発生した地震、その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）
第１条　この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。

（協力の内容）
第２条　甲及び乙は、次の事項について可能な範囲において相互に協力するものとする。
１　甲及び乙は、それぞれが所有又は管理する施設及び用地を、救援物資等の集積場所として提供すること。
２　乙が所有する車両等を、甲に緊急連絡車両として提供すること。
３　避難所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
４　甲及び乙は、区内の被害状況及び被災者の安否確認及び避難先等について情報提供すること。
５　その他、特に必要と認めるもの。

（協力の要請）
第３条　甲及び乙は、前条の内容について要請を行う場合は、文書をもって行うものとする。ただし、文書によるいとまがない時は、口頭により要請し、後日、文書により処理するものとする。

（経費の負担）
第４条　第２条に定める協力内容に対して、協力に要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、協力要請した側が負担するものとする。

（連絡責任者）
第５条　この覚書に関する責任者は、甲においては中野区地域センター部防災課長、乙においては中野郵便局総務課長とする。

（協　議）
第６条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の証として、本書４通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

平成１１年１２月７日

甲　中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　神　山　好　市

乙　中野区中野二丁目２７番１号
中野郵便局長　伊　藤　武　彦

中野区丸山一丁目２８番１０号
中野北郵便局長　秋　山　美　代　次

中野区白鷺二丁目３５番１２号
中野区内特定郵便局代表
中野白鷺郵便局長　矢　崎　忠　弘

資料第　184　中野区防災備蓄倉庫の施設利用に関する協定書（東京建物㈱）

中野区（以下「甲」という。）と東京建物株式会社（以下「乙」という。）は、以下に定める施設を、甲の防災備蓄倉庫として利用することについて、次のとおり協定書を締結する。

（総則）
第１条　甲及び乙は、乙が管理する次の施設を、甲の防災備蓄を目的とした倉庫として利用することを確認する。
・所在地　　東京都中野区中野四丁目１０番２号
・建物名称　　中野セントラルパークサウス
・施　　設　　防災備蓄倉庫（地下１階）
・面　　積　　211.75 平方メートル

（利用期間）
第２条　甲が、防災備蓄倉庫を利用する期間は、平成２４年６月１日から平成２７年５月３１日までの３年間とする。ただし、期間満了の日の６０日前までに甲乙のいずれからも本協定の解除または変更の申し出のないときには、さらに３年間延長されるものとし、以後この例による。

（利用料）
第３条　防災備蓄倉庫の利用料は無償とする。

（防災備蓄倉庫として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、乙の管理する施設のうち防災備蓄倉庫として利用できる施設の範囲を地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずることができるものとする。

（細目）
第５条　本協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

（協議）
第６条　本協定に定めのない事項、その他本協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を締結した証として、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２４年３月３０日

甲　　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
代表者　　中野区長　田中　大輔

乙　　東京都中央区八重洲一丁目９番９号
東京建物株式会社
代表取締役社長　　佐久間　一

資料第　185　中野区防災備蓄倉庫の施設利用に関する協定書（三菱ＵＦＪ信託銀行㈱）

中野区（以下「甲」という。）と三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、以下に定める施設を、甲の防災備蓄倉庫として利用することについて、次のとおり協定書を締結する。

（総則）
第１条　甲及び乙は、乙が所有する次の施設を、甲の防災備蓄を目的とした倉庫として利用することを確認する。
・所　在　地　　東京都中野区江古田三丁目１４番５号
・建物名称　　マストワン江古田の杜
・施　　設　　防災備蓄倉庫（１階）
・面　　積　　５２．０２平方メートル

（利用期間）
第２条　甲が、防災備蓄倉庫を利用する期間は、平成３１年３月８日から３年間とする。ただし、期間満了の日の６０日前までに甲乙のいずれからも本協定の解除または変更の申し出のないときには、さらに３年間延長されるものとし、以後この例による。

（利用料）
第３条　防災備蓄倉庫の利用料は無償とする。

（防災備蓄倉庫として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、乙の所有する施設のうち防災備蓄倉庫として利用できる施設の範囲を地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずることができるものとする。

（細目）
第５条　本協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

（協議）
第６条　本協定に定めのない事項、その他本協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を締結した証として、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和４年１２月１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
中野区長　　酒　井　直　人

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
乙　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
不動産管理部長　　岡　本　泰　典

資料第　186　避難所施設利用に関する協定書（東京都立鷺宮高等学校）

中野区（以下、「甲」という。）と東京都立鷺宮高等学校（以下、「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）
第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第３条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）
第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）
第５条　避難所の管理運営は甲の責任において行うものとする。
２　避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第７条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（細　目）
第１０条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定めることができる。

（協　議）
第１１条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成９年６月５日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　神　山　好　市

東京都中野区若宮三丁目４６番８号
乙　東京都立鷺宮高等学校
学校長　関　正　幸

資料第　187　避難所施設利用に関する協定書（学校法人大妻学院）

中野区（以下「甲」という。）と学校法人大妻学院（大妻中野中学校・高等学校）（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、乙による生徒の安全確保を優先とした上で、甲が以下の乙の施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。
　大妻中野中学校・高等学校（中野区上高田二丁目３番７号）

（避難所として利用できる施設の周知）
第２条　甲は、第１条の乙の施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第３条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じたときは、乙の指定した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）
第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）
第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）
第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議のうえ、開設期間の延長を申し入れることができる。

（避難所の閉鎖）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
２　甲は、乙の施設を避難所として閉鎖するときは、乙に避難所閉鎖届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（実施細目）
第９条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定めることができる。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）
第１１条　この協定に定めのない事項その他この協定の内容に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年1月２０日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　田　中　大　輔

東京都千代田区三番町１２番地
乙　学校法人大妻学院
（大妻中野中学校・高等学校）
代表者　理事長　　花　村　邦　昭

資料第　188　避難所施設利用に関する協定書（学校法人新渡戸文化学園）

中野区（以下、「甲」という。）と学校法人新渡戸文化学園（以下、「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）
第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第３条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）
第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）
第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　避難所管理運営については、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）
第７条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするもとする。

（避難所解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（細　目）
第10条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定めることができる。

（協　議）
第11条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２８年１月２５日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　田　中　　大　輔

東京都中野区本町六丁目３８番１号
乙　学校法人新渡戸文化学園
理 事 長　　豊　川　　圭　一

資料第　189　災害時における避難所施設利用に関する協定書（東京大学教育学部）

中野区（以下、「甲」という。）と東京大学教育学部（以下、「乙」という。）とは、災害時における避難所（東京大学教育学部附属中・高等学校）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総　　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）
第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第３条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）
第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第７条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（細　　目）
第１０条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定めることができる。

（協　　議）
第１１条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１１年１２月９日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　神　山　好　市

東京都文京区本郷七丁目３番１号
乙　東京大学教育学部
学部長　佐　伯　　胖

資料第　190　避難所施設利用に関する協定書（学校法人宝仙学園）

中野区（以下、「甲」という。）と学校法人　宝仙学園（以下、「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事　項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）
第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第３条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）
第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）
第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　避難所管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）
第７条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（細　目）
第１０条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定めることができる。

（協　議）
第１１条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２０年５月３０日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　田　中　大　輔

東京都中野区中野二丁目２８番３号
乙　学校法人　宝仙学園
理事長　　冨　田　道　生

資料第　191　避難所施設利用に関する協定書（学校法人東京工芸大学）

中野区（以下、「甲」という。）と学校法人 東京工芸大学（以下、「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）
第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第３条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）
第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）
第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）
第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（細　目）
第１０条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定めることができる。

（協　議）
第１１条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２０年９月１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　田　中　大　輔

東京都中野区本町二丁目９番５号
乙　学校法人　東京工芸大学
理事長　　小　野　　茂　夫

資料第　192　避難所施設利用に関する協定書（学校法人国際学園）

中野区（以下、「甲」という。）と学校法人国際学園（以下、「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設のうち、「国際短期大学五十周年記念ＡＲＥＮＡ」を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）
第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第３条　甲は、災害時において必要が生じた場合、乙の管理する施設のうち、「国際短期大学五十周年記念ＡＲＥＮＡ」を避難所として開設することができる。

（開設の通知）
第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難所を開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した　旨通知するものとする。

（避難所の管理）
第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　避難所管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）
第７条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（細　目）
第１０条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定めることができる。

（協　議）
第１１条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２０年１１月１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　田　中　大　輔

東京都中野区江古田四丁目１５番１号
乙　学校法人　国際学園
理事長　　高　木　千　明

資料第　193　避難所施設利用に関する協定書（東京都立中野工科高等学校）

中野区を「甲」とし、東京都立中野工業高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目　　的）
第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第３条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。
２　生徒在校時に避難所を開設する場合には、生徒の保護を優先するため、可能な範囲で開設するものとする。

（施設・設備等の安全性の調査）
第４条　甲は、避難所として利用する場合、二次災害を防止するため早急に甲の職員を派遣し、施設・設備等の安全性について調査する。
２　甲は、直ちに職員を派遣することが困難な場合は、建築関係団体等の協力により施設・設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）
第５条　甲は、第３条の規定に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）
第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）
第８条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）
第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第10条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　議）
第11条　この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

平成２５年２月１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　田　中　大　輔

東京都中野区野方三丁目５番５号
乙　東京都立中野工業高等学校
学校長　佐 々 木　哲

資料第　194　避難所施設利用に関する協定書（学校法人中野学園）

中野区（以下、「甲」という。）と学校法人中野学園（明治大学付属中学・高等学校）（以下、「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）
第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第３条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）
第４条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）
第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　避難所管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、避難所の管理運営にかかる費用を負担するものとする。

（開設期間）
第７条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（細　目）
第１０条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定めることができる。

（協　議）
第１１条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２５年４月１１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

東京都中野区東中野三丁目３番４号
乙　学校法人中野学園
（明治大学付属中野中学・高等学校）
理事長　日　髙　憲　三

資料第　195　避難所施設利用に関する協定書（ＴＡＣグループ）

中野区（以下、「甲」という。）とＴＡＣグループ（以下、「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する指定管理施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として指定する施設）
第２条　避難所として指定する乙の管理する指定管理施設は、次のとおりとする。
⑴　鷺宮体育館（中野区白鷺三丁目１番 13 号）

（避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の管理する指定管理施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）
第５条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、第２条に掲げる施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理運営）
第６条　避難所の管理運営は、甲及び乙が協力して行う。

（費用負担）
第７条　甲は、避難所の管理運営にかかる費用を負担するものとする。

（開設期間）
第８条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、開設期間を延長することができるものとする。

（避難所解消への努力）
第９条　甲は、乙が早期に指定管理業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（防災訓練等の実施協力）
第１０条　甲及び乙は、本協定に基づく協力体制を確保するため、平常時より防災訓練等の実施に努めるとともに、防災訓練等の実施に当たって相互に協力するものとする。

（地域住民との協議への参画）
第１１条　甲及び乙は、本協定に基づく協力体制を確保するため、地域住民との協議の場へ参画する等、地域住民を含めた防災体制の連携に努めるものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、本協定書締結日から第２条に掲げる施設について指定管理者として指定された期間の終了までとする。なお、当該指定期間終了後、引続き乙が第２条に掲げる施設について指定管理者として指定された場合は、新たに指定された期間の終了まで有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（細　目）
第１３条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定めることができる。

（協　議）
第１４条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２８年１２月１６日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　田　中　大　輔

東京都中野区中野二丁目 14 番 16 号
乙　ＴＡＣグループ
代表企業　株式会社東京アスレティッククラブ
代表取締役　正　村　宏　人

資料第　196　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（(社福）奉優会）

中野区（以下、「甲」という。）と社会福祉法人奉優会（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における高齢者等を対象とした二次避難所（以下、「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を、高齢者等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、被災者のうち、他の避難所において避難生活を続けることが困難な高齢者、介護者（家族等を含む）とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する乙の管理する施設は、次のとおりとする。
弥生の園（中野区弥生町三丁目３３番８号）

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、乙と協議のうえ、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる範囲を定め、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）
第６条　甲は前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲及び乙が協力して行う。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（災害時の緊急連絡等）
第１０条　避難所の管理運営が円滑に行えるよう、甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者及び災害時の緊急連絡方法を定めるものとする。

（避難所解消への努力）
第１１条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１２条　甲は、乙の管理する施設の避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２５年８月３０日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　田　中　大　輔

東京都世田谷区駒沢二丁目１１番３号
乙　社会福祉法人　奉優会
代表者　理 事 長　香　取　眞　惠　子

資料第　197　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（(社福）フロンティア）

中野区（以下、「甲」という。）と社会福祉法人フロンティア（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における高齢者等を対象とした二次避難所（以下、「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を、高齢者等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、被災者のうち、他の避難所において避難生活を続けることが困難な高齢者、介護者（家族等を含む）とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する乙の管理する施設は、次のとおりとする。
松が丘シニアプラザ（中野区松が丘一丁目３２番１０号）

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、乙と協議のうえ、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる範囲を定め、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）
第６条　甲は前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲及び乙が協力して行う。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（災害時の緊急連絡等）
第１０条　避難所の管理運営が円滑に行えるよう、甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者及び災害時の緊急連絡方法を定めるものとする。

（避難所解消への努力）
第１１条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１２条　甲は、乙の管理する施設の避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２５年８月３０日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　　田　　中　　大　　輔

東京都豊島区池袋四丁目２５番１０号
乙　社会福祉法人　フロンティア
代表者　理 事 長　　松　室　登　志　子

資料第　198　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（(社福）中野区福祉サービス事業団）

中野区（以下、「甲」という。）と社会福祉法人中野区福祉サービス事業団（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における高齢者等を対象とした二次避難所（以下、「避難所」という。）として施設利用に関する協定を次のとおり締結する。

（総則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、被災者のうち、他の避難所において避難生活を続けることが困難な高齢者、介護者（家族等を含む）とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する乙の管理する施設は、次のとおりとする。
⑴　特別養護老人ホームしらさぎホーム（中野区白鷺二丁目５１番５号）
⑵　特別養護老人ホーム小淀ホーム（中野区中央一丁目１８番３号）

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、乙と協議のうえ、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を定め、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）
第６条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は、乙に対し、開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲及び乙が協力して行う。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状を回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（避難所設備の設置）
第 10 条　甲は、乙の管理する施設に、あらかじめ、無線機等の設備を、乙の了承のもとに設置できるものとする。

（災害時の緊急連絡等）
第 11 条　避難所の管理運営が円滑に行えるよう、甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者及び災害時の緊急連絡方法を定めるものとする。

（避難所解消への努力）
第 12 条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第13条　甲は、乙の管理する施設の避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）
第14条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

附則
１　この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。
２　この協定の締結に伴い、平成１７年１０月４日に特別養護老人ホームしらさぎホーム施設長及び特別養護老人ホーム小淀ホーム施設長と区とで締結した「災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書」は廃止する。

令和元年７月１１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
中野区長　酒　井　直　人

東京都中野区白鷺二丁目５１番５号
乙　社会福祉法人中野区福祉サービス事業団
理 事 長　山　下　清　超

資料第　199　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（特別養護老人ホームベタニアホーム）

中野区（以下、「甲」という。）と特別養護老人ホームベタニアホーム（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における高齢者等を対象とした二次避難所（以下「避難所」という。）として施設利用に関する協定を次のとおり締結する。

（総　　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する高齢者、介護者（家族等を含む）とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙と協議のうえ、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を定め、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第５条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知し、了承を得るものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知し、了承を得るものとする。

（避難所の管理）
第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、延長することができるものとする。

（避難所設備の設置）
第９条　甲は、乙の管理する施設に、あらかじめ、無線機等の設備を、乙の了承のもとに設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１０条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１１条　甲は、乙の管理する施設の避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　　議）
第１２条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１７年１０月４日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　田　中　大　輔

東京都中野区江古田３－１５－２
乙　特別養護老人ホーム
ベタニアホーム代表者
施 設 長　　間　野　玲　子

資料第　200　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（特別養護老人ホーム浄風園）

中野区（以下、「甲」という。）と特別養護老人ホーム浄風園（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における高齢者等を対象とした二次避難所（以下「避難所」という。）として施設利用に関する協定を次のとおり締結する。

（総　　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する高齢者、介護者（家族等を含む）とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙と協議のうえ、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を定め、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第５条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知し、了承を得るものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知し、了承を得るものとする。

（避難所の管理）
第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、延長することができるものとする。

（避難所設備の設置）
第９条　甲は、乙の管理する施設に、あらかじめ、無線機等の設備を、乙の了承のもとに設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１０条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１１条　甲は、乙の管理する施設の避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　　議）
第１２条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１７年１０月４日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　田　中　大　輔

東京都中野区江古田３－１５－２
乙　特別養護老人ホーム
浄風園代表者
施 設 長　　平 林 ち よ 子

資料第　201　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（(社福）ケアネット）

中野区（以下、「甲」という。）と社会福祉法人ケアネット（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における高齢者等を対象とした二次避難所（以下、「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を、高齢者等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、被災者のうち、他の避難所において避難生活を続けることが困難な高齢者、介護者（家族等を含む）とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する乙の管理する施設は、次のとおりとする。
⑴　特別養護老人ホーム　やよいほうむ（中野区弥生町二丁目 42 番２号）
⑵　特別養護老人ホーム　おたきほうむ（中野区東中野五丁目 17 番 30 号）

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、乙と協議のうえ、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる範囲を定め、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）
第６条　甲は前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲及び乙が協力して行う。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（災害時の緊急連絡等）
第１０条　避難所の管理運営が円滑に行えるよう、甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者及び災害時の緊急連絡方法を定めるものとする。

（避難所解消への努力）
第１１条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１２条　甲は、乙の管理する施設の避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２５年６月２０日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　　田　中　大　輔

東京都中野区弥生町二丁目 42 番２号
乙　社会福祉法人ケアネット
代表者　理 事 長　　鈴　木　　裕

資料第　202　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（(社福）南東北福祉事業団）

中野区（以下、「甲」という。）と社会福祉法人南東北福祉事業団（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における高齢者・障害者等を対象とした二次避難所（以下、「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する東京総合保健福祉センター江古田の森における地域交流スペースを高齢者･障害者等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する地域交流スペースを避難所として利用する対象者は、他の避難所に避難した被災者で、避難所生活を続けることが困難となった高齢者及び障害者等とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙の管理する地域交流スペースのうち避難所として利用できる範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する地域交流スペースを避難所として開設することができる。この場合、甲は、中野区災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第５条　甲は前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（避難所設備の設置）
第９条　甲は、乙の管理する施設に、あらかじめ無線機等の設備を、乙の了承のもとに設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１０条　甲は、乙が早期に東京総合保健福祉センター江古田の森の通常の運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１１条　甲は、乙の管理する地域交流スペースの避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１９年９月２０日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山３－２
乙　社会福祉法人　南東北福祉事業団
理事長　渡　邉　一　夫

資料第　203　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（(社福）武蔵野療園）

中野区（以下、「甲」という。）と社会福祉法人武蔵野療園（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における高齢者等を対象とした二次避難所（以下、「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を、高齢者等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、被災者のうち、他の避難所において避難生活を続けることが困難な高齢者、介護者（家族等を含む）とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する乙の管理する施設は、次のとおりとする。
⑴　中野友愛ホーム（中野区江古田二丁目 24 番 11 号）
⑵　かみさぎ特別養護老人ホーム（中野区上鷺宮三丁目 17 番４号）
⑶　ハピネスホーム・ひなぎくの丘（中野区弥生町五丁目 11 番 15 号）

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、乙と協議のうえ、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる範囲を定め、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）
第６条　甲は前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲及び乙が協力して行う。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（災害時の緊急連絡等）
第１０条　避難所の管理運営が円滑に行えるよう、甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者及び災害時の緊急連絡方法を定めるものとする。

（避難所解消への努力）
第１１条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１２条　甲は、乙の管理する施設の避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附則
１　この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。
２　この協定の締結に伴い、平成１７年１０月４日にかみさぎ特別養護老人ホーム施設長及び特別養護老人ホーム中野友愛ホーム施設長と区とで締結した「災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書」は廃止する。

平成２８年６月２３日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　田　中　大　輔

東京都中野区江古田二丁目 24 番 11 号
乙　社会福祉法人武蔵野療園
代表者　理 事 長　駒　野　登　志　夫

資料第　204　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（㈱ニチイケアパレス）

中野区（以下、「甲」という。）と株式会社ニチイケアパレス（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における高齢者等を対象とした二次避難所（以下、「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を、高齢者等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、被災者のうち、他の避難所において避難生活を続けることが困難な高齢者、介護者（家族等を含む）とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する乙の管理する施設は、次のとおりとする。

名称	所在地
介護付有料老人ホーム　ニチイホーム鷺ノ宮	東京都中野区白鷺一丁目 1 番 18 号
介護付有料老人ホーム　ニチイホーム江古田の杜	東京都中野区江古田三丁目 14 番 4 号
介護付有料老人ホーム　ニチイホーム野方	東京都中野区野方五丁目 11 番 10 号
介護付有料老人ホーム　ニチイホーム中野南台	東京都中野区南台三丁目 26 番 24 号

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、乙と協議のうえ、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる範囲を定め、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。なお、原則として、一人あたりの収容スペースは概ね 1.65 ㎡以上とする。

（開設の通知）
第６条　甲は前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲及び乙が協力して行う。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（災害時の緊急連絡等）
第１０条　避難所の管理運営が円滑に行えるよう、甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者及び災害時の緊急連絡方法を定めるものとする。

（避難所解消への努力）
第１１条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１２条　甲は、乙の管理する施設の避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和３年９月６日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　　酒 井　直 人

東京都千代田区神田駿河台二丁目９番地
乙　ニチイケアパレス株式会社
代表取締役社長　　秋 山　幸 男

資料第　205　災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（(社福）東京武尊会）

中野区（以下、「甲」という。）と社会福祉法人 東京武尊会（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における高齢者等を対象とした二次避難所（以下、「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を、高齢者等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、被災者のうち、他の避難所において避難生活を続けることが困難な高齢者、介護者（家族等を含む）とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する施設は、東京令和館中野（以下、「施設」という。(中野区江古田四丁目４３番５号)）とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、乙と協議のうえ、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる範囲を定め、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、中野区災害対策本部より職員を派遣するものとする。なお、原則として、一人あたりの収容スペースは概ね 1.65 ㎡以上とする。

（開設の通知）
第６条　甲は前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙及び施設に、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙及び施設に開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（災害時の緊急連絡等）
第１０条　避難所の管理運営が円滑に行えるよう、甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者及び災害時の緊急連絡方法を定めるものとする。

（避難所解消への努力）
第１１条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１２条　甲は、乙の管理する施設の避難所としての利用を終了する際は、乙及び施設に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間及び更新）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、この協定をさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和３年９月１３日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
代表者　中野区長　　酒 井　直 人

乙　東京都青梅市成木一丁目６３４番地７
社会福祉法人 東京武尊会
理事長　　野 村　有 信

資料第　206　災害時における協力体制にかかる協定（(社福)　ケアネット）

中野区（以下「甲」という。）と　社会福祉法人　ケアネット（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく災害応急対策業務等への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策業務等について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（協力内容）
第３条　甲の要請に基づいて乙が行う業務は、次のとおりとする。
⑴　高齢者等の安否確認
⑵　避難所での出張相談
⑶　その他必要なこと

（業務の指示）
第４条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第５条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（報告等）
第６条　甲は、乙の確認した高齢者等の安否状況等の結果について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動等を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第８条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第９条　乙は、第３条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（細目）
第１０条　この協定を実施するため必要な細目は、別に定める。

（協定期間及び更新）
第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成３１年３月３１日までとする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１２条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３０年５月２８日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　田中大輔

乙　　中野区弥生町二丁目４２番２号
　　社会福祉法人　ケアネット
　　理事長　鈴木　裕

資料第　207　災害時における協力体制にかかる協定（(社福)　慈生会）

中野区（以下「甲」という。）と　社会福祉法人　慈生会（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく災害応急対策業務等への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策業務等について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（協力内容）
第３条　甲の要請に基づいて乙が行う業務は、次のとおりとする。
⑴　高齢者等の安否確認
⑵　避難所での出張相談
⑶　その他必要なこと

（業務の指示）
第４条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第５条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（報告等）
第６条　甲は、乙の確認した高齢者等の安否状況等の結果について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動等を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第８条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第９条　乙は、第３条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（細目）
第１０条　この協定を実施するため必要な細目は、別に定める。

（協定期間及び更新）
第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成３１年３月３１日までとする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１２条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３０年５月２８日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　田中大輔

乙　　中野区江古田三丁目１５番２号
　　社会福祉法人　慈生会
　　理事長　　松本　圭世

資料第　208　災害時における協力体制にかかる協定（(社福）中野区福祉サービス事業団）

中野区（以下「甲」という。）と　社会福祉法人　中野区福祉サービス事業団（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく災害応急対策業務等への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策業務等について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（協力内容）
第３条　甲の要請に基づいて乙が行う業務は、次のとおりとする。
⑴　高齢者等の安否確認
⑵　避難所での出張相談
⑶　その他必要なこと

（業務の指示）
第４条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第５条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（報告等）
第６条　甲は、乙の確認した高齢者等の安否状況等の結果について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動等を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第８条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第９条　乙は、第３条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（細目）
第１０条　この協定を実施するため必要な細目は、別に定める。

（協定期間及び更新）
第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成３１年３月３１日までとする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１２条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３０年５月２８日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　田中大輔

乙　　中野区白鷺二丁目５１番５号
　　社会福祉法人　中野区福祉サービス事業団
　　理事長　　山下清超

資料第　209　災害時における協力体制にかかる協定（（社福）フロンティア）

中野区（以下「甲」という。）と　社会福祉法人　フロンティア（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく災害応急対策業務等への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策業務等について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（協力内容）
第３条　甲の要請に基づいて乙が行う業務は、次のとおりとする。
⑴　高齢者等の安否確認
⑵　避難所での出張相談
⑶　その他必要なこと

（業務の指示）
第４条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第５条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（報告等）
第６条　甲は、乙の確認した高齢者等の安否状況等の結果について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動等を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第８条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第９条　乙は、第３条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（細目）
第１０条　この協定を実施するため必要な細目は、別に定める。

（協定期間及び更新）
第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成３１年３月３１日までとする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１２条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３０年５月２８日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　田中大輔

乙　　豊島区池袋四丁目２５番１０号
　　社会福祉法人　フロンティア
　　理事長　　水島　正彦

資料第　210　災害時における協力体制にかかる協定（(社福)　奉優会）

中野区（以下「甲」という。）と　社会福祉法人　奉優会（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく災害応急対策業務等への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策業務等について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（協力内容）
第３条　甲の要請に基づいて乙が行う業務は、次のとおりとする。
⑴　高齢者等の安否確認
⑵　避難所での出張相談
⑶　その他必要なこと

（業務の指示）
第４条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第５条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（報告等）
第６条　甲は、乙の確認した高齢者等の安否状況等の結果について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動等を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第８条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第９条　乙は、第３条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（細目）
第１０条　この協定を実施するため必要な細目は、別に定める。

（協定期間及び更新）
第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成３１年３月３１日までとする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１２条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３０年５月２８日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　田中大輔

乙　　世田谷区駒沢一丁目４番１５号
　　真井ビル５階
　　社会福祉法人　奉優会
　　理事長　　香取　眞恵子

資料第　211　災害時における協力体制にかかる協定（(社福)　武蔵野療園）

中野区（以下「甲」という。）と　社会福祉法人　武蔵野療園　（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく災害応急対策業務等への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策業務等について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（協力内容）
第３条　甲の要請に基づいて乙が行う業務は、次のとおりとする。
⑴　高齢者等の安否確認
⑵　避難所での出張相談
⑶　その他必要なこと

（業務の指示）
第４条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第５条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（報告等）
第６条　甲は、乙の確認した高齢者等の安否状況等の結果について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動等を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第８条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第９条　乙は、第３条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（細目）
第１０条　この協定を実施するため必要な細目は、別に定める。

（協定期間及び更新）
第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成３１年３月３１日までとする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１２条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３０年５月２８日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　田中大輔

乙　　中野区江古田二丁目２４番１１号
　　社会福祉法人　武蔵野療園
　　理事長　　駒野　登志夫

資料第　212　災害時における協力体制にかかる協定（ケアゲート㈱）

中野区（以下「甲」という。）とケアゲート株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の区域内（以下、「区内」という）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（用語の定義）
第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力要請）
第３条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策活動への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策活動について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（応急対策活動実施事業所）
第４条　この協定に基づく応急対策活動は、乙が運営する次の事業所（以下、「事業所」という）が実施することとする。
⑴　あけぼの介護センター　訪問介護事業所（中野区新井一丁目１２番１４号　秀光建設本社ビル６Ｆ）
⑵　あけぼの介護センター　居宅介護支援事業所（中野区新井二丁目６番５号　ＤＫＳ情報センタービル１Ｆ）
⑶　あけぼの介護センター中野南　訪問介護事業所（中野区本町５丁目３８番１１号 ユニテ中野１０２）
⑷　あけぼの介護センター中野南　居宅介護支援事業所（中野区本町５丁目３８番１１号 ユニテ中野１０２）

（応急対策活動）
第５条　この協定に基づき乙が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。
⑴　事業所利用者の安否確認
⑵　避難所等での介護サービス及び障害福祉サービス等の提供
⑶　その他甲が必要と認めること

（事業所利用者の安否確認等）
第６条　乙は、災害が発生したときは、中野区内に住所を有する事業所のサービス利用者（以下、「利用者」という）の安否を確認するものとする。
２　乙は、前条に規定する安否確認をしたときは、その結果について甲に報告するものとする。

（介護サービス及び障害福祉サービス等の提供）
第７条　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で避難所等で介護サービス及び障害福祉サービス等を提供するものとする。
２　乙が避難所等で提供する介護サービス及び障害福祉サービス等の内容は、別途乙が定め甲に通知する内容の範囲内とする。

（業務の指示）
第８条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第９条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（費用負担）
第１０条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。ただし、乙が当該費用を負担する旨を申し出た場合は、この限りではない。

（損害補償）
第１１条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第１２条　乙は、第５条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（協定期間及び更新）
第１３条　この協定の期間は、協定締結の日から、４年間とする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

附則
１　この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。
２　この協定の締結に伴い、令和４年１２月１日に締結した「災害時における協力体制にかかる協定書」は、廃止する。

令和５年６月３０日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　　中野区長　酒井　直人

神奈川県横浜市西区北幸二丁目９番３０号 横浜西口加藤ビル６階
乙　ケアゲート株式会社
代表者　　代表取締役社長　田邊　光

資料第　213　災害時における協力体制にかかる協定(㈱ケアリッツ・アンド・パートナーズ)

中野区（以下「甲」という。）と　株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の区域内（以下、「区内」という）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（用語の定義）
第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第 1 号に規定する災害をいう。

（協力要請）
第３条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策活動への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策活動について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第 1 項の要請の有無を確認するものとする。

（応急対策活動実施事業所）
第４条　この協定に基づく応急対策活動は、乙が運営する次の事業所（以下、「事業所」という）が実施することとする。
⑴　ケアリッツ中野（中野区新井一丁目１８番４号　寺沢ハイツ１階）
⑵　ケアリッツ中野坂上（中野区中央一丁目４３番１５号　マンション VIP 中野坂上２０６）
⑶　ケアリッツ新中野（中野区本町四丁目４４番１３号　西京城西ビル３階）

（応急対策活動）
第５条　この協定に基づき乙が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。
⑴　事業所利用者の安否確認
⑵　避難所等での介護サービス等の提供
⑶　その他甲が必要と認めること

（事業所利用者の安否確認等）
第６条　乙は、災害が発生したときは、中野区内に住所を有する事業所のサービス利用者（以下、「利用者」という）の安否を確認するものとする。
２　乙は、前条に規定する安否確認をしたときは、その結果について甲に報告するものとする。

（介護サービス等の提供）
第７条　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で避難所等で介護サービス等を提供するものとする。
２　乙が避難所等で提供する介護サービス等の内容は、別途乙が定め甲に通知する内容の範囲内とする。

（業務の指示）
第８条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第９条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（費用負担）
第１０条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第１１条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第１２条　乙は、第５条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（協定期間及び更新）
第１３条　この協定の期間は、協定締結の日から、４年間とする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和４年１２月１日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　　中野区長　酒井　直人

乙　東京都新宿区新宿四丁目１番６号ＪＲ新宿ミライナタワー15 階
　　株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ
　　代表者　　代表取締役社長　宮本　剛宏

資料第　214　災害時における協力体制にかかる協定（㈱カレア）

中野区（以下「甲」という。）と　株式会社カレア（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の区域内（以下、「区内」という）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（用語の定義）
第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力要請）
第３条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策活動への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策活動について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（応急対策活動実施事業所）
第４条　この協定に基づく応急対策活動は、乙が運営する次の事業所（以下、「事業所」という）が実施することとする。
⑴　看護小規模多機能型居宅介護 miketa 中野弥生町（中野区弥生町二丁目４番９号 ツナシマ第３ビル３階）
⑵ 地域密着型通所介護デイサービスセンターカレア中野弥生町（中野区弥生町二丁目４番９号 ツナシマ第３ビル２階）

（応急対策活動）
第５条　この協定に基づき乙が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。
⑴　事業所利用者の安否確認
⑵　避難所等での介護サービス等の提供
⑶　その他甲が必要と認めること

（事業所利用者の安否確認等）
第６条　乙は、災害が発生したときは、中野区内に住所を有する事業所のサービス利用者（以下、「利用者」という）の安否を確認するものとする。
２　乙は、前条に規定する安否確認をしたときは、その結果について甲に報告するものとする。

（介護サービス等の提供）
第７条　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で避難所等で介護サービス等を提供するものとする。
２　乙が避難所等で提供する介護サービス等の内容は、別途乙が定め甲に通知する内容の範囲内とする。

（業務の指示）
第８条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第９条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（費用負担）
第１０条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第１１条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第１２条　乙は、第５条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（協定期間及び更新）
第１３条　この協定の期間は、協定締結の日から、４年間とする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和４年１２月１日

甲　中野区中野四丁目８番１号
中野区
代表者　中野区長　　酒井　直人

乙　東京都大田区久が原三丁目３０番１５号
株式会社カレア
代表者　代表取締役　田口　善彦

資料第　215　災害時における協力体制にかかる協定（ミアヘルサ㈱）

中野区（以下「甲」という。）とミアヘルサ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の区域内（以下、「区内」という）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（用語の定義）
第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力要請）
第３条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策活動への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策活動について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（応急対策活動実施事業所）
第４条　この協定に基づく応急対策活動は、乙が運営する次の事業所（以下、「事業所」という）が実施することとする。
ミアヘルサ 訪問入浴サービス東京（中野区東中野四丁目２４番３号）

（応急対策活動）
第５条　この協定に基づき乙が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。
⑴　事業所利用者の安否確認
⑵　避難所等での介護サービス等の提供
⑶　その他甲が必要と認めること

（事業所利用者の安否確認等）
第６条　乙は、災害が発生したときは、中野区内に住所を有する事業所のサービス利用者（以下、「利用者」という）の安否を確認するものとする。
２　乙は、前条に規定する安否確認をしたときは、その結果について甲に報告するものとする。

（介護サービス等の提供）
第７条　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で避難所等で介護サービス等を提供するものとする。
２　乙が避難所等で提供する介護サービス等の内容は、別途乙が定め甲に通知する内容の範囲内とする。

（業務の指示）
第８条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第９条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（費用負担）
第１０条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第１１条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第１２条　乙は、第５条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（協定期間及び更新）
第１３条　この協定の期間は、協定締結の日から、４年間とする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和４年１２月１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　酒井　直人

東京都新宿区市谷仲之町３丁目１９番
乙　ミアヘルサ株式会社
代表者　代表取締役社長　青木　文恵

資料第　216　災害時における協力体制にかかる協定（(一社)　N-arcx）

中野区（以下「甲」という。）と（一社）N-arcx（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の区域内（以下、「区内」という）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（用語の定義）
第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力要請）
第３条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策活動への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策活動について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（応急対策活動実施事業所）
第４条　この協定に基づく応急対策活動は、乙が運営する次の事業所（以下、「事業所」という）が実施することとする。
中野ふれあいサービス（中野区本町１丁目１２番１２号）

（応急対策活動）
第５条　この協定に基づき乙が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。
⑴　事業所利用者の安否確認
⑵　避難所等での介護サービス等の提供
⑶　高齢者、障害者等の二次避難所等への輸送
⑷　その他甲が必要と認めること

（事業所利用者の安否確認等）
第６条　乙は、災害が発生したときは、中野区内に住所を有する事業所のサービス利用者（以下、「利用者」という）の安否を確認するものとする。
２　乙は、前条に規定する安否確認をしたときは、その結果について甲に報告するものとする。

（介護サービス等の提供）
第７条　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で避難所等で介護サービス等を提供するものとする。
２　乙が避難所等で提供する介護サービス等の内容は，別途乙が定め甲に通知する内容の範囲内とする。

（高齢者、障害者等の二次避難所等への輸送）
第８条　乙は、甲から人員等の輸送要請を受けた場合、甲が指定した施設等へ、要配慮者等を輸送することとする。

（業務の指示）
第９条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第１０条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（費用負担）
第１１条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。ただし、乙が当該費用を負担する旨を申し出た場合は、この限りではない。

（損害補償）
第１２条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（輸送可能車両等の報告）
第１３条　乙は、災害時に輸送可能な車両等を年１回文書により、甲に報告するものとする。なお、輸送可能な車両等に変動が生じたときは、当該変更事項について随時、甲に文書により報告するものとする。

（守秘義務）
第１４条　乙は、第５条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（協定期間及び更新）
第１５条　この協定の期間は、協定締結の日から、４年とする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和５年３月２２日

甲　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　酒井　直人

乙　中野区本町一丁目１２番１２号
　　一般社団法人 N-arcx
　　代表者　代表理事　野村　大樹

資料第　217　災害時における協力体制にかかる協定（ウェルサービス㈱）

中野区（以下「甲」という。）とウェルサービス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の区域内（以下、「区内」という）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（用語の定義）
第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力要請）
第３条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策活動への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策活動について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（応急対策活動実施事業所）
第４条　この協定に基づく応急対策活動は、乙が運営する次の事業所（以下、「事業所」という）が実施することとする。
さくらデイハウス江古田（中野区江古田二丁目１３番１９号 パラシオン高崎１Ｆ）

（応急対策活動）
第５条　この協定に基づき乙が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。
⑴　事業所利用者の安否確認
⑵　避難所等での介護サービス等の提供
⑶　高齢者、障害者等の二次避難所等への輸送
⑷　その他甲が必要と認めること

（事業所利用者の安否確認等）
第６条　乙は、災害が発生したときは、中野区内に住所を有する事業所のサービス利用者（以下、「利用者」という）の安否を確認するものとする。
２　乙は、前条に規定する安否確認をしたときは、その結果について甲に報告するものとする。

（介護サービス等の提供）
第７条　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で避難所等で介護サービス等を提供するものとする。
２　乙が避難所等で提供する介護サービス等の内容は，別途乙が定め甲に通知する内容の範囲内とする。

（高齢者、障害者等の二次避難所等への輸送）
第８条　乙は、甲から人員等の輸送要請を受けた場合、甲が指定した施設等へ、要配慮者等を輸送することとする。

（業務の指示）
第９条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第１０条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（費用負担）
第１１条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。ただし、乙が当該費用を負担する旨を申し出た場合は、この限りではない。

（損害補償）
第１２条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（輸送可能車両等の報告）
第１３条　乙は、災害時に輸送可能な車両等を年１回文書により、甲に報告するものとする。なお、輸送可能な車両等に変動が生じたときは、当該変更事項について随時、甲に文書により報告するものとする。

（守秘義務）
第１４条　乙は、第５条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（協定期間及び更新）
第１５条　この協定の期間は、協定締結の日から、４年とする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和５年３月２９日

甲　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　　酒井　直人

乙　東京都豊島区高松一丁目６番８号
　　ウェルサービス株式会社
　　代表者　代表取締役　本橋　幹也

資料第　218　災害時における協力体制にかかる協定（日中ブリッジズ㈱）

中野区（以下「甲」という。）と日中ブリッジズ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の区域内（以下、「区内」という）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（用語の定義）
第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力要請）
第３条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策活動への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策活動について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（応急対策活動実施事業所）
第４条　この協定に基づく応急対策活動は、乙が運営する次の事業所（以下、「事業所」という）が実施することとする。
ステップぱーとなー江古田（中野区江古田一丁目２６番２号）

（応急対策活動）
第５条　この協定に基づき乙が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。
⑴　事業所利用者の安否確認
⑵　避難所等での介護サービス等の提供
⑶　高齢者、障害者等の二次避難所等への輸送
⑷　その他甲が必要と認めること

（事業所利用者の安否確認等）
第６条　乙は、災害が発生したときは、中野区内に住所を有する事業所のサービス利用者（以下、「利用者」という）の安否を確認するものとする。
２　乙は、前条に規定する安否確認をしたときは、その結果について甲に報告するものとする。

（介護サービス等の提供）
第７条　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で避難所等で介護サービス等を提供するものとする。
２　乙が避難所等で提供する介護サービス等の内容は，別途乙が定め甲に通知する内容の範囲内とする。

（高齢者、障害者等の二次避難所等への輸送）
第８条　乙は、甲から人員等の輸送要請を受けた場合、甲が指定した施設等へ、要配慮者等を輸送することとする。

（業務の指示）
第９条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第１０条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（費用負担）
第１１条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。ただし、乙が当該費用を負担する旨を申し出た場合は、この限りではない。

（損害補償）
第１２条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（輸送可能車両等の報告）
第１３条　乙は、災害時に輸送可能な車両等を年１回文書により、甲に報告するものとする。なお、輸送可能な車両等に変動が生じたときは、当該変更事項について随時、甲に文書により報告するものとする。

（守秘義務）
第１４条　乙は、第５条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（協定期間及び更新）
第１５条　この協定の期間は、協定締結の日から、４年とする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和５年３月２９日

甲　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　　酒井　直人

乙　東京都中野区江古田一丁目２６番２号
　　日中ブリッジズ株式会社
　　代表者　代表取締役　　楊　東

資料第　219　災害時における協力体制にかかる協定（(社福)　武蔵野療園）

中野区（以下「甲」という。）と（社福）武蔵野療園（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の区域内（以下、「区内」という）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（用語の定義）
第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第 1 号に規定する災害をいう。

（協力要請）
第３条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策活動への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策活動について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第 1 項の要請の有無を確認するものとする。

（応急対策活動実施事業所）
第４条　この協定に基づく応急対策活動は、乙が運営する次の事業所（以下、「事業所」という）が実施することとする。
⑴　グループホーム夢（新井四丁目 29 番 2 号）
⑵　小規模多機能ホームしらさぎ桜苑（白鷺一丁目 14 番 8 号）
⑶　デイサービスしらさぎ桜苑（白鷺一丁目 14 番 8 号）
⑷　ヘルパーステーションしらさぎ桜苑（白鷺一丁目 14 番 8 号）

（応急対策活動）
第５条　この協定に基づき乙が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。
⑴　事業所利用者の安否確認
⑵　避難所等での介護サービス等の提供
⑶　高齢者、障害者等の二次避難所等への輸送
⑷　その他甲が必要と認めること

（事業所利用者の安否確認等）
第６条　乙は、災害が発生したときは、中野区内に住所を有する事業所のサービス利用者（以下、「利用者」という）の安否を確認するものとする。
２　乙は、前条に規定する安否確認をしたときは、その結果について甲に報告するものとする。

（介護サービス等の提供）
第７条　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で、避難所等で介護サービス等を提供するものとする。
２　乙が避難所等で提供する介護サービス等の内容は，別途乙が定め甲に通知する内容の範囲内とする。

（高齢者、障害者等の二次避難所等への輸送）
第８条　乙は、甲から人員等の輸送要請を受けた場合、甲が指定した施設等へ、要配慮者等を輸送することとする。

（業務の指示）
第９条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第１０条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（費用負担）
第１１条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。ただし、乙が当該費用を負担する旨を申し出た場合は、この限りではない。

（損害補償）
第１２条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（輸送可能車両等の報告）
第１３条　乙は、災害時に輸送可能な車両等を年１回文書により、甲に報告するものとする。なお、輸送可能な車両等に変動が生じたときは、当該変更事項について随時、甲に文書により報告するものとする。

（守秘義務）
第１４条　乙は、第５条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（協定期間及び更新）
第１５条　この協定の期間は、協定締結の日から、４年とする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和５年５月３１日

中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　酒井　直人

中野区江古田二丁目 24 番 11 号
乙　社会福祉法人武蔵野療園
代表者　理事長　駒野　登志夫

資料第　220　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（東京都立中野特別支援学校）

中野区（以下、「甲」という。）と東京都立中野特別支援学校（以下、「乙」という。）とは、災害時における障害者等を対象とした避難所として施設利用に関する協定を締結する。

（総　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者等）
第２条　甲は、乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等とするものとする。この場合、甲は、介護者（家族等を含む。）を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）
第５条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第８条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）
第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１０条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　議）
第１１条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２８年１月２５日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　田　中　　大　輔

東京都中野区南台三丁目４６番２０号
乙　東京都立中野特別支援学校
校　　長　　吉　田　　京　子

資料第　221　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）東京都知的障害者育成会）

中野区（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京都知的障害者育成会（以下「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における障害者等を対象とした二次避難所（以下「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、乙が指定管理者として管理する施設（以下「施設」という。）を、甲が障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者等）
第２条　施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する施設は、中野区障害者福祉会館（中野区沼袋二丁目40番18号）とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、中野区災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第６条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長するものとする。

（避難所設備の設置）
第１０条　甲は、施設に、あらかじめ無線機等の設備を設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１１条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１２条　甲は、施設の避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、本協定締結の日から乙が第３条に掲げる施設について指定管理者として指定された期間の終了までとする。なお、当該指定期間終了後、引続き乙が第３条に掲げる施設について指定管理者として指定された場合は、新たに指定された期間の終了まで有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２５年８月１４日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

東京都新宿区西新宿八丁目３番３９号STSビル３階
乙　社会福祉法人東京都知的障害者育成会
理事長　上　原　明　子

資料第　222　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（(社福）正夢の会）

中野区（以下、「甲」という。）と社会福祉法人正夢の会（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における障害者等を対象とした二次避難所（以下、「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、乙が指定管理者として管理する施設（以下「施設」という。）を、甲が障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者等）
第２条　施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する施設は、弥生福祉作業所（中野区弥生町四丁目３６番１５号）とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、施設のうち避難所として利用できる範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、中野区災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第６条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（避難所設備の設置）
第１０条　甲は、施設に、あらかじめ無線機等の設備を設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１１条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１２条　甲は、施設の避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、本協定締結の日から乙が第３条に掲げる施設について指定管理者として指定された期間の終了までとする。なお、当該指定期間終了後、引続き乙が第３条に掲げる施設について指定管理者として指定された場合は、新たに指定された期間の終了まで有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年　６月　２日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

東京都稲城市坂浜１９５１番地の５
乙　社会福祉法人正夢の会
理事長　市　川　宏　伸

資料第　223　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）全国重症心身障害児（者）を守る会）

中野区（以下、「甲」という。）と社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における障害者等を対象とした二次避難所（以下、「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、乙が指定管理者として管理する施設（以下「施設」という。）を、甲が障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者等）
第２条　施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者児（者）等とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する施設は、療育センターアポロ園（中野区江古田四丁目４３番２５号）とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、施設のうち避難所として利用できる範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、中野区災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第６条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（避難所設備の設置）
第１０条　甲は、施設に、あらかじめ無線機等の設備を設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１１条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１２条　甲は、施設の避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、本協定締結の日から乙が第３条に掲げる施設について指定管理者として指定された期間の終了までとする。なお、当該指定期間終了後、引続き乙が第３条に掲げる施設について指定管理者として指定された場合は、新たに指定された期間の終了まで有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年　６月　２日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

東京都世田谷区三宿二丁目３０番９号
乙　社会福祉法人　全国重症心身障害児（者）を守る会
会長　北　浦　雅　子

資料第　224　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（（社福）全国重症心身障害児（者）を守る会）

中野区（以下、「甲」という。）と社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における障害者等を対象とした二次避難所（以下「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、乙が指定管理者として管理する施設（以下「施設」という。）を、甲が障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者等）
第２条　施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する施設は、中野区立重度・重複障害児通所支援施設「事業所名：中野区子ども発達センターたんぽぽ」（中野区丸山一丁目１７番２号）とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、施設のうち避難所として利用できる範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、中野区災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第６条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（避難所設備の設置）
第１０条　甲は、施設に、あらかじめ無線機等の設備を設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１１条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１２条　甲は、施設の避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、本協定締結の日から乙が第３条に掲げる施設について指定管理者として指定された期間の終了までとする。なお、当該指定期間終了後、引続き乙が第３条に掲げる施設について指定管理者として指定された場合は、新たに指定された期間の終了まで有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２７年５月１９日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

東京都世田谷区三宿二丁目３０番９号
乙　社会福祉法人
全国重症心身障害児（者）を守る会
理事長　有　馬　正　高

資料第　225　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（特定非営利活動法人わかみやクラブ）

中野区（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人わかみやクラブ（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における障害者等を対象とした二次避難所（以下「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、乙が指定管理者として管理する施設（以下「施設」という。）を、甲が障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者等）
第２条　施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する施設は、中野区立知的・発達等障害児通所支援施設「事業所名：中野区放課後デイサービスセンターみずいろ」（中野区丸山一丁目１７番２号）とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、施設のうち避難所として利用できる範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、中野区災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第６条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（避難所設備の設置）
第１０条　甲は、施設に、あらかじめ無線機等の設備を設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１１条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１２条　甲は、施設の避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、本協定締結の日から乙が第３条に掲げる施設について指定管理者として指定された期間の終了までとする。なお、当該指定期間終了後、引続き乙が第３条に掲げる施設について指定管理者として指定された場合は、新たに指定された期間の終了まで有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２７年５月１９日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

東京都中野区大和町三丁目９番２０号
乙　特定非営利活動法人　わかみやクラブ
理事長　青　柳　通

資料第　226　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（(社福）東京コロニー）

中野区（以下、「甲」という。）と社会福祉法人東京コロニー（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における障害者等を対象とした二次避難所（以下、「避難所」という。）として施設利用に関する協定を次のとおり締結する。

（総則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者等）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、被災者のうち、他の避難所において避難生活を続けることが困難な介護を要する障害者等とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する乙の管理する施設は、コロニーもみじやま支援センター（中野区中野五丁目３番３２号）とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、乙と協議のうえ、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を定め、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、中野区災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第６条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は、乙に対し、開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（避難所設備の設置）
第10条　甲は、乙の管理する施設に、あらかじめ、無線機等の設備を乙の了承のもとに設置できるものとする。

（災害時の緊急連絡等）
第11条　避難所の管理運営が円滑に行えるよう、甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者及び災害時の緊急連絡方法を定めるものとする。

（避難所解消への努力）

第12条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。
（避難所の終了）
第13条　甲は、乙の管理する施設の避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）
第14条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）
第15条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和２年８月１９日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区

中野区長　　酒　井　直　人

東京都中野区江原町二丁目６番７号
乙　社会福祉法人　東京コロニー

理 事 長　　中　村　敏　彦

資料第　227　災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（(社福)　正夢の会）

中野区（以下、「甲」という。）と社会福祉法人 正夢の会（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における障害者等を対象とした二次避難所（以下、「避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を、障害者等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、被災者のうち、他の避難所において避難生活を続けることが困難な障害児（者）等（介護者等を含む）とする。

（避難所として指定する施設）
第３条　避難所として指定する施設は、中野区療育センターゆめなりあ（中野区弥生町五丁目５番地２号）とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第４条　甲は、乙と協議のうえ、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる範囲を定め、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第５条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、中野区災害対策本部より職員を派遣するものとする。なお、原則として、一人あたりの収容スペースは概ね1.65㎡以上とする。

（開設の通知）
第６条　甲は前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第７条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第８条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第９条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（災害時の緊急連絡等）
第１０条　避難所の管理運営が円滑に行えるよう、甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者及び災害時の緊急連絡方法を定めるものとする。

（避難所解消への努力）
第１１条　甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１２条　甲は、乙の管理する施設の避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、本協定締結の日から乙が第３条に掲げる施設について指定管理者として指定された期間の終了までとする。なお、当該指定期間終了後、引続き乙が第３条に掲げる施設について指定管理者として指定された場合は、新たに指定された期間の終了まで有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和３年９月１３日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
代表者　中野区長　　酒 井　直 人

乙　東京都稲城市坂浜１９５１番地の５
社会福祉法人 正夢の会
理事長　　市 川　宏 伸

資料第　228　災害時における協力体制にかかる協定（（社福）中野あいいく）

中野区（以下「甲」という。）と　社会福祉法人　中野あいいく会（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策業務等への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策業務等について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（協力内容）
第３条　甲の要請に基づいて乙が行う業務は、次のとおりとする。
⑴　障害者等の安否確認
⑵　避難所での出張相談
⑶　その他必要なこと

（業務の指示）
第４条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第５条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（報告等）
第６条　甲は、乙の確認した障害者等の安否状況等の結果について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動等を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第８条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第９条　乙は、第３条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（細目）
第１０条　この協定を実施するため必要な細目は、別に定める。

（協定期間及び更新）
第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成３１年３月３１日までとする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１２条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３０年５月２８日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　田中　大輔

乙　　中野区中野一丁目６番１２号
　　社会福祉法人　中野あいいく会
　　理事長　　上西　陽子

資料第　229　災害時における協力体制にかかる協定（(社福)　正夢の会）

中野区（以下「甲」という。）と　社会福祉法人　正夢の会　以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策業務等への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策業務等について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（協力内容）
第３条　甲の要請に基づいて乙が行う業務は、次のとおりとする。
⑴　障害者等の安否確認
⑵　避難所での出張相談
⑶　その他必要なこと

（業務の指示）
第４条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第５条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（報告等）
第６条　甲は、乙の確認した障害者等の安否状況等の結果について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動等を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第８条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第９条　乙は、第３条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（細目）
第１０条　この協定を実施するため必要な細目は、別に定める。

（協定期間及び更新）
第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成３１年３月３１日までとする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１２条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３０年５月２８日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　田中　大輔

乙　　稲城市坂浜１９５１番地の５
　　社会福祉法人　正夢の会
　　理事長　　市川　宏伸

資料第　230　災害時における協力体制にかかる協定（特定非営利活動法人リトルポケット）

中野区（以下「甲」という。）と　特定非営利活動法人　リトルポケット　（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策業務等への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策業務等について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（協力内容）
第３条　甲の要請に基づいて乙が行う業務は、次のとおりとする。
⑴　障害者等の安否確認
⑵　避難所での出張相談
⑶　その他必要なこと

（業務の指示）
第４条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第５条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（報告等）
第６条　甲は、乙の確認した障害者等の安否状況等の結果について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動等を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第８条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第９条　乙は、第３条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（細目）
第１０条　この協定を実施するため必要な細目は、別に定める。

（協定期間及び更新）
第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成３１年３月３１日までとする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１２条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３０年５月２８日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　　田中　大輔

乙　　中野区東中野四丁目２番２号　篠木ビル２階
　　特定非営利活動法人　リトルポケット
　　代表者　　松田　和也

資料第　231　災害時における協力体制にかかる協定（特定非営利活動法人わかみやクラブ）

中野区（以下「甲」という。）と　特定非営利活動法人　わかみやクラブ　（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策業務等への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策業務等について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（協力内容）
第３条　甲の要請に基づいて乙が行う業務は、次のとおりとする。
⑴　障害者等の安否確認
⑵　避難所での出張相談
⑶　その他必要なこと

（業務の指示）
第４条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第５条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（報告等）
第６条　甲は、乙の確認した障害者等の安否状況等の結果について、報告を受けるものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動等を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第８条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第９条　乙は、第３条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（細目）
第１０条　この協定を実施するため必要な細目は、別に定める。

（協定期間及び更新）
第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から、平成３１年３月３１日までとする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１２条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３０年５月２８日

甲　　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　中野区長　　田中大輔

乙　　中野区野方五丁目２８番１号
　　エクセルシオール野方１－１０２号
　　特定非営利活動法人　わかみやクラブ
　　理事長　　青柳　通

資料第　232　災害時における協力体制にかかる協定（Catch and Smile㈱）

中野区（以下「甲」という。）と Catch and Smile 株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の区域内（以下、「区内」という）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（用語の定義）
第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力要請）
第３条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策活動への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策活動について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（応急対策活動実施事業所）
第４条　この協定に基づく応急対策活動は、乙が運営する次の事業所（以下、「事業所」という）が実施することとする。
Catch and Smile（中野区江古田四丁目７番３号　金子ビル２階）

（応急対策活動）
第５条　この協定に基づき乙が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。
⑴　事業所利用者の安否確認
⑵　避難所等での障害福祉サービス等の提供
⑶　その他甲が必要と認めること

（事業所利用者の安否確認等）
第６条　乙は、災害が発生したときは、中野区内に住所を有する事業所のサービス利用者（以下、「利用者」という）の安否を確認するものとする。
２　乙は、前条に規定する安否確認をしたときは、その結果について甲に報告するものとする。

（障害福祉サービス等の提供）
第７条　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で避難所等で障害福祉サービス等を提供するものとする。
２　乙が避難所等で提供する障害福祉サービス等の内容は、別途乙が定め甲に通知する内容の範囲内とする。

（業務の指示）
第８条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第９条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（費用負担）
第１０条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第１１条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第１２条　乙は、第５条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（協定期間及び更新）
第１３条　この協定の期間は、協定締結の日から、４年間とする。
ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和４年１２月１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　酒井　直人

東京都中野区野方一丁目２番２号
乙　Catch and Smile 株式会社
代表者　代表取締役　清田　明希

資料第　233　災害時における協力体制にかかる協定（㈱アイダックデザイン）

中野区（以下「甲」という。）と株式会社アイダックデザイン（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の区域内（以下、「区内」という）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（用語の定義）
第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力要請）
第３条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策活動への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策活動について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（応急対策活動実施事業所）
第４条　この協定に基づく応急対策活動は、乙が運営する次の事業所（以下、「事業所」という）が実施することとする。
⑴　アトリエあいだっく（中野区弥生町二丁目１０番１号 霜田ビル１階）
⑵　パソコンあいだっく（中野区本町二丁目４５番１３号 山手ビル７階）
⑶　アトリエあいだっく（中野区本町六丁目３５番１４号 アダチビル３階）
⑷　ブロックあいだっく（中野区野方五丁目２８番１号 エクセルシオール野方２階）

（応急対策活動）
第５条　この協定に基づき乙が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。
⑴　事業所利用者の安否確認
⑵　避難所等での障害福祉サービス等の提供
⑶　その他甲が必要と認めること

（事業所利用者の安否確認等）
第６条　乙は、災害が発生したときは、中野区内に住所を有する事業所のサービス利用者（以下、「利用者」という）の安否を確認するものとする。
２　乙は、前条に規定する安否確認をしたときは、その結果について甲に報告するものとする。

（障害福祉サービス等の提供）
第７条　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で避難所等で障害福祉サービス等を提供するものとする。
２　乙が避難所等で提供する障害福祉サービス等の内容は、別途乙が定め甲に通知する内容の範囲内とする。

（業務の指示）
第８条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第９条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（費用負担）
第１０条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第１１条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第１２条　乙は、第５条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（協定期間及び更新）
第１３条　この協定の期間は、協定締結の日から、４年間とする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和４年１２月１日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　酒井　直人

東京都新宿区百人町一丁目１３番１号
ローズベイ新宿ビル　２階
乙　株式会社アイダックデザイン
代表者　代表取締役社長　上田　宏樹

資料第　234　災害時における協力体制にかかる協定（(一社）練馬区保育会）

中野区（以下「甲」という。）と（一社）練馬区保育会（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の区域内（以下、「区内」という）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（用語の定義）
第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第 1 号に規定する災害をいう。

（協力要請）
第３条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策活動への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策活動について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第 1 項の要請の有無を確認するものとする。

（応急対策活動実施事業所）
第４条　この協定に基づく応急対策活動は、乙が運営する次の事業所（以下、「事業所」という）が実施することとする。
城西江古田療育園（中野区江古田三丁目５番８号）

（応急対策活動）
第５条　この協定に基づき乙が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。
⑴　事業所利用者の安否確認
⑵　避難所等での障害福祉サービス等の提供
⑶　その他甲が必要と認めること

（事業所利用者の安否確認等）
第６条　乙は、災害が発生したときは、中野区内に住所を有する事業所のサービス利用者（以下、「利用者」という）の安否を確認するものとする。
２　乙は、前条に規定する安否確認をしたときは、その結果について甲に報告するものとする。

（障害福祉サービス等の提供）
第７条　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で避難所等で障害福祉サービス等を提供するものとする。
２　乙が避難所等で提供する障害福祉サービス等の内容は、別途乙が定め甲に通知する内容の範囲内とする。

（業務の指示）
第８条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第９条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（費用負担）
第１０条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

（損害補償）
第１１条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（守秘義務）
第１２条　乙は、第５条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（協定期間及び更新）
第１３条　この協定の期間は、協定締結の日から、４年間とする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和５年３月２２日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　酒井　直人

東京都練馬区桜台２丁目４６番１１号
グラシア桜台　１階
乙　一般社団法人練馬区保育会
代表者　代表理事　石橋　真道

資料第　235　災害時における協力体制にかかる協定（㈱ポシェット）

中野区（以下「甲」という。）と株式会社ポシェット（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の区域内（以下、「区内」という）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、中野区地域防災計画に基づく災害時における応急対策活動の協力に関する協定を締結するものである。

（用語の定義）
第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力要請）
第３条　甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策活動への協力が必要なときは、乙に対して書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭または電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。
２　乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策活動について甲に協力するものとする。
３　乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲に連絡のうえ、第１項の要請の有無を確認するものとする。

（応急対策活動実施事業所）
第４条　この協定に基づく応急対策活動は、乙が運営する次の事業所（以下、「事業所」という）が実施することとする。
ああす野方（中野区野方四丁目４０番１６号）

（応急対策活動）
第５条　この協定に基づき乙が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。
⑴　事業所利用者の安否確認
⑵　避難所等での障害福祉サービス等の提供
⑶　高齢者、障害者等の二次避難所等への輸送
⑷　その他甲が必要と認めること

（事業所利用者の安否確認等）
第６条　乙は、災害が発生したときは、中野区内に住所を有する事業所のサービス利用者（以下、「利用者」という）の安否を確認するものとする。
２　乙は、前条に規定する安否確認をしたときは、その結果について甲に報告するものとする。

（障害福祉サービス等の提供）
第７条　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で避難所等で障害福祉サービス等を提供するものとする。
２　乙が避難所等で提供する障害福祉サービス等の内容は，別途乙が定め甲に通知する内容の範囲内とする。

（高齢者、障害者等の二次避難所等への輸送）
第８条　乙は、甲から人員等の輸送要請を受けた場合、甲が指定した施設等へ、要配慮者等を輸送することとする。

（業務の指示）
第９条　応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（期間）
第１０条　協力期間は、中野区災害対策本部条例・同施行規則等に基づき、災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、通常業務の再開時までとする。

（費用負担）
第１１条　甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。ただし、乙が当該費用を負担する旨を申し出た場合は、この限りではない。

（損害補償）
第１２条　この協定に基づく甲の要請による業務を行ったものが、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和５１年中野区条例第３３号）の規定に基づき。これを補償する。

（輸送可能車両等の報告）
第１３条　乙は、災害時に輸送可能な車両等を年１回文書により、甲に報告するものとする。なお、輸送可能な車両等に変動が生じたときは、当該変更事項について随時、甲に文書により報告するものとする。

（守秘義務）
第１４条　乙は、第５条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また、同様とする。
２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、または第三者に提供してはならない。

（協定期間及び更新）
第１５条　この協定の期間は、協定締結の日から、４年とする。
　ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降は、この例によるものとする。

（協議）
第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解除について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和５年６月２１日

甲　中野区中野四丁目８番１号
　　中野区
　　代表者　　中野区長　　酒井　直人

乙　東京都港区麻布十番二丁目１番８号
　　株式会社ポシェット
　　代表者　代表取締役　中原　美保子

資料第　236　災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（中野みなみ保育園）

中野区（以下、「甲」という。）と中野みなみ保育園（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における児童等を対象とした二次避難所（以下、避難所という）として施設利用に関する協定を締結する。

（総　　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を児童等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、学齢期前の被災孤児及び家庭での養育困難な児童、被災乳幼児親子等とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第５条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第８条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（避難所設備の設置）
第９条　甲は、乙の管理する施設に、あらかじめ、無線機等の設備を、乙の了承のもとに設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１０条　甲は、乙が早期に保育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１１条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　　議）
第１２条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものと

する。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１６年１０月１５日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

東京都中野区南台五丁目２９番９号
乙　中野みなみ保育園代表者
中野みなみ保育園長　大　槻　千　秋

資料第　237　災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（野方さくら保育園）

中野区（以下、「甲」という。）と野方さくら保育園（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における児童等を対象とした二次避難所（以下、避難所という）として施設利用に関する協定を締結する。

（総　　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を児童等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、学齢期前の被災孤児及び家庭での養育困難な児童、被災乳幼児親子等とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第５条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第８条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（避難所設備の設置）
第９条　甲は、乙の管理する施設に、あらかじめ、無線機等の設備を、乙の了承のもとに設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１０条　甲は、乙が早期に保育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１１条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　　議）
第１２条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものと

する。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１６年１０月１５日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

東京都中野区野方四丁目４１番７号
乙　野方さくら保育園代表者
野方さくら保育園長　菅 野 小 穂 子

資料第　238　災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（七海保育園）

中野区（以下、「甲」という。）と七海保育園（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における児童等を対象とした二次避難所（以下、避難所という）として施設利用に関する協定を締結する。

（総　　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を児童等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、学齢期前の被災孤児及び家庭での養育困難な児童、被災乳幼児親子等とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第５条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第８条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（避難所設備の設置）
第９条　甲は、乙の管理する施設に、あらかじめ、無線機等の設備を、乙の了承のもとに設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１０条　甲は、乙が早期に保育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１１条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　　議）
第１２条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものと

する。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１７年５月１８日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　　田　中　大　輔

東京都中野区大和町四丁目１２番１０号
乙　七海保育園代表者
七海保育園長　　須　山　　聡

資料第　239　災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（あけぼの保育園）

中野区（以下、「甲」という。）とあけぼの保育園（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における児童等を対象とした二次避難所（以下、避難所という）として施設利用に関する協定を締結する。

（総　　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を児童等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、学齢期前の被災孤児及び家庭での養育困難な児童、被災乳幼児親子等とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第５条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第８条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（避難所設備の設置）
第９条　甲は、乙の管理する施設に、あらかじめ、無線機等の設備を、乙の了承のもとに設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１０条　甲は、乙が早期に保育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１１条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　　議）
第１２条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものと

する。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１７年５月１８日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

東京都中野区上高田二丁目５８番２１号
乙　あけぼの保育園代表者
あけぼの保育園長　橘 田 美 千 代

資料第　240　災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（桃が丘さゆり保育園）

中野区（以下、「甲」という。）と桃が丘さゆり保育園（以下、「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における児童等を対象とした二次避難所（以下、避難所という）として施設利用に関する協定を締結する。

（総　　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設を児童等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、学齢期前の被災孤児及び家庭での養育困難な児童、被災乳幼児親子等とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第５条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第８条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（避難所設備の設置）
第９条　甲は、乙の管理する施設に、あらかじめ、無線機等の設備を、乙の了承のもとに設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１０条　甲は、乙が早期に保育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１１条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（合同訓練等の参加）
第１２条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練等に参加するよう努めるものとす

る。

（協　　議）
第１３条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２２年１２月２２日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　田中　大輔

東京都中野区中野三丁目１９番１３号
乙　桃が丘さゆり保育園
代表者　桃が丘さゆり保育園長　小早川　淳子

資料第　241　災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（コンビウィズ㈱）

中野区（以下「甲」という。）とコンビウィズ株式会社（以下「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における児童等を対象とした二次避難所（以下「避難所」という。）としての施設の利用に関する協定を締結する。

（総　　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する中野区立宮の台保育園（中野区本町四丁目１４番１３号）の施設（以下「施設」という。）を児童等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、学齢期前の被災孤児及び家庭での養育困難な児童、被災乳幼児親子等とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第５条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。
（開設期間）
第８条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（避難所設備の設置）
第９条　甲は、乙の管理する施設に、あらかじめ、無線機等の設備を、乙の了承のもとに設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１０条　甲は、乙が早期に保育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１１条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（合同訓練等の参加）
第１２条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練等に参加するよう努めるものとす

る。

（協　　議）
第１３条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年２月２５日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
代表者　中野区長　　田中　大輔

乙　東京都台東区元浅草二丁目６番７号
コンビウィズ株式会社
代表取締役社長　　鈴木　一郎

資料第　242　災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（(社福）清心福祉会）

中野区（以下「甲」という。）と社会福祉法人清心福祉会（以下「乙」という。）とは、中野区地域防災計画に基づく災害時における児童等を対象とした二次避難所（以下「避難所」という。）としての施設の利用に関する協定を締結する。

（総　　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する中野区立西鷺宮保育園（中野区鷺宮五丁目２２番１４号）の施設を（以下「施設」という。）児童等を対象とした避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、学齢期前の被災孤児及び家庭での養育困難な児童、被災乳幼児親子等とする。

（避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の管理する施設を避難所として開設することができる。この場合、甲は、災害対策本部より職員を派遣するものとする。

（開設の通知）
第５条　甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の管理する施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）
第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。
（開設期間）
第８条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、延長をするものとする。

（避難所設備の設置）
第９条　甲は、乙の管理する施設に、あらかじめ、無線機等の設備を、乙の了承のもとに設置できるものとする。

（避難所解消への努力）
第１０条　甲は、乙が早期に保育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第１１条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（合同訓練等の参加）
第１２条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練等に参加するよう努めるものとす

る。

（協　　議）
第１３条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２３年２月２５日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
代表者　中野区長　　田中　大輔

東京都八王子市左入町３７３番地１
乙　社会福祉法人清心福祉会
理事長　　青木　訓行

資料第　243　災害時における協力体制にかかる基本協定（学校法人明治大学）

中野区（以下「甲」という。）と学校法人明治大学（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、平成２０年１０月２２日付で甲と乙の間で締結した警察大学校等跡地地区のまちづくりに関する覚書の規定に基づき、中野区役所一帯が東京都の定める広域避難場所に当たることを十分考慮し、当該地域の総合的な防災拠点の形成に資するため、甲及び乙の災害時における協力体制について定めることを目的とする。

（協力）
第２条　乙は、甲から災害時における協力体制を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り甲への協力に努めるものとする。

（協力内容）
第３条　前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。
⑴　施設の提供等
　ア　帰宅困難者の一時的な滞在施設（以下「帰宅困難者一時滞在施設」という。）としての施設の提供及び運営
　イ　甲が指定する地域の避難所が何らかの理由で使用が困難になった場合等における臨時避難所（以下単に「臨時避難所」という。）としての施設の提供及び運営
　ウ　甲が設置する防災無線設備に必要な設置場所、付属設備及びその他工作物の提供
⑵　避難所等における学生ボランティア活動への協力支援
⑶　その他の協力要請事項

（帰宅困難者一時滞在施設及び臨時避難所）
第４条　乙は、前条第１号のア及びイによる施設の提供等に当たり、可能な限り次に掲げる事項に協力するものとする。
⑴　施設内の避難者収容スペースの確保
⑵　帰宅困難者一時滞在施設及び臨時避難所の運営に係る要員の確保
⑶　非常用電源の確保
⑷　施設滞在者への情報提供手段の確保
⑸　甲が用意する備蓄物資の保管場所の確保
⑹　高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等災害時要援護者への対応体制の確保

（開設期間）
第５条　帰宅困難者一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から３日以内、臨時避難所の開設期間は、７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（費用負担）
第６条　第３条の協力に係る費用負担は次の各号に掲げるとおりとする。
⑴　施設及び関連設備の使用は、無償とする。
⑵　災害時に供出する備蓄物資及びその他の原状回復に係る費用は、甲の負担とする。
⑶　前２号に定めのない経費が発生した場合の費用負担は、甲及び乙の協議により決定する。

（学生ボランティア）
第７条　第３条第２号の協力支援にあたって、乙は、中野区社会福祉協議会（中野ボランティアセンター）と連携を図るものとする。

（防災訓練の実施協力）
第８条　甲及び乙は、本協定に基づく協力体制を確保するため、平常時より防災訓練等の実施に努めるとともに、防災訓練等の実施に当たって相互に協力するものとする。

（関係機関との協議への参画）
第９条　甲及び乙は、本協定に基づく協力体制を確保するため、関係機関との協議の場へ参画する等、周辺地域を含めた防災体制の連携に努めるものとする。

（実施細目）
第１０条　本協定の実施に必要な事項については、実施細目を定める。

（有効期間）
第１１条　本協定の有効期間は、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３月前までに甲乙いずれからも協定解除または変更の申し出がない時は、更に１年間延長されるものとし、以後この例による。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２５年３月２８日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
代表者　中野区長　田中　大輔

乙　東京都千代田区神田駿河台一丁目１番地
学校法人　明治大学
代表者　理事長　　日髙　憲三

資料第　244　災害時における協力体制にかかる基本協定（学校法人帝京平成大学）

中野区（以下「甲」という。）と学校法人帝京平成大学（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、平成２０年１０月２２日付で甲と乙の間で締結した警察大学校等跡地地区のまちづくりに関する覚書の規定に基づき、中野区役所一帯が東京都の定める広域避難場所に当たることを十分考慮し、当該地域の総合的な防災拠点の形成に資するため、甲及び乙の災害時における協力体制について定めることを目的とする。

（協力）
第２条　乙は、甲から災害時における協力体制を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り甲への協力に努めるものとする。

（協力内容）
第３条　前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。
⑴　施設の提供等
　ア　帰宅困難者の一時的な滞在施設（以下「帰宅困難者一時滞在施設」という。）としての施設の提供及び運営
　イ　甲が指定する地域の避難所が何らかの理由で使用が困難になった場合等における臨時避難所（以下単に「臨時避難所」という。）としての施設の提供及び運営
　ウ　甲が設置する防災無線設備に必要な設置場所、付属設備及びその他工作物の提供
⑵　避難所等における学生ボランティア活動への協力支援
⑶　その他の協力要請事項

（帰宅困難者一時滞在施設及び臨時避難所）
第４条　乙は、前条第１号のア及びイによる施設の提供等に当たり、可能な限り次に掲げる事項に協力するものとする。
⑴　施設内の避難者収容スペースの確保
⑵　帰宅困難者一時滞在施設及び臨時避難所の運営に係る要員の確保
⑶　非常用電源の確保
⑷　施設滞在者への情報提供手段の確保
⑸　甲が用意する備蓄物資の保管場所の確保
⑹　高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等災害時要援護者への対応体制の確保

（開設期間）
第５条　帰宅困難者一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から３日以内、臨時避難所の開設期間は、７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（費用負担）
第６条　第３条の協力に係る費用負担は次の各号に掲げるとおりとする。
⑴　施設及び関連設備の使用は、無償とする。
⑵　災害時に供出する備蓄物資及びその他の原状回復に係る費用は、甲の負担とする。
⑶　前２号に定めのない経費が発生した場合の費用負担は、甲及び乙の協議により決定する。

（学生ボランティア）
第７条　第３条第２号の協力支援にあたって、乙は、中野区社会福祉協議会（中野ボランティアセンター）と連携を図るものとする。

（防災訓練の実施協力）
第８条　甲及び乙は、本協定に基づく協力体制を確保するため、平常時より防災訓練等の実施に努めるとともに、防災訓練等の実施に当たって相互に協力するものとする。

（関係機関との協議への参画）
第９条　甲及び乙は、本協定に基づく協力体制を確保するため、関係機関との協議の場へ参画する等、周辺地域を含めた防災体制の連携に努めるものとする。

（実施細目）
第１０条　本協定の実施に必要な事項については、実施細目を定める。

（有効期間）
第１１条　本協定の有効期間は、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３月前までに甲乙いずれからも協定解除または変更の申し出がない時は、更に１年間延長されるものとし、以後この例による。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２５年３月２８日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
代表者　中野区長　田中　大輔

乙　東京都豊島区東池袋二丁目５１番４号
学校法人　帝京平成大学
代表者　理事長　　沖永　佳史

資料第　245　災害時の相互支援に関する協定（学校法人早稲田大学）

中野区（以下「甲」という。）と学校法人早稲田大学（以下「乙」という。）は、災害時の相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、平成２２年１１月１日付で甲乙間で締結した「警察大学校等跡地地区のまちづくりに関する覚書」の規定に基づき、中野区役所一帯が東京都の定める避難場所に当たることを十分考慮し、次の施設（以下「本施設」という。）において当該避難場所の周辺地域の総合的な防災拠点の形成に資するため、甲及び乙の災害時における相互支援について定めることを目的とする。
【施設】
早稲田大学中野国際コミュニティプラザ（中野区中野四丁目２２番３号）

（定義）
第２条　この協定において「災害時」とは、区域内において震度５強以上の地震又は同等以上の災害が発生し、甲が災害対策本部を設置した場合をいう。

（協力）
第３条　乙は、甲から災害時における協力要請を受けた場合は、次の各号に定める事項（以下「協力事項」という。）について、可能な限り協力するよう努めるものとする。
⑴　帰宅困難者の一時的な滞在場所の提供及び運営支援
⑵　宿泊場所の提供
⑶　併設店舗への協力要請
⑷　地下駐車場の提供要請
⑸　入寮者への災害時ボランティア活動への協力要請

（滞在施設の提供等）
第４条　乙は、第３条第１号に基づき、帰宅困難者の一時的な滞在場所として本施設１階生涯学習用施設部分（以下「一時滞在施設」という。）を提供し、次の各号に掲げる事項の実施に協力するよう努めるものとする。
⑴　一時滞在施設の利用者への情報提供手段の確保
⑵　甲が用意する備蓄物資の保管場所の確保
⑶　高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等災害時要援護者への配慮
２　一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から３日以内とする。ただし、乙が開設期間の延長を認めた場合はこの限りではない。

（宿泊場所の提供）
第５条　乙は、第３条第２号に基づき、他の自治体等からの応援職員の宿泊のために、本施設寮内空き室を宿泊場所として提供することに協力するよう努めるものとする。なお、宿泊場所については、乙が指定するものとする。

（併設店舗への協力要請）
第６条　乙は、第３条第３号に基づき、本施設の併設店舗に対して、次の各号に掲げる事項について、災害時帰宅支援ステーションとして協力することを要請するよう努めるものとする。
⑴　帰宅者及び帰宅困難者への水及びトイレの提供
⑵　交通情報の収集及び提供
⑶　特設公衆電話の設置

（地下駐車場の提供要請）
第７条　乙は、第３条第４号に基づき、本施設の地下駐車場の運営事業者に対して、他の自治体等の応援機関の車両駐車や救援物資の荷捌き等の災害対策活動のために、地下駐車場の空きスペースの優先的な提供について協力を要請するよう努めるものとする。

（入寮者への協力要請）
第８条　乙は、第３条第５号に基づき、本施設の入寮者に対して、本施設の国際性を活かした災害時の学生ボランティア活動等への協力を要請するよう努めるものとする。

２　乙は、前項の協力について、中野区社会福祉協議会（中野ボランティアセンター）及び中野区国際交流協会との連携に努めるものとする。

（費用負担）
第９条　協力事項に係る費用負担は、次の各号に掲げるとおりとする。
⑴　本施設及び関連設備の使用は無償とする。
⑵　本施設の原状回復に係る費用は甲の負担とする。
⑶　災害時に供出する備蓄物資に係る費用は甲の負担とする。
２　前項各号に定めのない費用の負担については、甲乙協議のうえ決定する。

（施設利用解消への努力）
第１０条　甲は、乙が早期に本施設の活動を再開できるよう第３条に基づき提供を受けた本施設の利用の解消に努めるものとする。

（防災訓練等の実施協力）
第１１条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制を確保するため、平常時より防災訓練等の実施に努めるとともに、防災訓練等の実施に当たっては相互に協力するものとする。

（関係機関との協議への参画）
第１２条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制を確保するため、関係機関との協議の場へ参画する等、周辺地域を含めた防災体制の連携に努めるものとする。

（災害時の緊急連絡先）
第１３条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制を確保するため、あらかじめ連絡担当者及び緊急連絡方法を定め、相互に届け出るものとする。

（実施細目）
第１４条　協力事項を実施するために必要な事項については、実施細目を定める。

（有効期間）
第１５条　この協定の有効期間は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに甲乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間延長されるものとし、以後この例による。

（協議）
第１６条　この協定に定めのない事項その他この協定の内容に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２６年４月１日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
代表者　中野区長　田中　大輔

乙　東京都新宿区戸塚町一丁目１０４番地
学校法人　早稲田大学
代表者　理事長　　鎌田　薫

資料第　246　災害時における施設利用の協力に関する協定書（JN 指定管理者共同事業体）

中野区（以下、「甲」という。）と JN 指定管理者共同事業体（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき、災害により交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避し、帰宅困難者の安全を確保するため、指定管理施設の一部の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）
第２条　甲は、指定管理施設を帰宅困難者の一時的な滞在施設（以下、「一時滞在施設」という。）として使用する必要が生じたときは、事前に、乙に対し文書又は口頭で協力を要請するものとする。
２　前項の要請は、施設を所管する区局の長の名により当該施設の施設長に対して行う。

（一時滞在施設）
第３条　甲が、一時滞在施設として使用する指定管理施設は、以下のとおりとする。
⑴　中野区もみじ山文化センター　（中野区中野二丁目９番７号）

（施設の提供）
第４条　乙は、災害発生後、速やかに施設の状況を目視等で調査し、甲に対し報告するものとする。
２　甲は、前項による報告の結果、必要に応じて施設の状況を点検する。
３　甲及び乙は、前２項による調査及び点検の結果に基づき、施設の提供の可否を決定する。

（協力内容）
第５条　乙の構成員は別表１のとおりとし、乙は、前条による施設の提供に当たり、可能な限り次に掲げる事項に協力するものとする。
⑴　施設内の避難者収容スペースの確保
⑵　一時滞在施設の運営に係る要員の確保
⑶　施設滞在者への情報提供手段の確保
⑷　甲が用意する備蓄物資の保管場所の確保
⑸　高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等災害時要援護者への対応体制の確保

（提供の期間）
第６条　一時滞在施設として指定管理施設を使用する期間は、原則として災害が発生した日から３日以内とする。ただし、当該期間を超えて一時滞在施設として指定管理施設を使用する必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（費用負担）
第７条　第３条の施設の提供に係る施設及び関連設備の使用は、無償とし、その他一時滞在施設の運営に伴う増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙協議の上決定する。
２　災害時に供出する備蓄物資及びその他の原状回復に係る費用は、甲の負担とする。

（収容規模等）
第８条　一時滞在施設の収容規模及び収容基準は甲乙協議のうえ、別途定める。

（災害時の緊急連絡等）
第９条　乙は、甲からの一時滞在施設にかかる協力要請に際し円滑に対応ができるよう、あらかじめ連絡担当者及び災害時の緊急連絡方法を定め、甲へ報告するものとする。

（設置情報の提供）
第１０条　乙は、一時滞在施設としての施設の提供を行う場合には、あらかじめ甲と協議の上定めた場所に当該施設である旨を掲示する。
２　甲は、一時滞在施設の設置情報について必要な情報提供を行う。

（施設の管理運営）
第１１条　一時滞在施設の管理運営は、甲及び乙が協力して行う。
２　甲及び乙は、必要に応じて当該施設に滞在する者に対して、一時滞在施設の管理運営への協力を求める。
３　甲及び乙は、あらかじめ決定した協力体制に基づき、指定管理施設周辺の事業者へ一時滞在施設の管理運営への協力を求める。

（正確な情報提供）
第１２条　甲は、被災状況や公共交通機関の運行状況等について適切な情報を収集し、乙へ伝えるものとする。また、乙は、当該施設に滞在する者への情報提供に努めるものとする。

（一時滞在施設解消への努力）
第１３条　甲は、当該一時滞在施設の早期解消に努めるものとする。
２　一時滞在施設の解消の時期は、区の被災状況、当該施設の状況、公共交通機関の復旧状況等を勘案し、甲乙協議の上定める。

（防災訓練等の実施協力）
第１４条　甲及び乙は、本協定に基づく協力体制を確保するため、平常時より防災訓練等の実施に努めるとともに、防災訓練等の実施に当たって相互に協力するものとする。

（関係機関との協議への参画）
第１５条　甲及び乙は、本協定に基づく協力体制を確保するため、関係機関との協議の場へ参画する等、周辺地域を含めた防災体制の連携に努めるものとする。

（有効期間）
第１６条　この協定の有効期間は、本協定書締結日から第３条に掲げる施設について指定管理者として指定された期間の終了までとする。なお、当該指定期間終了後、引続き乙が第３条に掲げる施設について指定管理者として指定された場合は、新たに指定された期間の終了まで有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）
第１７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定めのある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

（遡及効）
第１８条　本契約は、契約締結の日にかかわらず、平成２８年４月１日に遡って効力を生じるものとする。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２８年１０月２１日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区
代表者　中野区長　田中　大輔

乙　東京都港区芝三丁目 23 番 1 号セレスティン芝三井ビルディング
JN 指定管理者共同事業体
代表企業　株式会社 JTB コミュニケーションデザイン
代表取締役社長　細野　顕宏

資料第　247　災害時における施設利用にかかる協定書（トヨタモビリティ東京㈱）

中野区（以下、「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき、災害により交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避し、帰宅困難者の安全を確保するため、乙が管理する施設の一部の提供に関し必要な事項を定めるものとする。
２　この協定は、平成３１年４月５日に締結した「中野区とトヨタモビリティ東京株式会社及びトヨタモビリティサービス株式会社との地域活性化包括連携協定」の第２条第３項の連携事項に基づき締結するものである。

（協力の要請）
第２条　甲は、乙が管理する施設を帰宅困難者の一時的な滞在施設（以下、「一時滞在施設」という。）として使用する必要が生じたときは、事前に、乙に対し文書又は口頭で協力を要請するものとする。
２　乙は、一時滞在施設を開設する必要があると認めたときは、前項による甲の要請を待たずして、一時滞在施設を開設することができる。

（一時滞在施設及び収容規模）
第３条　甲が、一時滞在施設として使用する乙の管理している施設は、以下のとおりとする。
⑴　トヨタモビリティ東京株式会社　中野坂上店（所在地：中野区中央二丁目４９番１号）

一時滞在施設の提供場所	収容可能面積	収容人数
２階　ショールーム内	２９４．９㎡	１００人

⑵　トヨタモビリティ東京株式会社　東中野店（所在地：中野区東中野三丁目１６番１６号）

一時滞在施設の提供場所	収容可能面積	収容人数
１階　ショールーム内	２２７．４㎡	１００人

⑶　トヨタモビリティ東京株式会社　中野新井店（所在地：中野区新井二丁目４７番２号）

一時滞在施設の提供場所	収容可能面積	収容人数
１階　ショールーム内	１９７．１㎡	１００人

（施設の提供）
第４条　乙は、災害発生後、速やかに施設の状況を目視等で調査し、甲に対し報告するものとする。
２　甲は、前項による報告の結果、必要に応じて施設の状況を点検する。
３　甲及び乙は、前２項による調査及び点検の結果に基づき、施設の提供の可否を決定する。

（協力内容及び要請等）
第５条　甲は、災害発生時に必要と認めるときは、本協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部についての協力を要請することができる。
⑴　帰宅困難者等に対し、第３条に示す乙の施設の一部を一時滞在施設として提供すること。
⑵　帰宅困難者等に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
⑶　帰宅困難者等に対し、乙の施設内の休憩場所、トイレを提供すること。
⑷　帰宅困難者等を受け入れた後、帰宅困難者等の施設内滞在について適切に対応ができないと判断した場合は、他の適切な場所に誘導すること。
⑸　帰宅困難者等が滞在を求めてきた場合に、適切に対応ができないと判断した場合は、適切な場所に誘導すること。
⑹　その他、乙として甲に協力できる事項
ア　一時滞在施設への要員を確保すること。
イ　施設滞在者への情報提供手段を確保すること。
ウ　甲が用意する備蓄物資の保管場所を確保すること。
エ　高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等災害時要援護者への対応体制を確保すること。
２　乙は、前項の規定による要請（以下、「要請」という。）に対し、可能な範囲での協力をするものとし、本協定締結によって、前項各号に掲げる事項の全部又は一部の履行義務を負うものではない。
３　要請は、甲乙協議のうえ、第１項の協力内容、理由その他必要な事項を記載した要請書により行う。

ただし、緊急を要するなどこれによりがたい場合は、甲は口頭で乙に要請することができる。この場合において、甲は事後速やかに文書を乙に提出するものとする。
４　乙は、要請がない場合においても、乙の判断により、第１項各号に掲げる事項の全部又は一部を実施することができる。この場合において、乙は、事後速やかに甲に連絡するものとする。

（備蓄品）
第６条　一時滞在施設において、帰宅困難者及び通常在館者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量は別紙のとおりとする。
２　備蓄品は乙が用意するものとする。
３　乙は、備蓄品の管理及び更新を適切に行うものとする。

（提供の期間）
第７条　一時滞在施設として施設を使用する期間は、原則として災害が発生した日から３日以内とする。ただし、当該期間を超えて一時滞在施設として施設を使用する必要があるときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（費用負担）
第８条　第３条の施設の提供に係る施設及び関連設備の使用は、無償とし、その他一時滞在施設の運営に伴う増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。
２　備蓄品に係る費用は乙の負担とする。

（損害補償）
第９条　甲の要請に基づき、乙が行った一時滞在施設の提供に伴う従事者（乙の役員、協力者を含む）の損害賠償については「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和５１年９月２６日中野区条例第３３号）」に定めるところにより、損害補償を行うものとする。

（災害時の緊急連絡等）
第１０条　乙は、甲からの一時滞在施設にかかる協力要請に際し、円滑に対応ができるよう、あらかじめ連絡担当者及び災害時の緊急連絡方法を定め、甲へ報告するものとする。

（設置情報の提供）
第１１条　乙は、災害発生時に一時滞在施設としての施設の提供を行う場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、定めた場所に当該施設である旨を掲示する。
２　甲は、帰宅困難者に対して、一時滞在施設の設置情報について必要な情報提供を行う。

（施設の管理運営）
第１２条　一時滞在施設の管理運営は、甲及び乙が協力して行う。
２　甲及び乙は、必要に応じて一時滞在施設に滞在する者に対して、当該施設の管理運営への協力を求めるものとする。

（正確な情報提供）
第１３条　甲は、被災状況や公共交通機関の運行状況等について適切な情報を収集し、乙へ伝えるものとする。又、乙は、一時滞在施設に滞在する者への情報提供に努めるものとする。

（一時滞在施設解消への努力）
第１４条　甲は、一時滞在施設の早期解消に努めるものとする。
２　一時滞在施設の解消の時期は、区の被災状況、当該施設の状況、公共交通機関の復旧状況等を勘案し、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（防災訓練等の実施協力）
第１５条　甲及び乙は、本協定に基づく協力体制を確保するため、平常時より防災訓練等の実施に努めるとともに、防災訓練等の実施に当たって相互に協力するものとする。

（関係機関との協議への参画）
第１６条　甲及び乙は、本協定に基づく協力体制を確保するため、関係機関との協議の場へ参画する等、周辺地域を含めた防災体制の連携に努めるものとする。

（有効期間）
第１７条　この協定の有効期間は、本協定書締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間延長されたものとし、以後この例による。

（協議）
第１８条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和３年３月１０日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
中野区長　　酒　井　直　人

東京都港区芝浦四丁目８番３号
乙　トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長　　片　山　　守

資料第　248　災害時における施設利用にかかる協定書（東京電力パワーグリッド㈱荻窪支社）

中野区（以下、「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、中野区地域防災計画に基づき、災害により交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者等が発生した場合において、地域の混乱を回避し、帰宅困難者等の安全を確保するため、乙が所有する施設の一部の提供に関することや災害時等の活動内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）
第２条　甲は、乙が所有する施設を帰宅困難者等の一時的な滞在施設等（以下、「一時滞在施設等」という。）として使用する必要が生じたときは、事前に、乙に対し文書又は口頭で協力を要請するものとする。
２　乙は、一時滞在施設等を開設する必要があると認めたときは、前項による甲の要請を待たずして、一時滞在施設等を開設することができる。
３　乙は必要に応じて、施設管理者又は施設運営者に本条及び次条以降の事項を対応させることができる。

（一時滞在施設等及び収容規模）
第３条　甲が、一時滞在施設等として使用する乙の所有している施設は、以下のとおりとする。

施設名称：KOENJI Crossover（中野区大和町一丁目６７番８号

提供場所	面　　積	収容人数	備　　考
１・２階店舗	192 ㎡	80 人程度	一時滞在施設
防災倉庫等	－	－	備蓄品保管場所
ピロティ	78 ㎡	－	救援物資の搬入・集積等
駐車場	137 ㎡	－	ＥＶ車からの給電

（施設の使用）
第４条　乙は、災害発生後、速やかに施設の状況を目視等で調査し、甲に対し報告するものとする。
２　甲は、前項による報告の結果、必要に応じて施設の状況を点検する。
３　甲は、前２項による調査及び点検の結果に基づき、施設の使用の可否を決定する。

（協力内容）
第５条　乙は、施設の提供にあたり、可能な限り次に掲げる事項に協力するものとする。
⑴　施設内の避難者収容スペースの確保
⑵　一時滞在施設等の運営に係る要員の確保
⑶　施設滞在者への情報提供手段の確保
⑷　甲が用意する備蓄物資の保管場所の確保
⑸　高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等災害時要配慮者への対応体制の確保
⑹　救援物資の搬入・集積場所の確保
⑺　電源の確保（太陽光発電設備、蓄電池、ＥＶ車からの給電等による。）
⑻　前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（使用の期間）
第６条　一時滞在施設等として施設を使用する期間は、原則として災害が発生した日から起算して３日以内とする。ただし、当該期間を超えて一時滞在施設等として施設を使用する必要があるときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（費用負担）
第７条　第３条の一時滞在施設等の使用料は、前条の使用期間の間は無償とする。なお、前条の使用期間を超えて一時滞在施設等を使用する場合の使用料については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

２　一時滞在施設等の運営に伴う費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。
３　災害時等に供出する備蓄物資等及びその他の原状回復に係る費用は、甲の負担とする。

（損害補償）
第８条　甲の要請に基づき、乙が行った協力事項に係る従事者の損害補償については、「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和５１年７月２６日中野区条例第３３号）」によるものとする。
２　甲の要請に基づき、乙が行った協力事項に係る発生した前項以外の損害については、乙の故意又は重過失による場合を除き、甲が一切の費用（第三者に対する損害賠償を含むが、これに限られない。）を負担するものとする。

（災害時等の緊急連絡等）
第９条　乙は、甲からの一時滞在施設等にかかる協力要請に際し、円滑に対応ができるよう、あらかじめ連絡担当者及び災害時等の緊急連絡方法を定め、甲へ報告するものとする。

（設置情報の提供）
第１０条　乙は、災害発生時に一時滞在施設等としての施設の提供を行う場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、定めた場所に当該施設が一時滞在施設等である旨を掲示する。
２　甲は、帰宅困難者等に対して、一時滞在施設等の設置情報について必要な情報提供を行う。

（施設の管理運営）
第１１条　一時滞在施設等の管理運営は、甲及び乙が協力して行う。
２　甲及び乙は、必要に応じて一時滞在施設等に滞在する者に対して、当該施設の管理運営への協力を求めるものとする。

（正確な情報提供）
第１２条　甲は、被災状況や公共交通機関の運行状況等について適切な情報を収集し、乙へ伝えるものとする。又、甲及び乙は、一時滞在施設等に滞在する者への情報提供に努めるものとする。

（一時滞在施設等解消への努力）
第１３条　甲は、一時滞在施設等の早期解消に努めるものとする。
２　一時滞在施設等の解消の時期は、区の被災状況、当該施設の状況、公共交通機関の復旧状況等を勘案し、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（防災訓練等の実施協力）
第１４条　甲及び乙は、本協定に基づく協力体制を確保するため、平常時より防災訓練等の実施に努めるとともに、防災訓練等の実施に当たって相互に協力するものとする。

（関係機関との協議への参画）
第１５条　甲及び乙は、本協定に基づく協力体制を確保するため、関係機関との協議の場へ参画する等、周辺地域を含めた防災体制の連携に努めるものとする。

（有効期間）
第１６条　この協定の有効期間は、本協定締結日から令和５年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、更に１年間延長されたものとし、以後この例による。

（協議）
第１７条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和５年１月１３日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
中野区長　　酒　井　直　人

東京都練馬区中村北一丁目１２番７号
乙　東京電力パワーグリッド株式会社　荻窪支社
支 社 長　　今　井　義　人

資料第　249　輸送拠点施設利用に関する協定書（東京都立稔ヶ丘高等学校）

中野区（以下、「甲」という。）と東京都立稔ヶ丘高等学校（以下、「乙」という。）とは、災害時における輸送拠点としての施設利用に関する協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を輸送拠点として利用することについて、必要な事項を定める。

（輸送拠点として利用できる施設の周知）
第２条　甲は、乙の管理する施設のうち輸送拠点として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう、必要な措置を講ずるものとする。

（輸送拠点の開設）
第３条　甲が、災害時において輸送拠点として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）
第４条　甲は、前条の規定に基づき輸送拠点を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、輸送拠点の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を輸送拠点として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（輸送拠点の管理）
第５条　輸送拠点の管理運営は甲の責任において行うものとする。
２　乙は、輸送拠点の管理について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第６条　甲は輸送拠点の管理運営に係る費用及び現状に回復する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第７条　輸送拠点の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（輸送拠点解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該輸送拠点の早期解消に努めるものとする。

（輸送拠点の終了）
第９条　甲は、乙の管理する施設を輸送拠点として終了する際は、乙に輸送拠点使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２８年４月２６日

東京都中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区代表者
中野区長　田　中　大　輔

東京都中野区上鷺宮五丁目１１番１号
乙　東京都立稔ヶ丘高等学校
校　長　浦　部　利　明

資料第　250　輸送拠点施設利用に関する協定書（東京都立富士高等学校）

中野区（以下、「甲」という。）と東京都立富士高等学校（以下、「乙」という。）とは、災害時における輸送拠点としての施設利用に関する協定を締結する。

（総　　則）
第１条　この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を輸送拠点として利用することについて、必要な事項を定める。

（利用計画）
第２条　甲が乙の管理する施設のうち輸送拠点として利用できる施設の範囲及び車両の進入方法等の利用計画を別紙のとおり定める。

（輸送拠点として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙の管理する施設のうち輸送拠点として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう、必要な措置を講ずるものとする。

（輸送拠点の開設）
第４条　甲は、災害時において輸送拠点として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）
第５条　甲は、前条の規定に基づき輸送拠点を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。
２　甲は、輸送拠点の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を輸送拠点として開設することができるものとする。ただし、速やかに甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（輸送拠点の管理）
第６条　輸送拠点の管理運営は甲の責任において行うものとする。
２　乙は、輸送拠点の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、輸送拠点の管理運営に係る費用及び原状回復に要する費用を負担するものとする。

（開設期間）
第８条　輸送拠点の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（輸送拠点解消への努力）
第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該輸送拠点の早期解消に努めるものとする。

（輸送拠点の終了）
第１０条　甲は、乙の管理する施設を輸送拠点として終了する際は、乙に輸送拠点使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　　議）
第１１条　この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１２年2月１５日

甲　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　神　山　好　市

乙　東京都中野区弥生町五丁目２１番１号
東京都立富士高等学校
校　長　氏　家　武　彦

資料第　251　広域避難場所指定にあたっての協定書（京王バス㈱）

京王バス東株式会社（以下「甲」という。）と中野区（以下「乙」という。）は、甲の中野営業所車庫用地（以下「車庫用地」という。）を含む地域を東京都震災対策条例（平成１２年東京都条例第２０２号）に基づき東京都が避難場所（以下「広域避難場所」という。）として指定するにあたり、当該広域避難場所が円滑に運営され、大地震発生時において延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護することができるよう、次のとおり協定を締結する。

（避難誘導の優先順位）
第１条　広域避難場所への避難が必要になった場合において、乙は、延焼火災の状況等を踏まえた上で、当該広域避難場所の区域内の公園や学校のオープンスペースに優先して避難者を誘導するように努めるものとする。

（車両の移動義務）
第２条　車庫用地への避難が必要になった場合においても、甲は、車庫用地に駐車している車両を必ずしも移動する義務を負わないものとする。

（事故発生の防止）
第３条　車庫用地への避難が行われた場合、乙は甲と協力し、甲の所有する車両と地域住民の接触事故や転倒事故等が発生しないよう努めるものとする。

（他の避難所等への誘導）
第４条　延焼火災がおさまる等地域の安全が確保され、広域避難場所への避難が必要ないと判断できる場合において、車庫用地に避難者が滞留しているときは、乙は避難者を他の避難所等へ誘導するよう努めるものとする。

（協議）
第５条　この協定に定めのない事項及び協定の解釈について疑義を生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し解決に当たるものとする。

（協定の効力）
第６条　この協定は、東京都が車庫用地を含む地域を広域避難場所として指定した日から効力を発生するものとする。

この協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２５年６月１日

甲　東京都府中市一丁目９番
京王バス東株式会社
代表取締役　川　内　成　利

乙　東京都中野区中野四丁目８番１号
中野区代表者
中野区長　　田　中　大　輔

資料第　252　災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京㈱）

中野区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における供給車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の区域内又はその周辺で大規模な地震、風水害その他の災害による大規模停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する災害対応業務における電力供給業務（以下「給電業務」という。）を乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく給電車両が必要なときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第１号様式）により給電車両の貸与を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書により処理するものとする。

（協力）
第３条　乙は、甲から前条による協力要請を受けたときは、協定の内容にしたがって可能な範囲において甲への協力に努めるものとする。
２　甲が要請する給電車両の貸与にあたり、乙が提供できる車両台数が不足するときは、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）
第４条　乙が第２条の要請に基づき貸与する給電車両は、ＡＣ１００Ｖ（１５００Ｗ）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。
２　乙が貸与する台数は５台までとする。ただし、甲がそれ以上に給電車両が必要であると申し出たときは、甲乙協議のうえ、台数を決定するものとする。
３　甲は、乙が貸与する給電車両の車種及びコンセントの数等の指定はできないものとする。

（使用用途）
第５条　甲は、第１条に規定する給電業務のほか、人や物資等の移送、その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（給電車両の引渡し）
第６条　乙は、第２条の要請に基づき給電車両を貸与するときは、甲の指定する日時及び場所に運搬し、甲が指定する者の立会の下、車種及び台数等を確認のうえ、甲に引渡すものとする。
２　乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを実施するときは、甲に対して、貸与した給電車両の内容を記載した書面及び第９条第２項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを提出するものとする。

（給電車両の貸与期間）
第７条　給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（給電車両の返却）
第８条　甲は、貸与期間が終了したときは、速やかに貸与された給電車両を乙に対して返却するものとする。

（費用負担）
第９条　給電車両の貸与に係る費用は、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代は、甲が負担するものとする。
２　乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担するものとする。
３　甲の責により保険を適用したときは、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うもの

とする。
４　甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議のうえ、定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲が負担するものとする。

（故障対応）
第１０条　貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が実施するものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議のうえ、対応するものとする。

（賠償）
第１１条　甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

（連絡体制）
第１２条　甲及び乙は、第２条に規定する手続きを円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第２号様式）を作成し、相互に通知するものとする。また、当該連絡責任者等に変更が生じた場合についても、同様とする。

（平時の協力）
第１３条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制を円滑に実施するため、平時から次の事項について、相互に協力するものとする。
⑴　情報交換に関すること
⑵　甲が実施する防災訓練等への参加に関すること
⑶　給電車両に関する普及啓発活動に関すること
２　前項⑵の防災訓練等の参加に係る経費は、乙の負担とする。

（有効期間及び更新）
第１４条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、この協定をさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和３年１月１８日

中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
中野区長　　酒　井　直　人

港区芝浦四丁目８番３号
乙　トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役　片　山　　守

資料第　253　災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティサービス㈱）

中野区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、中野区の区域内又はその周辺で大規模な地震、風水害その他の災害による大規模停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する災害対応業務における電力供給業務（以下「給電業務」という。）を乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、この協定に基づく給電車両が必要なときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第１号様式）により給電車両の貸与を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書により処理するものとする。

（協力）
第３条　乙は、甲から前条による協力要請を受けたときは、協定の内容にしたがって可能な範囲において甲への協力に努めるものとする。

（給電車両）
第４条　乙が第２条の要請に基づき貸与する給電車両は、ＡＣ１００Ｖ（１５００Ｗ）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。
２　乙が貸与する台数は原則５台までとする。
３　甲は、乙が貸与する給電車両の車種及びコンセントの数等の指定はできないものとする。

（給電車両の引渡し）
第５条　乙は、第２条の要請に基づき給電車両を貸与するときは、乙の指定する日時及び場所で甲が指定する者の立会の下、車種及び台数等を確認のうえ、甲に引渡すものとする。
２　乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを実施するときは、甲に対して、貸与した給電車両の内容を記載した書面及び第９条第２項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを提出するものとする。

（給電車両の貸与期間）
第６条　給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（給電車両の返却）
第７条　甲は、貸与期間が終了したときは、速やかに貸与された給電車両を乙に対して返却するものとする。

（費用負担）
第８条　給電車両の貸与に係る費用は、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料等は、甲が負担するものとする。
２　乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担するものとする。
３　甲の責により保険を適用したときは、トヨタレンタカー料金のご案内の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。
４　甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議のうえ、定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲が負担するものとする。

（故障対応）
第９条　貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が実施するものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議のうえ、対応するものとする。

（賠償）
第１０条　甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

（連絡体制）
第１１条　甲及び乙は、第２条に規定する手続きを円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第２号様式）を作成し、相互に通知するものとする。また、当該連絡責任者等に変更が生じた場合についても、同様とする。

（平時の協力）
第１２条　甲及び乙は、この協定に基づく協力体制を円滑に実施するため、平時から次の事項について、相互に協力するものとする。
⑴　情報交換に関すること
⑵　甲が実施する防災訓練等への参加に関すること
⑶　給電車両に関する普及啓発活動に関すること
２　前項⑵の防災訓練等の参加に係る経費は、乙の負担とする。

（有効期間及び更新）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、この協定をさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和３年１月１８日

中野区中野四丁目８番１号
甲　中野区
中　野　区　長　　酒　井　直　人

中央区日本橋浜町二丁目１２番４号
乙　トヨタモビリティサービス株式会社
代表取締役社長　　村　上　秀　一

資料第　254　災害廃棄物に関する共同処理等に関する協定（東京二十三区、東京二十三区清掃一部組合）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「各区等」という。）は、災害時において東京２３区内で発生する災害廃棄物の共同処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、各区等で共同処理体制を構築し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）
第２条　この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
⑴　災害廃棄物　災害時に発生したがれき、生活ごみ、し尿その他災害に起因する廃棄物
⑵　二次仮置場　各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するための施設
⑶　仮設処理施設　災害廃棄物を応急処理するために設置する仮設の焼却炉及び破砕選別施設。原則として二次仮置場に併設して設置する。
⑷　広域処理　東京２３区内で処理しきれない災害廃棄物を、東京２３区外の廃棄物処理施設で処理すること

（初動本部の設置）
第３条　各区等は、発災後数日間（以下「初動期」という。）における各区等の情報収集等を迅速に行うため、特別区災害廃棄物処理初動本部（以下「初動本部」という。）を設置する。
２　初動本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃リサイクル主管課長会会長をもって充てる。
３　初動本部は、次に掲げる事項に該当する場合、発災後１週間を目途に本部長の招集により設置する。
⑴　東京２３区内の１か所以上で震度６弱以上が観測された場合
⑵　本部長が、特に必要があると認め、特別区清掃主管部長会会長と協議し、初動本部設置が適当と判断した場合
４　各区等は、特段の事情がある場合を除き、初動本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
５　初動本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
６　初動本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（初動本部の役割）
第４条　初動本部の役割は、次に掲げる事項とする。
⑴　各区等の被害情報の集約及び共有に関すること。
⑵　次条に定める特別区災害廃棄物処理対策本部の設置準備に関すること。

（対策本部の設置）
第５条　災害廃棄物の共同処理を円滑に行うため、特別区災害廃棄物処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
２　対策本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てる。
３　対策本部は、本部長の招集により設置する。
４　各区等は、特段の事情がある場合を除き、対策本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
５　対策本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
６　対策本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（対策本部の役割）
第６条　対策本部の役割は、次に掲げる事項とする。

⑴　災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定に関すること。
⑵　関係者間の情報の収集、整理及び共有化に関すること。
⑶　車両の配車（東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除く。）並びに二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整に関すること。
⑷　二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整に関すること。
⑸　民間施設での処理及び広域処理の調整に関すること。
⑹　共同処理に係る国庫補助の調整に関すること。
⑺　前各号のほか、災害廃棄物の共同処理の調整に関すること。

（費用の負担）
第７条　初動本部及び対策本部の事務の管理及び執行に要した費用の負担については、各区等で協議の上、決定する。

（従事職員の身分の取扱い）
第８条　初動本部及び対策本部に従事する職員の身分の取扱いについては、各区等で協議の上、決定する。

（平常時の措置）
第９条　各区等は、この協定が災害時に有効に機能するため、平常時に相互の情報交換、初動期の訓練及び災害廃棄物対策に関する調査、研究等に努める。

（実施細目の作成）
第１０条　この協定の円滑な実施を図るため、各区等の協議により実施細目を定める。
２　各区等は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことがないように努める。

（その他）
第１１条　この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、各区等で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

千代田区長	石川雅己	中央区長	山本泰人
港区長	武井雅昭	新宿区長	吉住健一
文京区長	成澤廣修	台東区長	服部征夫
墨田区長	山本亨	江東区長	山﨑孝明
品川区長	濱野健	目黒区長	青木英二
大田区長	松原忠義	世田谷区長	保坂展人
渋谷区長	長谷部健	中野区長	酒井直人
杉並区長	田中良	豊島区長	高野之夫
北区長	花川與惣太	荒川区長	西川太一郎
板橋区長	坂本健	練馬区長	前川燿男
足立区長	近藤弥生	葛飾区長	青木克徳
江戸川区長	斉藤猛	東京二十三区清掃一部事務組合	
		山﨑孝明	

資料第　255　災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定（(一社)東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人　東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）
第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。
⑴　し尿の収集及び運搬
⑵　前号に伴い必要となる事項
２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）
第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。
２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第６条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）
第４条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。
２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）
第５条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）
第６条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）
第７条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）
第８条　甲は、協力の実施中に第４条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。
２　乙は、協力の実施中に第４条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）
第９条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）
第１０条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人東京環境保全協会事務局とする。

（協定の有効期間等）
第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）
第１２条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。
２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）
第１３条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

締結日	甲	乙
令和２年４月１日	千代田区長　石川雅己 中央区長　山本泰人 港区長　武井雅昭 新宿区長　吉住健一 文京区長　成澤廣修 台東区長　服部征夫 墨田区長　山本亨 江東区長　山﨑孝明 品川区長　濱野健 目黒区長　青木英二 大田区長　松原忠義 世田谷区長　保坂展人 渋谷区長　長谷部健 中野区長　酒井直人 杉並区長　田中良 豊島区長　高野之夫 北区長　花川與惣太 荒川区長　西川太一郎 板橋区長　坂本健 練馬区長　前川燿男 足立区長　近藤弥生 葛飾区長　青木克德	東京都千代田区九段北一丁目６番４号 一般社団法人　東京環境保全協会 代表者　会長　田　口　勝　久 東京都新宿区高田馬場一丁目２８番１０号 東京廃棄物事業協同組合 代表者　理事長　豊　城　勇　一

資料第　256　災害時におけるし尿の収集、処分等に関する協定（㈱京葉興産、㈱太陽油化）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社　京葉興業（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）
第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。
⑴　し尿の受入れ並びに処理及び処分
⑵　前号に伴い必要となる事項
２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）
第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。
２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第６条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）
第４条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。
２　乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）
第５条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）
第６条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）
第７条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）
第８条　甲は、協力の実施中に第４条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。
２　乙は、協力の実施中に第４条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）
第９条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）
第１０条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社京葉興業とする。

（協定の有効期間等）
第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）
第１２条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。
２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）
第１３条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

締結日	甲	乙
令和２年４月１日	千代田区長　石川雅己 中央区長　山本泰人 港区長　武井雅昭 新宿区長　吉住健一 文京区長　成澤廣修 台東区長　服部征夫 墨田区長　山本亨 江東区長　山﨑孝明 品川区長　濱野健 目黒区長　青木英二 大田区長　松原忠義 世田谷区長　保坂展人 渋谷区長　長谷部健 中野区長　酒井直人 杉並区長　田中良 豊島区長　高野之夫 北区長　花川與惣太 荒川区長　西川太一郎 板橋区長　坂本健 練馬区長　前川燿男 足立区長　近藤弥生 葛飾区長　青木克徳 東京二十三区清掃一部事務組合 山﨑孝明	東京都江戸川区篠崎町一丁目２番６号 株式会社　京葉興業 代表者　代表取締役　鈴木　宏和 東京都板橋区三園二丁目１２番２号 株式会社　太陽油化 代表者　代表取締役　石田　太平

資料第　257　災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京廃棄物事業協同組合）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）
第２条　この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

（協力の要請）
第３条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。
⑴　災害廃棄物の収集及び運搬
⑵　前号に伴い必要となる事項
２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）
第４条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。
２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第７条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）
第５条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。
２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）
第６条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）
第７条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）
第８条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）
第９条　甲は、協力の実施中に第５条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。
２　乙は、協力の実施中に第５条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）
第１０条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたとき

は、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）
第１１条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

（協定の有効期間等）
第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）
第１３条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。
２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）
第１４条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

締結日	甲	乙
令和２年４月１日	千代田区長　石川雅己 中央区長　山本泰人 港区長　武井雅昭 新宿区長　吉住健一 文京区長　成澤廣修 台東区長　服部征夫 墨田区長　山本亨 江東区長　山﨑孝明 品川区長　濱野健 目黒区長　青木英二 大田区長　松原忠義 世田谷区長　保坂展人 渋谷区長　長谷部健 中野区長　酒井直人 杉並区長　田中良 豊島区長　高野之夫 北区長　花川與惣太 荒川区長　西川太一郎 板橋区長　坂本健 練馬区長　前川燿男 足立区長　近藤弥生 葛飾区長　青木克徳	東京都新宿区高田馬場一丁目２８番１０号 東京廃棄物事業協同組合 代表者　理事長　豊城　勇一 東京都千代田区九段北一丁目６番４号 一般社団法人　東京環境保全協会 代表者　会長　田口　勝久

資料第　258　災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

（(一社）東京都産業資源循環協会、（一社）東京都中小建設業協会）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人　東京都中小建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。)、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）
第２条　この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
⑴　災害廃棄物　災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物
⑵　仮置場　各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京２３区が共同して設置する「二次仮置場」

（協力の要請）
第３条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。
⑴　災害廃棄物の撤去
⑵　災害廃棄物の収集及び運搬
⑶　災害廃棄物の処理及び処分
⑷　災害廃棄物の仮置場の造成及び監理
⑸　前各号に伴い必要となる事項
２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）
第４条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。
２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第７条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）
第５条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。
２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）
第６条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）
第７条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）
第８条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。
２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）
第９条　甲は、協力の実施中に第５条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第５条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）
第１０条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）
第１１条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人　東京都中小建設業協会事務局とする。

（協定の有効期間等）
第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）
第１３条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。
２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）
第１４条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

締結日	甲	乙
令和２年４月１日	千代田区長　石川雅己 中央区長　山本泰人 港区長　武井雅昭 新宿区長　吉住健一 文京区長　成澤廣修 台東区長　服部征夫 墨田区長　山本亨 江東区長　山﨑孝明 品川区長　濱野健 目黒区長　青木英二 大田区長　松原忠義 世田谷区長　保坂展人 渋谷区長　長谷部健 中野区長　酒井直人 杉並区長　田中良 豊島区長　高野之夫 北区長　花川與惣太 荒川区長　西川太一郎 板橋区長　坂本健 練馬区長　前川燿男 足立区長　近藤弥生 葛飾区長　青木克徳 東京二十三区清掃一部事務組合 山﨑孝明	東京都新宿区新宿二丁目１０番７号 一般社団法人　東京都中小建設業協会 代表者　会長　山口　巖 東京都千代田区内神田一丁目９番１３号 一般社団法人　東京都産業資源循環協会 代表者　会長　高橋　俊美

資料第　259　中野区防災会議条例

昭和 38 年 7 月 20 日
条例第 9 号

（目的）
第1条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき中野区防災会議（以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）
第2条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
(1)　中野区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　区長の諮問に応じて、区の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
(4)　前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）
第3条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
2　会長は、区長をもつて充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者
(2)　東京都の知事の部内の職員のうちから区長が任命する者
(3)　警視庁の警察官のうちから区長が任命する者
(4)　東京消防庁の消防吏員のうちから区長が任命する者
(5)　陸上自衛隊の隊員のうちから区長が任命する者
(6)　消防団長で区長が任命する者
(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関若しくは公共的団体の役員又は職員のうちから区長が任命する者
(8)　自主防災組織(災害対策基本法第5条第2項の自主防災組織をいう。)を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が任命する者
(9)　区長がその部内の職員のうちから指名する者
(10)　区の教育委員会の教育長
6　前項の委員の総数は、45人以内とする。
7　第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）
第4条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員または職員及び学識経験のある者のうちから、区長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）
第5条　防災会議に幹事50人以内を置く。
2　幹事は、委員の属する機関のうちから、区長が任命する。
3　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）
第6条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
4　部会長は、部会の事務を掌理する。
5　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（議事等）
第7条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成12年3月28日条例第19号）
この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附　則（平成16年6月18日条例第25号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成24年10月26日条例第33号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成28年3月28日条例第24号）
この条例は、公布の日から施行する。

資料第　260　中野区防災対策連絡協議会設置要綱

昭和 52 年 1 月 10 日
要綱第 89 号
―昭和 47 年 3 月 26 日決定―
注　2019 年 3 月から改正経過を注記した。

（設置）
第 1 条　中野区の防災対策に区民及び関係団体の意向を反映させ、もつて事業の円滑な推進を図るとともに、地域における防災意識の高揚を促進するため、中野区防災対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）
第 2 条　協議会は、次に掲げる事項について研究し、区長に助言する。
（1）　区の防災対策事業の実施に関すること。
（2）　区と関係団体等との提携連絡情報交換に関すること。
（3）　その他区長が必要と認めること。

（構成）
第 3 条　協議会の委員は、53 人以内とし、別表左欄に掲げる団体が推薦する者のうちから区長が委嘱する。この場合において、各推薦団体ごとの推薦者数は、同表右欄に掲げるとおりとする。

（任期）
第 4 条　委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
2　委員は任期満了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（会長及び副会長）
第 5 条　協議会に会長及び副会長若干名を置く。
2　会長は、協議会の会議において互選する。
3　副会長は、会長の指名により選出する。
4　会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
5　会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

（会議）
第 6 条　協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し主宰する。
2　会議は必要のつど開催する。
3　会長が必要と認めたときは、会議に関係人の参加を求めることができる。

（部会）
第 7 条　協議会は必要に応じて部会を置くことができる。
2　部会は、委員のうちから会長が指名した部会長及び部員をもつて組織する。

（幹事会）
第 8 条　協議会に幹事会を置く。
2　幹事会は、次に掲げる者（以下「幹事」という。）をもつて構成する。
（1）　総務部防災危機管理担当部長（以下「防災危機管理担当部長」という。）
（2）　総務部防災危機管理課長
（3）　総務部防災担当課長
（4）　地域支えあい推進部地域活動推進課長
（5）　健康福祉部福祉推進課長
（6）　都市基盤部都市計画課長
（7）　都市基盤部道路管理課長
（8）　都市基盤部公園課長
（9）　都市基盤部建築課長
（10）　都市基盤部住宅課長
（11）　まちづくり推進部まちづくり計画課長
（12）　まちづくり推進部まちづくり事業課長
3　幹事会は、防災危機管理担当部長が主宰する。

4　防災危機管理担当部長は、必要に応じ幹事会に関係者の出席を求めることができる。
5　幹事は、会議の運営を補佐するため、会議に出席する。
（2019 要綱 52・2021 要綱 65・2023 要綱 97・一部改正）

（委嘱の取消し）
第 9 条　委員が、その職務を遂行することができなくなつたとき、その他区長が必要あると認めたときは、委員の委嘱を取り消すことができる。

（庶務）
第 10 条　協議会の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。
（2019 要綱 52・2021 要綱 65・一部改正）

（補則）
第 11 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(昭和 53 年 7 月 11 日要綱第 49 号)
この要綱は、昭和 53 年 8 月 1 日から施行する。
附　則(昭和 54 年 6 月 28 日要綱第 45 号)
この要綱は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。
附　則(昭和 55 年 12 月 22 日要綱第 79 号)
この要綱は、昭和 55 年 12 月 22 日から施行する。
附　則(昭和 56 年 12 月 24 日要綱第 95 号)
この要綱は、昭和 56 年 12 月 28 日から施行する。
附　則(昭和 57 年 11 月 25 日要綱第 85 号)
この要綱は、昭和 57 年 11 月 25 日から施行する。
附　則(昭和 59 年 7 月 19 日要綱第 63 号)
この要綱は、昭和 59 年 7 月 19 日から施行する。
附　則(昭和 60 年 2 月 25 日要綱第 8 号)
この要綱は、昭和 60 年 3 月 1 日から施行する。
附　則(昭和 61 年 4 月 1 日要綱第 61 号)
この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(1990 年 9 月 17 日要綱第 105 号)
この要綱は、1990 年 9 月 17 日から施行する。
附　則(1991 年 2 月 4 日要綱第 6 号)
この要綱は、1991 年 2 月 4 日から施行する。
附　則(1991 年 4 月 9 日要綱第 69 号)
この要綱は、1991 年 4 月 9 日から施行する。
附　則(1993 年 7 月 26 日要綱第 101 号)
この要綱は、1993 年 7 月 26 日から施行する。
附　則(1997 年 12 月 24 日要綱第 115 号)
この要綱は、1997 年 12 月 24 日から施行する。
附　則(2000 年 4 月 12 日要綱第 67 号)
この要綱は、2000 年 4 月 12 日から施行する。
附　則(2001 年 4 月 27 日要綱第 129 号)
この要綱は、2001 年 4 月 27 日から施行する。
附　則(2005 年 12 月 5 日要綱第 118 号)
この要綱は、2005 年 12 月 5 日から施行する。
附　則(2007 年 3 月 30 日要綱第 93 号)
この要綱は、2007 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(2008 年 3 月 10 日要綱第 100 号)
この要綱は、2008 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(2011 年 1 月 17 日要綱第 16 号)
この要綱は、2011 年 1 月 17 日から施行する。
附　則(2011 年 3 月 31 日要綱第 81 号)
この要綱は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(2012年4月4日要綱第99号)
この要綱は、2012年4月4日から施行する。
附　則(2019年3月25日要綱第52号)
この要綱は、2019年4月1日から施行する。
附　則(2021年3月31日要綱第65号)
この要綱は、2021年4月1日から施行する。
附　則(2023年3月30日要綱第97号)
この要綱は、2023年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)
(2019要綱52・一部改正)

推薦団体	推薦者数
中野区議会	11人以内
区民活動センター別防災住民組織	15人以内
中野区町会連合会	5人以内
中野区商店街連合会	1人
中野消防団	1人
野方消防団	1人
中野防火防災協会	1人
野方防火防災協会	1人
中野防火管理協会	1人
野方防火管理研究会	1人
中野区赤十字奉仕団	1人
中野区立小学校PTA連合会	1人
中野区立中学校PTA連合会	1人
中野区福祉団体連合会	1人
中野区内の労働団体	1人
中野土木防災協力会	1人
東京都米穀小売商業組合中野支部	1人
東京都トラック協会中野支部	1人
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合中野支部	1人
東京都畳工業協同組合中野支部	1人
社会福祉法人中野区社会福祉協議会	1人
中野建設まちづくり協議会	1人
中野区造園緑化業協会	1人
中野区民生児童委員協議会	2人

資料第　261　中野区災害対策本部条例

昭和38年7月20日
条例第10号

(目的)
第1条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、中野区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)
第2条　本部に本部長室及び部を置く。
2　部に部長を置く。
3　本部長室及び部に属すべき本部の職員は、区長が定める。

(職務)
第3条　災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
2　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
3　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
4　災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
5　その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)
第4条　前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は区長が定める。

付　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成8年3月28日条例第7号抄)
1　この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成24年10月26日条例第33号)
この条例は、公布の日から施行する。

資料第　262　中野区災害対策本部条例施行規則

昭和 58 年 9 月 10 日
規則第 37 号
注　平成 31 年 3 月から改正経過を注記した。

中野区災害対策本部条例施行規則(昭和 51 年中野区規則第 5 号)の全部を改正する。

(趣旨)
第 1 条　この規則は、中野区災害対策本部条例(昭和 38 年中野区条例第 10 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、中野区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の所掌事務)
第 2 条　本部長室は、次の事項について本部の基本方針を策定する。
(1)　本部の設置及び廃止並びに非常配備態勢に関すること。
(2)　避難の勧告又は指示に関すること。
(3)　重要な災害応急対策に関すること。
(4)　重要な災害復旧対策に関すること。
(5)　本部活動の総合調整に関すること。
(6)　東京都その他の公共団体等に対する応援及び応急措置の要請並びに他区との相互応援に関すること。
(7)　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)
第 3 条　本部長室は、次の者をもつて構成する。
(1)　災害対策本部長(以下「本部長」という。)
(2)　災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
(3)　災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(副本部長)
第 4 条　副本部長は、次に掲げる者をもつて充てる。
(1)　副区長
(2)　教育長
(3)　常勤の監査委員
2　条例第 3 条第 2 項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、前項各号に掲げる順序による。
3　前項の規定により副区長が代理する場合において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項の規定により区長の職務を代理する副区長の順序が定められている場合は、第 1 順位の副区長が代理する。
(平 31 規則 28・一部改正)
(本部員)
第 5 条　本部員は、総務部長、総務部防災危機管理担当部長、総務部防災危機管理監、総務部防災危機管理課長及び総務部防災担当課長をもつて充てる。
2　前項に規定する者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、区の職員のうちから本部員を指名することができる。
(平 31 規則 28・令 3 規則 32・一部改正)

(本部会議)
第 6 条　本部長は、必要に応じ本部会議を招集する。
2　本部会議は、本部長室の構成員及び次条に規定する部の部長をもつて構成する。
3　本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に関係者を出席させることができる。

(部の設置)
第 7 条　本部に次の部を置く。
災対指令部
災対総務部
災対地域部

災対建設部
災対保健福祉部
災対教育部

(部の構成)
第8条　部は、別に定めるところにより、地域本部、班又は隊により構成する。
2　部に部長及び副部長を、地域本部に地域本部長を、班に班長及び副班長を、隊に隊長及び副隊長を置く。
3　前項に規定する職については、別に定めるところにより、中野区の通常の行政組織(区長部局並びに会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び区議会事務局をいう。以下同じ。)に所属する職員をもつて充てる。
4　前項に規定する職員のほか、部に属すべき職員は、通常の行政組織に属する職員のうちから別に定めるところにより配属する。

(事務の処理)
第9条　本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき、本部の事務を処理する。
2　本部の事務に係る経理その他の必要な事務は、本部の廃止後も引き続き、廃止前にその事務を担当した通常の行政組織において処理する。ただし、廃止の日から50日を経過した日以後の事務及び特に定める事務については、この限りでない。
3　前項ただし書に規定する事務は、総務部防災危機管理課において処理するものとする。
(平31規則28・令3規則32・一部改正)
(部の事務分掌)
第10条　部の事務分掌は、次のとおりとする。
災対指令部
(1)　本部長室の庶務及び他部との連絡調整に関すること。
(2)　本部の通信及び情報の統括に関すること。
(3)　本部の指令、要請及び通報に関すること。
(4)　東京都その他の防災関係機関との連絡調整に関すること。
(5)　災害状況及び本部活動状況の記録に関すること。
(6)　災害に関する広報及び報道機関との連絡に関すること。
(7)　災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用要請事務の統括に関すること。
(8)　帰宅困難者対策に関すること。
災対総務部
(1)　本部職員の動員、服務及び給与に関すること。
(2)　災害対策関係予算の総括に関すること。
(3)　救援物資及び義援金の総括に関すること。
(4)　災害対策に必要な車両、物資等の調達及び輸送並びに工事の契約に関すること。
(5)　他の部に属さない事項に関すること。
(6)　ごみ及びし尿の処理に関すること。
(7)　災害対策関係経費に係る収支命令の審査及び支払に関すること。
(8)　災害対策に要する前渡金及び各種金銭等の保管に関すること。
災対地域部
(1)　地域本部の設置に関すること。
(2)　一時避難所及び避難所の開設、管理及び運営に関すること。
(3)　飲料水その他救援物資の配付に関すること。
(4)　被害の概況及び実態の調査並びに住民の安否確認調査に関すること。
(5)　風水害時のひとり暮らし等の高齢者、障害者等の被災状況調査及び収容保護並びに身元引受人の調査に関すること。
(6)　見舞金及び義援金の配付に関すること。
(7)　災害に関する広聴、り災相談及びり災証明の発行に関すること。
(8)　住民に対する災害関連情報の提供に関すること。
(9)　地域防災住民組織との連絡及び協力要請に関すること。
(10)　区民部所管施設及び地域支えあい推進部所管施設の被害状況調査及び被害の応急措置に関すること。
(11)　広域避難場所の運営に関すること。
(12)　医療救護所の設置に関すること。

(13)　現地における防災関係機関との連絡調整に関すること。
(14)　ボランティアの受入れ及び総合調整に関すること
(15)　被災住民の避難誘導、救援及び援助に関すること。

災対保健福祉部

(1)　震災時のひとり暮らし等の高齢者、障害者等の被災状況調査及び収容保護並びに身元引受人の調査に関すること。
(2)　医療救護所の開設、管理及び運営に関すること。
(3)　医療機関との連絡に関すること。
(4)　医療及び助産救護に関すること。
(5)　医療機関の被害状況調査に関すること。
(6)　防疫及び保健衛生に関すること。
(7)　災害弔慰金等の支給及び援護資金の貸付けに関すること。
(8)　行方不明者の調査に関すること。
(9)　遺体の収容及び引渡し並びに埋葬に関すること。
(10)　健康福祉部所管施設の被害状況調査及び被害の応急措置に関すること。

災対建設部

(1)　道路、橋梁、河川、公園等の被害状況調査に関すること。
(2)　道路、橋梁、河川、公園等の応急復旧工事に関すること。
(3)　仮設住宅の建設及び区有施設の補修工事に関すること。
(4)　急傾斜地及び擁壁等の危険箇所の応急措置に関すること。
(5)　水防及び除雪に関すること。
(6)　仮設便所の設置に関すること。
(7)　遺体の輸送に関すること。
(8)　路上障害物の撤去に関すること。
(9)　がれき等の処理に関すること。
(10)　公共施設等の排水に関すること。
(11)　応急給水に関すること。
(12)　建築物の応急危険度判定に関すること。

災対教育部

(1)　児童生徒の避難誘導及び保護者への引渡しに関すること。
(2)　避難所の開設等の支援に関すること。
(3)　子供教育部及び教育委員会所管施設の被害状況調査及び被害の応急措置に関すること。
(4)　応急教育に関すること。
(5)　保育園児、幼稚園児等の避難誘導及び収容保護に関すること。
(6)　収容保護した保育園児、幼稚園児等の保護者又は身元引受人の調査に関すること。
(7)　私立の保育所、幼稚園等との連絡に関すること。

（平 31 規則 28・一部改正）

（職員の訓練等）

第 11 条　部長は、部の業務に関し、職員の訓練等を行い、常に円滑な活動ができるよう態勢を整えておかなければならない。

（補則）

第 12 条　この規則に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 61 年 5 月 9 日規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（昭和 62 年 10 月 2 日規則第 52 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の中野区災害対策本部条例施行規則は、昭和 62 年 6 月 30 日から適用する。

附　則（平成 3 年 1 月 29 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 6 年 4 月 1 日規則第 45 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 8 年 5 月 30 日規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成8年8月26日規則第46号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成10年12月7日規則第84号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成12年5月11日規則第52号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成13年3月31日規則第30号抄)
(施行期日)
第1条　この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附　則(平成16年3月31日規則第36号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附　則(平成19年3月30日規則第51号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附　則(平成23年2月22日規則第8号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成23年3月31日規則第40号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
附　則(平成25年3月5日規則第6号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成25年4月26日規則第46号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成30年6月25日規則第40号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成31年3月29日規則第28号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
附　則(令和3年3月29日規則第32号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。
附　則(令和3年9月29日規則第58号)
この規則は、令和3年10月1日から施行する。

資料第　263　東京都震災対策条例

平成一二年一二月二二日
条例第二〇二号

東京都震災対策条例を公布する。
東京都震災予防条例（昭和四十六年東京都条例第百二十一号）の全部を改正する。

前文

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第一章　総則

第一節　目的

第一条　この条例は、地震による災害（以下「震災」という。）に関する予防、応急及び復興に係る対策（以下「震災対策」という。）に関し、都民、事業者及び東京都（以下「都」という。）の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第二節　知事の責務

（基本的責務）

第二条　知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

２　前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業（以下「震災対策事業」という。）の計画（以下「震災対策事業計画」という。）を策定し、その推進を図らなければならない。

３　震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア（以下「都民等」という。）、第三十四条から第三十六条までの防災組織並びに第五十八条第一項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

（平一五条例一二四・一部改正）

（都民及び事業者に対する指導等）

第三条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

（ボランティアに対する支援）

第四条　知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

（都民等への助成）

第五条　知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

（区市町村との連絡調整及び助成）
第六条　知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。
２　知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。
（協力要請）
第七条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第三節　都民の責務
第八条　都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
２　都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
一　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
二　家具の転倒防止
三　出火の防止
四　初期消火に必要な用具の準備
五　飲料水及び食糧の確保
六　避難の経路、場所及び方法についての確認
３　都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第五十七条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
４　都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。
（平一五条例一二四・一部改正）

第四節　事業者の責務
（基本的責務）
第九条　事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第五十七条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
２　事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
３　事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
（平一五条例一二四・一部改正）
（事業所防災計画の作成）
第十条　事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。
（事業所防災計画の届出）
第十一条　都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第二章　予防対策
第一節　震災に関する研究、公表等
第十二条　知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。
２　都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。
３　知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。
４　知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第二節　防災都市づくりの推進

第十三条　知事は、防災都市づくり（震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。）を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

２　前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　防災都市づくりに関する施策の指針

二　地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定

三　重点整備地域（防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。）等の指定

３　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第一項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第三節　都市施設及び建築物等の安全の確保

（都市施設等の耐震性等の確保）

第十四条　知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

（一般建築物の耐震性等の確保）

第十五条　知事は、一般建築物（次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

（特殊建築物等の耐震性等の確保）

第十六条　知事は、特殊建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他知事が必要と認める建築物及び地下街（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）に規定する地下街をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。

（重要建築物の耐震性等の強化）

第十七条　知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

一　震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

二　震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

（公共施設等の安全の確保）

第十八条　知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

２　前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

（都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保）

第十九条　都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

２　知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

（危険物の落下防止）

第二十条　知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

（宅地造成地の安全の確保）

第二十一条　知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

（宅地造成地の検査）

第二十二条　知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

（地盤沈下の防止）
第二十三条　知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の定めるところにより、地下用水について揚水の抑制に努めなければならない。

第四節　火災の防止等
（火災の防止）
第二十四条　知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。
（初期消火）
第二十五条　都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。
（火気使用器具の規制）
第二十六条　知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。
（消防水利の確保及び消防力の強化）
第二十七条　知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。
２　知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。
（建築物の不燃化）
第二十八条　知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。
２　消防法第九条の三の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。
（延焼遮断帯の整備）
第二十九条　知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。
（危険物取扱施設の安全の確保）
第三十条　知事は、消防法第二条第七項の危険物、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。
（有害物取扱施設の安全の確保）
第三十一条　知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第五節　防災広報及び防災教育
（防災広報）
第三十二条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。
（防災教育）
第三十三条　都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第三十六条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第六節　防災組織
（防災市民組織）
第三十四条　知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。
（施設の防災組織）
第三十五条　事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

（業種別の防災組織）
第三十六条　危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。
（防災リーダーの育成）
第三十七条　知事は、第三十四条の防災市民組織及び第三十五条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー（これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。）の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第七節　地域における相互支援ネットワークづくり
第三十八条　知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク（当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。）の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第八節　ボランティアへの支援
第三十九条　知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。
２　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第九節　要援護者に対する施策
第四十条　知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十節　防災訓練
（防災訓練の実施）
第四十一条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。
２　前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、東京都規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。
（防災組織の訓練）
第四十二条　第三十四条から第三十六条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。
２　前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。
３　知事は、第一項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第十一節　都民等の意見
第四十三条　都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。
２　都民は、第四十七条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。
３　知事は、前二項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第三章　応急対策
第一節　応急体制等の整備
（災害応急体制の整備）
第四十四条　知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。
２　知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。
（情報連絡体制の整備等）
第四十五条　知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を

整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。
（他団体への協力要請の方法）
第四十六条　知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第二節　避難
（避難場所の指定）
第四十七条　知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。
２　知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。
（避難道路の指定）
第四十八条　知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。
（避難場所及び避難道路周辺の不燃化）
第四十九条　知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。
（避難誘導方法の確立）
第五十条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。
（車両による避難の禁止）
第五十一条　都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第八号の車両（以下「車両」という。）を使用してはならない。
２　震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第三節　救出及び救助の活動拠点等の確保
第五十二条　知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。
２　知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。
３　前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。
４　知事は、震災時に、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第一九条第一項又は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十一条第一項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。
（平二五条例一一四・一部改正）

第四節　帰宅困難者対策
（帰宅困難者の事前準備）
第五十三条　事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。
（帰宅困難者対策の実施）
第五十四条　知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

第四章　復興対策
第一節　震災復興の推進（平一五条例一二四・節名追加）
（震災復興体制の確立）
第五十五条　知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成十年東京都条例第七十七号）に基づく体制をとるものとする。

（震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進）
第五十六条　知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。
２　知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。
３　知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。
４　知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。
（平一五条例一二四・一部改正）

第二節　地域協働復興
（平一五条例一二四・追加）
（地域協働復興に対する理解の促進等）
第五十七条　知事は、地域協働復興（震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。）に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。
（平一五条例一二四・追加）
（復興市民組織）
第五十八条　知事は、区市町村が行う復興市民組織（地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。）の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。
２　知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。
（平一五条例一二四・追加）

第五章　委任
第五十九条　この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。
（平一五条例一二四・旧第五十七条繰下）

附　則
この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
附　則（平成一五年条例第一二四号）
この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
附　則（平成二五年条例第一一四号）
この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）第三条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
（施行の日＝平成二五年一〇月一日）

資料第　264　東京都帰宅困難者対策条例

東京都帰宅困難者対策条例を公布する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第二条　知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2　知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3　知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

（都民の責務）

第三条　都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2　都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第四条　事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2　事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

3　事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。

4　事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第五条　知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第六条　知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章　一斉帰宅抑制に係る施策の推進
（従業者の一斉帰宅抑制）
第七条　事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。
2　事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）
第八条　鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
2　百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
3　前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（学校等における生徒等の安全確保）
第九条　学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第百二十四条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第百三十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章　安否確認及び情報提供
（安否確認及び情報提供のための体制整備）
第十条　知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

（安否確認手段の周知等）
第十一条　知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。
2　事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章　一時滞在施設の確保
（一時滞在施設の確保等）
第十二条　知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。
2　知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。
3　知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章　帰宅支援
（帰宅支援）
第十三条　知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑

　な帰宅を支援しなければならない。

第六章　雑則
（委任）
第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

資料第　265　中野区帰宅困難者対策協議会設置要綱

2013年7月31日
要綱第115号
注　2019年3月から改正経過を注記した。

（設置）
第１条　災害発生時において、中野区内に多くの帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。以下同じ。）が発生した場合に備え、関係機関及び事業者（事業を営む個人を含む。以下同じ。）が、あらかじめ災害発生時における自助を基本としたそれぞれの役割、協力体制等について協議するため、中野区帰宅困難者対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）
第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。
（１）　中野区内における災害時の行動ルールに関すること。
（２）　中野区内主要駅周辺における災害発生時の協力体制及び連携に関すること。
（３）　帰宅困難者対策訓練の企画及び実施に関すること。
（４）　前各号に掲げるもののほか、帰宅困難者対策に関すること。

（構成）
第３条　協議会は、次に掲げる関係機関、事業者及び団体（以下「関係機関等」という。）の職員、構成員又は個人をもって構成する。
（１）　中野区
（２）　警視庁中野警察署
（３）　警視庁野方警察署
（４）　東京消防庁中野消防署
（５）　東京消防庁野方消防署
（６）　東京商工会議所中野支部
（７）　公共交通事業者
（８）　自主防災組織（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５条第２項の自主防災組織をいう。）
（９）　中野区と帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定を締結した団体
（１０）　中野区商店街連合会
（１１）　中野駅、東中野駅及び中野坂上駅周辺の事業者（第７号に掲げる者を除く。）
（１２）　前各号に掲げるもののほか、第２条に規定する事項に関わる関係機関等

（会長及び副会長）
第４条　協議会に会長１名、副会長１名を置く。
２　会長及び副会長は、協議会を構成する関係機関等の職員、構成員又は個人（以下「協議会の構成員」という。）の互選により選出する。
３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第５条　協議会の会議は、必要に応じて、会長が招集する。
２　会長は、必要があると認めるときは、会議に協議会の構成員以外の者の参加を求めることができる。

（部会）
第６条　会長は、必要があると認めたときは、協議会に部会を置くことができる。
２　部会は、会長が指名する協議会の構成員をもって構成する。
３　部会に部会長を置くものとし、部会長は会長の指名により選出する。
４　部会は、必要に応じて、部会長が招集する。
５　部会長に事故があるときは、部会員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（庶務）
第７条　協議会の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。
（2019要綱52・2021要綱65・一部改正）

（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成２５年８月１日から施行する。
附　則（2019年3月25日要綱第52号）
この要綱は、2019年4月1日から施行する。
附　則（2021年3月31日要綱第65号）
この要綱は、2021年4月1日から施行する。

資料第　266　中野区地域防災住民組織結成に伴う経費助成金交付要綱

昭和 52 年 1 月 10 日
要綱第 95 号
―昭和 51 年 4 月 21 日決定―

（目的）
第1条　この要綱は、中野区内の地域住民が大地震及びその他の災害にそなえて被害の軽減をはかると共に、応急対策が確実、迅速に実施できるよう自発的な防災住民組織の結成を行うにあたり、その経費の助成について必要な事項を定める。

（交付対象組織）
第2条　この要綱による助成の対象は、区内において地域防災住民組織の結成を準備している団体（以下「結成準備団体」という。）とする。

（交付対象事項）
第3条　この要綱により助成することのできる経費は、地域防災住民組織の結成に必要な次の各号に定める経費とする。
(1)　各種印刷物等作成、配付に要する経費
(2)　その他地域防災住民組織結成に必要な経費

（交付額）
第4条　助成金の交付は、1回限りとし、次の各号に定める額の合算額とする。
(1)　組織割　1組織につき30,000円以内
(2)　世帯割　1世帯につき10円

（助成金の申請）
第5条　助成金の交付を受けようとする結成準備団体の代表者は、地域防災住民組織結成経費助成金交付申請書（別記第1号様式）により、区長に交付の申請をするものとする。

（助成金の交付）
第6条　区長は、前条の申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、適正と認めたときは、準備団体の代表者に対し、地域防災住民組織結成経費助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知する。
2　区長は、交付の決定をした結成準備団体の代表者から、助成金の交付の請求を受けたときは、受領書（別記第3号様式）を徴し、助成金を交付する。

（結果の報告）
第7条　前条により助成金の交付を受けた結成準備団体が、地域防災住民組織を結成するに至つたときは、当該地域防災住民組織の代表者は、原則として結成後10日以内に、区長に対し地域防災住民組織結成報告書（別記第4号様式）により結成報告をする。
2　結成予定日までに、地域防災住民組織を結成することができなかつた結成準備団体の代表者は、結成準備の経緯及び結成に至らなかつた理由を区長に報告しなければならない。

（助成金の返還）
第8条　区長は、交付した助成金を第3条で定める事項以外に使用したときは、当該助成金の交付を受けた結成準備団体の代表者又は結成に至つた地域防災住民組織の代表者に対し、その全額又は一部を返還させることができる。

付　則
この要綱は、昭和51年4月21日から適用する。ただし、この要綱の適用以前にすでに結成された地域防災住民組織について、区長が助成を必要と認めた場合は、この要綱を適用することができる。
附　則（1991年3月30日要綱第61号）
この要綱は、1991年4月1日から施行する。
附　則（2001年4月27日要綱第131号）
この要綱は、2001年4月27日から施行する。

附　則(2004年2月3日要綱第3号抄)

(施行期日)

1　この要綱は、2004年2月3日から施行する。

(経過措置)

3　この要綱の施行の際この要綱による改正前の要綱で定める様式による用紙で現に残存するものは、その限りにおいて使用することができるものとする。

附　則(2021年11月29日要綱第159号)

(施行期日)

1　この要綱は、2021年11月29日から施行する。

(経過措置)

2　この要綱の施行の際この要綱による改正前の要綱で定める様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

資料第　267　中野区地域防災住民組織活動助成要綱

2001年5月22日
要綱第147号

(目的)
第1条　この要綱は、地域防災住民組織が行う防災訓練等の地域住民の防災意識及び能力の向上のための活動に対する助成金の交付について必要な事項を定め、もって、地域防災の強化を図ることを目的とする。

(定義)
第2条　この要綱において「地域防災住民組織」とは、地域住民により自主的に結成された、大地震その他の災害に備えその被害の軽減及び応急対策の確実かつ迅速な実施のために活動する組織で、中野区地域防災住民組織結成に伴う経費助成金交付要綱(昭和52年中野区要綱第95号)第7条第1項の地域防災住民組織結成報告書を区長に提出したものをいう。

(助成対象活動)
第3条　助成の対象となる活動は、地域防災住民組織が行う活動のうち、次に掲げるものとする。
(1)　防災訓練
(2)　講演会又は座談会
(3)　機関紙・広報誌の発行
(4)　地域内の安全点検
(5)　その他地域防災に資する活動で、区長が適当と認めるもの

(助成金額)
第4条　助成金の額は、予算の範囲内において、区長が別に定める額とする。

(助成対象経費)
第5条　助成金の対象経費は、第3条各号に掲げる助成対象活動(以下「助成事業」という。)の実施に必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費は除く。
(1)　地域防災住民組織の運営に係る経費
(2)　助成事業の内容、成果とは直接結びつかない経費
(3)　その他助成事業に要する経費としては不適当と認めるもの

(助成金の交付申請)
第6条　助成金の交付を受けようとする地域防災住民組織の代表者は、地域防災住民組織活動助成金交付申請書(第1号様式)に領収書その他の区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)
第7条　区長は、前条の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付決定を行うとともに、地域防災住民組織活動助成金交付決定通知書(第2号様式)により前条の代表者に通知する。

(助成金の請求及び交付)
第8条　前条の規定により通知を受けた代表者は、地域防災住民組織活動助成金交付請求書(第3号様式)により助成金の交付を請求することができる。
2　区長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付する。

(交付決定の取消し)
第9条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1)　助成金の交付申請を取り下げたとき。
(2)　偽りその他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたとき。
(3)　助成金を他の用途に使用したとき。
(4)　助成金の交付決定の内容その他この要綱の規定に違反したとき。
(5)　前各号のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(助成金の返還)
第10条　区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、助成金の交付を受けた地域防災住民組織(以下「助成団体」という。)に対し、地域防災住民組織活動助成金返還請求書(第4号様式)により、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(助成金の経理)
第11条　助成団体は、助成事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、区長の求めに応じて提出できるよう、その経理を常に明確にしておかなければならない。
2　前項の帳簿及び証拠書類は、助成事業が終了した日の属する年度の翌年度初日から1年間これを保存しなければならない。

(補則)
第12条　この要綱及び中野区補助金等交付規則(昭和40年中野区規則第29号)に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、2001年5月22日から施行し、同年4月1日から適用する。
附　則(2003年2月3日要綱第1号)
この要綱は、2003年2月3日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、同年4月1日から施行する。
附　則(2004年2月3日要綱第3号抄)
(施行期日)
1　この要綱は、2004年2月3日から施行する。
(経過措置)
3　この要綱の施行の際この要綱による改正前の要綱で定める様式による用紙で現に残存するものは、その限りにおいて使用することができるものとする。
附　則(2007年10月1日要綱第144号)
この要綱は、2007年10月1日から施行する。
附　則(2008年5月30日要綱第118号)
この要綱は、2008年6月1日から施行する。
附　則(2021年11月29日要綱第159号)
(施行期日)
1　この要綱は、2021年11月29日から施行する。
(経過措置)
2　この要綱の施行の際この要綱による改正前の要綱で定める様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
様式　略

資料第　268　中野区災害医療連携会議設置要綱

昭和52年4月28日
要綱第147号
注　2019年3月から改正経過を注記した。

（設置）
第１条　中野区地域防災計画に基づく災害時における医療救護、防疫及び保健・健康支援に係る活動（以下「医療救護等活動」という。）について、関係機関の連携の下、医療救護等活動の有効な実施体制を確保し、医療救護等活動の円滑な運営を図るため、中野区災害医療連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　連携会議は、次に掲げる事項を協議する。
（１）　医療救護隊、歯科救護隊、薬剤師隊、整復師隊及び助産師隊（以下「医療救護隊等」という。）の体制、業務内容、活動場所、輸送、装備及び連携に関すること。
（２）　中野区災害医療コーディネーター並びに区内に所在する災害拠点病院及び災害拠点連携病院との医療救護等活動における連携に関すること。
（３）　医療救護隊等にかかわる指揮命令及び医療救護等活動において連絡調整を行う場合の区長が指定する者並びにその者の権限に関すること。
（４）　中野区災害薬事コーディネーターとの医薬品の備蓄及び輸送における連携に関すること。
（５）　合同訓練に関すること。
（６）　前各号に掲げるもののほか、医療救護等活動の円滑な実施に必要な事項に関すること。
（2019要綱52・一部改正）

（構成）
第３条　連携会議は、次に掲げる委員をもつて構成する。
（１）　中野区医師会長が指名する者　２名以内
（２）　中野区歯科医師会長が指名する者　２名以内
（３）　中野区薬剤師会長が指名する者　１名
（４）　東京都柔道整復師会中野支部長が指名する者　１名
（５）　公益社団法人東京都助産師会の新宿中野杉並地区分会長が指名する者　１名
（６）　中野区災害医療コーディネーター　１名
（７）　中野区災害薬事コーディネーター　１名
（８）　区内に所在する災害拠点病院の長が指名する者　当該災害拠点病院ごとに１名
（９）　区内に所在する救急指定病院（前号の災害拠点病院を除く。）の長が指名する者　当該救急指定病院ごとに１名
（１０）　区内に所在する警察署の長が指名する者　２名
（１１）　区内に所在する消防署の長が指名する者　２名
（１２）　中野区長が指名する者　４名以内
２　会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。
（2019要綱52・2020要綱59・一部改正）

（会長及び副会長）
第４条　連携会議に会長１名、副会長１名を置く。
２　会長は、会務を総理し、連携会議を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）
第５条　連携会議は、会長が招集する。

（庶務）
第６条　連携会議の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。
（2019要綱52・2021要綱65・一部改正）

附　則
この要綱は、昭和５２年４月２８日から施行する。

附　則（昭和６１年４月１日要綱第６１号）
この要綱は、昭和６１年４月１日から施行する。
附　則（１９９５年１０月１７日要綱第１０５号）
この要綱は、１９９５年１０月２０日から施行する。
附　則（１９９５年１２月５日要綱第１１４号）
この要綱は、１９９５年１２月５日から施行する。
附　則（２００１年４月２７日要綱第１３８号）
この要綱は、２００１年４月２７日から施行する。
附　則（２００８年３月２８日要綱第７１号）
この要綱は、２００８年３月２８日から施行する。
附　則（２０１１年３月３１日要綱第８１号）
この要綱は、２０１１年４月１日から施行する。
附　則（２０１３年１２月１１日要綱第１４１号）
この要綱は、２０１３年１２月１１日から施行する。
附　則（２０１５年１２月２日要綱第１２２号）
この要綱は、２０１５年１２月２日から施行する。
附　則（２０１９年３月２５日要綱第５２号）
この要綱は、２０１９年４月１日から施行する。
附　則（２０２０年２月１７日要綱第５９号）
この要綱は、２０２０年２月１７日から施行する。
附　則（２０２１年３月３１日要綱第６５号）
この要綱は、２０２１年４月１日から施行する。

資料第　269　中野区防災資材倉庫の設置及び管理に関する要綱

昭和56年1月30日
要綱第2号
注　2019年3月から改正経過を注記した。

(目的)
第1条　この要綱は、軽可搬消火ポンプ等の防災資機材の保管場所として、防災資材倉庫(以下「倉庫」という。)を設置することにより、区民が行う初期消火活動の能力を高めるとともに、地域防災住民組織(以下「住民組織」という。)の活動拠点を整備し、区民の生命及び財産の安全を確保することを目的とする。

(設置場所)
第2条　倉庫の設置場所は、次に掲げる土地とし、住民組織の希望する場所のうちから総務部防災担当課長(以下「防災担当課長」という。)が指定する。
(1)　防火水槽の設置されている区有地
(2)　防火水槽周辺の民有地
(2019要綱52・一部改正)

(協定の締結)
第3条　区長は、民有地に倉庫を設置する場合、前もつて倉庫設置場所の土地所有者(以下「土地所有者」という。)と、倉庫の設置等に関する協定(別記協定書)を締結しなければならない。

(設置棟数)
第4条　倉庫の設置棟数は、1住民組織につき1棟とする。ただし、中野区地域防災住民組織に対する資機材等の交付要綱(昭和52年中野区要綱第92号)第3条第1項の表備考の規定に該当するときは、2棟以上設置することができる。
2　倉庫の概要は、別に定める。

(格納物)
第5条　倉庫に格納できるものは、軽可搬消火ポンプ及びその他の防災資機材とする。また、動力燃料以外の危険物を搬入しないものとする。

(貸与)
第6条　倉庫は住民組織の代表者に貸与するものとする。
2　防災担当課長は、倉庫を貸与する場合、住民組織の代表者から預り書(別記第1号様式)を受領しなければならない。
(2019要綱52・一部改正)

(管理)
第7条　倉庫を貸与された住民組織の代表者は、その点検及び清掃に努めるものとする。

(通報)
第8条　住民組織の代表者及び土地所有者は、倉庫に破損等の事故が発生した場合、速やかに防災担当課長に報告するものとする。
(2019要綱52・一部改正)

(修理)
第9条　防災担当課長は、住民組織の代表者等から倉庫に関し破損等の通報を受けた場合は、直ちに調査を行い、修理等の処置をし、住民組織の代表者及び土地所有者に報告しなければならない。
(2019要綱52・一部改正)

(経費)
第10条　倉庫の設置、移設、撤去及び修理に要する経費は区が負担する。

附　則
この要綱は、昭和56年2月1日から施行する。

附　則(昭和61年4月1日要綱第61号)
この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
附　則(1998年7月31日要綱第109号)
この要綱は、1998年7月31日から施行する。
附　則(2001年4月27日要綱第129号)
この要綱は、2001年4月27日から施行する。
附　則(2004年2月3日要綱第3号抄)
(施行期日)
1　この要綱は、2004年2月3日から施行する。
(経過措置)
3　この要綱の施行の際この要綱による改正前の要綱で定める様式による用紙で現に残存するものは、その限りにおいて使用することができるものとする。
附　則(2007年3月30日要綱第93号)
この要綱は、2007年4月1日から施行する。
附　則(2011年3月31日要綱第81号)
この要綱は、2011年4月1日から施行する。
附　則(2019年3月25日要綱第52号)
この要綱は、2019年4月1日から施行する。
附　則(2021年11月29日要綱第159号)
(施行期日)
1　この要綱は、2021年11月29日から施行する。
(経過措置)
2　この要綱の施行の際この要綱による改正前の要綱で定める様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

資料第　270　中野区地域防災住民組織に対する資機材等の交付要綱

昭和 52 年 1 月 10 日
要綱第 92 号
―昭和 51 年 4 月 21 日決定―

（目的）
第1条　この要綱は、地域住民が大地震及びその他の災害にそなえて、被害の軽減をはかるとともに、応急対策が確実迅速に実施できるよう自発的に組織された防災住民組織に対し、資機材等の交付について必要な事項を定める。

（定義）
第2条　この要綱において、地域防災住民組織とは、前条の目的を達成するために結成された組織で、中野区地域防災住民組織結成に伴う経費助成金交付要綱(昭和52年中野区要綱第95号)第7条に定める地域防災住民組織結成報告書を区長に提出したものをいう。

（交付資機材等）
第3条　区長は、地域防災住民組織(以下「組織」という。)に対し、次に定める資機材等を1組織1回交付する。

品目	数量
小型発電機	1台
投光器(300Wランプ1灯･三脚スタンド1脚セット)	1セット
コードリール	1台
組立式リヤカー	1台
トランジスタメガホン	1台
旗	1流
懐中電灯	4個
シャベル	6本
とびぐち	2本
平バール	6本
バチヅル	1本
のこぎり(大)	3本
のこぎり(小)	3本
バラシバール	6本
両口ハンマー	3本
ボトルクリッパー	3本
ブリキバサミ	3丁
手斧	6丁
油圧ジャッキ	3台
標識ロープ(20m)	3本
救援ロープ(30m)	12本
一輪車	3台
資機材運搬袋	3枚
車椅子	1台
担架	2台
ヘルメット	5個
背負い式救助脱出用具	2個
備考　2001世帯以上又は地域面積が0.15平方キロメートル以上の大規模組織及び環状7号線、青梅街道、山手通り及び目白通りのいずれかが地域内の概ね中央部分を通過している組織には、各品目について2倍の数を交付することができる。	

2　前項で交付した資機材等が破損、故障又は修理不可能となつた場合は、当該資機材等を再交付する。
3　第1項に定めるもののほか、区長が必要と認めた場合は、予算の範囲内で資機材等を交付することができる。

（交付の申請）
第4条　資機材等の交付を受けようとする組織の代表者は、資機材等交付申請書(別記第1号様式)により、区長に資機材等の交付申請をするものとする。

（資機材等の交付）
第5条　区長は、前条の申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、適正と認めたときは当該組織の代表者に対し、資機材等交付決定通知書(別記第2号様式)により通知する。
2　区長は、交付の決定をした組織の代表者から、資機材等の交付の請求を受けたときは、資機材等受領書(別記第3号様式)を徴し、資機材等を交付する。

付　則
この要綱は、昭和51年4月21日から実施する。ただし、この要綱実施以前にすでに結成されている組織で、区長が交付を必要と認めた場合は、この要綱を適用することができる。
附　則(1991年3月30日要綱第62号)
この要綱は、1991年4月1日から施行する。
附　則(1998年7月31日要綱第107号)
この要綱は、1998年7月31日から施行する。
附　則(2001年4月27日要綱第130号)
この要綱は、2001年4月27日から施行する。
附　則(2004年2月3日要綱第3号抄)
（施行期日）
1　この要綱は、2004年2月3日から施行する。
(経過措置)
3　この要綱の施行の際この要綱による改正前の要綱で定める様式による用紙で現に残存するものは、その限りにおいて使用することができるものとする。
附　則(2017年2月2日要綱第18号)
この要綱は、2017年2月2日から施行する。
附　則(2021年11月29日要綱第159号)
（施行期日）
1　この要綱は、2021年11月29日から施行する。
（経過措置）
2　この要綱の施行の際この要綱による改正前の要綱で定める様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

資料第　271　中野区軽可搬消火ポンプの配置及び管理に関する要綱

昭和 54 年 7 月 13 日
要綱第 47 号
注　2019 年 3 月から改正経過を注記した。

(目的)
第 1 条　この要綱は、地震火災の発生に伴い、区民が行う初期消火活動の能力を高めるため、軽可搬消火ポンプ(以下「ポンプ」という。)を配置し、もつて区民の生命及び財産の安全を確保することを目的とする。

(ポンプの使用等)
第 2 条　このポンプは、次の場合に使用できる。ただし、消防水利に指定されている防火水槽等の使用は、主として地震火災の場合のみとし、その他の場合については消防署の指示によるものとする。
(1)　地震火災の消火
(2)　一般火災の消火
(3)　水害時の排水
(4)　震災時の生活用水の確保
2　このポンプの概要は、別表のとおりとする。

(設置基準)
第 3 条　ポンプの配置は、東京都震災対策条例(平成 12 年東京都条例第 202 号。以下「条例」という。)第 12 条の規定に基づき公表された地域別総合危険度における地域(以下「地区」という。)を単位として行う。
2　ポンプは、次に掲げる地区に設置する。
(1)　火災危険度(地区ごとの火災危険度をいう。)3 以上の地区
(2)　前号に掲げる地区のほか、特に総務部防災担当課長(以下「防災担当課長」という。)が必要と認める地区
3　ポンプは、前項に規定する地区に所在する防火水槽又は貯水池 1 基につき 1 台を配置する。
(2019 要綱 52・一部改正)

(配置場所の決定)
第 4 条　ポンプの設置場所は、地域防災住民組織(以下「住民組織」という。)又は区民が希望する場所のうちから防災担当課長が決定する。
2　防災担当課長は、ポンプ配置場所の決定に当たつては、当該ポンプが有効に使用できるよう、場所を選定しなければならない。
(2019 要綱 52・一部改正)

(貸与)
第 5 条　ポンプは、住民組織の代表者に貸与するものとする。
2　防災担当課長は、ポンプを貸与する場合は、住民組織の代表者から預り書(別記第 1 号様式)を受領しなければならない。
(2019 要綱 52・一部改正)

(管理)
第 6 条　ポンプを貸与された住民組織の代表者は、有事に備え、その点検、整備に努めるほか、月 1 回以上操法訓練を行うものとする。

(責任者の設置)
第 7 条　住民組織の代表者は、ポンプの適正な管理を行うため、次に掲げる責任者をポンプ 1 台につき各 1 名を置くものとする。
(1)　管理責任者　ポンプを常時監視し、事故あるときは直ちに住民組織の代表者に連絡する。
(2)　操作責任者　ポンプの取扱方法を熟知し、住民組織の構成員を指導するとともに、月 1 回以上ポンプの点検及び整備を行う。
2　住民組織の代表者は、前項の規定により、責任者を選任した場合又は変更した場合は、速やかに防災担当課長へ報告するものとする。
(2019 要綱 52・一部改正)

(通報)
第 8 条　住民組織の代表者は、ポンプに破損等の事故が発生した場合又はポンプを使用した場合は、速やかに防災担当課長へ報告するものとする。
2　住民組織の代表者は、操法訓練を行う場合は、あらかじめ防災・都市安全分野統括管理者に連絡し、訓練終了後はその状況について報告するものとする。
(2019 要綱 52・一部改正)

(修理)
第 9 条　防災担当課長は、住民組織の代表者からポンプに関して通報があつた場合は、直ちに調査を行い、修理等の処置をし、住民組織の代表者及び管理責任者に報告しなければならない。
(2019 要綱 52・一部改正)

(経費)
第 10 条　ポンプの配置、修理に要する経費は、区が負担する。

(台帳の整備)
第 11 条　防災担当課長は、ポンプを設置した場合は、軽可搬消火ポンプ配置台帳(別記第 2 号様式)を作成し、使用状況、修理状況を記録し、保存しなければならない。
(2019 要綱 52・一部改正)

附　則
この要綱は、昭和 54 年 8 月 1 日から施行する。
附　則(昭和 61 年 4 月 1 日要綱第 61 号)
この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(1998 年 7 月 31 日要綱第 108 号)
この要綱は、1998 年 7 月 31 日から施行する。
附　則(2001 年 4 月 27 日要綱第 132 号)
1　この要綱は、2001 年 4 月 27 日から施行する。
2　この要綱の施行の日前に改正前の第 3 条の規定により配置された軽可搬消火ポンプは、改正後の第 3 条の規定により配置された軽可搬消火ポンプとみなす。
附　則(2004 年 2 月 3 日要綱第 3 号抄)
(施行期日)
1　この要綱は、2004 年 2 月 3 日から施行する。
(経過措置)
3　この要綱の施行の際この要綱による改正前の要綱で定める様式による用紙で現に残存するものは、その限りにおいて使用することができるものとする。
附　則(2007 年 3 月 30 日要綱第 93 号)
この要綱は、2007 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(2011 年 3 月 31 日要綱第 81 号)
この要綱は、2011 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(2019 年 3 月 25 日要綱第 52 号)
この要綱は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(2021年11月29日要綱第159号)
(施行期日)
1　この要綱は、2021年11月29日から施行する。
(経過措置)
2　この要綱の施行の際この要綱による改正前の要綱で定める様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第 2 条)
軽可搬消火ポンプの概要
1　検定級別　D 級
2　検定型式　軽可搬消防ポンプ
3　重量　19.0kg
4　寸法　446mm×328mm×436mm
5　吸吐水口径　40mm
6　ノズル　13mm
7　放水量　220.0l／min

資料第　272　中野区災害対策本部の運営及び災害応急対策に関する要綱

昭和61年8月22日
要綱第105号

目次

第1章　総則(第1条―第6条)
第2章　情報連絡態勢(第7条)
第2章の2　初動配備態勢(第7条の2)
第3章　非常配備態勢(第8条・第9条)
第4章　救援・救護活動(第10条―第20条)
第5章　小災害に対する応急活動(第21条・第22条)
第6章　雑則(第23条・第24条)
附則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この要綱は、中野区災害対策本部条例施行規則(昭和58年中野区規則第37号。以下「規則」という。)第12条の規定に基づき、中野区災害対策本部(以下「災対本部」という。)の運営細目及び災害に係る応急対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において「災害」とは、中野区の区域内(以下「区内」という。)において火災、風水害、地震等により生ずる被害をいう。

2　前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(災対本部の設置)

第3条　区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第3章に定める非常配備態勢又は特別の配備態勢をとる必要があると認めるときは、災対本部を設置する。

2　本部長室は、区役所本庁舎内のあらかじめ定めた場所に置き、その場所に「中野区災害対策本部」の標示を掲げるものとする。ただし、災害の状況により他の場所に本部長室を設置することができる。

(地域本部、班及び隊の編成)

第4条　災対本部の各部(以下「災対各部」という。)を構成する地域本部、班又は隊の名称及び事務分掌は、区長が別に定める。

(災対本部の廃止)

第5条　本部長は、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めるときは、災対本部を廃止する。

(関係機関への通知)

第6条　災対本部を設置したときは、本部長は、東京都知事(以下「知事」という。)その他の防災関係機関にその旨通知する。

第2章　情報連絡態勢

(情報連絡態勢)

第7条　区長は、災害に関する情報収集及び伝達のため必要があると認めるときは、別に定める情報連絡態勢をとるものとする。

2　区長は、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき又は災対本部を設置したときは、情報連絡態勢を解除する。

第2章の2　初動配備態勢

(初動配備態勢)

第7条の2　区長は、気象庁発表震度(23区)若しくは中野区の震度が5弱の地震が発生した場合又は区内の限定された地域で風水害の発生のおそれが高い場合若しくは風水害が発生した場合において、応急対策を実施する必要があるときは、別に定める初動配備態勢をとるものとする。

2　本部長は、次章に定める非常配備態勢を発令したとき又は災害が発生するおそれが解消したときは、初動配備態勢を解除する。

第3章　非常配備態勢

(非常配備態勢)

第8条　本部長は、災害の程度に応じて、次の各号に定めるところにより非常配備態勢を発令する。ただ

し、本部長が応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、特別の非常配備態勢を発令することができる。
(1)　震災第1次非常配備態勢　気象庁発表震度(23区)若しくは中野区の震度が5強の地震が発生した場合又は東海地震注意情報が発せられた場合に発令する。
(2)　震災第2次非常配備態勢　気象庁発表震度(23区)若しくは中野区の震度が6弱の地震が発生した場合又は大規模地震特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条による警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発せられた場合に発令する。
(3)　震災第3次非常配備態勢　気象庁発表震度(23区)若しくは中野区の震度が6強以上の地震が発生した場合又は大規模地震により区内に大きな被害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合に発令する。
(4)　風水害第1次非常配備態勢　区内の一部の地域で風水害の発生のおそれが高い場合又は風水害が発生した場合において、応急対策を実施する必要があるときに発令する。
(5)　風水害第2次非常配備態勢　区内の多くの地域で風水害の発生のおそれが高い場合又は風水害が発生した場合において、応急対策を実施する必要があるときに発令する。
(6)　風水害第3次非常配備態勢　風水害の被害が拡大するおそれがある場合又は被害の拡大が見られる場合において、応急対策を強化する必要があるときに発令する。
2　前項各号に規定する非常配備態勢に必要な職員の配置数等は、別に定める。
3　職員は、正規の勤務時間外において、気象庁発表震度(23区)若しくは中野区の震度が5強以上の地震が発生したとき又は東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられたときは、災対本部の設置及び震災第1次非常配備態勢、震災第2次非常配備態勢又は震災第3次非常配備態勢の発令がなされたものとして、直ちにあらかじめ指定された場所に参集しなければならない。
第9条　削除

第4章　救援・救護活動

(一時避難所の開設)
第10条　本部長は、区民等の救援・救護活動に必要があると認めるときは、一時避難所を開設し、被災者の収容にあたる。
2　前項の一時避難所は、別に定める一時避難所予定施設のうちから開設する。
3　一時避難所に収容された者に対しては、必要に応じて寝具等を用意するとともに、食品1食分を支給する。
4　一時避難所の開設期間は、原則として、災害が発生した日から7日以内とする。
(避難勧告等)
第11条　本部長は、災害により、区民等の生命及び身体に危険が急迫していると認めるときは、避難を要する地域及び避難先を定め、避難の勧告その他必要な指示(以下「避難勧告等」という。)を行う。
2　本部長が避難勧告等を行ういとまがないときは、現場の職員が、必要な避難勧告等を行うことができる。この場合は、事後、必ずその旨を本部長に報告しなければならない。
(避難勧告等の伝達)
第12条　区民等に対する避難勧告等の伝達は、防災行政無線又は広報車等により行う。この場合、必要に応じて警察・消防関係機関又は防災住民組織の協力を得て行うものとする。
2　避難勧告等の広報文例は、別に定める。
(避難誘導)
第13条　第11条の規定により避難勧告等があったときは、警察官等と協力し、速やかに区民等を第10条の一時避難所又は広域避難場所(東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)第47条の規定により知事が指定する避難場所をいう。以下同じ。)に誘導する。
(避難所の開設)
第14条　本部長は、災害により大規模な救援・救護活動を必要とする事態が発生したときは、被災者救済の拠点として、避難所を開設する。
2　避難所の開設期間は、原則として、災害が発生した日から7日以内とする。
(医療救護所の設置)
第15条　本部長は、医療救護を必要とする事態が発生したときは、避難所その他の場所に医療救護所を設置することができる。
2　本部長は、前項の医療救護所を設置したときは、社団法人中野区医師会、社団法人東京都中野区歯科医師会、社団法人中野区薬剤師会及び中野区接骨師会に対し、医療救護班等の派遣を要請するものとする。
(応急物資の支給等)
第16条　本部長は、災害により当面の生活を維持することが困難な者に対し、中野区地域防災計画に定めるところにより、食品及び生活必需品の支給その他必要な応急対策を実施するものとする。

（災害救助法の適用）
第17条　本部長は、災害の程度が災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条に規定する救助の適用基準に該当すると認めるときは、知事にその旨を報告する。
2　本部長は、前項の基準に該当し、かつ災害救助法の適用を受ける必要があると認めるときは、知事にその旨を要請する。
3　災害救助法の適用を受けたときは、本部長は、知事の指揮を受け、災害救助法に基づく救助事務を補助する。
4　災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長は災害救助法の規定による救助に着手する。この場合において、本部長は、その状況を知事に報告し、その後の処置について知事の指揮を受けるものとする。
（相談所の開設）
第18条　本部長は、災害の状況により必要があると認めるときは、被災者の相談に応じるため、相談所を開設する。
（り災証明書の発行）
第19条　区長は、災害を受けた者に対し、その申請に基づき、り災証明書を発行する。
（見舞金等の支給）
第20条　区長は、区民等が災害を受けたときは、別に定めるところにより見舞金等を支給する。

第5章　小災害に対する応急活動
（小災害時の活動）
第21条　区長は、小規模な火災等で、災対本部を設置するに至らない災害が発生したときは、その被害状況について調査し、必要に応じて被災者の救済活動を行う。
（一時避難所の開設）
第22条　区長は、前条による救済活動のため必要があると認めるときは、一時避難所を開設し、被災者の収容にあたる。この場合において、区長は、民間宿泊施設を借り上げ、被災者に対し当該民間宿泊施設を提供することにより、一時避難所の開設及び被災者の収容に代えることができる。
2　前項の一時避難所(以下この条において単に「一時避難所」という。)は、別に定める一時避難所予定施設のうちから開設する。
3　一時避難所に収容された者(第1項後段の規定により民間宿泊施設を提供された者を含む。)に対しては、必要に応じて、寝具等を用意するとともに、食糧1食分を支給する。
4　一時避難所の開設期間(第1項後段の規定により民間宿泊施設を提供した場合の当該提供する期間を含む。)は、原則として、災害が発生した日から4日以内とする。

第6章　雑則
（災対本部の事務引継ぎ）
第23条　災対本部が廃止された場合において、災対本部の事務でいまだ完了していないものがあるときは、災対各部の長であつた者は、速やかに当該事務を規則第9条第2項又は第3項の規定により処理すべき部署の長に引き継ぐものとする。
（補則）
第24条　この要綱に定めるもののほか、災対本部の運営に関し必要な事項は、都市基盤部長が定める。

附　則
1　この要綱は、昭和61年8月22日から施行する。
2　中野区災害応急対策要綱(昭和58年中野区要綱第64号)は廃止する。
附　則(昭和62年10月2日要綱第62号)
この要綱は、昭和62年10月2日から施行し、改正後の別表は昭和62年6月30日から適用する。
附　則(1990年5月15日要綱第73号)
この要綱は、1990年5月15日から施行し、改正後の第6条、第9条、第19条及び別表の規定は、同年4月1日から適用する。
附　則(1991年2月18日要綱第9号)
1　この要綱は、1991年2月18日から施行する。
2　この要綱による改正後の別表Ⅰの規定は、1991年1月15日から適用する。ただし、改正後の別表Ⅲの規定は、1990年12月20日から適用する。
附　則(1991年5月28日要綱第115号)
この要綱は、1991年5月28日から施行し、改正後の別表の規定は1991年4月1日から適用する。

附　則(1992年6月29日要綱第132号)
この要綱は、1992年6月29日から施行し、改正後の第8条及び別表の規定は、同年4月1日から適用する。
附　則(1993年7月1日要綱第97号)
この要綱は、1993年7月1日から施行する。
附　則(1994年4月28日要綱第49号)
1　この要綱は、1994年4月28日から施行する。
2　中野区水災害応急対策実施要綱(昭和61年中野区要綱第106号)は、廃止する。
附　則(1996年5月17日要綱第35号)
この要綱は、1996年5月30日から施行する。
附　則(1998年1月5日要綱第36号)
この要綱は、1998年4月1日から施行する。
附　則(2000年7月28日要綱第144号)
この要綱は、2000年7月28日から施行する。
附　則(2001年4月27日要綱第139号)
この要綱は、2001年4月27日から施行する。
附　則(2004年3月26日要綱第47号)
この要綱は、2004年4月1日から施行する。
附　則(2007年3月30日要綱第93号)
この要綱は、2007年4月1日から施行する。
附　則(2011年2月17日要綱第17号)
この要綱は、2011年2月17日から施行する。
附　則(2011年3月31日要綱第81号)
この要綱は、2011年4月1日から施行する。
附　則(2014年3月17日要綱第38号)
この要綱は、2014年4月1日から施行する。

資料第　273　中野区街頭消火器設置要綱

昭和59年4月28日
要綱第40号
注　2019年3月から改正経過を注記した。

中野区消火器設置要綱(昭和52年中野区要綱第134号)の全部を改正する。

(目的)
第1条　この要綱は、火災時における初期消火体制を区民の協力によつて強化するため、区が街頭に設置する消火器(以下「街頭消火器」という。)の設置基準及びその維持管理について必要な事項を定め、もつて区民の生命と財産の安全を図ることを目的とする。

(定義)
第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　消火器とは、次の種類の搬送小型消火器をいう。
ア　粉末消火器(加圧式、薬剤重量3.5kg入)
イ　強化液消火器(蓄圧式、薬剤重量4.0l以上)
(2)　格納箱とは、消火器を環境の変化から保護するための容器をいう。
(3)　街区とは、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条第1号の規定により区画された地域をいう。
(4)　危険区域とは、東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)第12条に基づく地域の火災危険度3以上の地域をいう。

(設置区域)
第3条　街頭消火器の設置区域は、区内全域とする。

(設置基準)
第4条　街頭消火器の設置基準は、次のとおりとする。
(1)　1街区に最低1本とし、おおむね25世帯に1本の割合とする。ただし、危険区域にあつては、その実情に応じて増設することができる。
(2)　公園、空地等家屋の存在しない街区にあつては、街頭消火器の設置を省略することができる。
(3)　粉末消火器と強化液消火器の設置割合は、おおむね1：1とする。

(設置方法)
第5条　街頭消火器の設置方法は、次のとおりとする。
(1)　消火器は、道路に面し、目立ちやすく、容易に誰でも使用できる場所に通行等の障害にならないように格納箱におさめ設置する。
(2)　格納箱の取付け位置は、地面からおおむね高さ1.5メートル以下とする。

(設置場所の承諾と変更)
第6条　区長は、街頭消火器を設置しようとするときは、その設置場所の所有者又は道路管理者の承諾を得なければならない。
2　区長は、所有者又は道路管理者から設置場所の変更の申出があつた場合は、速やかに新しい設置場所を定めなければならない。

(維持管理)
第7条　区長は、街頭消火器が常に使用可能な状態にあるように定期的に点検し、機能の維持に努めなければならない。
2　区長は、設置した街頭消火器について台帳を作成し、使用状況その他処理経過等を記録しておかなければならない。
3　消火器の薬剤の交換は、5年ごとに行うものとする。ただし、5年を経過しないものであつても交換の必要が生じた場合は、この限りでない。

(補則)
第8条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
(2019要綱52・一部改正)

附　則

1　この要綱は、昭和59年5月1日から施行する。

2　中野区消火器管理協力員設置要綱(昭和54年中野区要綱第4号)は、廃止する。

附　則(昭和61年4月1日要綱第61号)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附　則(1998年7月31日要綱第111号)

この要綱は、1998年7月31日から施行する。

附　則(2001年4月27日要綱第136号)

この要綱は、2001年4月27日から施行する。

附　則(2008年3月28日要綱第71号)

この要綱は、2008年3月28日から施行する。

附　則(2011年2月17日要綱第17号)

この要綱は、2011年2月17日から施行する。

附　則(2011年3月31日要綱第81号)

この要綱は、2011年4月1日から施行する。

附　則(2019年3月25日要綱第52号)

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

資料第　274　中野区大型消火器の設置及び管理に関する要綱

昭和60年10月25日
要綱第103号
注　2019年3月から改正経過を注記した。

中野区大型消火器の設置及び管理に関する要綱(昭和54年中野区要綱第39号)の全部を改正する。

(目的)
第1条　この要綱は、地震火災及び一般火災に対する地域における初期消火活動の実効を高めるため、区が配備する大型消火器(車載式強化液消火器で薬剤量が20l及び60l入りのもの。以下「消火器」という。)の設置及び管理について必要な事項を定め、もつて区民の生命と財産の安全を図ることを目的とする。

(設置基準)
第2条　消火器は、東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)第12条の規定に基づき公表される地震に関する地域危険度測定調査(以下「危険度調査」という。)における地域(以下「設置区域」という。)ごとに次により設置する。
(1)　危険度調査における地域の火災危険度が「3」以上の設置区域　おおむね8本
(2)　危険度調査における地域の火災危険度が「2」の設置区域　おおむね6本
2　区長は、特に必要と認める場合は、前項の基準によらないで消火器を設置することができる。

(設置場所の決定等)
第3条　区長は、消火器及びその格納箱(以下「消火器等」という。)を設置しようとするときは、当該設置区域の地域防災住民組織(以下「住民組織」という。)と協議のうえ、その区域内の民有地に土地所有者の承諾を得て、設置するものとする。ただし、これにより難い場合は、公有地に設置するものとする。
2　区長は、住民組織の代表者又は設置場所の土地所有者から消火器等の移設又は撤去について要請があつたときは、直ちに事情を調査し、関係者と協議のうえ速やかに適切な処置をとらなければならない。

(維持管理)
第4条　区長は、消火器等が常時使用可能な状態にあるよう定期的に点検し、その機能の維持に努めなければならない。
2　区長は、設置した消火器等について台帳を作成し、使用状況その他の必要な事項を記録しておかなければならない。

(貸与)
第5条　消火器等は、当該設置区域の住民組織に無償で貸与するものとする。

(住民組織の責務)
第6条　消火器等の貸与を受けた住民組織は、随時消火器等の監視を行い、いたずら防止及び危険防止に努めるとともに、異常を発見した場合は、区に通報するものとする。
2　前項の住民組織の代表者は、消火器等が有効かつ適切に使用されるよう、その操作方法に関し、当該住民組織の構成員に対する教育・訓練に努めるものとする。

(経費の負担)
第7条　消火器等の設置、撤去、修理及び薬剤の充てんに要する経費は、区が負担する。

(補則)
第8条　この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、別にが定める。
(2019要綱52・一部改正)

附　則
1　この要綱は、昭和60年11月1日から施行する。
2　この要綱の施行の日の前日において、現に中野区大型消火器の設置及び管理に関する要綱(昭和54年中野区要綱第39号)の規定により設置されている旧消火器は、この要綱により設置されたものとみなす。

附　則(昭和61年4月1日要綱第61号)
この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附　則(1990年3月17日要綱第18号)
この要綱は、1990年4月1日から施行する。
附　則(2001年4月27日要綱第137号)
1　この要綱は、2001年4月27日から施行する。
2　この要綱の施行の日前に改正前の第2条の規定により設置された消火器は、改正後の第2条の規定により設置された消火器とみなす。
附　則(2008年3月28日要綱第71号)
この要綱は、2008年3月28日から施行する。
附　則(2011年2月17日要綱第17号)
この要綱は、2011年2月17日から施行する。
附　則(2011年3月31日要綱第81号)
この要綱は、2011年4月1日から施行する。
附　則(2019年3月25日要綱第52号)
この要綱は、2019年4月1日から施行する。

資料第　275　中野区災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月19日
条例第32号
注　令和元年7月から改正経過を注記した。

（目的）
第1条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
(2)　区民　災害により被害を受けた当時、中野区の区域内に住所を有していた者をいう。

（災害弔慰金の支給）
第3条　区長は、区民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金(以下「弔慰金」という。)を支給する。ただし、中野区の区域外で生じた災害により死亡したときは、その災害が次の各号のいずれかに該当する場合に限り弔慰金を支給する。
(1)　1の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内において生じた住居の被害として、住居の滅失した世帯の数が5以上であるもの
(2)　被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われたもの(前号に該当するものを除く。)
(3)　前2号に掲げる災害のほか前2号の災害に準ずるものと区長が認めるもの

（遺族の範囲）
第4条　前条に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この条において同じ。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

（弔慰金の額）
第5条　災害により死亡した者1人当たりの弔慰金の額は、当該死亡した者が死亡当時においてその死亡に関し弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第10条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）
第6条　災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

（支給の制限）
第7条　弔慰金は、災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合及び令第2条で定める場合には支給しない。

（支給の手続）
第8条　区長は、弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、中野区規則(以下「規則」という。)の定めるところにより弔慰金を支給するものとする。
2　区長は、弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（支給の効果）
第9条　第4条に定める遺族の1人に支給された弔慰金は、その遺族全員に支給されたものとみなす。

（災害障害見舞金の支給）
第10条　区長は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある区民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給する。ただし、中野区の区域外で生じた災害により障害を受けたときは、その災害が第3条各号のいずれかに該当する場合に限り見舞金を支給する。

（見舞金の額）
第11条　障害者1人当たりの見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

（準用規定）
第12条　第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

（災害援護資金の貸付け）
第13条　区長は、東京都の区域内において災害救助法による救助が行われた災害により次の各号に掲げる被害を受けた区民の世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金(以下「援護資金」という。)の貸付けを行うものとする。
(1)　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷
(2)　住居又は家財の損害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害
2　前項に掲げる世帯は、その所得について規則で定める要件に該当するものでなければならない。

（援護資金の限度額）
第14条　援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
(1)　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財についての被害金額が当該家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居についての被害金額が当該住居の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「住居の損害」という。)がない場合　1,500,000円
イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　2,500,000円
ウ　住居が半壊した場合　2,700,000円
エ　住居が全壊した場合　3,500,000円
(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　1,500,000円
イ　住居が半壊した場合　1,700,000円
ウ　住居が全壊した場合(本号エに該当する場合を除く。)　2,500,000円
エ　住居の全体が滅失した場合　3,500,000円
(3)　第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

（保証人及び利率）
第15条　援護資金の貸付を受けようとする者は、規則の定めるところにより、保証人を立てることができる。
2　援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。
3　第1項の保証人は、援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第21条の違約金を包含するものとする。
（令元条例４・全改）

（貸付けの申込み）
第16条　援護資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申し込まなければならない。
（令元条例４・一部改正）

（償還）
第17条　援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、据置期間を5年とすることができる。
2　援護資金の償還は、元利均等の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。ただし、援護資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、いつでも繰上償還をすることができる。
（令元条例４・一部改正）

（償還免除）
第18条　区長は、借受人が死亡したときに、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため援護資金を償還することができなくなつたと認められると又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。
ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
(1) 借受人が、第22条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
(2) 保証人が、当該援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。
（令元条例27・一部改正）

（償還金の支払猶予）
第19条　区長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借受人が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。
ただし、借受人が、第22条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りではない。
2　前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、その期間の利子はこれを付さない。
（令元条例27・一部改正）

（一時償還）
第20条　区長は、偽りその他不正な手段により援護資金の貸付けを受けた者又は償還金の支払を怠つた者に対し、第17条第1項の規定にかかわらず援護資金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。

（違約金）
第21条　借受人が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき、年5パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。
（令元条例４・一部改正）

（報告等）
第22条　区長は、償還金の支払を猶予し、又は援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、借受人又はその保証人の収入又は資産の状況について、借受人若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。
（令元条例27・追加）

（中野区災害弔慰金等支給審査委員会）
第23条　法第18条の規定により、中野区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2　委員会は、区長の諮問に応じ、弔慰金及び見舞金の支給に関する事項を調査審議し、答申する。
3　委員会は、委員5人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。
(1) 医師
(2) 弁護士
(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者
4　委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
5　前3項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。
（令元条例27・追加）

付　則
1　この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日以後に生じた災害に関して適用する。
2　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)第14条第1項に定めるものに対する援護資金の貸付けに係る第15条第2項及び第17条第1項の適用については、第15条第2項中「年3パーセント以内で規則で定める率」とあるのは「年1.5パーセント」と、第17条第1項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。
（令元条例４・一部改正）
3　前項の援護資金の貸付けに係る償還免除については、第18条の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第14条第1項の規定によるものとする。
（令元条例４・令元条例27・一部改正）
付　則(昭和50年4月1日条例第36号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(昭和51年12月20日条例第40号)
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条及び第11条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。
附　則(昭和53年7月1日条例第27号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月6日以後に生じた災害に関して適用する。
附　則(昭和56年6月12日条例第22号)
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第11条の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
附　則(昭和57年12月8日条例第26号)
この条例は、公布の日から施行し、改正後の中野区災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。
附　則(昭和62年3月23日条例第11号)
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
附　則(平成3年12月18日条例第29号)
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第11条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第14条の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
附　則(平成23年7月7日条例第38号)
この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第2項及び第3項の規定は、平成23年3月11日から適用する。
附　則(平成23年11月1日条例第52号)
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する弔慰金の支給について適用する。
附　則(令和元年7月17日条例第4号)
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の第15条、第16条、第17条第2項、第21条並びに付則第2項及び第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
附　則(令和元年12月11日条例第27号)
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の次に2条を加える改正規定（第23条を加える部分に限る。）及び附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
（準備行為）
2　改正後の第23条第3項の規定による委員の委嘱に係る手続その他必要な行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前においても行うことができる。

（経過措置）
3　改正後の第18条、第19条第1項及び第22条の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
4　改正後の第23条の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び当該災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

別表(第10条関係)
(1)　両眼が失明したもの
(2)　咀嚼そしやく及び言語の機能を廃したもの
(3)　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
(4)　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
(5)　両上肢をひじ関節以上で失つたもの
(6)　両上肢の用を全廃したもの
(7)　両下肢をひざ関節以上で失つたもの
(8)　両下肢の用を全廃したもの
(9)　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

資料第　276　中野区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年10月28日
規則第34号
注　令和元年7月から改正経過を注記した。

（趣旨）
第1条　この規則は、中野区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年中野区条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（令元規則23・一部改正）

（災害弔慰金の支給手続）
第2条　区長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つた上、支給するものとする。
(1)　死亡者（条例第6条の規定により死亡の推定を受けた者を含む。）の氏名、性別、生年月日及び死亡時における住所
(2)　死亡（条例第6条の規定により死亡の推定を受けた場合を含む。次条において同じ。）の年月日及びその状況
(3)　第1号の死亡者の遺族に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
（令元規則23・一部改正）

（必要書類の提出）
第3条　区長は、中野区の区域外で死亡した区民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
2　区長は、遺族に対し、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

（災害障害見舞金の支給手続）
第4条　区長は、条例第10条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ支給するものとする。
(1)　障害者の氏名、性別、生年月日
(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
(3)　障害の種類及び程度に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（必要書類の提出）
第5条　区長は、中野区の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた区民に対し、負傷し又は疾病にかかつた他の公官署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
2　区長は、障害者に対し、条例別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別記第1号様式）を提出させるものとする。

（災害援護資金の貸付け申込）
第6条　条例第16条の規定により災害援護資金（以下「援護資金」という。）の貸付けを申し込む者（以下「貸付申込者」という。）は、災害援護資金貸付申込書（別記第2号様式。以下「貸付申込書」という。）を区長に提出しなければならない。
2　貸付申込者は、次の各号に該当する場合、当該各号に定める書類を貸付申込書に添えなければならない。
(1)　条例第13条第1項第1号の規定を理由とする貸付申込者にあつては、療養見込期間の記載された医師の診断書
(2)　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下同じ。）において、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に居住していた貸付申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村の長の証明書
3　貸付申込者は、貸付申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。
（令元規則23・一部改正）

（保証人）
第7条　条例第15条第1項の保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
（1）　独立の生計を営んでいる世帯主であること。
（2）　援護資金の貸付けについて他の保証をしていないこと。
（3）　援護資金の貸付けを受けていないこと。
（令元規則23・一部改正）

（条例第15条第2項に規定する措置期間経過後に係る援護資金の利率）
第7条の2　条例第15条第2項の年3パーセント以内で規則で定める率は、年1パーセントとする。
（令元規則23・一部改正）

（貸付けの制限）
第8条　条例第13条第2項に定める要件は、貸付申込者の世帯の、被害を受けた日の属する年度分(当該被害が4月又は5月に受けた場合にあつては前年度分)の市町村民税(特別区民税を含む。)の課税標準の算出基礎となる地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額が同一の世帯に属する者が1人であるときは2,200,000円、2人であるときは4,300,000円、3人であるときは6,200,000円、4人であるときは7,300,000円、5人以上であるときは7,300,000円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき300,000円を加算した額に満たないものであることとする。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあつては、世帯に属する者の数にかかわらず、12,700,000円に満たないものであることとする。

（貸付けの決定）
第9条　区長は、貸付申込書の提出を受けたときは、必要な事項の調査を行つたうえ、貸付けを決定したときは災害援護資金貸付決定通知書(別記第3号様式。以下「貸付決定通知書」という。)により、貸付けをしないものと決定したときは災害援護資金貸付不承認通知書(別記第4号様式)により貸付申込者に通知する。

（借用書の提出）
第10条　前条の規定に基づく貸付決定通知書により通知を受けた者は、災害援護資金借用書(別記第5号様式。以下「借用書」という。)に印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて区長に提出しなければならない。
（令元規則23・一部改正）

（援護資金の交付）
第11条　区長は、前条に規定する借用書の提出があつたときは、援護資金を交付する。

（償還の完了）
第12条　区長は、援護資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が援護資金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）
第13条　条例第17条第2項の規定により繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書(別記第6号様式)により区長に申し出るものとする。

（償還免除）
第14条　条例第18条の規定により援護資金の償還すべき金額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書(別記第7号様式)により区長に申請しなければならない。
2　前項の申請書には、借受人が死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたため、援護資金を償還することができなくなつたことを証する書類を添えなければならない。
3　区長は、償還の免除を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(別記第8号様式)により当該申請者に通知する。
4　区長は、償還を免除しないものと決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(別記第9号様

式)により当該申請者に通知する。
（令元規則41・一部改正）

（償還金の支払猶予）
第15条　条例第19条第1項の規定により償還金の支払の猶予を受けようとする借受人は、災害援護資金償還金支払猶予申請書(別記第10号様式)により区長に申請しなければならない。
2　区長は、支払の猶予を決定したときは、災害援護資金償還金支払猶予承認通知書(別記第11号様式)により当該申請者に通知する。
3　区長は、支払を猶予しないものと決定したときは、災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書(別記第12号様式)により当該申請者に通知する。

（違約金の免除）
第16条　条例第21条ただし書に定めるやむを得ない理由により違約金の免除を受けようとする借受人は、災害援護資金違約金免除申請書(別記第13号様式)により区長に申請しなければならない。
2　区長は、違約金の免除を決定したときは、災害援護資金違約金免除承認通知書(別記第14号様式)により当該申請者に通知する。
3　区長は、違約金の免除をしないものと決定したときは、災害援護資金違約金免除不承認通知書(別記第15号様式)により当該申請者に通知する。

（届出事項）
第17条　借受人(本人死亡の場合はその親族又は保証人)は、次の各号の場合には、すみやかに変更事項届書(別記第16号様式)により区長に届け出なければならない。
(1)　借受人又は保証人が氏名を変更し、若しくは住所を異動したとき。
(2)　借受人又は保証人が死亡したとき。
(3)　保証人を変更しようとするとき。

（報告）
第18条　条例第22条の規定による借受人又はその保証人の収入又は資産の状況に係る報告の求めは、災害援護資金収入等状況報告請求書(別記第17号様式)による。
2　条例第22条の規定により収入又は資産の状況について報告を求められた借受人又はその保証人は、災害援護資金収入等状況報告書(別記第18号様式)により、区長に報告しなければならない。
（令元規則41・追加）

（補欠の委員）
第19条　条例第23条第1項の中野区災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)の委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（令元規則41・追加）

（会長及び副会長）
第20条　委員会に会長及び副会長各1人を置く。
2　会長は、委員の互選により選任する。
3　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
4　副会長は、委員のうちから会長が指名する。
5　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（令元規則41・追加）

（会議）
第21条　委員会は、会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに委嘱された後の最初の委員会については、区長が招集する。
2　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
3　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4　委員会の会議は、非公開とする。
5　前各項に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要な事項は、会長が委員会に諮つて定める。
（令元規則41・追加）

（臨時委員）
第22条　区長は、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、条例第23条第3項に規定する委員のほかに、委員会に臨時委員を置くことができる。
2　臨時委員は、当該特別の事項の調査審議の内容を勘案し、適当と認める者のうちから区長が委嘱する。
3　臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査審議が終了した日までとする。
（令元規則41・追加）

（資料の提出等の要求）
第23条　委員会は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。
（令元規則41・追加）

（守秘義務）
第24条　委員及び第22条第1項の臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（令元規則41・追加）

（庶務）
第25条　委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。
（令元規則41・追加）

付　則
1　この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日以後に生じた災害に関して適用する。
2　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)第14条第1項に定めるものに対する援護資金の貸付けに係る第6条第3項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日」とあるのは「令和2年3月31日」とする。
付　則(昭和50年6月27日規則第58号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和50年6月1日以後に生じた災害に関して適用する。
付　則(昭和51年7月14日規則第40号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和51年6月1日から適用する。
附　則(昭和53年7月1日規則第40号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月6日以後に生じた災害に関して適用する。
附　則(昭和53年8月7日規則第46号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和54年7月25日規則第34号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和55年10月25日規則第49号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和56年8月17日規則第30号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の第6条の規定は、昭和56年7月22日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
附　則(昭和57年7月7日規則第30号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の第6条の規定は、昭和57年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
附　則(昭和57年12月8日規則第44号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の中野区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。
附　則(昭和58年9月19日規則第38号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、昭和58年6月1日以後に被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
附　則(昭和59年7月23日規則第41号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、昭和59年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
附　則(昭和60年10月23日規則第44号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、昭和60年6月1日以後の災害により被害を

受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(昭和61年8月1日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、昭和61年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(昭和62年6月25日規則第43号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の第8条の規定は、昭和62年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則(昭和63年7月29日規則第52号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の第8条の規定は、昭和63年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則(平成元年1月24日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表左欄に掲げる中野区規則及び第2条の規定は、平成元年1月8日から適用する。

附　則(平成元年7月13日規則第54号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の第8条の規定は、平成元年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則(平成2年7月20日規則第44号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の第8条の規定は、平成2年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則(平成3年7月22日規則第49号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の第8条の規定は、平成3年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則(平成3年12月18日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、平成3年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(平成4年7月7日規則第82号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の第8条の規定は、平成4年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則(平成5年7月20日規則第44号)

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定中(同法附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第313条第1項に規定する総所得金額)を削る部分は、平成6年4月1日から施行する。

2　改正後の第8条の規定は、平成5年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3　平成6年4月1日から同年5月31日までの間に災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて改正後の第8条の規定が適用される場合においては、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(地方税法の一部を改正する法律(平成4年法律第5号)による改正前の地方税法附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第313条第1項に規定する総所得金額)」とする。

附　則(平成6年7月11日規則第62号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の第8条の規定は、平成6年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則(平成7年7月5日規則第54号)
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　改正後の第8条の規定は、平成7年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
附　則(平成8年7月12日規則第40号)
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　改正後の第8条の規定は、平成8年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
附　則(平成9年7月22日規則第46号)
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　改正後の第8条の規定は、平成9年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
附　則(平成10年6月30日規則第53号)
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　改正後の第8条の規定は、平成10年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
附　則(平成11年9月20日規則第78号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成16年2月3日規則第4号抄)
(施行期日)
1　この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
3　この規則の施行の際この規則による改正前の規則で定める様式による用紙で現に残存するものは、その限りにおいて使用することができるものとする。
附　則(平成23年7月7日規則第66号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の第10条の規定並びに付則第2項及び第3項の規定は、平成23年3月11日から適用する。
附　則(令和元年7月17日規則第23号)
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　改正後の第7条、第7条の2、第10条、第2号様式、第3号様式及び第5号様式の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
附　則(令和元年12月11日規則第41号)
1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条の次に8条を加える改正規定(第19条から第25条までを加える部分に限る。)及び附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
2　改正後の第14条第2項、第18条、第7号様式、第17号様式及び第18号様式の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
3　改正後の第19条から第25条までの規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び当該災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。
附　則(令和4年3月28日規則第38号)
(施行期日)
1　この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2　この規則の施行の際この規則による改正前の規則で定める様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式略

資料第　277　中野区災害見舞金等支給要綱

昭和60年3月25日
要綱第16号

（趣旨）
第1条　この要綱は、中野区の区域内において災害を受けた区民に対する見舞金等（以下「見舞金等」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第2条　次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　区民災害時に中野区に居住していた者及び中野区に従業員5人以下の小規模な事業所（以下「小規模事業所」という。）を有し、常時事業活動をしていた者をいう。
(2)　住家現に人が居住のために常時使用している建物をいう。
(3)　世帯同一生計関係にある実際の生活単位をいう。
(4)　床上浸水住家にあつては、浸水が住居の床上（根太面）に達したもの又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態になつたものをいい、小規模事業所にあつては、事業活動等に使用する土間、板間、タタキで機械類、生産品、商品等が置かれている所に浸水した状態をいう。
(5)　負傷入院1週間以上又は、通院3週間以上の負傷をいう。

（災害の範囲）
第3条　見舞金等を支給することができる災害の範囲は、次のとおりとする。
(1)　住家の全焼、半焼及び消火活動による水損
(2)　暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖くずれ等異常な自然現象（以下「自然現象」という。）による住家の全壊・半壊及び床上、床下浸水並びに小規模事業所の床上浸水
(3)　火災及び自然現象による負傷及び死亡

（見舞金等の支給）
第4条　区長は、区民が災害を受けたときは、次の者に対し別表に定めるところにより見舞金等を支給する。ただし、当該災害がその者又はその者と同居する者若しくはその者が営む事業に従事する者の故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。
(1)　前条第1号に規定する災害の場合災害を受けた住家に居住していた世帯主
(2)　前条第2号に規定する災害の場合災害を受けた住家に居住していた世帯主又は災害を受けた小規模事業所において事業活動をしていた事業主
(3)　前条第3号に規定する災害の場合災害を受けた区民（死亡の場合は、その遺族の代表者）

（適用除外）
第5条　この要綱による見舞金等の支給については、地震による災害の場合及び中野区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年中野区条例第32号）の規定に基づき災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する場合には適用しない。

附　則
1　この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
2　中野区災害応急対策要綱（昭和58年9月10日要綱第64号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう省略〕
附　則（平成元年3月30日要綱第23号）
この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
附　則（1990年5月17日要綱第78号）
この要綱は、1990年5月17日から施行する。
附　則（1993年3月23日要綱第41号）
この要綱は、1993年4月1日から施行する。

別　表

１．火災、消火活動による災害

災害 世帯	全、半焼	消火活動による水損
一般世帯	￥４０，０００	￥１５，０００
単身世帯	￥１５，０００	￥５，０００

２．自然現象による災害

災害 世帯等	全、半壊	床上浸水	床下浸水
一般世帯	￥４０，０００	￥４０，０００	￥１０，０００
単身世帯	￥２０，０００	￥２０，０００	￥１０，０００
小規模事業所		￥１０，０００	

３．負傷、死亡

負傷	死亡
￥２０，０００	￥５０，０００

注(1)　一般世帯とは、単身世帯以外の世帯をいう。

参考　1　震災対策における都・区間の役割分担（昭和 52 年合意）

事 項	検 討 結 果
1　区民消火隊の育成	区民消火隊６６５隊（１隊１０名程度）を区へ移管する。
2　防災活動拠点の整備	防災活動拠点事業については区事業とする（補助式は廃止する）。
3　消防水利の確保	防災区民組織が利用する小型防火水槽（４０㎥以下）は、区が対応する。 都は、原則として、４０㎥以上の防火水槽を設置する。
4　飲料水の確保	(1)　浄水場等から避難場所（給水拠点）までの輸送は、都が対応する。 (2)　給水拠点から住民に対する給水は、区が実施する。
5　食糧及び生活必需品の確保	(1)　乾パン等の食糧については、区が１日分を目標に備蓄する。 都は、それ以降の分について備蓄、調達で対処する。 (2)　生活必需品については、主に都が備蓄及び調達により確保する。 (3)　住民への配布は区があたる。
6　備蓄倉庫の整備	備蓄物資の都区分担に基づき、都・区双方がそれぞれ設置する。
7　避難場所の利用管理	(1)　利用管理に係る管理者との協議及び発災時の避難場所での対応は、原則として避難場所所在の区が対処する。 (2)　二区以上の住民が利用する避難場所については、あらかじめ関係区において協議するものとする。 (3)　大規模避難場所で、所在区のみで対応することが困難な避難場所については、都が補完する方針で検討する（現在のところ、皇居前広場・日比谷公園地区を考えている）。
8　避難誘導体制	(1)　一時集合場所の選定は、区が主体となって実施する。 (2)　地域ごとの避難計画については、区が策定する。 (3)　避難場所等の標識の設置は都、管理は区がする。
9　医療救護班の編成	(1)　医療救護班の編成基準は、都が「災害医療運営連絡会」における協議に基づき作成する。 (2)　考え方としては、区が初動活動を行い、都は広域的立場から応援にあたるものとする。
10　救護所の設置と負傷者の搬送	(1)　救護所の設置は区、後方医療施設は都が分担する。 (2)　搬送体制は次の区分で行う。 被災現場 → 救護所（区） 救護所 → 後方医療施設（都及び区）
11　医薬品、医療器材等の備蓄	(1)　都・区の医療救護班が使用する医薬品、医療器材等の確保については、「災害医療運営連絡会」で定める基準に従い、都区それぞれが調整を含め確保する。 (2)　調整粉乳については、最初の３日分は区が備蓄し、それ以降は都が備蓄又は調達で対応する。

参考　2　震災対策における都・区間の役割分担（平成８年合意）

事 項	区 市 町 村 の 役 割	都 の 役 割
1　地震計ネットワークの整備 （総務局）	地震被害の軽減を図るため、震度分布状況を即時に把握することにより、激甚な被害地を特定し、初動対応の迅速化を図る。	（地震計設置経費の二分の一を区市町村が負担す。）
2　ボランティアの受入れ体制 （生活文化局）	区市町村は、災害時においてボランティア活動の拠点となるべき施設をあらかじめ設定し、ボランティアの受入れ体制を整備する。	都は、総合ボランティアセンター（仮称）を設置し、ボランティア団体の育成支援、情報提供、ネットワークづくりやコーディネーターの養成等を行う。このセンターが、災害時には都・区市町村のボランティア間の総合的な連絡調整を行う。
3　災害弱者の安全対策 （福祉局）	(1)　「高齢者・障害者等対策班」の設置 区市町村は、災害弱者に対応する窓口等（高齢者・障害者等対策班）を設置し安否確認や支援サービス等必要な対策を総合調整する。 (2)　二次避難所の利用 区市町村は社会福祉施設等を二次避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である高齢者等を入所させ、介護など必要なサービスを提供していく。	都は、「高齢者・障害者等対策班」を設置し、区市町村と連携、調整等を図る。 都は、都立施設のほか、国立、法人立の社会福祉施設等も二次避難所に指定できるよう、条件整備に努める。
4　避難所の開設 （福祉局）	(1)　避難所機能の充実 区市町村は、避難所に指定した建物について、早期に耐震診断等を実施して、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 (2)　小中学校等の避難所機能の強化 区市町村は、地域内の公立小中学校等を避難所として指定し、食料等の備蓄や必要な資器材等を整備するなど避難所機能の強化を図る。 (3)　二次避難所の開設 ア　区市町村は、自宅や避難所で生活している高齢者等に介護など、必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所として指定する。 イ　区市町村は、指定した二次避難所の所在地等について、都福祉局に報告する。	都は、耐震性貯水槽、井戸、ろ水器、可とう性の下水排水管救急箱（４点セット）に係る事業について経費を助成する。 都立学校は、小規模応急給水槽やろ水器、医療品などを整備し、避難所機能を強化する。 都は、都立施設のほか、国立法人立の社会福祉施設等も二次避難所に指定できるよう、条件整備に努める。

事 項	区 市 町 村 の 役 割	都 の 役 割
5　避難所の管理運営 （福祉局） （教育庁）	避難所の管理運営 ア　区市町村は、避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に管理運営方法を定める。 イ　学校は、避難所の管理運営について協力・援助を行う。 　避難所に指定されている学校の校長は、区市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。	都は、避難所における教職員の役割分担等について、基本的な方針を示す。
6　帰宅困難者への対応 （福祉局）	都及び区市町村は、企業等にも食料・生活必需品等の備蓄について協力を依頼する。	
7　義援金品の受付、配分 （福祉局）	(1)　義援金品募集配分委員会 ア　義援金品の募集及び配分を、確実、迅速、適正に行うため、都災害対策本部に義援金品募集配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 イ　委員会は、次の事項を審議決定する。 ①　被災者への義援金品の配分計画の策定 ②　義援金品の受付・配分に係る広報活動 ③　その他義援金品の受付・配分等に関して必要なこと ウ　配分計画は、被災状況等を勘案して世帯及び人員を単位として計画する。 エ　委員会は、次の機関等で構成する。 ①　東京都 ②　区市町村 ③　日本赤十字社 ④　その他関係機関 (2)　義援金品の受付等 ア　義援金は、都、区市町村及び日本赤十字社が受け付ける。受け付けた義援金は、委員会に送金する。 イ　義援品は、被害の状況等を勘案し、必要な物資について募集し、都及び区市町村で受け付ける。 (3)　義援金品の保管及び配分 　委員会は、配分計画に基づき義援金を被災区市町村に送金し、被災区市町村が被災者に義援金を配付する。 　なお、義援品については、速やかに被災区市町村に引き渡す。	（義援金の取扱いの詳細については、委員会で協議する。）

事 項	区 市 町 村 の 役 割	都 の 役 割
8　応急仮設住宅 （住宅局）	(1)　建設用地の選定 ア　区市町村は、あらかじめ次の点を考慮のうえ建設予定地を定めておくものとする。 (ｱ)　接道及び用地の整備状況 (ｲ)　ライフラインの状況 (ｳ)　一時避難場所などの利用の有無 イ　都は、予定された建設地の中から仮設住宅用地を選定する。都が仮設住宅の建設に当たり、各区市町村の当該行政区域内の用地だけでは所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。 ウ　都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年１回区市町村から報告を求めるものとする。 (2)　工事監督 工事の監督は、都住宅局が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、区市町村等に委任する。 (3)　入居者の募集・選定 入居者の募集計画は被災状況に応じて東京都が策定し、区市町村に住宅を割当てるものとする。 割当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割当てるものとするが、所要所数の確保が国難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。 住宅の割当てを受けた区市町村は当該区市町村の被災地に対し募集を行う。 入居者の選定は、高齢者・障害者等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して区市町村が行う。 (4)　応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は区市町村が行う。	都は、国公有地をはじめ災害時のオープンスペースの利用について、全体的な調整を行う。 都は、区市町村が円滑な入居者管理等を行えるよう、必要に応じて協力する。
9　医療情報の収集伝達 （衛生局）	(1)　被害情報の収集 区市町村は、管内の医療機関及び医療救護班との連絡体制を確立し、災害時には地区医師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所）の被害状況等について把握して都衛生局に報告する。 (2)　都民等への情報提供 区市町村は、地域住民に対し医療情報を提供する窓口を設置する。	都は、病院の被害状況を、区 市町村及び都医師会等の協力を得て収集する。 都は、収集した医療機関の被害情報等を区市町村に伝達するとともに、

事 項	区 市 町 村 の 役 割	都 の 役 割
		報道機関を通じて都民に広報する。
10　医療救護活動 （衛生局）	(1)　医療救護班派遣状況の報告 区市町村は、地区医師会の協力を得て医療救護班を派遣するとともに、医療救護班の派遣状況について衛生局長に報告する。 (2)　歯科医療救護班の編成 歯科医師や歯科衛生士などで歯科医療救護班を編成し、医療救護所に派遣する。 (3)　薬剤師の配置 医療救護所や避難所に薬剤師を配置し調剤、服薬指導等を行う。	
11　負傷者等の搬送体制 （衛生局）	(1)　医療スタッフの搬送体制 区市町村は、区市町村が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送体制を確立する。 (2)　医薬品等の搬送体制 区市町村は、区市町村が設置する医療救護所等で使用する医薬品・医療資器材の搬送体制を確立する。	都は、都が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送体制を確立する。 都は、都が備蓄、供給する医薬品・医療資器材の搬送体制を確立する。
12　保健活動 （衛生局）	(1)　保健婦班の編成 区市町村及び都は、避難所等での不自由な生活や被災のショック等による心身の健康障害や在宅療養者の病状悪化を防ぐため、保健婦班を編成し、避難所での健康相談や巡回健康相談等を行う。 (2)　精神疾患患者対策 区市町村及び都は、保健所を拠点に精神科診療所及び巡回診療チームを設置する。 (3)　メンタルケア 区市町村及び都は、保健所を拠点に精神相談室及び巡回相談チームを設置する。 (4)　在宅難病患者対策 平常時から保健所を通じて患者の把握を行う。	都は、精神科医その他の専門スタッフについて、広域応援等も含め、確保に努める。
13　防 疫 （衛生局）	区市町村及び都は、避難所その他の衛生環境確保のためのマニュアルを作成する。	
14　遺体の収容 （衛生局）	区市町村及び都は、都及び関係機関と協議のうえ、遺体収容所の事前指定等遺体を迅速に収容する体制を確立する。 また、災害時には速やかに遺体収容所を開設して運営にあたるとともに、開設状況を都及び警視庁に報告する。	都は、あらかじめ遺体の収容について関係機関との調整を行うとともに、区市町村の要請に基づき遺体収容所の開設・運営に関して必要な支援措置を講ずる。
15　遺体の埋火葬等 （衛生局）	区市町村は、火葬許可証の迅速な発行に努め、遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。	都は、近県市等との遺体火葬に関する協力体制を確立する。 都は、遺体の安置・保

事 項	区 市 町 村 の 役 割	都 の 役 割
	区市町村は、遺体の安置、保管及び搬送体制を確立する。	管に係る物品の調達について、関係業界や近県市等との協力体制を確立する。
16　ごみ処理方法 （清掃局）	(1)　災害時のごみは、区の協力を得て、分別を徹底させ、収集可能な場所に設けられた臨時集積所に排出するよう指導する。 (2)　処理施設への短期間大量投入が困難である場合には、区の協力を得て、幹線道路に面した公有地等を中継所として活用し、収集の効率化を図る。	
17　し尿処理方法 （清掃局）	(1)　し尿処理の基本的考え方 ア　水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。 避難所等においては、施設の耐震性を強化して震災時にも水洗トイレが使用できるようにする。断水時には、プール、井戸等により確保した水を使用する。 イ　アの対策と併行して、仮設トイレを使用したし尿処理を行う。 仮設トイレの備蓄及び設置マニュアル整備を行う。 仮設トイレ等の機能選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮する。 仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知する。 (2)　収集、処理体制 震災が発生した場合、都は、仮設トイレの設置状況を区からの連絡により把握し収集体制を整備する。 収集したし尿は、水再生センターに搬入して処理する。	都は、学校の避難所機能強化の一環として、下水管の可撓管化や井戸の設置補助を順次行
18　がれき処理 （清掃局）	(1)　がれき処理対策臨時組織の設置 発災後、都は速やかに「がれき」処理を行う臨時組織である「がれき処理対策本部（仮称）」を設置するとともに、区の協力を得て、各区内に「がれき処理対策班（仮称）」を設置し、都区共同で地域の「がれき」処理を行う。 (2)　倒壊建物の解体及びがれきの撤去 個人住宅や一部の中小事業所等に限り各区の対策班において「がれき」撤去に関して、住民からの申請受付、民間業者との契約及び適正処理の指導等の事務を行う。 (3)　特例処置が講ぜられた場合 倒壊した建物の解体は、原則的に所有者	（解体は所有者の責任） （解体後は、廃棄物として市町村が処理） （国は、市町村が行う処理に要する費用の・を補助）

事 項	区 市 町 村 の 役 割	都 の 役 割
	が行うこととする。ただし、個人住宅や一部の中小事業所等について、特例措置を国が講じた場合は、倒壊建物の解体処理についても撤去と同様の処理を行う。	
19　応急給水活動 （水道局）	給水拠点での都・区市町の役割分担 ア　応急給水槽では、区市町が応急給水に必要な資機材等の設営及び被災者への応急給水を行う。 イ　浄水場（所）・給水所では、都は応急給水に必要な資機材等の設営を、区市町は被災者への応急給水を行う。 ウ　飲料水を車両輸送する避難場所では都は、区市町が避難場所に設置する仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、被災者への応急給水は区市町が行う。	
20　避難計画 （総務局）	避難の方法等は、原則として現行どおりとするが、地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法についても想定しておくものとする。	

参考　3　近年の中野区の主な風水害被害一覧

災害発生年月日	災害の種類	総雨量	時間最大雨量	被害件数 （家屋等被害）	その他被害	区の対応等
平成 3年 8月 1日	集中豪雨	40.0mm	40.0mm	42		
平成 3年 9月19日	台風18号	217.5mm	43.0mm	373		消毒活動
平成 5年 8月 1日	集中豪雨	67.0mm	66.0mm	204		消毒活動
平成 5年 8月27日	台風11号	221.5mm	47.0mm	982	公共施設被害5件 倒木6件　他	消毒活動
平成 5年11月14日	集中豪雨	136.5mm	32.0mm	14	がけ崩れ1件	消毒活動
平成 6年 7月 7日	集中豪雨	110.5mm	83.0mm	125		消毒活動
平成 8年 9月22日	台風17号	250.0mm	30.5mm	12	屋根の倒壊13件 倒木66本	
平成10年 9月15日	台風5号	217.0mm	41.5mm	12	道路冠水3件 倒木1本	消毒活動
平成11年 7月21日	集中豪雨	146.0mm	127.5mm	264	公共施設被害35件 道路冠水21件　他	消毒活動
平成11年 8月24日	集中豪雨	60.0mm	58.0mm	5	公共施設被害1件 道路冠水5件	消毒活動
平成11年 8月29日	集中豪雨	83.5mm	78.5mm	97	道路冠水12件	消毒活動
平成12年 9月12日	集中豪雨	62.2mm	62.2mm	23	道路冠水7件	
平成13年 7月18日	集中豪雨	101.5mm	92.1mm	137	公共施設被害2件 道路冠水6件	消毒活動
平成13年 7月25日	集中豪雨	50.5mm	50.5mm	21	道路冠水1件	消毒活動
平成13年 9月10日	台風15号	169.0mm	37.0mm	1	倒木8件	
平成14年 8月 2日	集中豪雨	55.5mm	47.5mm	1	道路冠水1件　他	
平成15年 5月20日	集中豪雨	50.0mm	26.0mm	8	道路冠水1件	消毒液配布
平成15年 6月25日	集中豪雨	59.0mm	48.0mm	3	道路冠水2件	消毒4件 排水2件
平成15年10月13日	集中豪雨	64.0mm	59.5mm	26	道路冠水1件	消毒55件
平成16年10月 8日 ～10月 9日	台風22号	219.0mm	57.5mm	33	道路冠水7件	消毒38件 排水6件 他
平成17年 8月15日	集中豪雨	126.5mm	124.0mm	280	街路灯倒壊1件	消毒206件 排水15件 他
平成17年 9月 4日	集中豪雨	227.5mm	104.0mm	1530	護岸崩壊2箇所	消毒1406件 排水112件 他
平成18年 5月24日	集中豪雨	65.0mm	43.5mm	4		消毒3件 排水1件　他
平成23年 8月26日	集中豪雨	98.5mm	84.5mm	94	道路冠水 3 件　他	消毒 59 件
平成25年 8月12日 ～8月13日	集中豪雨	43.0mm	41.5mm	4		
平成25年 9月15日 ～9月16日	台風18号	165.5mm	47.0mm	2		
平成26年 6月24日	集中豪雨	54.0mm	51.5mm	5		
平成26年 6月29日	集中豪雨	59.5mm	33.5mm	2		
平成27年 9月 8日 ～9月10日	集中豪雨	319.0mm	37.5mm	3		
平成28年 7月14日	集中豪雨	73.0mm	46.0mm	9		
平成28年 8月 3日	集中豪雨	165.5mm	47.0mm	4		
平成30年 8月27日 ～8月28日	集中豪雨	47.0mm	44.5mm	3		
平成30年 9月30日 ～10月 1日	台風 24 号 接近	52.5mm	27.0mm	2		
令和元年10月11日 ～10月13日	台風 19 号	296.5mm	37.5mm	2		

災害発生年月日	災害の種類	総雨量	時間最大雨量	被害件数 （家屋等被害）	その他被害	区の対応等
令和2年7月23日	集中豪雨	68.5mm	62.5mm	1		
令和3年8月14日 ～8月15日	集中豪雨	182.5mm	35.0mm	2		
令和5年6月2日	台風２号	291.5mm	46.0mm	1		
令和5年8月1日	集中豪雨	53.5mm	53.5mm	6		

参考　4　ＪＲ東中野駅電車事故概要

63.12.05
地域センター部防災課

1　事故概要

12 月 5 日午前 9 時 37 分頃 JR 東中野駅下りホームに停車中の総武線下り電車に後続の電車が追突した。

電車には、1600 人程度の乗客が乗車していたが、運転手 1 名含む 2 名が死亡、102 名が負傷した。

負傷者等は、中野総合病院等に収容された。

2　区の対応

9 時 42 分：中野消防署より、防災行政無線で JR 東中野駅で事故発生、負傷者多数の見込みとの連絡あり（以降随時交信）

9 時 45 分：中野区より、医師会へ事故発生の連絡及び対応、準備要請

9 時 55 分：医療 7 点セット車載、搬送準備完了

10 時 10 分：東京消防庁より、中野区に対し医師派遣要請

10 時 10 分：野方警察署警ら隊の先導により、医療 7 点セットを現地へ搬送

10 時 10 分：中野区から医師会へ医師派遣要請
現地到着後東中野駅南口交番前に医療救護所を設置し、直ちに救護開始
（医師 10 名、看護婦 1 名）

10 時 20 分：助役、地域センター部長、保健衛生部次長等現地へ出発

10 時 30 分：現地対策班を設置し、東中野地域センターに一時避難所開設準備を指示

12 時 20 分：医師会医療救護班救護活動を終了し、医療救護所を廃止

17 時 10 分：都災対部と、現地対策班が情報を交換

18 時 30 分：現地対策班を廃止

3　東京消防庁発表最終死傷者数

死　者	2 名	（男）
中等傷	20 名	（男 11 名・女 9 名）
軽　傷	82 名	（男 49 名・女 33 名）
計	104 名	うち区民負傷者 13 名

参考　5　平成５年（1993 年）台風 11 号の被害と区の対応について

1　期間

平成 5 年（1993 年）8 月 26 日（木）～8 月 27 日（金）

2　気象情報

8 月 26 日（木）	6 時 00 分	23 区強風・波浪注意報発令
	15 時 20 分	23 区大雨・雷・強風・波浪・洪水注意報切替
27 日（金）	9 時 30 分	23 区大雨・洪水警報、雷・強風・波浪注意報切替
	19 時 35 分	東京地方大雨・洪水注意報切替
	21 時 30 分	23 区洪水注意報切替
28 日（土）	9 時 30 分	23 区洪水注意報解除

3　降雨状況（8 月 27 日）

(1) 日総雨量（弥生）221.5mm

(2) 時間最大雨量（〃）47.0mm（12 時 20 分～13 時 19 分）

(3) 10 分間最大雨量（〃）11.0mm（12 時 23 分～12 時 32 分）

4　河川水位状況（8 月 27 日）[各地点における最高水位及び時間]

(1) 神田川系（神善合流）天端より	＋36cm（13：35）
〃　（寿橋）	＋80cm（13：41）
〃　（皐月橋）	＋76cm（14：43）
〃　（末広橋）	－202cm（14：42）
(2) 妙正寺川系（鷺盛橋）	－169cm（13：16）
〃　（沼袋西）	－95cm（13：25）
〃　（妙江合流）	－79cm（13：15）

5　区の対応

8 月 26 日（木）

(1) 17 時 00 分	中野区水災害応急対策本部役置(第二次警戒配備態勢) 従事職員 100 名
(2) 17 時 40 分	中野区水災害応急災事対策本部切替(第三次警戒配備態勢) 従事職員　253 名

27 日（金）

(1) 13 時 18 分	避難勧告実施
(2) 15 時 00 分	中野区災害対策本部切替(第二次非常配備態勢) 従事職員　481 名
(3) 17 時 30 分	避難勧告解除

9 月 7 日（火）

17 時 40 分	中野区災害対策本部廃止

６　被害状況(平成 5 年 10 月 25 日現在)

(1) 地域センター管内別被害状況

	床上浸水	床下浸水	計
南中野地域センター管内	38	4	42
弥生地域センター管内	570	141	711
東部地域センター管内	24	13	37
鍋横地域センター管内	134	51	185
昭和地域センター管内	5	1	6
東中野地域センター管内	1	0	1
合計	772	210	982

(2) 公共施設被害

①向台小学校、やよい幼稚園　1 階床面全面浸水

②弥生地域センター　床上 15cm 浸水、ガス湯沸かし器（老人集会室）全損

③桃園小学校　車両避難（30 台収容）のため校庭補修

④応急隊輸送用バス（区議会マイクロ）　タイヤ全面水没（エンジン部浸水）

⑤囲町公園　ゴミ一時集積所と使用したための園庭補修

(3) その他の被害

①倒木　区内において 6 本（半倒含む）

②道路陥没　7 件

参考　6　「地下鉄サリン事件経過」

1995．3．20
防　災　課

09：30　中野消防署より第一報＝医師会派遣要請
09：35　医師会会長に医師 5 名、看護婦 10 名の派遣を要請する（防災課長）
09：40　保健衛生部へ連絡（事件発生と医師会要請の件）
09：47　南中野地域センターへ連絡（中野富士見町駅へ派遣）
09：55　防災課長他職員 3 名中野坂上駅へ出動（蘇生セット 1 セット、ボンベ 2 本、担架 5 本搬送）
10：10　富士見町新派遣の南中野センター職員より報告あり
　　救急 1 名、目の痛み訴え 2 名
10：12　派遣隊へ富士見町駅の状況報告
10：24　派遣隊中野坂上駅に到着、ボンベ等救急隊に引き渡す
　　（軽傷者のみの模様）
10：27　中野坂上に派遣した医師は治療後、撤収した
10：45　中野坂上駅の被害状況（46 名）
　　（一般 11 名、警察 5 名、消防 15 名、営団職員 15 名）
11：03　中野坂上駅の被害状況（55 名）
　　（一般 11 名、警察 7 名、消防 16 名、営団職員 21 名）
11：15　中野坂上駅の被害状況（56 名）
　　（一般 11 名（内、重症 4 名）、警察 7 名、消防 16 名（内、重症 1 名）、営団職員 22 名）
　　搬送先病院　東京女子医大、杏林、中野総合、佼成、仁友
11：15　派遣職員撤収
※　搬送した蘇生セットは派遣の医師が使用した。
※　中野区職員は、建設部交通対策課２名、福祉部保育課職員３名が被害を受ける。いずれも軽傷。

参考　7　不発弾処理の対応について

１　日時
平成16年９月８日（水）

２　発見場所
上高田２丁目52番２号　民家

３　主な経過

７日（午前）	上記民家において取り壊した物置床下から砲弾を発見
８日　９時　５分	民家住民が野方警察署へ通報（野方署出動）
	警察が近隣住民に避難を促す
４５分	野方署より区に連絡
	防災担当出動、現場状況確認、警察署と対応協議
１０時４０分	中野区災害対策本部設置
	警視庁が自衛隊に不発弾処理要請・協議
１１時４５分	自衛隊が朝霞駐屯地出発の連絡
５０分	区災対職員及び警察官による周辺住民に対する避難指示、安全確保等の広報実施（避難先：上高田地域センター、新井薬師児童館）
１２時３０分	自衛隊（東部方面後方支援隊第１０２不発弾処理隊）現場到着、処理開始
４５分	自衛隊により砲弾回収、搬送
５０分	避難指示等解除の広報実施
１４時００分	中野区災害対策本部廃止

４　その他
(1) 不発弾の種類等
旧日本軍10cm砲弾（直径10cm、長さ38cm）
(2) 避難指示等対象世帯数
約300世帯

参考　8　平成16年新潟県中越地震に係る中野区の救援対策について

平成16年10月23日午後５時56分に発生した「平成16年新潟県中越地震」の被災地域に対して次の通り救援活動等を行った。

１　救援活動の経緯概要

２４日（日）	７時３０分～	情報連絡体制を敷き被災地域の情報収集 友好関係にある小国町と連絡とるが不通
２５日（月）	７時３０分	小国町災害対策本部と連絡体制を確保
	８時４５分	「中野区新潟県中越地震救援対策本部」を設置 小国町への救援物資の搬送を決定
	１４時５０分	小国町へ救援物資輸送隊出発
２６日（火）	０時５０分	小国町に輸送隊到着
	１６時	練馬区より川口町への救援の協力要請 川口町と連絡をとり、救援要請を受ける
	１８時００分	川口町への救援物資搬送を決定
２７日（水）	９時００分	川口町へ救援物資輸送隊出発
	１５時３０分	川口町に輸送隊到着

２　搬送態勢

(1) 小国町への搬送

①　輸送隊　職員１２名、運転手（雇上げ）４名

②　車両　6台（庁有車2台、2トントラック4台）

(2) 川口町への搬送

①　輸送隊　職員５名、運転手（雇上げ）２名

②　車両　４台（庁有車1台、2トントラック２台）

３　救援物資の内容

(1) 小国町

①　アルファー化米1,920食　②　おかゆ1,000食　③　シチュー920缶
④　菓子パン620個　⑤　飲料水　1,170本　⑥　粉乳24缶
⑦　ほ乳瓶70本　⑧　給水バケツ500個　⑨　ヒシャク30個
⑩　かまどセット10セット　⑪　固形燃料200缶　⑫　タオル1,700枚
⑬　紙おむつ336個　⑭　トイレットペーパー1,632ロール
⑮　生理用品3,600個　⑯　防水シート500枚　⑰　カセットコンロ37個
⑱　カセットボンベ480本　⑲　携帯電話用充電器・電池24セット
⑳　ローリータンク　1本

(2) 川口町

①　アルファー化米1,760食　②　飲料水1,200本　③　粉乳36缶
④　ほ乳瓶130個　⑤　かまどセット２セット
⑥　固形燃料420缶　⑦　毛布115枚　⑧　給水バケツ500個
⑨　ブルーシート50枚　⑩　携帯電話用充電器・電池12セット

４　その他の支援

(1) 応急危険度判定員の派遣

被災建築物の応急危険度判定について、新潟県より東京都に応急危険度判定員の派遣要請があり、東京都及び23区で体制をとり小千谷市内及びその周辺地域の応急危険度判定を実施した。

中野区は、建築調査担当の職員1名を、10月26日から28日にかけて派遣した。

(2) 見舞金及び義援金

中野区では、次の見舞金等を新潟県に届けることとした。

①　中野区見舞金　500,000円

②　区民からお預かりした義援金　5,165,851円（12月６日現在）

参考　9　平成 17 年（2005 年）９月４日の大雨の被害と区の対応

１　気象状況

９月４日（日）　１５時１１分　大雨・洪水・雷注意報発令

２０時１１分　大雨・洪水警報発令

２　降雨状況（mm）

《妙正寺川系》				《神田川系》			
雨量局	総雨量	最大１時間雨量	最大 10 分雨量	雨量局	総雨量	最大１時間雨量	最大 10 分雨量
下井草	249	110	27	久我山	223	97	19
鷺　宮	207	104	26.5	鍋　横	79	56.5	17.5
江古田	112	57.5	16.5	弥　生	67	52	18.5

３　調節池・雨水貯留施設貯留量（㎥）

調節池合計	675,000／777,000	雨水貯留施設合計	99,954／145,000
環七地下調節池	420,000／420,000	和田弥生幹線	77,112／120,000
妙正寺川第１調節池	30,000／30,000	中野幹線	7,500／7,500
妙正寺川第２調節池	92,200／100,000	かえで公園雨水調節池	1,740／1,900
落合調節池	34,300／50,000	沼袋幹線	1,517／2,700
上高田調節池	81,500／160,000	第二妙正寺川幹線	8,700／8,700
北江古田公園調節池	17,000／17,000	上高田雨水調節池	3,385／4,200

４　被害概況

地域	床上	床下	小事業所	計	地域	床上	床下	小事業所	計
東中野	50	22	9	81	江古田	111	74	29	214
東　部	8	9	22	39	沼　袋	38	53	57	148
鍋　横	18	10	9	37	野　方	222	101	19	342
桃　園	3	1	3	7	大　和	183	89	23	295
東中野	8	0	0	8	鷺　宮	75	74	87	236
上高田	29	13	1	43	上鷺宮	3	1	1	5
新　井	24	25	26	75	合　計	772	472	286	1,530

５　区の対応

(1) 職員態勢

４日 20 時 11 分：情報連絡態勢

21 時 40 分：【災害対策本部設置】第一非常配備態勢　159 名

５日８時 30 分：第二非常配備態勢　516 名

(2) 避難勧告等

・妙正寺川系　４日

①　21:23　②　21:50　③　22:32　※23:00[大和地域]

・神田川系　４日

①　21:41　②　22:23　③　22:43

・北原橋付近住民[17 世帯 20 名]　5 日

①　 2:08　②　2:53（避難指示）

(3) 土のう及び排水対応

・土のう　370 件（10,552 袋）　・排水　112 件

(4) ごみ処理件数

・720 件（推定ごみ処理量＝284.8ｔ）

(5) 消毒対応件数

・消毒　1,406 件　・衛生指導　251 件

参考　10　東日本大震災による区の対応、被災地支援について

1　震災発災当日の対応等

平成23年３月11日（金）午後２時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード９．０の東日本大震災が発生し、宮城県北部では最大震度７の揺れを、中野区でも震度５強の揺れを記録した。

この震災は、史上最大級の地震災害と大津波災害をもたらし、加えて原子力発電所の深刻な事故をもひき起したため、かつて日本が経験したことがない大規模複合災害となった。

(1) 災害対策本部設置と避難所開設

東日本大震災発災直後の午後２時48分、中野区では直ちに災害対策本部を設置し、第１次非常配備態勢（1,340人）をとるとともに、災対各部に対して区内の被害状況調査及び区有施設の安全点検等災対各部の所掌事項に関する指示を行った。

中野区での最大震度が震度５強だったこともあり、区民や区が蒙った被害は比較的軽微なものであったが、余震は断続的に続いており、自宅から学校へ避難してくる区民がいるであろうこと、また、鉄道の運転見合わせによる帰宅困難者の発生も想定されたことから、午後４時15分、地域本部に対して17か所の避難所の開設準備を指示した。

時間が経過していく中で、避難所開設の有無にかかわらず、学校に避難してくる区民がいた他、中野駅周辺には数多くの滞留者が、また、主要幹線道路には数多くの徒歩帰宅者が発生したため、17か所の避難所施設の安全が確認された午後６時15分、開設を指示した。

（開設した１７か所の避難所）

南中野中	向台小	第十中	第二中	中央中	桃園第二小	第三中
第五中	新井小	第七中	緑野中	北原小	第四中	第八中
武蔵台小	若宮小	第九中				

この他、中野サンプラザの協力を得て、施設ロビー等で帰宅困難者の受け入れを行った。

(2) 避難所での対応

避難所では、避難所運営会議の主要メンバーである、施設管理者の学校教職員、地域防災住民組織などの地域住民、区職員（避難所班）の三者が協力して震災翌日の避難所閉鎖まで避難者及び帰宅困難者への対応にあたった。

なお、各避難所では、必要に応じて、毛布、敷きマット、セイバークラッカー、アルファ化米、圧縮タオル、紙コップ等を提供した。

(3) 避難者数（自宅からの避難者及び帰宅困難者の合計）

発災翌日の３月12日（土）午前５時30分時点の避難者数は684人であり、人数が多かったのは、帰宅困難者を誘導した中野駅近辺の中央中避難所243人、第九中避難所259人であった。また、中野サンプラザのロビー、２階ホールで過ごした人数は、延べ600人程度と推定される。

なお、午前８時にはすべての避難所を閉鎖し、帰宅できない事情のある区民は最寄りの地域センター（現「区民活動センター」）に案内したが、午後１時35分にはすべての避難者が帰宅した。

2　震災被災地への復旧・復興支援

中野区では、東日本大震災の被災者支援に積極的に対応するため、平成23年４月１日付で区長を本部長とする「中野区東日本大震災被災者支援対策本部」を、また、被災者支援を具体的に推進する組織として「東日本大震災被災者支援対策室」を設置し、被災地に対する支援を行った。また、平成24年度は、被災自治体や全国の自治体と広く連携・協働し、被災地の復興をより強力に後押しするという意味で、本部の名称を「東日本大震災復興広域協働推進本部」と改めた。

(1) 義援金の贈呈

①　区民の方などからの義援金

ア　岩手県、宮城県、福島県に各1,300万円贈呈
（平成23年６月29日各1,000万円、同年９月16日各300万円の合計各1,300万円）

イ　宮城県の東松島市、岩沼市、亘理町に各200万円贈呈（平成23年９月16日）

ウ　宮城県の東松島氏、岩沼市、亘理町、石巻市に各105万1,122円（平成24年11月２日）

②　区からの義援金

宮城県の東松島市、岩沼市、亘理町に各200万円贈呈（平成23年７月11日）

(2) 支援物資の提供

① 福島県田村市（平成23年３月14日～16日）

アルファ化米 2,800食	サバイバルフーズ 1,428食	チキンシチュー 800食	おかゆ 3,000食
保存用飲料水 1,920Ｌ	タオル 9,200枚	調整粉乳 528缶	ほ乳びん 180本
紙おむつ 8,860枚	生理用品 10,310個	おしりふき 32個	ガソリン 220Ｌ
軽油 60Ｌ	毛布 100枚	サバイバルブランケット210枚	
敷きマット 60枚	簡易トイレ ５台	釜戸セット ５セット	釜戸セット燃料 75Kg
釜戸セット燃料 75Kg	割りばし 11,725膳	スプーン 700本	器用紙ボウル 10,400個
紙コップ 14,120個	簡易トイレ用テント ５張	凝固シート一体型便袋1,260枚	
トイレットペーパー3,624巻	ランタン 20個	ランタン用単一電池 200本	成人用紙おむつ 1,310枚
車椅子 ２台	担架 ２台	固形せっけん 100個	ウェットティッシュ 49個

② 宮城県亘理町（平成23年４月２日～３日）

食品用ラップ 50本	ウィルス除菌剤 30本	ウェットティッシュ71個	布テープ 50個
養生テープ 10個			

③ 宮城県岩沼市（平成23年４月19日）
避難所間仕切りセット 720セット(１セット５枚)

④ 宮城県山元町（平成23年５月９日）

スチールキャビネット２台	角型テーブル３台	折りたたみテーブル２台	キーボード２台
電子ピアノ１台	電子ピアノ用椅子 １台	円卓型折りたたみテーブル２台	
ティンパニー ２台	楽譜立て 10台	アコーディオン ６台	電子オルガン １台
電子オルガン用椅子 ２台	８段用跳び箱 ２台	４段用跳び箱 ３台	台所用洗剤 １ダース
クレンザー １ダース	ビニール袋 1,000枚	めんつゆ １ダース	コンソメ ２Kg
味塩コショウ １ダース	保存用ビニール袋 10箱	金たわし １ダース	

⑤ 福島県相馬市（平成23年７月15日）
全国自転車問題自治体連絡協議会を通じて、福島県相馬市にリサイクル自転車50台を提供した。提供した自転車は、放置自転車として中野区が撤去・保管をし、保管期限内に引取り手のなかったもののうち再利用可能なものを点検整備したもの。
なお、自転車の点検・整備については公益社団法人中野区シルバー人材センター、運搬については社団法人東京都トラック協会の協力を得た。

⑥ 宮城県松島町（平成23年10月26日）
選挙用計数機 ２台

⑦ 宮城県亘理町内小中学校（平成23年５月９日）

運搬車４台	椅子20脚	丸椅子40脚	片袖机３台
薬品保管庫１台	閲覧用椅子50脚	折りたたみ椅子 50脚	木製丸椅子 47脚
踏み台 １台	電子ピアノ ２台	高跳び用マット ２枚	望遠鏡 １台
謄写製版印刷機１台	折りたたみスクリーン １台	ラジオカ １台	ミシン ４台
扇風機 １台	メガホン ２台		

(3) 見舞金の贈呈（私費）
姉妹提携都市である福島県田村市に、中野区の特別職・部長・課長からの見舞金を贈呈した。（平成23年３月18日）
金 額：50万円（特別職15万円、部長会15万円、課長会20万円）

(4) 被災地自治体との復興支援に関する協定の締結
自治体間の連帯と相互協力の精神に基づき、被災地自治体の災害復興を促進するため、被災地自治体と復興支援に関する協定を締結した。

① 協定内容
職員派遣、職員の受入れ、従事業務、費用負担について等

② 協定締結
平成23年４月７日 宮城県岩沼市及び亘理町
平成23年４月26日 宮城県東松島市

(5) 区職員の派遣

① 平成 23 年度

ア 派遣職員数

201 人、延べ 3,667 人・日

イ 派遣先自治体

【短期派遣】

○宮城県

仙台市（ゴミ収集・運搬、被害家屋調査など）
気仙沼市（健康管理業務、被害家屋調査等）
女川町（建物応急危険度判定）
石巻市（被害家屋調査、被害家屋調査再申請受付等）
七ヶ浜町（町長・町議選、宮城県議選期日前投票事務）
仙台市青葉区（建物被害認定調査）

○福島県

双葉町（＊）（一時立入関連業務）＊埼玉県加須市内事務所で従事
広野町（健康管理業務）
浪江町（＊）（一時立入関連業務）＊福島県二本松市内事務所で従事

【長期派遣】

○宮城県

東松島市（被害家屋調査、がれき撤去受付、仮設住宅受付等）
岩沼市（見舞金等の支給、住宅応急修理受付、予防接種関係業務等）
亘理町（被災車両撤去立会、仮設住宅管理運営、住宅応急修理審査、がれき撤去受付等）
石巻市（被害家屋調査、被害家屋調査再申請受付、介護保険事務）

② 平成 24 年度～31 年度

派遣年度	平成 24 ～27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
派遣職員数	11 名	11 名	7 名	6 名	3 名
派遣先自治体	宮城県石巻市、東松島市、岩沼市、亘理町	宮城県石巻市、東松島市、亘理町	宮城県石巻市、東松島市、亘理町、福島県楢葉町	宮城県石巻市、東松島市、福島県楢葉町	宮城県石巻市、東松島市

主な業務内容

○ 仮設住宅の管理に関する調整業務
○ 津波避難タワー建設関連業務
○ 市街地の再開発業務
○ 災害廃棄物処理等関連業務
○ 防犯灯設置等業務

(6) 被災地支援・復興協働事業

① 被災地復興応援フェア「なかのいち」の実施（平成 23 年度）

被災地の経済活動を活性化させるため、被災地域の物産品を扱った産直フェアやパネル展などを開催した。

② 被災者・被災地支援チャリティークラシックコンサートの開催（平成 23～26 年度）

東日本大震災で被災した遺児の支援、中野区に避難された方々への心の癒し、被災地の復興応援活動を目的に、チャリティークラシックコンサートを開催した。（共催：中野区医師会）

③ 未来への教科書「写真展」の開催（平成 24 年度）

被災地の子どもたちが自らカメラを手に取り撮影した写真を集め展示することで、子ども自身が「明日に向かって歩む」後押しとなることを目指して、写真展を実施した。（協力：NPO法人映像情報士協会）

④ 区役所内売店等での職員派遣先自治体物産品販売（平成 24～30 年度）

区が職員派遣を実施している宮城県石巻市、東松島市、岩沼市、亘理町の物産・工芸品などの通年販売行った。

⑤　「東北復興大祭典なかの」・「東北復興記念展」の開催（平成 24 年度～）
東日本大震災で被災した、東北地方への継続的な復興支援のため、毎年 10 月下旬ごろ開催
実施内容：○パネル展示等による復旧・復興の歩み等紹介、観光・文化のＰＲ
○自衛隊の救援・復旧活動及び区の復興協働業務の紹介
○防災意識の向上のための防災体験・ＰＲコーナー
○防犯・交通安全啓発コーナー
○東北の物産品・食品販売等のブース出店
○東北地方の郷土芸能の披露
○ねぶた展示

(7) 区内被災者への支援
区は、被災地から中野区内に避難されている方を対象に、区民サービスの提供等を実施。
（区内被災者　198 世帯、399 人（平成 26 年４月１日現在））

①　区民サービスの提供（平成 23 年度～）
区は、国・都の法律や条例、方針に沿って区内に避難している被災者に対して、原則自己負担なしで区民と同様のサービスを提供。

②　一時避難所の開設（平成 23 年度）
地震発生後の平成 23 年３月 18 日から４月６日までの間、旧東中野小学校の教室等を一時避難場所として提供。
提供内容：毛布、敷マット貸与、トイレ有、風呂・食事提供無

③　避難者一時駐車場の提供（平成 23 年度）
（仮称）南中野区民活動センター等整備用地（弥生町五丁目５番）、旧鷺宮東自転車保管場所用地（若宮三丁目 56 番）に、避難者の一時駐車場を無料で開設。

④　リサイクル自転車の提供（平成 23 年度～）
撤去自転車で引取りのなかったものを提供。

⑤　被災者の雇用・就業支援
区内に避難されてきた方などの雇用・就業を支援するため、区の臨時職員として優先的な雇用。
雇用人数：10 人（平成 23 年８月～平成 24 年３月）

⑥　都営住宅等の提供（平成 23 年度～）
都は、国や都の方針等に沿って被災された方などに対して、都営住宅等を提供。

⑦　区職員による避難者への戸別訪問
被災後１年２か月が経過し、避難生活が長期化している避難者に対し、客観的に支援が必要だと判断される場合には、適切な相談機関等につなげるための働きかけを実施。
訪問期間：平成 24 年６月下旬～７月末
訪問対象者：区内避難者全世帯（訪問を希望しない世帯を除く。）

⑧　中野区被災者支援相談会の開催
被災者支援の一環として、中野区社会福祉協議会と共催で相談会等のイベントを実施~~した~~。
日　時：平成 24 年８月４日（土）　11:00～
会　場：中野区勤労福祉会館　大会議室他

参考　11　令和元年度台風１５号に係る中野区の救援対策について

台風１５号の影響により被害が発生した千葉県館山市及び君津市対して、中野区は、必要な救援物資及び職員派遣による支援を実施した。

【千葉県館山市への支援内容】

１　救援物資の搬送

（１）搬送物

・ブルーシート（3.6m×5.4m）　１５００枚

・トラロープ（200m 巻き）　　１００束

（２）搬送先

館山市役所　千葉県館山市北条１１４５－１

（３）搬送日

令和元年９月１３日

２　職員派遣

（１）業務内容

・救援物資運搬業務　６名（派遣日：令和元年９月１３日）

・罹災証明に係る住家被害認定業務　２名（派遣期間：令和元年９月３０日～１０月４日）

・災害廃棄物処理業務　６名（派遣期間：令和元年１０月３日～１０月９日）

（２）派遣先

館山市役所　千葉県館山市北条１１４５－１

【千葉県君津市への支援内容】

１　職員派遣

（１）業務内容

罹災証明に係る住家被害認定業務　２名（派遣期間：令和元年９月２４日～１０月２日）

（２）派遣先

君津市役所　千葉県君津市久保２－１３－１

昭和 39 年作成
令和６年修正　第 43 次修正

中野区地域防災計画

別冊資料

編集発行　　中野区防災会議
（庶務担当）　中野区総務部防災危機管理課
東京都中野区中野４丁目８番１号
（※令和６年５月７日以降は中野４丁目 11 番 19 号）
電話　03（3389）1111 番